# 建築保全業務共通仕様書

平成 30 年版

平成30年9月7日 国営保第22号

この共通仕様書は、各省各庁の施設管理者が官庁施設の保全を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省のホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (http://www.mlit.go.jp/link.html) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

第1編 総則

#### 第1章 総則

### 第1節 一般事項

#### 1.1.1 適用

- (a) 建築保全業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。) は、建築物及びその附帯施設 (以下「建築物等」という。) の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清 掃、執務環境測定等及び警備に関する業務委託に適用する。
- (b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行 すべきものとする。
- (c) 共通仕様書の第2編以降の各編は、第1編と併せて適用する。
- (d) 共通仕様書の第2編以降の各編において、一般事項が第1章に規定されている場合は第2章以降の規定と併せて適用する。
- (e) 建築保全業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番とし、これにより難い場合は、1.1.4「疑義に対する協議等」による。
  - (1) 契約書 (頭書及び条項をいう)
  - (2) 質問回答書((3)から(5)までに対するもの)
  - (3) 現場説明書
  - (4) 特記仕様書(図面、機器リストを含む)
  - (5) 共通仕様書
- (f) 本編の規定は、第2編から第6編までに別に定めのある場合には適用しない。

#### 1.1.2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。

- (1)「建築物」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号で規定する建築物をいう。
- (2)「施設管理担当者」とは、契約図書に規定する施設管理担当者をいい、建築物等の管理 に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (3)「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。
- (4)「業務責任者」とは、契約図書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、 業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注 者側の責任者をいう。
- (5)「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注

者側の担当者をいう。

- (6)「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (7)「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (8)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し、業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (9)「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (10)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者等が実施した結果等について 提出した資料に基づき、施設管理担当者が契約図書との適否を確認することをいう。
- (11)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (12)「特記」とは、1.1.1「適用」の(e)の(2)から(4)までに指定された事項をいう。
- (13)「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認又は、毎月の支払の請求に係る業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (14)「作業」とは、共通仕様書で定める建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、 運転・監視、清掃、執務環境及び警備に当たることをいう。
- (15)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき 場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (16)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、 あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は、他の手段によることができることをい う。
- (17)「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無 を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (18)「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
- (19)「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
- (20)「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行 う点検をいう。
- (21)「法定点検」とは建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。
- (22)「12条点検」とは、建築基準法第12条第2項及び第4項で定める点検又は官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。)第12条第1

項及び第2項で定める点検により、建築物等の損傷、腐食、劣化等の状況を点検すること をいう。

- (23)「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う 消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (24)「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼動させ、その状況を監視し、 制御することをいう。
- (25)「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、良好な環境を保つための作業をいう。
- (26)「執務環境測定等」とは、建築物等の執務環境に関する測定、吹付けアスベスト等の点検並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)施行規則第四条の四に定めるねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物(以下「ねずみ等」という。)の調査及び防除に関する業務をいう。
- (27)「警備」とは、施設内における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

#### 1.1.3 受注者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に 限り受注者の負担とする。
- (b) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (c) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める 支給材料を除く。
- (d) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、第4編「清掃」で定める衛生消耗品を除く。

#### 1.1.4 疑義に対する協議等

- (a) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (b) (a) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。
- (c) (a) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「業務の記録」(a) の規定による。

### 1.1.5 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

#### 1.1.6 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

#### 1.1.7 非常時の対応

- (a) 地震、暴風、豪雨その他の自然災害に備え、あらかじめ施設管理担当者と協議し、非常 時の指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を定めておく。
- (b) 業務関係者が建築物等に常駐して行う業務において、被害を及ぼす可能性のある暴風、 豪雨等に関する気象予報が発令された場合は、建築物等を巡回し、被害の未然防止のため の必要な措置を講ずる。
- (c) 災害が発生した場合は、人命の安全確保を優先する。また、受注している業務の継続が 困難となった場合は、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (d) 施設管理担当者との協議により、保全業務について応急的な支援を行う。
- (e) 当該支援にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

#### 第2節 業務関係図書

#### 1.2.1 業務計画書

- (a) 業務責任者は、各編で定める業務目的に照らし適切な業務の実施に先立ち、実施体制(非常時の対応を含む)、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

#### 1.2.2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、 業務責任者、業務担当者、安全管理の内容等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業 開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

#### 1.2.3 貸与資料

貸与資料は、特記による。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

#### 1.2.4 業務の記録

- (a) 施設管理担当者と協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
- (c) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
- (d) (a) から(c) までの記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示

する。

#### 第3節 業務現場管理

#### 1.3.1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全 等の業務管理を行う。

#### 1.3.2 業務責任者

- (a) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (b) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

#### 1.3.3 業務条件

- (a) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (b) やむを得ない事情により契約図書に定められた業務を行う日及び時間を変更する必要 がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

#### 1.3.4 電気工作物の保安業務

- (a) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) による事業用電気工作物の維持及び運用の保安 に関する事項に係る業務は、特記による。
- (b) (a)の実施に当たり、受注者等は同法令に従い、電気工作物の保安体制を確立する。
- (c) (a) に係る業務を実施する場合には、発注者が定める事業用電気工作物保安規程(以下「保安規程」という。)に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

#### 1.3.5 環境衛生管理体制

- (a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号) による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。
- (b) 建築物環境衛生管理技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い、 衛生的環境の確保に努める。
- (c) 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

### 1.3.6 業務の安全衛生管理

- (a) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
- (b) 業務の実施に際し、アスベスト又はPCBの使用を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

#### 1.3.7 火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けるものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

#### 1.3.8 喫煙場所

業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。

#### 1.3.9 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

#### 第4節 業務の実施

#### 1.4.1 業務担当者

- (a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (b) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該 作業等を行う。

#### 1.4.2 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承 諾を受けるものとする。

#### 1.4.3 服装等

- (a) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。ただし、警備 については、第6編「警備」による。
- (b) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

#### 1.4.4 別契約の業務等

- (a) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。
- (b) 常駐して行う業務においては、施設管理担当者の監督下において、別契約の業務の業務 責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。

#### 1.4.5 行事等への立会い

業務実施施設において開催される、防災訓練等の行事等への立会いの要否は、特記による。

#### 1.4.6 施設管理担当者の立会い

作業等に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

#### 1.4.7 業務の報告

業務の報告は、業務責任者が作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、あらかじめ施設管理担当者と協議して定めた日に施設管理担当者に提出することにより行う。

- (a) 点検、定期点検、臨時点検又は日常点検においては、あらかじめ施設管理担当者と打合 せの上、定められた様式により報告する。
- (b) 施設管理担当者が施設等の維持管理又は建物の維持保全計画若しくは長期修繕計画の 作成若しくは見直しを行う場合に助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言 を行う。
- (c) 施設等に事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策に つなげるという公益性の観点から施設管理担当者の求めに応じて報告書の作成に協力す る等、必要な協力を行う。

#### 1.4.8 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づく 特定調達品目の適用は、特記による。

#### 第5節 業務に伴う廃棄物の処理等

#### 1.5.1 廃棄物の処理等

- (a) 業務の実施(修繕や部品交換など)に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担により行う。ただし、新たな支給材料との交換に伴い不要となったもの、第2編4.5.6「汚水槽・雑排水槽の清掃」(c)汚泥等、第4編2.3.1「ごみ運搬処理」で発生するごみ、吸殻等の廃棄物は除く。
- (b) 発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。

#### 1.5.2 産業廃棄物等

- (a) 産業廃棄物等の処理は、関係法令に従い適切に行うものとする。なお、上記 1.5.1(a) のただし書きの廃棄物の一部は産業廃棄物であり、発注者が別途、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適切に処理することとなる。
- (b) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れが多いため、その取扱

いや処理方法等を定めた法律等を遵守して、適切に対応する。

# 第6節 業務の検査

### 1.6.1 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約図書
- (2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書
- (3) 出勤・退勤確認簿(施設警備業務の場合)
- (4) 業務仕様に係る改善提案書

#### 第2章 施設等の利用・作業用仮設物等

### 第1節 建物内施設等の利用

### 2.1.1 居室等の利用

- (a) 常駐業務室、控室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、 特記による。
- (b) 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

#### 2.1.2 共用施設の利用

- (a) 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。
- (b) 建物内の浴室、シャワ一室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

#### 2.1.3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

### 第2節 作業用仮設物及び持込み資機材等

#### 2.2.1 作業用足場等

- (a) 点検に使用する脚立等は受注者の負担により用いる。ただし、高所作業に必要な足場、 仮囲い等(作業床高さ2m以上)は、特記による。
- (b) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、建築基準法、「建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)」(平成5年1月12日建設省経建発第1号)、その他関係法令等に適合する材料及び構造のものとする。

#### 2.2.2 持込み資機材

非常駐の業務にあっては、受注者の持込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。 ただし、業務が複数日にわたる場合であって、施設管理担当者の承諾を受けた場合には残置 することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

#### 2.2.3 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

#### 第2編 定期点検等及び保守

#### 第1章 一般事項

### 第1節 一般事項

#### 1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、建築物等の定期点検、臨時点検、保守等に関する業務に適用する。

#### 1.1.2 点検の範囲

- (a) 定期点検及び臨時点検の対象部分、数量等は、特記による。
- (b) 特記した対象部分について本編各章に示す点検を実施し、その結果を報告する。なお、 特記した対象部分以外について異常を発見した場合には、その旨を施設管理担当者に報告 する。
- (c) 特記した対象部分に、本編各章の作業項目又は作業内容の対象となる部分がない場合は、 当該作業項目又は作業内容に係る点検を実施することを要さない。
- (d) 本編各章の点検周期が二種類ある場合の適用は、特記による。適用は本編各章の作業項目及び作業内容を示す各表単位で行う。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。 点検周期は次より選択されているものとし、受注者はそれを踏まえて点検を適切に行う ものとする。
  - (1) 周期 I:標準的な点検周期
  - (2) 周期 II:対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合に適用する頻度を軽減した点検周期
- (e) 点検周期が1年を超える場合の点検の実施は、特記による。

#### 1.1.3 保守の範囲

定期点検、臨時点検並びに官公法第 12 条又は建築基準法第 12 条による点検(以下「12 条点検」という。)の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - ① 潤滑油、グリス、充填油等
  - ② ランプ類、ヒューズ類
  - ③ パッキン、ガスケット、Oリング類
  - ④ 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油

- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装 (タッチペイント)
- (8) その他特記で定めた事項

#### 1.1.4 点検及び保守等の実施

- (a) 本編各章に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて、保守その他の措置を 講ずる。
- (b) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検 の参考とする。
- (c) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (d) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

#### 1.1.5 周期の表記

定期点検の周期の表記は、次による。

- (1)「1 D」は、1日ごとに行うものとする。
- (2)「1W」は、1週ごとに行うものとする。
- (3)「2W」は、2週ごとに行うものとする。
- (4)「1 M」は、1月ごとに行うものとする。
- (5)「2M」は、2月ごとに行うものとする。
- (6)「3 M」は、3月ごとに行うものとする。
- (7)「4M」は、4月ごとに行うものとする。
- (8)「6 M」は、6月ごとに行うものとする。
- (9)「1 Y」は、1年ごとに行うものとする。
- (10)「3 Y」は、3年ごとに行うものとする。
- (11)「5 Y」は、5年ごとに行うものとする。
- (12)「6 Y」は、6年ごとに行うものとする。
- (13)「10Y」は、10年ごとに行うものとする。

#### 1.1.6 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類
- (3) 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

#### 1.1.7 応急措置等

(a) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用するこ

とにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、 簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。

- (b) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (c) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

#### 1.1.8 点検の省略

- (a) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、法定点検や特記がある場合 はこの限りでない。
  - (1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
  - (2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
  - (3) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
  - (4) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
  - (5) 足場のない給気又は排気のための塔
  - (6) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
- (b) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点 検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うこ とを要しない。

### 1.1.9 点検及び保守に伴う注意事項

- (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、 あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等(作業床高さ2m以上)は、特記による。

### 第2節 法定点検等

- 1.2.1 関係法令(建築基準法及び官公法を除く。)に基づく法定点検の実施
  - (a) 関係法令に基づく法定点検は、本編各章の定めにより適切に実施する。また、本編各章 の定めがない場合は、特記による。

#### 1.2.2 12条点検の実施

- (a) 12条点検の実施は、特記による。
- (b) 12 条点検の点検項目は、特記による。特記がなければ、点検項目Aに示す点検項目と

する。

点検項目A:別表 点検等及び確認整理表の「官公法 12 条点検」の欄に点検周期の記載が ある点検項目

点検項目B:別表 点検等及び確認整理表の「建基法 12 条報告検査等」の欄に点検周期の 記載がある点検項目

- (c) 12 条点検を実施する場合は、必要な資格を有する者が、建築基準法又は官公法に規定する調査方法、検査方法、点検方法等により実施する。
- (d) 上記(c)において第2編表2.2.1から表8.4.2及び第5編表4.2.1の備考欄に[12条点検]と記載のある点検項目に係る点検は、本共通仕様書の点検内容に換えて、12条点検により履行する。

なお、同一年度に複数回の点検が指定されている場合は、そのうち 1 回を 12 条点検で 履行する。

- (e) 12 条点検を実施する場合は、12 条点検の結果に応じ、 1.1.3「保守の範囲」に定める ところにより保守を実施する。
- (f) 12 条点検を実施する場合の点検記録書式は、施設管理担当者が定める様式とする。

### 1.2.3 支障がない状態の確認の実施

本編各章の点検は、官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成17年国土交通省告示第551号)の実施のために定められた「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」第6に定める支障がない状態の確認を兼ねるものとする。

(a) 支障がない状態の確認の記録は、施設管理担当者が定める様式により報告する。

### 第2章 建築

### 第1節 一般事項

### 2.1.1 適用

本章は、建築物等に関する業務に適用する。

### 2.1.2 点検の実施

点検方法は、原則として、目視、触接、軽打等による。

### 第2節 外部

### 2.2.1 屋根

- (a) 屋根の作業項目及び作業内容は、表2.2.1による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表2.2.1 屋根

作業項目	表2.2.1 屋根 作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 雨水進入による汚損の有無の点検	1 Y	3 Y	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	  ②	1 Y	3 Y	
	③ 建築材料の剥離、接合部の緩みの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 屋内案内表示の亀裂、破損、変形及び脱落の有	1 Y	3 Y	
	無の点検	1 1	0 1	
2. 陸屋根 (塔屋を				
含む)				
a. 保護層	① 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
(保護コンク	② 伸縮調整目地材の劣化及び欠損の有無の点検	1 Y	3 Y	5 A - 10.7
リート、保護モ	③ 保護コンクリート及び保護モルタルは、平面及	1 Y	3 Y	[12条点検]
ルタル、保護砂	び立上り部の浮き、ひび割れの有無の点検	4 77	0.77	
利等)	④ 保護砂利は、片寄りの有無の点検	1 Y	3 Y	
b. 露出防水層	① 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
(保護層のな	② 防水層の亀裂、破断及びめくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
い場合)	③ 防水層のふくれ、変形及びしわの有無の点検	1 Y	3 Y	
,	④ 防水層立上り部のめくれ及びずり落ちの有無	1 Y	3 Y	
	の点検、押え金物の取付け状態の良否の点検			
	⑤ 仕上塗装の変退色及びチョーキングの有無の	1 Y	3 Y	
	点検			
	⑥ 砂付ルーフィングの砂落ちの有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑦ 脱気装置の破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. 勾配屋根	① 葺材の変形、乱れ、割れ、さび、腐食、塗装の	1 Y	3 Y	[12条点検]
(長尺金属板葺、	劣化及び表面処理の劣化の有無の点検		0.77	[
折板葺、粘土瓦	② 留付け金物のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
葺等)				
4. 屋上機器及び	  ① 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の	1 Y	3 Y	│ 「12条点検〕
工作物	有無の点検			「エロントハハコ大」
.,	② 支持部分等の劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	·			

5. パラペット (設備機器基礎 を含む)	<ul><li>① コンクリート又はモルタル笠木のひび割れ、浮き、剥離等の有無の点検</li></ul>	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 金属笠木及び防水押え金物の変形、さび、腐食、 損傷の有無の点検及び取付け状態(脱落及びビ スの緩み)の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
6. 手すり・丸環・	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
点検口	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
7111100				
7. ルーフドレ	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
ン・とい	② さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
		1 Y	3 Y	
8. トップライト	① 傷、割れ、変形及び破損の有無の点検			
	② 結露及び漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑤ 開閉式の場合は、その作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
9. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、 損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

### 2.2.2 外壁

- (a) 外壁の作業項目及び作業内容は、表2.2.2による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.2.2 外壁

			1	
作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項(塔屋	① 雨水進入による汚損の有無の点検	1 Y	3 Y	
を含む)	② 亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 建築材料の剥離、接合部の緩みの有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 室内に面する木造、組積造、補強コンクリート	1 Y	3 Y	[12条点検]
	ブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄			
	骨鉄筋コンクリート造の外壁の劣化及び損傷の			
	点検			
2. コンクリート	剥落、浮き、ひび割れ、さび汚れ、エフロレッセ	1 Y	3 Y	[12条点検]
打放仕上げ	ンス、ポップアウト、表面脆弱化、汚れ及び漏水の			
	有無の点検			
3. モルタル塗	① 剥落、浮き、はらみ、ひび割れ、さび汚れ、エ	1 Y	3 Y	[12条点検]
り・タイル張り	フロレッセンス、表面脆弱化及び汚れの有無を点			
	検			
	② 各階の各方位面において、屋内等から安全に作	1 Y	3 Y	[12条点検]
	業できる範囲で1か所軽打し、浮き及び剥離の有			
	無の点検			
	③ 目地のひび割れ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	
	- ····································			
4. 石張り	① 剥落、浮き、はらみ、ひび割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 目地のひび割れ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

	1	İ	İ	ı
<ol> <li>金属製カーテンウォール</li> </ol>	① パネル面又は取合い部の 変形、浮き、剥離、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
J 9 3 - 10	②表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
6. P C カーテン ウォール・A L	① 変形、浮き、剥落、欠け及びひび割れの有無の 点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
Cパネル等	② ファスナー、補強材のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ ジョイント部のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 塗装	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色、光 沢度低下及びチョーキングの有無の点検	1 Y	3 Y	
8. サイディング	① 欠け及び割れの有無の点検 ② 取付け状態の良否の点検 ③ 取付け金物のさび、腐食及び脱落の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検]
9. 目隠しパネル	① 欠け及び割れの有無の点検 ② 取付け状態の良否の点検 ③ 取付け金物のさび、腐食及び脱落の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	
10. 外壁に緊結さ れた広告板、空 調屋外機等		1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検]
11. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損 傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

### 2.2.3 ひさし(車寄せ)・とい・タラップ

- (a) ひさし(車寄せ)、とい及びタラップの作業項目及び作業内容は、表2.2.3による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.2.3 ひさし(車寄せ)・とい・タラップ

作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. ひさし (車寄	① 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
せ)	② モルタル又はコンクリート仕上げのものは、剥	1 Y	3 Y	
	落、浮き、ひび割れ、汚損、エフロレッセンス、			
	表面脆弱化及び汚れの有無の点検			
	③ 金属製のものは、変形及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	④ 支持柱がある場合は、変形、損傷及び腐食の有	1 Y	3 Y	
	無の点検			
	⑤ 防水層がある場合は、防水の亀裂、破断、めく	1 Y	3 Y	
	れ、ふくれ、変形及びしわの有無の点検			
2.とい(縦とい、	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
横とい等)	② さび、腐食、破損及び塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

3. タラップ	①さび、腐食及び変形の有無の点検 ②取付け状態の良否の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
4. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、損 傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

#### 2.2.4 軒天井・ひさし下端

- (a) 軒天井及びひさし下端の作業項目及び作業内容は、表2.2.4による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.2.4 軒大井・ひさしト端					
作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考	
1. ボード類張り	① 著しいずれの有無の点検	1 Y	3 Y		
	② あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無の	1 Y	3 Y		
	点検				
	③ 摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退	1 Y	3 Y		
	色及びチョーキングの有無の点検				
	④ かび及び結露の有無の点検	1 Y	3 Y		
2. 金属成形板張	① あばれ、変形、緩み及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y		
り					
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y		
	③ 表面処理の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y		

表2.2.4 軒天井・ひさし下端

#### 2.2.5 外部床

- (a) 外部床の作業項目及び作業内容は、表2.2.5による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

作業項目 作業内容 周期Ⅰ 周期Ⅱ 備考 1. コンクリー 3 Y ① ひび、浮き、割れ及び剥離の有無の点検 1 Y ト・モルタル・ ② 欠損部の有無の点検 1 Y 3 Y ③ 段差、不陸及びあばれの有無の点検 1 Y タイル・石 3 Y ④ 排水状態の良否の点検 1 Y 3 Y 2. 合成樹脂塗床 摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色、 1 Y 3 Y 光沢度低下及びチョーキングの有無の点検 3. 視覚障害者誘 ① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点 1 Y 3 Y 導用ブロック ② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が 1 Y 3 Y 損なわれていないかの確認

表2.2.5 外部床

### 2.2.6 屋外階段

- (a) 屋外階段の作業項目及び作業内容は、表2.2.6による。
- (b) 周期 I 又は周期 I の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.2.6 屋外階段

<b>/</b> 左光五日	次3.2.0 <u></u>	田田工	πшп	/# #
作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. 仕上げ・構造体	① 剥離、浮き、割れ、ふくれ、チョーキング、	1 Y	3 Y	
	変退色、さび及び腐食の有無並びに塗装及び			
	表面処理の劣化の有無の点検			
	② 踏み面の欠け及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
b. コンクリート 造	<ul><li>① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の 有無の点検</li></ul>	1 Y	3 Y	
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. ノンスリップ	① 変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無の	1 Y	3 Y	
	点検			
	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

### 2.2.7 バルコニー

- (a) バルコニーの作業項目及び作業内容は、表2.2.7による。
- (b) 避難上有効なバルコニーの作業項目及び作業内容は、第6章「防災設備」表6.3.6「その他の避難設備等」による。
- (c) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表2.2.7 バルコニー

作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. 床	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の	1 Y	3 Y	
	有無の点検 ② 漏水の有無の点検及び排水状態の良否の点 検	1 Y	3 Y	
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
		1 Y	3 Y	
造	有無の点検			
-	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	

### 2.2.8 外部建具

- (a) 外部建具の作業項目及び作業内容は、表2.2.8による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表2.2.8 外部建具

作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 扉・枠	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
(人が通ること	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
のできる設備	③ 丁番及びドアクローザーの取付け状態並び	1 Y	3 Y	[12条点検]

用 点 検 口 及 び ガラスを含む)	に作動状態の良否の点検			
7 / / E [ B ]	④ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び 塗装の劣化の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ 召合せ及び気密性の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑥ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑦ 握り玉 (ドアノブ) 、レバーハンドル等のがたつきの有無の点検	1 Y	3 Y	
	⑧ 戸当り、フランス落し等の不具合の有無の 点検	1 Y	3 Y	
	<ul><li>⑨ ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有無の点検</li></ul>	1 Y	3 Y	[12条点検]
2. 窓・枠	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	3 Y	
_,,_, ,,	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	③ 召合せ及び気密性の良否の点検	1 Y	3 Y	
	④ 建具及び部品類の変形、さび、腐食、損傷、	1 Y	3 Y	[12条点検]
	摩耗及び塗装の劣化並びに障子・部品・網戸 等の落下の恐れの有無の点検			
	⑤ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	⑥ ガラスの傷及び割れの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑦ ガラス飛散防止フィルムが貼られている場合は、その剥がれ等の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. シャッター・オ	  ① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
ドア	③ 変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無の点 検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	④ さび及び腐食の有無の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	⑤ 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
	⑥ 施錠状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑦ 障害物感知装置がある場合は、障害物を感	1 Y	1 Y	
	知し停止する等の安全装置の作動状況の点 検			
4. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、	1 Y	3 Y	
	損傷、だれ及び剥離の有無の点検			

### 2.2.9 外部用自動ドア

- (a) 外部用自動ドアの作業項目及び作業内容は、表2.2.9による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.2.9 外部用自動ドア

作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. ドア・サッシ部	① ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無	3 M	1 Y	[12条点検]
	の点検			
	② 自動ドア表示ステッカー又は警告ラベルの	3 M	1 Y	
	有無の点検			
	③ ドア本体作動時の異常音の有無の点検	3 M	1 Y	
	④ ドアと無目の隙間が適正であることの確認	3 M	1 Y	

	⑤ 全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適	3 M	1 Y
	正であることの確認 ⑥ 引き戸式の場合は、以下の項目とする。 ・①から⑤までのほか、次による。	3 M	1 Y
	<ul> <li>・ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることの確認</li> <li>・無目点検カバーの取付け状態の点検</li> <li>・安全柵又は防護柵の点検</li> <li>⑦ 開き戸式の場合は、以下の項目とする。</li> <li>・①から⑤までのほか、次による。</li> <li>・ドアと枠の隙間が適正であることの確認</li> <li>・ドア開閉時の床面との隙間が適正であることの確認</li> <li>・ドアストッパー及び各ピボットの取付け状態の点検</li> </ul>	3 M	1 Y
2. 懸架部	<ul><li>① 引き戸式の場合は、</li><li>・戸車、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷</li></ul>	3 M	1 Y
	・ハンガーレールの取付け状態の点検 ・戸車及びストッパーの取付け状態の点検 ② 開き戸式の場合は、アームと駆動部の摩耗 及び取付け状態の点検	3 M	1 Y
3. 動力部・作動部	<ul><li>① 手動開閉の動作確認及び異常音の有無の点 検</li></ul>	3 M	1 Y
	② エンジンの取付け状態の確認 ③ 引き戸式の場合は、以下の項目とする。 ・①及び②のほか、次による。 ・防振ゴムの変形の有無の点検 ・従動プーリーの取付け状態の点検 ・ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、摩耗 及び取付け状態の確認	6 M 6 M	1 Y 1 Y
	<ul><li>④ 開き戸式の場合は、以下の項目とする。</li><li>・①及び②のほか、次による。</li><li>・エンジンケース蓋の取付け状態の点検</li><li>・エンジンケース防水材の取付け状態の点検</li><li>・エンジンストッパーの取付け状態の点検</li><li>・駆動軸の変形の有無の点検</li></ul>	6 M	1 Y
4. 制御装置	<ul><li>① 開閉速度及び開放タイマーの時間の点検</li><li>② 徐行速度の状態の点検</li><li>③ ドア位置検出スイッチの取付け状態の点検</li><li>④ 電源スイッチの作動状態の点検</li><li>⑤ 制御装置の取付け状態の点検</li></ul>	3 M 3 M 3 M 3 M 3 M	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
5. センサー部	① センサー、補助センサーの取付け状態及び 作動状態の点検	3 M	1 Y
	② センサー及び補助センサー検出面の汚れの 有無の点検	3 M	1 Y

	③ タッチスイッチ及び併用センサーの作動状 態の点検	3 M	1 Y
	④ マットスイッチの変形及び亀裂の有無の点検	6 M	1 Y
	⑤ マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無の点検	1 Y	1 Y
6. 電気回路	<ol> <li>通常開閉動作及び反転動作の点検</li> <li>電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無の点検</li> <li>絶縁抵抗を測定し、その良否の確認</li> <li>電源電圧を測定し、その良否の確認</li> </ol>	3 M 6 M 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
7. 凍結防止装置	ガイドレールヒーターが設置されている場合は、作動状況の点検	1 Y	1 Y

#### 2.2.10 エキスパンションジョイント金物

- (a) エキスパンションジョイント金物の作業項目及び作業内容は、表 2.2.10 による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

及2.2.10 エイスパンプョンプョイン下並物				
作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. エキスパンシ	① 建物間の隙間の変位追随状態の点検	1 Y	3 Y	
ョンジョイン	② 漏水、変形、さび、腐食及び塗装の劣化の	1 Y	3 Y	
ト金物	有無並びに取付け状態の良否の点検			
2. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、 損傷、だれ及び剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	

表2.2.10 エキスパンションジョイント金物

### 第3節 内部

- 2.3.1 内壁・柱・はり
  - (a) 内壁・柱・はりの作業項目及び作業内容は、表2.3.1による。
  - (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.3.1 内壁・柱・はり

作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 防火区画の外周部外壁等及び防火設備の処置の状況の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 防火区画を構成する壁、柱、はり及び耐火 被覆の劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 防火区画を構成する壁、柱、はりに接する 配管、ダクト等の防火区画貫通処理の劣化及 び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 室内に面する木造、組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート 造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の劣化 及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ 静穏を必要とする室の壁(窓、出入口共) で防音上、支障となる亀裂、損傷、変形又は	1 Y	3 Y	

	腐食の有無の点検 ⑥ 外部に面する室内側壁のひび割れ、かび、 結露及び漏水の有無の点検 ⑦ 屋内案内表示の亀裂、破損、変形及び脱落 の有無の点検			
2. 塗装 (塗装仕上げ)	剥離、欠け、汚れ及び変退色の有無の点検	1 Y	3 Y	
3. 壁紙 (壁紙仕上げ)	剥離、破れ、摩耗、汚れ及び変退色の有無の点検	1 Y	3 Y	
4. タイル・石	ひび割れ、浮き及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	
5. コンクリートブ ロック壁・ガラ スブロック壁	ひび割れ及び破損の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
6. 吸音材	めくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 耐火被覆材	剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
8. 移動間仕切壁	収納及び移動の不具合の有無の点検	1 Y	3 Y	
9. 既製簡易間仕り壁	取付け状況の良否の点検	1 Y	3 Y	
10. 便所へだて・ 扉	<ol> <li>変形、破損、さび及び腐食の有無の点検</li> <li>扉の開閉状態の良否の点検</li> <li>金物の取付け状態の点検</li> </ol>	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	

# 2.3.2 内部天井

- (a) 内部天井の作業項目及び作業内容は、表2.3.2による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.3.2 内部天井

作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 最上階、外部に面する室及び水使用室等の	1 Y	3 Y	
	直下階にあっては漏水の有無の点検			
	② 懸垂物等の付属物の取付け状態、損傷等の	1 Y	3 Y	[12条点検]
	有無の点検			
	③ 難燃材料又は準不燃材料を必要とする室の	1 Y	3 Y	[12条点検]
	天井仕上げ材の固定、劣化及び損傷の点検			
2. ボード類	① 著しいずれの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② あばれ、ひび割れ、剥離及び破損の有無の	1 Y	3 Y	[12条点検]
	点検			
	③ 摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退	1 Y	3 Y	[12条点検]
	色及びチョーキングの有無の点検			
	④ かび及び結露の有無の点検	1 Y	3 Y	

	1	İ	Ī	İ
3. 吸音材	めくれの有無の点検	1 Y	3 Y	
4. 金属成形板	① あばれ、変形、緩み及び剥離の有無の点検 ② さび及び腐食の有無の点検 ③ 表面処理の劣化の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検]
5. 吹付け仕上げ 材・耐火被覆材	剥離の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
6. 壁紙	① 浮き、剥離及び破損の有無の点検 ② かび及び結露の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
7. 点検口	<ol> <li>変形及び破損の有無の点検</li> <li>取付け状態の良否の点検</li> <li>開閉の良否の点検</li> </ol>	1 Y 1 Y 1 Y	3 Y 3 Y 3 Y	[12条点検] [12条点検]
8. カーテンボ ックス・フ ラ イント ボ ックス	① 変形及び破損の有無の点検 ② さび及び腐食の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
9. 特定天井	壁等との間に6cm以上の隙間を確保されているかの点検(クリアランスがあるものに限る。)	1 Y	3 Ү	[12条点検]

### 2.3.3 内部床

- (a) 内部床の作業項目及び作業内容は、表2.3.3による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.3.3 内部床

作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	① 使用上支障となる振動が発生する亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 建築材料の剥離又は浮きの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 防火区画を構成する床の劣化及び損傷の 点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	④ 防火区画を構成する床に接する配管、ダクト等の防火区画貫通処理の劣化及び損傷の 点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ 室内に面する木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床の 劣化及び損傷の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
<ol> <li>ビニル床タイル・ビニル床シート</li> </ol>	ひび、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の 有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
3. コンクリート・ モルタル・タイ	① ひび、欠け、割れ、浮き、剥離及び摩耗の 有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
ル・石	② 段差、不陸及びあばれの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

4. 合成樹脂塗床	摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退 色及び光沢度低下の有無の点検	1 Y	3 Y	
<ol> <li>5. 畳・カーペット・タイルカーペット</li> </ol>	摩耗、変退色及び汚損の有無の点検	1 Y	3 Y	
6. フローリング	① きしみの有無の点検	1 Y	3 Y	
	② そり、割れ、剥離及び摩耗の有無の点検	1 Y	3 Y	
7. 点検口	① 変形及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 歩行時のぐらつきなど取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	③ 開閉の良否の点検	1 Y	3 Y	
	④ 鍵付きの場合は、施錠の良否の点検	1 Y	3 Y	
8. 視覚障害者誘導 用ブロック	<ul><li>① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点</li><li>検</li></ul>	1 Y	3 Y	
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が 損なわれていないか確認	1 Y	3 Y	
9. ピット	① 水の浸入の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② 排水ピットの場合は、排水状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	フリーアクセスフロアのパネル要素 (床面材) のがたつきの有無の点検	1 Y	3 Y	

# 2.3.4 内部階段

- (a) 内部階段の作業項目及び作業内容は、表2.3.4による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.3.4 内部階段

作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. 共通事項	人の通行及び物品の積載又は運搬に支障を	1 Y	3 Y	
	及ぼす亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無			
	の点検			
2. 手すり				
a. 金属製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
b. コンクリート	① コンクリートのひび割れ、浮き及び剥落の	1 Y	3 Y	
造	有無の点検			
	② 笠木の浮き、剥落等の有無の点検	1 Y	3 Y	
c. 木製	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
	② 変形、破損、さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 仕上材のささくれ、あばれ、めくれ、脱落、	1 Y	3 Y	
	欠け及び剥離の点検			
3. ノンスリップ	① 変形、損傷、腐食、摩耗及び脱落の有無の 点検	1 Y	3 Y	

	② 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	
4. 床・壁・天井・ 段裏	2.3.1「内壁・柱・はり」、2.3.2「内部天井」 及び2.3.3「内部床」の当該事項による。			

### 2.3.5 内部建具

- (a) 内部建具の作業項目及び作業内容は、表2.3.5による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.3.5 内部建具

表2.3.5 内部建具					
作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考	
1. 扉・枠	① 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y		
	② 丁番及びドアクローザーの取付け状態及び	1 Y	3 Y		
	作動状態の点検				
	③ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び	1 Y	3 Y		
	塗装の劣化の有無の点検				
	④ 召合せの良否の点検	1 Y	3 Y		
	⑤ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y		
	⑥ 握り玉 (ドアノブ)、レバーハンドル等の	1 Y	3 Y		
	がたつきの有無の点検				
	⑦ 戸当り、フランス落し等の不具合の有無の	1 Y	3 Y		
	点検				
	⑧ ガラス部分がある場合は、傷及び割れの有	1 Y	3 Y		
	無の点検				
2. 窓・枠	① 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	3 Y		
	② 召合せの良否の点検	1 Y	3 Y		
	③ 建具の変形、さび、腐食、損傷、摩耗及び	1 Y	3 Y		
	塗装の劣化の有無の点検				
	④ 施錠状態の良否の点検	1 Y	3 Y		
	⑤ ガラスの傷及び割れの有無の点検	1 Y			
	⑥ ガラス飛散防止フィルムが貼られている場	1 Y			
	合は、剥がれ等の有無の点検				
3. シャッター・オ	① 開閉作動状態の良否の点検	1 Y	1 Y		
	②変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無の点		1 Y		
ドア	検				
• ,	③ 金物類のさび及び腐食の有無の点検	1 Y	1 Y		
	④ 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y		
	⑤ 施錠状態の良否の点検	1 Y	1 Y		
	⑥ 障害物感知装置がある場合は、障害物を感		1 Y		
	知し停止する等の安全装置の作動状況の点		1 1		
	検				
4. 防火戸	第6章「防災設備」6.3.3「防火戸・防火シャ				
T. (917C)	ッター」の当該事項による。				
	ノノ   リツコ欧ず気による。				
5. 防火シャッター	   第6章「防災設備」6.3.3「防火戸・防火シャ				
0. May ( ) /	ッター」の当該事項による。				
6. シーリング材	シーリング材の破断、ひび割れ、亀裂、変形、	1 Y	3 Y		
0. マーティン型	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	1 I	0 1		
	1月房、た40火い判職の11 無り品快				

#### 2.3.6 内部用自動ドア

内部用自動ドアの作業項目及び作業内容は、表2.2.9「外部用自動ドア」(5.「センサー部」 ⑤を除く)による。

### 2.3.7 電動書架

電動書架の作業項目及び作業内容は、表2.3.7による。

表2.3.7 電動書架

	火火 中央 一	田田田	/# 步.
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 台枠・棚周り			
a. レール	レールの変形、摩耗、腐食及び異物の有無の点検	1 Y	
b. 台車フレーム	① 支柱及びフレームの取付け状況の良否の点検	1 Y	
	② 固定台車がある場合は、ボルトの緩みの有無の 点検	1 Y	
	③ 台車当りゴムの変形及び破損の有無の点検	1 Y	
c. ラック	天板と支柱の緩みの有無の点検	1 Y	
2. 駆動装置等	① 駆動装置の異常音の有無の点検	1 Y	
	② ギヤ部の緩みの有無の点検	1 Y	
	③ 操作ユニットの取付け部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ チェーン駆動の場合は、以下の項目による。	1 Y	
	<ul><li>①から③までのほか、次による。</li></ul>		
	・チェーンの摩耗及び破損の有無の点検		
	<ul><li>チェーンの緩みとテンションボルトの点検</li></ul>		
3. 制御装置・検出	① 各操作スイッチの作動異常の有無の点検	1 Y	
装置	② 各表示ランプの作動異常の有無の点検	1 Y	
	③ 安全装置の作動状況の良否の点検	1 Y	
	④ 漏電遮断器の作動状況の良否の点検	1 Y	
	⑤ 操作ユニット取付け部の緩みの有無の点検	1 Y	
	一	1 1	
4. 電気関連	① 端子部の接続状態及び配線状態の良否の点検	1 Y	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
	③ 通路照明がある場合は、その点灯状態の良否の	1 Y	
	点検		

### 第4節 構造部

- 2.4.1 構造体·基礎
  - (a) 構造体・基礎の作業項目及び作業内容は、表2.4.1による。
  - (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表2.4.1 構造体·基礎

Maria and Miles				
作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. 建物周り	① 建物と周辺地盤との相対的な沈下及び浮上の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	② 基礎の沈下、変形及び損傷の有無を推定するため、建物に近接した法面及び舗装面の亀裂、緩み、はらみ出し、陥没、劣化、損傷等の有無の点検		3 Y	[12条点検]

2. 建物本体	① 外壁躯体等の劣化及び損傷の有無の点検 ② 建物の傾斜の状態を下げ振り等を用いて点		3 Y 3 Y	[12条点検]
	様 ③ 隣接建物との相対沈下の有無の点検 ④ 柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、はり及びけたの劣化及び損傷の有無の点検	1 Y 1 Y	3 Y 3 Y	
3. 玄関ポーチ・犬走り等	沈下、浮上、傾斜及び隙間の有無の点検	1 Y	3 Y	
4. 土台 (木造に限る)	沈下、劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]

### 2.4.2 免震部材等

免震部材等の作業項目及び作業内容は、表 2.4.2 による。

表2.4.2 免震部材等

	次2. f. 2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /2 /	田田田	/
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 免震部材			
a. 積層ゴムアイ	① 積層ゴムの傷及び変色の有無の点検	1 Y	[12条点検]
ソレータ・弾性	② 鋼材部のさびの有無の点検及び取付け状態の	1 Y	[12条点検]
すべり支承	良否の点検		
	③ すべり板の汚れ及び異物の有無の点検	1 Y	
	④ すべり板の傷及び腐食の有無の点検	1 Y	
	⑤ 積層ゴムの垂直及び水平変位量の測定	5 Y	
	⑥ 別置き試験体がある場合は、特性試験の実施	10 Y	
b. ダンパー	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② 傷、変形、さび及び液漏れの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 周辺環境	① 移動範囲内の障害物の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	② 建物と外周工作物とのクリアランス (規定離	1 Y	[12条点検]
	隔)の良否の点検		
	③ 建物位置マーキングの確認及び異常変位の有	5 Y	
	無の点検		
3. 設備配管類	配管、可とう継手部の変形、亀裂等の有無の点	1 Y	
	検		
4. 制振部材	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
(液体系材料を	② 傷、変形、さび及び液漏れの有無の点検	1 Y	
用いた部材)		1 1	
)11 ( (CHPA1)			

### 2.4.3 膜構造部材等

- (a) 膜構造建築物の作業項目及び作業内容は、表2.4.3による。
- (b) 膜構造部全体、膜体・接合部、ケーブル・取付金物及びケーブル被覆材の劣化及び損傷を 点検する。

表2.4.3膜構造部材等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 膜構造部材			
a. 膜体及び取付	① 劣化及び損傷の有無の点検	1 Y	[12条点検]
部材	② 膜張力及びケーブル張力の状況の点検	1 Y	[12条点検]

#### 第3章 電気設備

### 第1節 一般事項

#### 3.1.1 適用

本章は、建築物等の電気設備の点検・保守に関する業務に適用する。

#### 3.1.2 点検時の電源状況

高圧(特別高圧を含む)及び低圧電源に係る点検は、原則として停電状態で行う。

#### 3.1.3 保安規程の遵守

保安規程により定められている作業項目、作業内容及び周期は、共通仕様書に優先する。 保安規程により定められていない事項は、共通仕様書による。

#### 3.1.4 絶縁抵抗測定と接地抵抗測定

(a) 絶縁抵抗測定は、JIS C 1302「絶縁抵抗計」によるもので測定する。なお、絶縁抵抗計 の定格測定電圧は表 3.1.1 による。

表 3.1.1 絶縁抵抗計の定格測定電圧

	文 0. 1. 1 / / / / / / / / / / / / / / / / /			
使用電圧		定格測定電圧(V)		
III. IT	100V級	100又は125		
低圧 回路	200V級	2 5 0		
	400V級	5 0 0		
直	F 回 路	500又は1,000		

備考 通信・情報設備及び制御回路は、測定場所に適合する電圧で測定する。 ただし、電子部品等の損傷が予想される部分は除外する。

(b) 接地抵抗測定は、原則として、接地抵抗計を用いて3極法で行う。ただし、D種接地工事の抵抗測定は、補助接地極が容易に設けられない場合、簡易測定法(2極法)を行ってもよい。

#### 第2節 電灯·動力設備

## 3.2.1 照明器具

照明器具の作業項目及び作業内容は、表 3.2.1 による。

なお、部品点検の実施は抜き取り点検とし、実施台数は特記による。

表 3.2.1 照明器具

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 本体等	① 反射板、枠の汚損、損傷、さび及び変色の有無並びに取付け状況の点検 ② ルーバー及び照明カバーの汚損、破損、変色等の有無の点検		[12条点検]
	○万円 無○万 無 仮		

	③ 光源の異常なちらつき等の有無の点検	1 Y	
	④ 防火戸等の閉鎖の障害となる照明器具の有無 の点検	1 Y	[12 条点検]
0 #7 H (I E D	⑤ 照明器具の固定状況の確認	1 Y	[12条点検]
2. 部品(LED 灯)			
	① 点灯時の異常音の有無の点検	1 Y	<ul><li>・モジュール等の交</li></ul>
(電源ユニッ	② 制御装置の変形、変色及びさびの有無の点検	1 Y	換ができ、内部の 点検ができるも
ト等) b. コネクタ・ソ	   変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有	1 Y	一点使かできるも のに限る。
ケット等	無の点検		
c. リード線	変色、ひび割れ等の有無の点検	1 Y	
3. 部品(蛍光灯			
及びH I D			
灯)			
a. 安定器	① 点灯時の異常音の有無の点検	1 Y	
	② 安定器の変形、変色及びさびの有無の点検	1 Y	
b. ソケット	変色、変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の有	1 Y	
	無の点検		
c. 進相コンデ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油の	1 Y	
ンサ	有無の点検		
d. 端子台	変色、異臭等の有無の点検	1 Y	
e. リード線	変色、ひび割れ等の有無の点検	1 Y	

# 3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

分電盤・開閉器箱・照明制御盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.2 による。

表 3.2.2 分電盤・開閉器箱・照明制御盤

作業項目	作業内容	<del>r皿</del> 周期	備考
1. キャビネット	11 7181 4 18	, ,,,,	VIII 3
a. 屋内用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認	1 Y	
	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	1 Y	
b. 屋外用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認	1 Y	
	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	1 Y	
	③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点	1 Y	
	検		
	④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の	1 Y	
- 144	点検		
2. 導電部			
	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	1 Y	
体・盤内配線		1 Y	
支持物等	③ 導電接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
b. 端子台	破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	1 Y	
3. 機器			
3. 機器 (遮断器・継電	 □ テストボタン (漏電遮断器) による動作の確認	1 Y	
器・電磁接触	② 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の	1 Y	
器・タイマ		1 1	
一・リモコ	₩ / P		
ン・変圧器等)			
> 久江市寸/			
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、	1 Y	· 3.1.4 (a) 参照
.,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	_	1

	制御回路がある場合は、主回路のみとする。		
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	· 3.1.4 (b) 参照

# 3.2.3 耐熱形分電盤

耐熱形分電盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.3 による。

表 3.2.3 耐熱形分電盤

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット	11.700.11	, ,,,,	VIII
a. 屋内用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認	6 M	
/	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	6 M	
	③ 断熱充填物 (不燃耐熱シール材) の欠損及び割	6 M	
	れの有無の点検		
	④ 断熱ボックスに割れ等がないことの確認	6 M	・耐熱形分電盤(一
			種)に限る。
b. 屋外用	① 盤の取付け状況(支持ボルトの緩み)の確認	6 M	
	② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無の点検	6 M	
	③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無の点	6 M	
	検		
	④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無の	6 M	
	点検		
	⑤ 断熱充填物(不燃耐熱シール材)の欠損及び割	6 M	
	れの有無の点検		
2. 導電部			
a. 母線・分岐導		6 M	
体・盤内配線		6 M	
支持物等	③ 導電接続部の緩みの有無の点検	6 M	
b. 端子台	破損、損傷、緩み、変色及び異臭の有無の点検	6 M	
3. 機器	① 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無の	6 M	
(遮断器・継電	点検		
器・電磁接触	② 点検時を除き非常用ブレーカーがON(入)に	6 M	
器・タイマ	なっていることの確認		
ー・リモコ			
ン・変圧器等)			
4 74 54 54 44	<b>かはばたと別点) フェウエ つか</b>	0.3.5	0.1.4.() 40.077
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	・3.1.4 (a) 参照
5 控制抵抗		G M	. 9 1 4 (1) 会叨
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	・3.1.4 (b) 参照

### 3.2.4 制御盤

制御盤の作業項目及び作業内容は、表 3.2.4 による。

表 3.2.4 制御盤

2X 0. 2. 1 101 Pr				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. キャビネット	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該	1 Y		
	事項による。なお、フィルターがある場合は、目			
	詰まりの有無の点検			
2. 導電部	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該 事項による。			

3. 機器・制御回 路			
	① テストボタン(漏電遮断器)による動作確認	1 Y	
	② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 Y	
器・端子台・	③ 機器の取付け状態の良否の確認	1 Y	
制御スイッ	④ 単位装置ごとに試験運転を行い運転電流の確	1 Y	
チ・計器・変	認		
流器・インバ	⑤ 換気扇の回転状態及び異常音の有無の点検。ま	1 Y	
ータ・表示	た、ファン部のごみの付着、汚損等の有無の点		
灯・進相コン	12 *		
	⑥ 液面電極、レベルスイッチ等の状態	1 Y	
ーズ類	⑦ インバータ用冷却ファンの作動状態	1 Y	
b. 制御回路	① 自動、連動運転等のシステム運転の確認	1 Y	
	② 警報装置の動作確認	1 Y	
	③ 液面継電器の動作確認	1 Y	
	④ インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び	1 Y	
	出力電流のバランス確認		
4. 絶縁抵抗	主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (b) 参照

# 3.2.5 電気自動車用充電装置

電気自動車用普通充電装置・急速充電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.2.5 による。

表 3.2.5 電気自動車用普通充電装置・急速充電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. キャビネット	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。なお、フィルターがある場合は、目詰まりの有無の点検	1 Y	
2. 導電部	3.2.2「分電盤・開閉器箱・照明制御盤」の当該事項による。		
3. 機器・制御回路 a. 遮断器・電磁	② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 Y 1 Y	
接触器・継電 器・端子イツ 制御ス計器・ 手、 洗器・ 表示 大 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	③ 機器の取付け状態の良否の確認 ④ 換気扇の回転状態及び異常音の有無の点検。 また、ファン部のごみの付着、汚損等の有無の 点検	1 Y 1 Y	
b. 制御回路	警報装置の動作確認	1 Y	
4. 絶縁抵抗	主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	·3.1.4 (b) 参照

### 3.2.6 幹線

幹線の作業項目及び作業内容は、表 3.2.6 による。

表 3.2.6 幹線

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ケーブル等の	① ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐	1 Y	714
配線	食、過熱等の異常の有無の点検		
	② 端子部及び分岐接続部の緩み等の有無の点検	1 Y	
	③ ケーブル支持材 (結束材を含む) の緩み等の有無の点検	1 Y	
	④ 垂直幹線の最上部の支持状態の確認	1 Y	
2. バスダクト	① 接続部の外面が異常な温度となっていないことの確認	1 Y	
	② 接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無の点検	1 Y	
3. ケーブルラッ ク・配管	① ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等 の有無の点検	1 Y	
/ HL H	② 取付け状況(支持ボルトの緩み等)の確認	1 Y	
4. 防火区画貫通 処理部	亀裂、欠落等の有無の点検	1 Y	
5. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照

### 第3節 受変電設備

- 3.3.1 配電盤等(内部機器を除く)
  - (a) 特記がある場合は、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく非常電源(非常電源専用受電設備)の点検を併せて行う。
  - (b) 配電盤等(内部機器を除く)の作業項目及び作業内容は、表 3.3.1 による。

表 3.3.1 配電盤等(内部機器を除く)

	衣 3.3.1 配電盛寺(内部機命を除く		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 電気室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無	1 Y	
	の点検		
	② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われてい	1 Y	
	ることを確認		
	③ 室内温度及び湿度の測定を行い、その良否の確	1 Y	
	認		
	④ 室内整理状況の良否の確認	1 Y	
	⑤ 点検及び操作上必要な照度が確保されている	1 Y	
	かの確認		
	⑥ 保守点検に必要な通路が確保されているかの	1 Y	
	確認		
	⑦ 電気室の用途以外に使用されていないかの確	1 Y	
	認		
2. 配電盤			
a. 盤外観	① 配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色	1 Y	
	等の有無の点検		
	② 盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入する	1 Y	
	おそれのある開口部の有無の点検		

	③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無の点検 ④ 開放形の場合は、パイプフレーム等の据付け状 況の良否及び締付けボルトの緩みの有無の点検	1 Y 1 Y	
	⑤ 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破 損及び機器取付け状況の良否の確認	1 Y	
b. 開放形母	① 内部の床上、機器仕切板等の清掃	1 Y	
線・閉鎖形盤 内部	② 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、 さび、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
(各機器を	③ 機器の取付け及び配線接続状況の良否の確認	1 Y	
除く)	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無 の点検	1 Y	
	⑥ 配線符号 (マークキャップ、端子番号等) の損 傷及び脱落の有無の点検	1 Y	
	⑦ 盤内照明の点灯及び換気扇の作動の良否の確認	1 Y	
3. 外部配線			・外部配線とは、配電
a. ケーブル等 の配線	3.2.6「幹線」の当該事項による。		盤から分電盤、制御 盤等へ供給する幹
b. バスダクト	3.2.6「幹線」の当該事項による。		線及び各配電盤間
c. ケーブルラ ック・配管	3.2.6「幹線」の当該事項による。		の電気室内の配線 をいう。
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、 その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (b) 参照

### 3.3.2 変圧器

- (a) 本項は、モールド変圧器、油入変圧器及び特別高圧ガス入変圧器に適用する。
- (b) 変圧器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.2 による。

表 3.3.2 変圧器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. モールド変圧	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変	1 Y	
器	形、変色、異常音等の有無の点検		
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の	1 Y	
	確認。また、防振装置を有するものは、その劣		
	化の有無の点検		
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有	1 Y	
	無の点検		
	④ ダイヤル温度計の損傷 (パッキン導管) の有無	1 Y	
	の点検及び指示値の良否の確認		
	⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4(a)参照
	⑦ 冷却ファン付きは、外観及び作動の良否の点検	1 Y	
2. 油入変圧器	① 1.「モールド変圧器」の①から⑦までによるほ		
	か、次による。		
	②油面計により、油量の良否の確認	1 Y	
	③ 放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	

	④ 油劣化防止装置(吸湿呼吸器、コンサベータ等) の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の 有無の点検	1 Y	
	<ul><li>⑤ 絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否の確認。</li><li>・絶縁破壊電圧試験(絶縁耐力試験)</li><li>・酸価度試験</li><li>・油中ガス分析</li><li>・油中水分測定</li></ul>	1 Y	<ul><li>油中ガス分析は状況に応じて行う こととし、点検周期は3Yとする。</li></ul>
	⑥ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点 検	6 Y	
3. 特別高圧ガス	① 1. 「モールド変圧器」の①から⑦までによるほ		
入変圧器	か、次による。 ② ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食	1 Y	
	等の有無の点検 ③ 圧力計の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無の点 検	1 Y	
	便 ④ ガス強制循環式のものは、ガス送風機の異常音 の有無の点検	1 Y	
	⑤ 密度スイッチ (圧力スイッチ) の動作又は復帰 の良否の確認	1 Y	
	⑥ ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給。また、振動に異常が無いことの確認	3 Y	
	⑦ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの確認	3 Y	
	(8) 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無の点検	6 Y	

# 3.3.3 交流遮断器

- (a) 本項は、真空遮断器、油遮断器及び特別高圧ガス遮断器に適用する。
- (b) 交流遮断器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3による。

表 3.3.3 交流遮断器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 真空遮断器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の 確認また、引出形にあっては、出入り操作の円 滑性及び導体接触部の良否の確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	<ul><li>④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否。また、 動作回数の確認</li></ul>	1 Y	
	⑤ 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無の 点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	· 3.1.4 (a) 参照
	<ul><li>⑦ 開閉特性試験により次の測定又は試験を行い、 良否の確認</li><li>・閉極時間、開極時間及び三相不揃い時間</li><li>・最低動作電圧</li><li>・引外し自由動作</li></ul>	6 Y	

	・インターロック試験 ⑧ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検 また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除 き、適量のグリスの注油。 ⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	3 Y	
	⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の	6 Y	
	確認  ① 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定  し、良否の点検	6 Y	
2. 油遮断器	① 1.「真空遮断器」の①から⑧まで ② 油量が適切であることの確認 ③ 絶縁油について次の試験を行い、その良否の確 認 ・絶縁破壊電圧試験(絶縁耐力試験) ・酸価度試験 ④ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検	1 Y 6 Y	
3. 特別高圧ガス 遮断器	3.3.13「特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ(G I S・C-G I S)」による。		

## 3.3.4 断路器

断路器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.4 による

表 3.3.4 断路器

	27 0. 0. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
作業項目	作業内容	周期	備考
断路器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変 形、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の 確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑥ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	1 Y	
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照

# 3.3.5 計器用変圧器・変流器

計器用変圧器・変流器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.5 による。

表 3.3.5 計器用変圧器·変流器

作業項目	作業内容	周期	備考
計器用変圧器·	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚	1 Y	
変流器	損、変色等の有無の点検		
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の	1 Y	
	確認		
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有	1 Y	
	無の点検		
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無	1 Y	
	の点検		
	⑤ 電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等	1 Y	
	の有無の点検		

 ⑥ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点	1 Y	
検。また、予備ヒューズの確認		
⑦ 二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良	1 Y	
否の確認		
⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照

# 3.3.6 避雷器

避雷器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.6 による。

表 3.3.6 避雷器

	7		
作業項目	作業内容	周期	備考
避雷器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無の点検	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の 確認	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
	④ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	·3.1.4 (a) 参照
	⑤ ギャップレス避雷器の場合、漏れ電流測定を行い、その良否の確認	3 Y	

# 3.3.7 高圧負荷開閉器

- (a) 本項は、閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器及び真空開閉器に適用する。
- (b) 高圧負荷開閉器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.7 による。

表 3.3.7 高圧負荷開閉器

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 閉鎖形気中開	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚	1 Y	V119 4
閉器	損、変色等の有無の点検		
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の	1 Y	
	確認。また、引出形は、出し入れ操作の円滑性		
	及び導体接触部の良否の点検		
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有	1 Y	
	無の点検		
	④ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
	し、その良否の確認		
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	0.1.4.() 40.177
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
2. 開放形気中開	① 1.「閉鎖形気中開閉器」による。		
2. 開放/// X 下開 閉器	②接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y	
(LBS)	③ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点	1 Y	
(222)	検また、予備ヒューズの確認		
	④ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	1 Y	
3. 真空開閉器	① 1. 「閉鎖形気中開閉器」による。		
	② 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検	3 Y	
	また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除		
	き、適量のグリスの注油	4 37	
	③ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1 Y	
	④ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の	6 Y	
	確認		

I	⑤各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定	6 Y	
	し、良否の確認		

# 3.3.8 高圧カットアウト

高圧カットアウトの作業項目及び作業内容は、表 3.3.8 による。

表 3.3.8 高圧カットアウト

	24		
作業項目	作業内容	周期	備考
高圧カットアウ	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変	1 Y	
<b>}</b>	形、変色等の有無の点検		
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の	1 Y	
	確認		
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有	1 Y	
	無の点検		
	④ 接触部の損耗、荒れ等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否の確認	1 Y	
	⑥ 電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無の点	1 Y	
	検。また、予備ヒューズの確認		
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照

# 3.3.9 高圧電磁接触器

高圧電磁接触器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.9 による。

表 3.3.9 高圧電磁接触器

作業項目	作業内容	周期	備考
高圧電磁接触器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変	1 Y	
	形、変色等の有無の点検		
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否の点	1 Y	
	検。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導		
	体接触部の良否の確認		
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有	1 Y	
	無の点検		
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無の	1 Y	
	点検		
	⑤ 接触器の開閉動作及び開閉表示の良否の確認	1 Y	
	⑥ 油入形の場合は、油面計により油量が適正であ	1 Y	
	ることの確認		
	⑦ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無の点検。	3 Y	
	また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除		
	き、適量のグリスの注油	0.37	
	⑧ 内部消弧室、接触子等の異常の有無の点検	3 Y	古中バュゼバナフ
	⑨ 真空バルブ表面の汚れの有無の点検	1 Y	・真空バルブがある
	の 古皮 ジェブと担党委用される。 古皮皮の真不の	0.37	場合に限る。
	⑩ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否の	6 Y	・真空バルブがある
	確認のない。プログログログラスが	6.37	場合に限る。
	□ 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定	6 Y	・真空バルブがある
	し、良否の確認	1 37	場合に限る。
	⑫ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照

# 3.3.10 力率改善装置

力率改善装置の作業項目及び作業内容は、表 3.3.10 による。

表 3. 3. 10 力率改善装置

	77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77		
作業項目	作業内容	周期	備考
力率改善装置	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚	1 Y	
(進相コンデン	損、変色等の有無の点検		
サ、直列リア	② コンデンサケースの膨れの有無の点検	1 Y	
クトル)	③ 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の	1 Y	
	確認		
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有	1 Y	
	無の点検		
	⑤ 油入式直列リアクトルは、絶縁油を採取して次	1 Y	<ul><li>採取可能の場合に限</li></ul>
	の試験を行い、その良否の確認		る。
	・絶縁破壊電圧試験(絶縁耐力試験)		
	• 酸価度試験		
	⑥ 主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	· 3.1.4 (a) 参照

# 3.3.11 指示計器·保護継電器

指示計器・保護継電器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.11 による。

表 3. 3. 11 指示計器·保護継電器

	衣 3. 3. 11 相小司 品 不暖心电品		
作業項目	作業内容	周期	備考
指示計器・保護	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚	1 Y	
継電器	損、変色等の有無の点検		
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の	1 Y	
	確認		
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有	1 Y	
	無の点検		
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無	1 Y	
	の点検		
	⑤ 各指示計器の零点調整を行い、正常に機能して	1 Y	
	いることの確認		
	⑥ 保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及	1 Y	
	び故障表示の確認		
	⑦シーケンス試験(インターロック試験及び保護	1 Y	
	連動試験)の実施		
	⑧ 保護継電器の動作特性試験の実施	1 Y	

## 3.3.12 低圧開閉器類

低圧開閉器類の作業項目及び作業内容は、表 3.3.12 による。

表 3.3.12 低圧開閉器類

作業項目	作業内容	周期	備考
低圧開閉器類	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚	1 Y	
(配線用遮断	損、変色等の有無の点検		
器、漏電遮断	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の	1 Y	
器、電磁接触	確認		
器等)	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有	1 Y	
	無の点検		
	④ 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否の確認	1 Y	
	⑤ 配線用遮断器等の用途名称が正しいことの確	1 Y	
	認		

## 3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (G I S・C-G I S)

特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (G I S・C – G I S) の作業項目及び作業内容は、表 3. 3. 13 による。

表 3.3.13 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS・C-GIS)

作業項目	作業内容	周期	備考
特別高圧ガス絶	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変	1 Y	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
縁スイッチギヤ	形、変色等の有無の点検		
(GIS • C-GIS)	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否の	1 Y	
	確認		
	③ 引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚	1 Y	
	損並びにき裂の有無の点検		
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有	1 Y	
	無の点検		
	⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無	1 Y	
	の点検		
	⑥ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その	1 Y	
	作動の良否の確認		
	⑦ 密度スイッチ (圧力スイッチ) の動作復帰の確	1 Y	
			0 1 1 ( ) 45 177
	⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
	⑨ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることの	6 Y	
	確認		

## 3.3.14 その他特別高圧関連機器

その他特別高圧関連機器の作業項目及び作業内容は、表 3.3.14 による。

表 3.3.14 その他特別高圧関連機器

作業項目	作業内容	周期	備考
充電判定装置	端子接続状況及び作動の良否の点検	1 Y	

#### 第4節 自家発電設備

## 3.4.1 自家発電装置

- (a) 特記がある場合は、消防法に基づく非常電源(自家発電設備)の点検を併せて行う。
- (b) 特記がある場合は、建築基準法に基づく自家用発電装置の点検を併せて行う。
- (c) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1 による。
- (d) 運転試験は、6Mは無負荷、1Y及び6Yは負荷状態で実施する。

表 3.4.1 自家発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 発電機室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無	6 M	
	の点検		
	② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われてい	6 M	
	ることの確認		
	③ 保守用 I ビーム、チェーンブロック等にさび、	6 M	
	取付けボルトの緩みの有無及び作動部の動きが		
	円滑であることの確認		
	④ 廃油処理が行われていることの確認	6 M	
	⑤ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確	6 M	

	保されていることの確認		
	⑥ 各設備、各機器、建築物等との保有距離が保た	6 M	
	れていることの確認		
	⑦ 点検上及び使用上障害となる不要物が置かれ	6 M	
	てないことの確認	CM	[10 /z .H.A]
	<ul><li>⑧ 電気配管、配線、給水管、排気管等の防火区画 貫通部のき裂、脱落、損傷等の有無の点検</li></ul>	6 M	[12 条点検]
	貝理部のき表、脱洛、頂房寺の有悪の点快		
2. 本体基礎部等	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、	6 M	[12 条点検]
	損傷等の有無の点検	0.14	
	②防振装置(防振ゴム、ばね及びストッパー)の	6 M	[12 条点検]
	ひび割れ、変形、損傷及びたわみの異常の有無 の点検		
	③ 附属機器の取付け状態及び取付けボルトの変	1 Y	  [12 条点検]
	形、損傷等の有無の点検	1 1	
	④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の	1 Y	
	有無。また、たわみ軸継手が使用されているも		
	のは、緩衝用ゴムの損傷等の有無の点検		
3. 原動機			
a. ディーゼル機		6 M	[12条点検]
関・ガス機関	② 各部の汚損、変形等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動	6 M	[12 条点検]
	空気等の漏れがないことの確認	0.14	
	④ クランクケース、過給機、燃料ポンプ、調速機 等各部の潤滑油量が適正であることの確認	6 M	[12 条点検]
	等谷部の個領価単か適正であることの確認	6 M	
	⑥ 冷却水ヒーター、オイルパンヒーター及びヒー	6 M	
	ターの回路の断線、過熱等の有無の点検	0 111	
	⑦ 機関のターニングにより、次の確認を行う。	1 Y	
	・各シリンダーの吸・排気弁の開閉時期及びバ		
	ルブクリアランスの良否		
	・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否		
	⑧ 燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否の	1 Y	
	点検	4 77	/// h h h h h h
	<ul><li>⑨ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解 清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに</li></ul>	1 Y	<ul><li>紙フィルターは交換</li></ul>
	異常がないことの確認		する。
	通流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発	1 Y	
	熱部の断線、変形等の有無の点検	1 1	
	⑪ 調速機 (リンク系統及び電気系統) 装置の作動	1 Y	
	状況の確認		
	⑩ 潤滑油の交換は、潤滑油を潤滑油用プライミン	6 Y	
	グポンプ、ウィングポンプ、ドレンプラグ等に		
	より排出し、フラッシング油を使用して清掃し、		
	作業終了後フラッシング油を抜取り、新油を給		
	油。なお、潤滑油(製造者の指定品)の交換箇所は次による。		
	・原動機油受		
	<ul><li>過給機油受</li></ul>		
	・弁腕注油用タンク		
	・一体形燃料噴射ポンプ油受		
	• 調速機		
	• 空気圧縮機油受		
	また、次の各部にグリス油(製造者の指定品)		

	を給油		ſ
	・ 冷却水ポンプ (電動機付)		
	・同上(機関付)		
	・燃料移送ポンプ		
	(13) 潤滑油プライミングポンプ、ブースタ等を分解	6 Y	
	し、異常の有無の点検		
	(4) シリンダヘッドを取外し、分解清掃後、カラー	6 Y	
	チェック等により燃焼面のき裂及びストレッチ		
	による変形の有無の点検。また、取付け時、シ リンダヘッド銅パッキン又はガスケットパッキ		
	ンの交換		
	15 吸・排気弁を取外し、分解清掃後、ばねの異常	6 Y	
	及び弁棒と弁案内のしゅう動部の異常の有無の		
	点検		
	⑩ 燃料噴射ポンプ及び吸排気弁用カム、タペット	6 Y	
	ローラの摩耗、損傷、剥離等の有無の点検		
	⑰ 燃料噴射ポンプの吐出弁、弁座及び燃料高圧管	6 Y	
	の取付け部の損傷の有無の点検 ® シリンダライナ及びピストンの点検は、次によ	6 Y	
	しょうファフィア及びにヘドンの点検は、例によ   る。	O I	
	・燃焼面のカーボンを除去、清掃		
	・燃焼面及びピストンとのしゅう動面に損傷の		
	有無の点検		
	・ピストンとのしゅう動面の摩耗状態をシリン		
	ダゲージにより測定		
	・シリンダライナを抜出し、ジャケット側の腐 食、損傷等の有無の点検		
	<ul><li>・ピストンを抜き出し、ピストン及びピストン</li></ul>		
	リングの摩耗状態の確認		
	⑩ 給気管等の点検は、次による。	6 Y	
	・給気管内部に損傷の有無		
	・膨張継手の汚損、亀裂、破損等の有無		
	・給気冷却器付は、その内部を分解清掃後異常		
	の有無		
	・過給機ケースの損傷、亀裂、腐食等の有無 ② 冷却水ポンプの分解点検等は、次による。	6 Y	
	・メカニカルシールのゴムリング部の摩耗及び	0 1	
	割れの有無		
	・インペラの損傷、亀裂、腐食等の有無		
	・ケーシング本体との隙間測定		
	② 次の空気諸弁を分解清掃後、弁及び弁座の面荒	6 Y	
	れの有無の点検 ・分配弁		
	- * <b>プ</b> 能升 - * <b>塞</b> 止弁		
	・始動・停止用電磁弁		
	・減圧弁等		
	② 始動電動機等の点検等は、次による。	6 Y	
	・ブラシの摩耗状況の確認		
	・整流子面に異常のないことの確認		
	・開閉器主接点の面荒れ		
b. ガスタービン	9 ",, ",, ",, ", ", ", ", ", ", ", ", ",	6 M	[12条点検]
	② 各部の汚損及び変形の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動 空気等の漏れの有無の点検及び潤滑油量の確認	6 M	[12条点検]
	エスマツ(M4 い) 有無ツ点恢及い傾角曲里ツ唯裕		I

④ 必要に応じて、ボアスコープ等により燃焼器内 部等の変形、損傷等の有無の点検	1 Y	
⑤ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解 清掃は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑨。 ただし、カートリッジ式は、カートリッジの交 挽	1 Y	
⑥ 潤滑油の性状分析又は交換。潤滑油を交換する場合は、ドレンバルブ等から排出後、新油を給油。 なお、潤滑油(製造者の指定品)の交換箇所は次による。 ・潤滑油タンク	6 Y	
・減速機内部タンク ⑦ 燃焼器内部の分解点検及び清掃部位は次による。 ・燃料ノズルの燃料配管 ・燃焼器ケーシング部のヒートシールド板	6 Y	
<ul><li>・アース、ケーブル等</li><li>・ケーシング及びライナ</li><li>・点火プラグ及び燃料ノズル</li><li>・ライナ内外表面の割れ、焼損及びカーボンの付着</li></ul>		
なお、分解点検後の組み立ては、次による。 ・ガスケットの交換 ・取付けボルトには、必要に応じて焼付防止剤 の塗布		
<ul><li>・ライナ取付け前に、ボアスコープでタービン ノズルの点検の実施</li><li>⑧ タービン翼及びタービンノズルの分解点検を</li></ul>	6 Y	
次により行う。 ・ライナの取外し状態で、その開口部から目視及びボアスコープにより点検 ・ノズルのベーン、デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損、亀裂等の有無。なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無の点検		
<ul> <li>(9) 圧縮機の点検は、次による。</li> <li>・ボアスコープ等により圧縮機の変形、損傷等の有無の点検</li> <li>・ガスタービンを起動し、回転速度、圧縮機吐出し圧力及び排気温度の記録</li> <li>・日常の運転記録があれば、それらのデータを利用して回転速度、圧力及び温度に変化がな</li> </ul>	6 Y	
いかの確認 ⑩ 始動電動機等の点検は、a.「ディーゼル機関・ ガス機関」②による。		
<ul><li>① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無の点検</li><li>② 発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほ</li></ul>	6 M	[12 条点検]
こり、油脂等による汚損の有無及び乾燥状態の確認 ③ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無	6 M	

4. 発電機

	0.54		l
	の点検 ④ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無の 点検	6 M	[12 条点検]
	⑤ ブラシ付発電機は、ブラシを引出して、表面、 側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値で あることの点検。また、ブラシ、ブラシ保持器 スリップリング等の清掃の実施。なお、ブラシ レス発電機の場合は、回転整流器、サージアブ ソーバ等の取付け状態の確認	6 M	
	⑥ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無の点検	1 Y	
	⑦ 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙を用いて点検又は性状分析にて確認	1 Y	
5. 発電機制御盤 類			
(発電機盤、自動 始動盤、補機 盤)			
a. 盤本体・内部 配線等	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
HENN (	② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無の点検	6 M	
	③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無の点検	6 M	[12条点検]
	④ 碍子類、その他支持物の腐食、損傷、変形等の 有無の点検	6 M	
	⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷の有無の 点検	6 M	[12 条点検]
	⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無の点検	6 M	
b. 盤内機器	① 自動電圧調整装置(AVR)の変形、損傷、腐食、 ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無の点検	6 M	
	② 交流遮断器は、3.3.3「交流遮断器」の当該事項による。	6 M	
	③ 手動断路器は、3.3.4「断路器」の当該事項による。	6 M	
	④ 計器用変圧器・変流器は、3.3.5「計器用変圧 器・変流器」の当該事項による。	6 M	
	⑤ 負荷開閉器は、3.3.7「高圧負荷開閉器」の当 該事項による。	6 M	
	⑥ 指示計器及び保護継電器は、3.3.11「指示計器・保護継電器」の当該事項による。	6 M	
	⑦ 配線用遮断器等の開閉器類は、3.3.12「低圧開 閉器類」の当該事項による。	6 M	
c. 制御回路部	<ul><li>① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、 自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良 否の確認並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常 音、異常振動等の有無の点検</li></ul>	6 M	[12 条点検]
	② 補機盤の点検等は、次による。 ・補機用電源スイッチ(始動電動機、充電装置、 空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ 等)の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、	6 M	[12 条点検]

	破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有 無の点検		
	・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、 自動運転ができることの確認	6 M	・検出用スイッチを作 動させて運転して もよい。
6. 補機付属装置 類			060
a. 蓄電池装置	① 蓄電池の点検は、3.5.3「蓄電池」による。 ② 連続3回以上の始動回数試験を行い、消防法で 定める駆動ができる容量であることの確認	6 M	[12 条点検]
b. 空気始動装置	① 始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 連続3回以上の始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることの確認	6 M	
	③ 付属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることの確認	6 M	[12 条点検]
	④ 安全弁の吹出し、吹下りの圧力値が適正であることの確認	1 Y	
	⑤ 空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び油量の良否の確認	6 M	
	⑥ 始動回数試験後、始動用空気を規定時間内に規 定圧力まで充気できることの確認	1 Y	
c. 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異常音、異常振動及び過熱がないことの確認。また、自動充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内	1 Y	[12 条点検]
d. 燃料槽	であることの確認 ① 4.4.1「オイルタンク」の定期点検による。ただし、表 4.4.1 (A) 地下オイルタンクの 2. 「本体及び配管」を除き、点検周期は 6 月ごととする。		[12 条点検]
	② 燃料油の貯蔵量を確認し、自家発電装置の定格 出力における連続運転可能時間の算出。	6 M	[12 条点検]
	③ 燃料タンクの燃料油の水分の有無の点検 ④ 燃料タンク内部のさび、損傷等の有無の点検	1 Y 6 Y	
e.燃料移送ポン	⑤ 燃料タンクのスラッジの堆積状況の確認 ① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動す	6 Y 1 Y	
ブ	ることの確認 ② ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトの締め	1 Y	[12 条点検]
	付け状況の確認 ③ 本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な 温度上昇等の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	④ 電動機との直結部分又はプーリー間の芯出し 及びベルトの張り具合が正常であることの確認	1 Y	
f. ガス系統付属	⑤ 軸封部分からの漏油の有無の点検	1 Y	
機器 イ. ガス昇圧機	① 損傷、油漏れ、水漏れ等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	② 油量の確認 ③ 温度、冷却水流量・温度等を確認し、軸受部の振動の有無の点検	6 M 1 Y	
。 / 方:	振動の有無の点検 ④ 軸封部等の漏れの有無の点検	1 Y	
r. 空燃比制御 装置	<ul><li>① 制御機器の作動の確認</li><li>② 外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検</li></ul>	1 Y 1 Y	[12 条点検]

n. ガス調圧器 (レギュレー	ガス調圧器を開放し、内部の点検	6 Y	
タ) =. 逆火防止装 置(フレーム	逆火防止装置を開放し、内部の点検	6 Y	
アレスタ) ホ. 点火装置	<ul><li>① 点火プラグ・コードの点検</li><li>② 分配器 (ディストリビュータ) を開放し、内部の点検。ただし、内部点検ができないものは交換</li></ul>	6 M 6 Y	
	③ 高電圧発生器を開放し、内部の点検。ただし、 内部が点検できないものは交換	6 Y	
^. ガス混合器 (ガスミキサ)	ガス混合器を開放し、内部の点検	6 Y	
g. 冷却水系統地 下水槽等	① ボールタップ等の自動給水装置の変形、損傷等の有無の点検し、動作が正常であることの確認	6 M	
1 24 (1)4	② 地下水槽の水量の確認し、配管等の損傷、漏水等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 冷却水を排出し、内部の清掃及び塗装の実施 ④ 地下水槽のフート弁を分解し、異常の有無の点 検	6 Y 6 Y	
	⑤ 地下水槽内部の清掃、点検が終了後、給水し、 給水完了時の水位が規定値であることの確認	6 Y	
h. 冷却塔	① 羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 充填材の汚損の程度の確認	1 Y	
	③ 冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無の点検及び 水の透明等の確認	1 Y	
	④ 送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まり の有無の点検	1 Y	
	⑤ 水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽 上部より順次下方へと清掃の実施	1 Y	
	⑥ 自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無の点検し、 金属製水槽の場合は、塗装の状態及びさびの有無の点検	1 Y	
	⑦ ボールタップのフロートへの浸水及び変形の 有無及びフロートを上下に移動して補給水の給	1 Y	
	水、停止の状態の確認 ⑧ フロートスイッチのフロートへの浸水及び変 形の有無を点検し、フロートを上下に移動して 補給水ポンプの電源が正常に入・切することの	1 Y	
	確認	1 Y	
i. 冷却水ポンプ	有無の点検 ① 圧力計の動作状態の良否の点検及び連成計及	6 M	
	び圧力計の数値の確認 ② 本体及び軸受部分の異常音、異常振動、温度上	6 M	[12条点検]
	昇等の有無の点検 ③ 本体と電動機との直結部分が正常であること の変型はな、熱質などのである。	6 M	
	の確認また、軸受部分からの漏水の有無の点検	1 Y	
j. ラジエータ	み等の有無の点検 ① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、	6 M	[12条点検]

	緩み、腐食、漏水等の有無の点検 ② ラジエータコア外面の汚損の有無の点検 ③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、 緩み等の有無の点検	6 M 6 M	
k. 換気装置	④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無の点検 ① 給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の	6 M 6 M	[12 条点検]
	有無の点検 ② 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の 有無の点検	6 M	
1. 排気装置			
1. 消音器	① 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無の点検 ② ドレンバルブ又はドレンコックの水分等の除	6 M 1 Y	[12 条点検]
r. 排気管	去 ① 排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離の 確認	6 M	
	② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、 損傷並びに亀裂の有無の点検	6 M	[12 条点検]
	③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に 変形損傷、脱落及び亀裂の有無の点検。また、 排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、 貫通部の排気管固定の取付け状態の確認	6 M	
	④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網 の取付け状態の良否の確認	1 Y	
^. 排気ガス処 理装置	① 装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無の点検	6 M	[12条点検]
(三元触媒式	② 排気ガスを測定し、性能の確認	6 M	
処理装置・脱 硝触媒式処 理装置・水噴 射式処理装 置・蒸気噴射	③ 制御機器の作動の良否の確認	6 M	
式処理装置) m. 各種配管	① 配管等の変形、損傷等の有無の点検し、支持金 具に緩みが無いことの確認	6 M	[12条点検]
	② 配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無及びバルブの開閉状態が正常の位置にあることの確認	6 M	[12 条点検]
	③ 原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無の点検。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことの確認	6 M	[12 条点検]
	④ 温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることの確認。なお、点検で取外したパッキンは交換	1 Y	
	5 冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況 の確認	1 Y	
7. 接地抵抗	  ① 接地線の断線、腐食等の有無の点検	6 M	 [12 条点検]
1.1女迟迟别	② 接地線接続部の取付け状態(ボルト、ナットの 緩み、損傷等)の確認	6 M	[12 条点検]
	③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	·3.1.4 (b) 参照

8. 絶縁抵抗	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良 否の確認 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
9. 耐震措置	① ストッパー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無の点検	6 M	[12 条点検]
a New tee IAN Ale	② 基礎ボルト等の変形、損傷及びナットの緩みの有無の点検、耐震措置が適正であることの確認	6 M	[12 条点検]
10. 運転機能 a. 試運転	① 始動タイムスケジュール及びシーケンス(自動動作状況)を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることの確認	6 M	[12 条点検]
	② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度の測定。ただし、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況の確認	6 M	
	<ul><li>③ 運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることの確認・電圧・周波数・回転速度・各部温度・各部圧力</li></ul>	6 M	[12 条点検]
	④ ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことの確認	6 M	
	⑤ 換気装置及び換気口が自家発電装置と連動して作動する場合は、換気装置等が正常に作動することの確認	6 M	
	⑥ 運転中に異常音(不規則音)、異臭、異常振動、 異常な発熱、配管等からの漏れの有無の点検	6 M	[12 条点検]
	⑦ 保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器 の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正 常であることの確認	6 M	
	8 自動始動盤の停止スイッチ(復電と同じ状態) による停止試験の実施。ただし、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により実施	6 M	
	<ul><li>⑨ ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が 滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音 の有無の点検</li></ul>	6 M	
	⑩ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等 の位置が自動始動運転の待機状態にあることの	6 M	
b. 調速機	確認 ① 瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の 100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速 度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断 器を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定 し、安定性能の確認	1 Y	・100%負荷が確保で きない場合は、状況 に応じて部分負荷と してもよい。
	② 瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷	1 Y	

	を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、 安定性能の確認		
c. 保護装置	保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作 で試験し、動作値が設定値どおりであることの確 認	6 M	・実動作が不適当な項 目については、模擬 動作で行う。
d. 実負荷運転	① 発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否の確認・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス並びに給気の圧力又は温度・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度(出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む)及び軸受の出口における潤滑油の温度・原動機の回転速度・燃料消費量・振動(共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅)・背圧測定(ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部)ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値の測定	1 Y	## TE CIT 7 0
	② 発電機室内又はキュービクル内の給気及び排 気の状態を点検し、温度上昇に問題がないこと の確認	1 Y	[12 条点検]
	③ 運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	④ 運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無の点検	1 Y	[12 条点検]
	<ul><li>⑤ 敷地境界線において騒音測定の実施</li><li>⑥ 発電機停止後、電機子及び軸受の温度の測定</li></ul>	1 Y 1 Y	
	⑦ 試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の 位置が自動始動運転の待機状態にあることの確 認	1 Y	
11. 予備品等	① 製造者標準の予備品がそろっていることの確 認	6 M	
	② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることの確認	6 M	
	③ 保守工具及び取扱説明書等が備えてあること の確認	6 M	

# 第5節 直流電源設備

## 3.5.1 共通事項

- (a) 特記がある場合は、消防法の非常電源(蓄電池設備)の点検を併せて行う。
- (b) 特記がある場合は、建築基準法に基づく電源別置形の蓄電池の点検を併せて行う。
- (c) 点検周期6Mは、原則として通電状態での点検作業とする。
- (d) 点検周期1Yは、停電状態での点検作業とする。

# 3.5.2 整流装置

整流装置の作業項目及び作業内容は、表 3.5.2 による。

表 3.5.2 整流装置

	表 3.5.2 整流装置		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観等の状況	① 外箱の外観、計器、表示灯、スイッチ等の変形、 損傷、汚れ、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 各部品の汚損、損傷、温度上昇、加熱、変色、 異常音、異臭等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	④ 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置 の状況及び換気の状況の確認	6 M	[12 条点検]
2. 機能	<ul><li>① 次の値を測定し、その良否を確認する。</li><li>・交流入力電圧</li><li>・トリクル充電電圧又は浮動充電電圧</li><li>・均等充電電圧</li><li>・負荷電圧</li></ul>	6 M	
	・出力電流及び負荷電流(盤面計器による) ② 均等充電機能を有する場合は、手動により浮動	6 M	
	又は均等充電への切替え動作の確認 ③ 開閉器及び遮断器の変形、損傷等の有無を点検 また、入力・出力負荷、警報等の状況によるO N、OFF状態の確認	6 M	
	(4) 過放電防止装置、減液警報装置、不足電圧継電器等の設定値及び動作の確認	1 Y	
	(5) 均等充電機能を有する場合は、次の機器の動作 状況の確認 ・均等充電から浮動充電への自動切替 ・負荷電圧補償装置 ・タイマーの設定値 ・警報動作(ヒューズ断、サーマル動作、MCC Bトリップ、過不足電圧、負荷電圧異常検出、 過放電防止、放電終止、減液警報等)	1 Y	
	⑥ 自動回復充電の動作の確認 ⑦ 実負荷により常用電源を停電状態にしたとき に自動的に非常電源に切替り、常用電源を復旧 したときに自動的に常用電源に切替ることの確 認	1 Y 1 Y	[12条点検]
3. 配線、端子	内部配線及び端子部の劣化並びに端子接続部の 緩みの有無の点検	1 Y	
4. 絶縁抵抗	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・一次主回路と大地間 ・二次主回路と大地間 ・一次・二次相互間	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	· 3.1.4 (b) 参照

# 3.5.3 蓄電池

蓄電池の作業項目及び作業内容は、表 3.5.3 による。

表 3.5.3 蓄電池

	表 3. 5. 3   畜電池		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観等の状況	① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキ	6 M	[12条点検]
	ン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無の点検。		
	なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交		
	換時期の確認。また、据置鉛蓄電池(制御弁式)		
	は、蓄電池の交換時期の確認		
	② 封口部のはがれ、亀裂等の有無の点検	6 M	
	③ 全セルについて、電解液量の確認また、減液警	6 M	[12 条点検]
	報用電極の断線、腐食、変形等の有無の点検		
	④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無の点	6 M	[12 条点検]
	検		
	⑤ 蓄電池又はキュービクルの転倒防止枠、緩衝	1 Y	[12 条点検]
	材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無の		
	点検		
	⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接	1 Y	
	続部の発熱、焼損及び腐食の有無の点検		F & b.   A. ]
	⑦ 設置されている部屋の防火区画貫通部の措置	6 M	[12 条点検]
	の状況及び換気の状況の確認		
2. 機能	  ① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧	6 M	
2. 1 及 日	を測定し、その良否の確認	O IVI	
	② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を次に		
	より行い、その良否の確認		
	・据置鉛蓄電池は全セル(据置鉛蓄電池(制御	6 M	
	弁式)及び小形制御弁式鉛蓄電池は電解液比	O IVI	
	重測定を除く。)について実施		
	・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについ	1 Y	
	て実施	1 1	
	③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が	6 M	
	不良と判定された場合、均等充電が実施されて	0 141	
	いることの確認。実施されていない場合は点検		
	終了後に均等充電(据置鉛蓄電池(制御弁式)		
	及び小形制御弁式鉛蓄電池を除く。)を実施		
	2		

## 第6節 交流無停電電源設備

## 3.6.1 共通事項

- (a) 交流無停電電源装置は定格出力容量200kVA以下のものとし、次の事項の確認又は 作業を行う。
  - (1) 停電作業範囲の明確化、停電時間、停電操作及び充電露出部に対する安全処置並びに 施錠及び標識の設置の確認を行う。
  - (2) 当該設備について機器操作の範囲及び分担の明確化を図り、災害、事故発生時の緊急連絡及び処置体制を整えるものとする。
  - (3) 点検作業は、原則として全停電作業とし、バイパス回路等がある場合は切替えて作業を行うものとする。
- (b) 簡易形は、製造者の標準仕様で製造された定格出力容量10kVA以下ものとする。

# 3.6.2 交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形を除く)

交流無停電電源装置(UPS) (簡易形を除く)の作業項目及び作業内容は、表 3.6.2 による。

表 3.6.2 交流無停電電源装置(UPS) (簡易形を除く)

	表 3. 6. 2 交流無停電電源装置(UPS)(簡易)	形を除く)	
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外箱・機器等	① 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩み	1 Y	
の外観状況	の有無の点検		
	② 抵抗器の変色及び変形の有無の点検	1 Y	
	③ コンデンサの変色、変形、液漏れ及び防爆弁の	1 Y	
	異常の有無の点検		
	④ 半導体スタック類の接点荒れ及びコイル変色	1 Y	
	の有無の点検		
	⑤ 継電器、接触器の接点荒れ及びコイル変色の有	1 Y	
	無の点検		
	⑥ プリント基板の部品変色及び汚損の有無の点	1 Y	
	検		
	⑦ ヒューズの熱変色の有無の点検	1 Y	
	⑧ 冷却ファンの熱による変色の有無の点検	1 Y	
	⑨ トランス及びリアクトルの過熱及び変色の有	1 Y	
	無の点検		
2. 機能	① 容量 100kVA 以上の場合は、主回路に使用して	1 Y	・サイリスタ方式
	いる半導体素子の素子漏れ電流測定及びゲート		に限る。
	特性試験を実施、その良否の確認		3) 3 32 L. D.
	② ゲート回路を単独運転させ各電源電圧を測定	1 Y	・サイリスタ方式
	し、規定値内であることの確認	4 37	に限る。
	③ ゲート回路の運転又は停止中において、次の測	1 Y	・サイリスタ方式
	定を行い、その良否の確認 ・発振器周波数の確認(主発振器、キャリアパス)		に限る。
	・電圧制御リミットの測定		
	・各部動作表示の確認		
	・主回路素子のゲート波形(電圧)の確認		
	4 運転・停止、出力切替試験、故障シーケンスの	1 Y	
	動作確認(展開接続図に基づいて)、表示警報等	1 1	
	が正常であることの確認		
	⑤ 保護回路の各種保護継電器の設定値に対する	1 Y	
	動作値を測定し、許容値以内であることの確認		
	⑥ 次により無負荷運転試験(展開接続図に基づい	1 Y	
	て)を実施		
	・主回路各部の波形をシンクロスコープ等によ		
	り測定し、異常がないことの確認		
	・電圧、電流等を各指示計器又はシンクロスコ		
	ープ等により測定し、規定値以内であること		
	の確認		
	・運転中、主回路機器の異常音、異臭等の有無		
	の点検		
o #146 III →			
3. 配線、端子	内部配線、端子部の変色、劣化及び緩みの有無	1 Y	
	の点検		
4 络绿托士	次の笹正の海緑抵抗な測字! この中不の歴記	1 37	.911(-)
4. 絶縁抵抗	次の箇所の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・交流入力回路と大地間	1 Y	• 3. 1. 4 (a) 参照
		l	I

	・インバータ主回路と大地間 ・出力回路と他回路大地間		
5. 接地抵抗	単独接地極の場合は、接地抵抗を測定し、その 良否の確認	1 Y	·3.1.4 (b) 参照
6. 蓄電池	3.5.3「蕃電池」による。	1 Y	

### 3.6.3 交流無停電電源装置(UPS) (簡易形)

交流無停電電源装置(UPS) (簡易形)の作業項目及び作業内容は、表 3.6.3 による。

表 3.6.3 交流無停電電源装置(UPS) (簡易形)

作業項目	作業内容	周期	備考
交流無停電電源	① 装置の過熱、ほこり等の付着の状態の確認	1 Y	
装置 (UPS)	② キャビネットの変形、損傷、変色等の有無の点	1 Y	
(簡易形)	検		
	③ 異常音、異臭等の有無の点検	1 Y	
	④ 支持ボルト等の緩みの有無の点検	1 Y	
	⑤ パネル表示、操作部等の操作及び表示機能の確	1 Y	
	認		
	⑥ 電源電圧(入力電圧・出力電圧)の確認	1 Y	
	⑦ 交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替	1 Y	
	え、復電時の切替え、交流直送回路への切替え		
	等の点検		
	⑧ 蓄電池について、変形、損傷、亀裂、液漏れ等	1 Y	
	の有無の点検		

# 第7節 太陽光発電設備

## 3.7.1 太陽光発電装置

- (a) 本項は、システム容量100kW未満の太陽光発電装置に適用する。 なお、外灯等の機器付属の太陽光発電装置は対象外とする。
- (b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.7.1 による。

表 3.7.1 太陽光発電装置

作業項目        作業内容	
1. 太陽電池アレ ① モジュール (表面及び裏面) の汚れ、損傷及 6 M	
イ び変色の有無の点検	
② モジュールのフレーム及び架台の変形、さび、 6 M	
損傷等の有無の点検	
③ モジュール及び架台の固定金具、据付ボルト 6 M	
等の変形、損傷及び緩みの有無の点検	
④ 外部配線の損傷、コネクタの変色及び損傷の 6 M	
有無の点検	
⑤ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの 6 M	
有無の点検	
⑥ 主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 1 Y	
2.接続箱・集電 □ 外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有   6 M	
箱 無の点検	
② 外部配線の損傷及び接続端子の緩みの有無の 6 M	
点検 6 M	

	<ul><li>③ 内部機器の脱落、SPD(サージ防護デバイス)の損傷及び動作表示の有無の点検</li><li>④ 接地線の損傷、断線及び接地端子部の緩みの有無の点検</li><li>⑤ 回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認</li><li>⑥ 開放電圧を測定し、アレイ開放電圧と各ストリング開放電圧が大きくばらついてないことの確認</li></ul>	6 M 1 Y 1 Y	
3. パワーコンディショナ (P CS)・系統	① 外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無の点検 ② 配線の損傷の有無及び接続端子の緩みの確認	6 M	
連系保護装置 (インバー	③ 動作時の異常音及び異臭の有無の点検 ④ 表示部に異常表示が無いことの確認	6 M	
タ・系統連系	⑤ 通気孔の詰まり、換気ロフィルターの汚れ、	6 M 6 M	
保護装置等)	動	O IVI	
体暖衣但守/	⑥ 接地線の損傷、断線及び接地端子の緩みの有無の点検	6 M	
	⑦ 主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
	<ul> <li>⑧ 次により停電時の動作確認及び投入動作タイマー等の動作試験を実施</li> <li>・PCSを系統連系運転とし、引込口開閉器等を開放したとき、保護装置が正常に働き、PCSが直ちに(電力会社との協議値どおりに)停止すること。</li> <li>・復電したとき、所定の時間(電力会社との協議値どおり)に並列運転できること。</li> <li>⑨ 自立運転機能付きの場合、自立運転に切換えたとき所定の電圧が専用端子(コンセント等)から出力されることの確認</li> </ul>	1 Y	
4. 接地	① 配線の断線及び損傷の有無の点検 ② 接地工事の種別ごとに接地抵抗を測定し、そ の良否の確認	6 M 1 Y	·3.1.4 (b) 参照
5. 発電状態	正常に発電していることを、次の表示により確認 ・運転、停止等の状態 ・発電電力、積算電力量等の値	6 M	
6. 蓄電池	3.5.3「蓄電池」による。		

# 第8節 風力発電設備

- 3.8.1 風力発電装置
  - (a)本項は、小形風力発電装置(受風面積:20 m²未満)に適用する。
  - (b) 風力発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.8.1 による。

表 3.8.1 風力発電装置

	表 3.8.1 風力発電装置		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 風車発電装置			
a. 風車等	① 風車の回転状態及び向きの良否の確認	1 Y	
	② 異常振動及び異常音の有無の点検	1 Y	
	③ 回転羽根、尾翼等の損傷及び亀裂の有無の点検	1 Y	
	④ 羽根エッジ部の保護テープのき裂の有無の点	1 Y	
	検		
	⑤ 風車の固定ボルトの緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
	⑥ 回転部、継手部等の要所のグリス量の確認	1 Y	
	⑦ 尾翼のバラストウェイトの良否の確認	1 Y	
b. 発電機	① 発電機のスリップリング・ブラシ部分の磨耗等	1 Y	
	の有無の点検	1 37	
	② 配線接続端子部の緩み、過熱及び変色の有無の 点検	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
c. 支柱	① 固定ボルトの緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 軸の変形の有無の点検	1 Y	
	③ 内部配線等の損傷及びねじれの有無の点検	1 Y	
	④ ベアリング部のグリス量の確認	1 Y	
d. その他	① 風車の停止・運転が正常に行えることの確認	1 Y	
	② 接地及び落雷対策の良否の点検	1 Y	
e. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	・3.1.4 (b) 参照
2. 電力制御装置	① 固定金具、固定ボルト等の緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 外箱の腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
	③ 盤面の計器、表示灯、スイッチ類の損傷の有無	1 Y	
	の点検 ④ 内部配線及び端子接続部の緩み、過熱等の有無	1 Y	
	の点検 ⑤ 接地線の断線、損傷及び接地端子の緩みの有無 の点検	1 Y	
	⑥ 発電装置からの入力各相電流及び線間電圧が 等しいことの確認	1 Y	
	⑦ 過入力に対する保護機能が適切であることの 確認	1 Y	
	⑧ 主回路及び制御回路の絶縁抵抗を測定し、その 良否の確認	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
	⑨ 系統連系保護継電器が正常に動作することの 確認	1 Y	
	⑩ 投入ロック試験により、次の動作の確認 ・停電時に、風力発電設備と商用電源の並列接	1 Y	
	続用開閉器が投入できないこと。 ・復電時に、所要時間内に並列運転できること。		
3. 発電状態	正常に発電していることを、次の表示により確認	1 Y	
	・運転、停止等の状態		
	・出力電力、積算電力量等の値		
4. 蓄電池	3.5.3「蓄電池」による。		
H I I	0.0.0 H P. 10 1 10 0 0		

第9節 通信・情報設備

## 3.9.1 構內情報通信網装置

- (a) 本項は、リピータ・スイッチ・ファイヤーウォール・メディアコンバーター等の機能を 有する機器、インターフェース等に適用する。
- (b) 構内情報通信網装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.1 による。

表 3.9.1 構内情報通信網装置

作業項目     作業内容     周期     備考       1.機器     ① 機器外面、ファン等の汚れ及びほこりの有無の点検     1 Y       ② ファンの回転状況が正常であることの確認     1 Y       ③ コネクタ接続部の締付、基板の取付け状態及びまみの有無の点検     1 Y       ④ 各スイッチの設定及びランプ類の点灯状態の確認     1 Y       ⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後のシステムが正常に立上り、正常に動作することの確認     1 Y       ⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検     1 Y       ⑦ 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の有無の点検     1 Y       ⑨ 性給電源電圧の測定を行い、その良否の確認 1 Y     1 Y       ⑩ 接続機器相互通信によりシステムの動作が正 1 Y		衣 3.9.1 桶內情報迪信網袋直		
点検 ② ファンの回転状況が正常であることの確認 ③ コネクタ接続部の締付、基板の取付け状態及び 端子部の緩みの有無の点検 ④ 各スイッチの設定及びランプ類の点灯状態の 確認 ⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後の システムが正常に立上り、正常に動作すること の確認 ⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検 ① 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の 有無の点検 ⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認 1 Y ① 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認 1 Y	作業項目	作業内容	周期	備考
<ul> <li>② ファンの回転状況が正常であることの確認</li> <li>③ コネクタ接続部の締付、基板の取付け状態及び 端子部の緩みの有無の点検</li> <li>④ 各スイッチの設定及びランプ類の点灯状態の 確認</li> <li>⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後の システムが正常に立上り、正常に動作すること の確認</li> <li>⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検</li> <li>① 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の 有無の点検</li> <li>⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認</li> <li>1 Y</li> <li>① 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認</li> <li>1 Y</li> </ul>	1. 機器	① 機器外面、ファン等の汚れ及びほこりの有無の	1 Y	
<ul> <li>③ コネクタ接続部の締付、基板の取付け状態及び 端子部の緩みの有無の点検</li> <li>④ 各スイッチの設定及びランプ類の点灯状態の 確認</li> <li>⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後の システムが正常に立上り、正常に動作すること の確認</li> <li>⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検</li> <li>① 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の 有無の点検</li> <li>⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認</li> <li>1 Y</li> <li>① 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認</li> <li>1 Y</li> </ul>		点検		
端子部の緩みの有無の点検 ④ 各スイッチの設定及びランプ類の点灯状態の 1 Y 確認 ⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後の 1 Y システムが正常に立上り、正常に動作することの確認 ⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検 1 Y		② ファンの回転状況が正常であることの確認	1 Y	
<ul> <li>④ 各スイッチの設定及びランプ類の点灯状態の確認</li> <li>⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後のシステムが正常に立上り、正常に動作することの確認</li> <li>⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検</li> <li>⑦ 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の有無の点検</li> <li>⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認</li> <li>① 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認</li> </ul>		③ コネクタ接続部の締付、基板の取付け状態及び	1 Y	
確認  ⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後の システムが正常に立上り、正常に動作すること の確認  ⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検  ⑦ 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の 有無の点検  ⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認  1 Y  ⑨ 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認  1 Y		端子部の緩みの有無の点検		
<ul> <li>⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後のシステムが正常に立上り、正常に動作することの確認</li> <li>⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検</li> <li>① 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の有無の点検</li> <li>⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認</li> <li>① 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認</li> </ul>		④ 各スイッチの設定及びランプ類の点灯状態の	1 Y	
<ul> <li>システムが正常に立上り、正常に動作することの確認</li> <li>⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検</li> <li>① 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の有無の点検</li> <li>⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認 1 Y</li> <li>⑨ 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認 1 Y</li> </ul>		確認		
の確認 ⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検		⑤ システム立上げ試験は、電源断及び再投入後の	1 Y	
<ul> <li>⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検</li> <li>① 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の有無の点検</li> <li>⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認</li> <li>① 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認</li> <li>1 Y</li> <li>⑨ 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認</li> </ul>		システムが正常に立上り、正常に動作すること		
<ul><li>⑦ 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の 有無の点検</li><li>⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認 1 Y</li><li>⑨ 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認 1 Y</li></ul>		の確認		
有無の点検 <ul><li>⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認 1 Y</li><li>⑨ 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認 1 Y</li></ul>		⑥ 機器等の表面温度の異常の有無の点検	1 Y	
<ul><li>8 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認 1 Y</li><li>9 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認 1 Y</li></ul>		⑦ 固定金具(ボルトや金具等)の損傷、緩み等の	1 Y	
⑨ 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認 1 Y		有無の点検		
		⑧ 供給電源電圧の測定を行い、その良否の確認	1 Y	
		⑨ 光送受信レベルの測定を行い、その良否の確認	1 Y	
		⑩ 接続機器相互通信によりシステムの動作が正	1 Y	
常であることの確認		常であることの確認		
2. 機器装置収納 ① 機器装置収納架の外面、ファン等の汚れ及びほ 1 Y	2. 機器装置収納	① 機器装置収納架の外面、ファン等の汚れ及びほ	1 Y	
架 こりの有無の点検	架			
② 換気ファンの回転状況が正常であることの確 1 Y	.,.	1	1 Y	
認		認		
③ 機器収納箱等の表面温度の異常の有無の点検 1 Y		_ ^	1 Y	
④ 固定金具、据付ボルト等の変形、損傷、緩み等 1 Y			1 Y	
の有無の点検				
3. 無停電電源装 3. 6. 3「交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形)」	3. 無停電電源装	3.6.3「交流無停電電源装置 (UPS) (簡易形)		
置(簡易形)による。	置(簡易形)	による。		

# 3.9.2 構內交換装置

- (a) 交換機の対象機種は、〈I〉: 大規模(内線 500 回線以上)、〈II〉: 中規模(内線 100 回線以上) 、〈II〉: 中規模(内線 100 回線 以上~500 回線未満)、〈III〉: 小規模(内線 100 回線未満)及び〈IV〉:ボタン電話装置とする。
- (b) 構内交換装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.2 による。

表 3.9.2 構内交換装置

	衣 5. 5. 2 · 伸打文换表直		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観	① 装置架及び各部の緩みの有無の点検	6 M	
	② 装置架及び各部の汚損、損傷、腐食等の有無の	6 M	
	点検		
	③ 固定金具、固定ボルト等の緩みの有無の点検	6 M	
	④ エアフィルターの汚れ、目詰まり等の有無の点	6 M	
	検		
	⑤ 各部品、プリント基板、配線等の汚損、損傷、	6 M	
	過熱、変色等の有無の点検		
2. 機能			

a. 中央処理系	① ファンの入力電圧、センサー動作及び回転状況 が正常であることの確認	6 M	・< I >に限る。
	② 系が二重化されている機種の場合には、系の手動切換えスイッチ又はコマンドによりCPUのACT→SBY及びSBY→ACTと切替える	6 M	
	ことの確認 ③ 障害表示試験は、システムの稼動に影響しない 範囲の擬似障害(ファンアラーム、試験電話機 のロックアウト等)を発生させ、警報表示及び	6 M	
	障害情報の確認 ④ メモリー及びハード時計のメモリバックアップ電池の出力テストポイントを有する場合には、出力が正常であることの確認	6 M	
b. 通話路系	① 可聴信号試験は、電話機より各種機能接続を行	6 M	
(装置が接続 されているも の)	い、各種可聴信号の確認 ② 局線表示盤試験は、運用中のランプ点灯状態の 確認	6 M	・ <iv>を除く。</iv>
ν,	③ システム表示盤試験は、各システム稼働状態と ランプの点灯状態が対応していることの確認。 また、システムの稼働に影響のないスイッチに ついてはその機能も併せて確認	6 M	・< I >に限る。
	④ 集中試験台試験は、加入者試験、自己ダイヤル 試験、トランク試験等の各機能確認。また、表 示部、電鍵等の状態の確認	6 M	• < I >に限る。
	<ul><li>⑤ 局線トランク試験は、次による。</li><li>・全局線(専用線を含む)の発信接続を行い、 誤接続の有無及び通話品質の確認</li><li>・全局線(専用線を含む)の着信接続を行い、</li></ul>	6 M	
	応答の確認 ⑥ ページング試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、ページングトランクの捕捉及び呼出音声の状態の確認	6 M	・ <iv>を除く。</iv>
	⑦ 会議通話試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、会議トランクの捕捉、機能確認及び通話品質の確認	6 M	・ <iv>を除く。</iv>
	⑧ ポケットベル試験は、内線電話機より特番をダイヤルし、ポケットベル装置の捕捉及び呼出機能の確認	6 M	・ <iv>を除く。</iv>
	⑨ 各種音声ガイダンスの通話品質の確認 ⑩ 押しボタン電話機等により発信し、誤接続の有	6 M 6 M	・〈IV〉を除く。 ・〈IV〉を除く。
	無の点検 ① ファンの入力電圧、センサー動作及び回転状況	6 M	(11) (
	が正常であることの確認	O IVI	
3. 電源装置	① 電源部 (整流装置) の充電状態の確認	6 M	
	② 蓄電池の損傷、漏液、汚損等の有無の点検。また、バッテリーの電圧、液量及び比重の確認	6 M	
	③ 交換機内部電源にテストポイントを有する場合には、電圧の確認	6 M	
4. 入出力装置	① 保守コンソール試験は、次による。なお、自己 診断機能がある時は当該手順に基づき実施す る。	6 M	·〈I〉、〈II〉に限る。
	・保守コンソールが印字機能を有する場合には		

	任意コマンドを投入し、出力メッセージの印字状態の確認 ・キーボードの汚れ及びランプの点灯状態の確認 ・ディスプレイの汚れ及び表示状態の確認 ② 通話料金管理機能の動作の確認 ③ 補助記憶装置の動作の確認	6 M 6 M	・< I >、< II >に限る。 ・< I >、< II >に限る。
5. 付属機器等	<ul><li>① MDF等の各端子の取付け状態の確認</li><li>② 一般電話機の試験は試験内線より発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認。また、試験内線への着信接続を行い着信音、鳴動及び応答確認</li></ul>	6 M 6 M	・ <iv>を除く。 ・ <iv>を除く。</iv></iv>
	③ 多機能電話機及びボタン電話機の試験は次による。 ・試験電話機より発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質の確認。また、試験多機能内線への着信接続を行い、着信音、鳴動及び応答の確認 ・試験電話機でファンクションキー、ダイヤルキーの操作状態及び各機能の試験を行い、機能表示の確認	6 M	
6. 運転環境	保守コンソールで障害ロギングを分析	6 M	
7. 設置環境	① 交換機室の温度、湿度等が規定の範囲内であることの確認	1 Y	
-	② 異常音及び異臭の有無の点検	1 Y	

# 3.9.3 拡声装置

- (a) 消防法の適用を受ける放送設備は、第6章「防災設備」による。
- (b) 拡声装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.3 による。

表 3.9.3 拡声装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 增幅器·操作	① 据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	
装置•遠隔操	② 表示装置、ランプ等をテストボタン等により点	1 Y	
作器	灯確認		
2. マイクロホン	損傷及びコードの接続状態の確認	1 Y	
3. スピーカ	① 据付け状態、汚れ及び損傷の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等	1 Y	
	の有無の点検		
	***		
4. 性能試験	音量、明瞭度等の確認	1 Y	

3.9.4 誘導支援装置(音声誘導装置、インターホン装置、トイレ等呼出装置) 誘導支援装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.4 による。

表 3.9.4 誘導支援装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 音声誘導装置	[[宋]]4	)HJ /YJ	Vm · J
a. レシーバー	① 動作状態の良否の確認	1 Y	
<b>4.</b> • •	② 音質、音量等の異常の有無の点検	1 Y	
b. 発信機	① 発信状態の異常の有無の点検	1 Y	
	② 発信機表面の汚れ及び損傷の有無の点検	1 Y	
c. スピーカ	① 取付け状態及び損傷の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等	1 Y	
	の有無の点検		
	③ 音質、音量等の異常の有無の点検	1 Y	
d. 磁気センサ	動作状態の良否の確認	1 Y	
e. 制御装置	① 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯	1 Y	
	類の点灯の有無の点検		
	② 取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	
2. インターホン	① 機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有	1 Y	
装置	無の点検		
	② 画像・画質、音量、明瞭度、雑音等の有無の点	1 Y	
	検		
a l l la betaranti.			
3. トイレ等呼出	① 機器の取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有	1 Y	
装置	無の点検		
	② 動作状態の良否の確認	1 Y	

# 3.9.5 映像・音響装置

映像・音響装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.5 による。

表 3. 9. 5 映像·音響装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 操作卓・装置 架・同収納機	① 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯 類の点灯の有無の点検	1 Y	
器	② 配線接続部 (コネクタ及び端子台) の損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
	③ 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等 の有無の点検	1 Y	
2. プロジェクタ (フロント形	① 画像・画質(明るさ、レンズフォーカス、水平 歪、色ムラ等)の点検及び調整	1 Y	
・リア形)	② 異常音及びレンズの汚れの有無の点検	1 Y	
	③ カウンター付は使用(経過)時間の確認	1 Y	
	④ 取付け金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩みの有無の点検	1 Y	
3. スピーカ	① 取付け状態、損傷等の有無	1 Y	
	② 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
	③ 音質、音量等の異常の有無の点検	1 Y	
4. スクリーン	① 表面の汚れ、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 電動巻上式は、動作状態の良否の点検	1 Y	
	③ 支持部材の劣化、損傷等の有無の点検	1 Y	

## 3.9.6 情報表示装置 (マルチサイン装置、出退表示装置、時刻表示装置)

- (a) マルチサイン装置及び出退表示装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.6(A)による。
- (b) 時刻表示装置(電気時計装置)の作業項目及び作業内容は、表 3.9.6(B)による。

表 3.9.6(A) マルチサイン装置及び出退表示装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 表示部	① 表示面の汚損、損傷等の有無の点検	1 Y	
	② 各操作スイッチ、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の有無の点検	1 Y	
	③ 配線接続部 (コネクタ及び端子台) の損傷、緩み等の有無の点検	1 Y	
	④ 固定金具、支持ボルト等の変形、損傷、緩み等 の有無の点検	1 Y	
2. 電源部	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 Y	
	② 各機器の取付け状態の良否の確認	1 Y	
	③ 電源電圧の測定を行い、その良否の確認	1 Y	

表 3.9.6(B) 時刻表示装置 (電気時計装置)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 親時計	① 据付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	
	② 親時計の各種接点、機構部分、モーター、各ス	1 Y	
	イッチ等の動作機能の確認し、正確な時刻への		
	修正の実施		
	③ 電源部の充電状態、電解液面及び規定電圧の調	1 Y	
	整		
	④ 時報器、チャイム、タイマー等の設定時間、動	1 Y	
	作機能(自動、手動、起動、停止)及び親時計		
	部との時間同調の確認		
2. 子時計	① 親時計との指示誤差等の調整	1 Y	
	② 取付け状態、汚れ及び著しい損傷の有無の点検	1 Y	

## 3.9.7 テレビ共同受信装置

テレビ共同受信装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.7 による。

表 3.9.7 テレビ共同受信装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機器・機器収	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点	1 Y	
容箱	検		
	② 増幅器等の発熱、異常音及び損傷の有無の点検	1 Y	
	③ 機器の接栓等の緩みの有無の点検	1 Y	
2.アンテナ・マ	① 損傷、さび等の有無の点検	1 Y	
スト	② 支持部材、支持ボルト等の劣化、損傷及び緩み	1 Y	
	の有無の点検		

# 3.9.8 テレビ電波障害防除装置

テレビ電波障害防除装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.8 による。

表 3.9.8 テレビ電波障害防除装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 機器・機器収	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点	1 Y	
容箱・ヘッド	検		
エンド	② 増幅器等の発熱、異常音及び損傷の有無の点検	1 Y	
	③ 機器の接栓等の緩みの有無の点検	1 Y	
2. アンテナ・マ	① 損傷、さび等の有無の点検	1 Y	
スト	② 支持部材、支持ボルト等の劣化、損傷及び緩みの有無の点検	1 Y	
3. 幹線施設	① 電柱及び架線は、3.13.1「構内配電線路・構内通信線路」の当該事項による。 ② 幹線増幅器、分岐・分配器の損傷の有無及び取付け状態並びに防水処理の良否の確認	1 Y	
4. 引込施設	引込線の高さ、他線との離隔、樹木による障害 等の有無の点検	1 Y	

## 3.9.9 監視カメラ装置

- (a) 本項は、一般建築物に使用される監視カメラ装置に適用する。
- (b) 監視カメラ装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.9 による。

表 3.9.9 監視カメラ装置

左光  石	衣 3.9.9 監況 / / 宏恒	1±1 ±10	/
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 固定式カメラ	9 1	1 Y	
	9	1 Y	
クカメラを含	認。マニュアル設定の場合は現場の照明に合せ		
む)	た適切な色温度が設定されていることの確認		
	③ 監視対象の映像が白つぶれとなっていないこ	1 Y	
	との確認		
	④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに	1 Y	
	ネジの締付け状態等の確認		
	⑤ 監視に障害となる焼付き、白点、黒点等がない	1 Y	
	ことの確認		
	⑥ 支持金物・支柱、落下防止ワイヤー、建物側の	1 Y	
	取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐		
	食の有無並びにネジの緩みや紛失がないかの確		
	認	1 Y	
	⑦ 内蔵時計を備えている場合、時計の時刻が正し		
	いことの確認	1 Y	
	⑧ ネットワークカメラへのログインID/パス		
	ワードが定期的に変更されていることの確認		
2. レンズ	① 各レンズ固有の機能が正常に動作することの	1 Y	
(固定焦点・	確認		
バリフォーカ	② レンズ締付け及びロックが確実になされてい	1 Y	
ル・手動ズー	ることの確認		
ム・電動ズー	③ レンズ面に汚れがないことの確認	1 Y	
4			
3. ハウジング	① 前面ガラスの破損及びケースの取付けボルト	1 Y	
(屋内形・屋	の緩みの有無の点検		

との確認         ③ ワイパー、デフロスタ及びヒーターの機能動作 1 Y の確認         ④ 空冷ファンの作動状況(異常音、異常発熱、通 1 Y	
④ 空冷ファンの作動状況(異常音、異常発熱、通 1 Y	
風孔の閉塞)の良否の確認	
⑤ 支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及 1 Y び著しいさび、腐食の有無の点検	
4. モニタ装置 ① 解像度の低下、ノイズ及び画面歪のないことの 1 Y (カラー・白黒) 確認	
② 明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あいが 1 Y 正確に調整できることの確認	
③ カラー用は、コンバージェンスのズレ、ホワイ 1 Y トバランス及びブラックバランスの確認	
④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに 1 Y ネジの締付け状態等の確認	
⑤ 画面の明るさ、コントラスト等の確認 1 Y	
5. VTR       ① 操作が表示通りできることの確認       1 Y	
② 走行系及び駆動系の清掃の実施 1 Y	
③ スイッチングポイントの点検により、垂直同期 1 Y の前縁より約6.5H前にあることの確認	
④ トラッキングプリセットの点検により、トラッ 1 Y	
キングつまみが中心位置で正常な画面であるこ	
との確認	
⑤ ポーズ/スチル画像の点検により、正常な静止 1 Y	
画像であることの確認 ⑥ スロートラッキングプリセットの点検により、 1 Y	
スロー再生時、ノイズが出て見づらい画像でな	
いことの確認	
① アライメントテープ (又はテストテープ) によ 1 Y ・互換性点検	É
り映像、音声ともに正常に再生できることの確 認	
® 映像、音声ともにテスト信号を入力して正常に 1 Y	
記録・再生ができることの確認	
⑨ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに 1 Y	
ネジの締付け状態等の確認	
6. デジタルビデ ① 操作が表示通りできることの確認 1 Y	
オレコーダー ② 映像及び音声が正常に記録・再生ができること 1 Y	
の確認	
③ バックアップする機能を持つものについては、 1 Y 正常にバックアップ及び再生ができることの確	
認	
④ 給排気口にほこり等が詰まっていないか、確認 1 Y	
及び清掃の実施 ⑤ 冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がし 1 Y	
ないことの確認。デジタル記憶媒体が推奨交換	
時間に達していないかの確認	
⑥ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに 1 Y	
ネジの締付け状態等の確認 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1	
(7) 内蔵時計の時刻が正しいことの確認       1 Y         (8) デジタルビデオレコーダーへのログイン I D       1 Y	

	/パスワードが定期的に変更されていることの 確認	
7. 電動雲台	① 動作、回転範囲が正常であり、動作中に異常音がしないことの確認	1 Y
	② 自動首振りすることの確認 ③ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに	1 Y 1 Y
	ネジの締付け状態等の確認 ④ 支持金物・支柱、取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無の確認	1 Y
8. リモート操作器	① スイッチ操作が表示通り動作することの確認	1 Y
奋	② カメラ、ワイパー等の電源スイッチが確実に動 作することの確認	1 Y
	③ カメラ選択釦の切換えにより、各制御ができることの確認	1 Y
	④ 各種スイッチ、つまみ、押釦類の破損・欠損の 有無の点検	1 Y
	⑤ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに ネジの締付け状態等の確認	1 Y
9. レンズ・電動 雲台一体型カ メラ	1 「固定式カメラ」によるほか、次による。 ① 動作及び回転範囲が正常であり、動作中に異常 音がしないことの確認	1 Y
	② プリセット機能があるものは、プリセット位置 に正しく移動することの確認	1 Y
	③ 回転動作中に画面にノイズが発生しないこと の確認	1 Y
	④ カバーの汚れ、傷等を確認し、清掃の実施 ⑤ 屋外用は、ケースの腐食及び水漏れの有無の点 検	1 Y 1 Y
	⑥ ファン・ヒーターが設置されている場合は、そ の動作状況の確認	1 Y
	⑦ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに ネジの締付け状態等の確認	1 Y
	⑧ 取付け状態の良否(取付けネジの緩みや取付金 具、建物側の取付け部にさびや腐食が発生して いないか)の確認	1 Y
10. エンコーダ	① エンコーダに接続されたカメラの映像が正常 に表示されることの確認	1 Y
	② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに ネジの締付け状態等の確認	1 Y
11. デコーダ	① デコーダを介して、カメラの映像が正常に表示 されることの確認	1 Y
	② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに ネジの締付け状態等の確認	1 Y
12. 録画サーバ	① 操作が表示通りできることの確認 ② 映像及び音声が正常に記録・再生できることの 確認	1 Y 1 Y
	③ 機器外観、排気口の汚れ及びほこりの有無の点	1 Y

検		
④ 冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がし	1 Y	
ないことの確認。また、デジタル記憶媒体が推		
奨交換時期に達していないかの確認		
⑤ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びに	1 Y	
ネジの締付け状態等の確認		
⑥ 時計の時刻が正しいことの確認	1 Y	

# 3.9.10 駐車場管制装置

駐車場管制装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.10 による。

表 3.9.10 駐車場管制装置

表 3. 9. 10 駐車場管制装置				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 外観	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点	6 M		
	検			
	② 配線及び端子接続状態の確認	6 M		
	③ 発熱、異常音及び異常振動の有無の点検	6 M		
2. 管制盤	① 供給電源電圧及び出力電圧を測定し、その良否	6 M		
	の確認			
	② リレー動作の確認 (通常時、強制指令時)	6 M		
	③ LED点灯の確認 (通常時、強制指令時)	6 M		
3. 検知器				
a. ループコイ	① 車両感知感度の点検	6 M		
ル式	② 車両感知時の各機器との連動の確認	6 M		
b. 赤外線式発	① 集光レンズ及びアクリルパネルの状態の確認	6 M		
光器・受光器	② 赤外線の受・発光状態の確認	6 M		
	③ 受・発光モニタの点灯の確認	6 M		
4. カーゲート	① 遮断バーの位置の確認	6 M		
	② 各ベルト及び各ギヤ部の状態の確認	6 M		
	③ 開閉動作の確認	6 M		
5. 発券機	① 異常モニタ、サーモスタット、ICプリント基	6 M		
	板の接続及びROM接続状況の確認			
	② 駐車券搬送部・廃券機構の状態の確認	6 M		
	③ 供給電源電圧を測定し、その良否の確認	6 M		
	④ 駐車券発券部の動作の確認	6 M		
to the section of the total				
6. 料金計算機	① コネクタ、I Cプリント基板の接続及びROM	6 M		
	装着状況の確認			
	②料金計算機構の状態の確認	6 M		
	③ 供給電源電圧及び出力電圧を測定し、その良否	6 M		
	の確認	0.3.5		
	④ 出庫処理動作の確認	6 M		
7 拟人士二四	まこがのまこ内穴の砕辺(貯す料人の人をまこ)	C M		
7. 料金表示器	表示部の表示内容の確認(駐車料金の金額表示	6 M		
	ドット切れの有無)			
8. 信号灯・警報	① 点灯及び滅灯の確認	6 M		
8. 信 <b>万</b> 灯 ・ 警 報 灯 ・ 各表 示 灯	① 点灯及い腕灯の確認 ② ブザーの鳴動の確認			
闪 * 台衣小灯	9	6 M		
	③ 各動作条件に応じた動作の確認	6 M		

# 3.9.11 防犯·入退室管理装置

防犯・入退室管理装置の作業項目及び作業内容は、表 3.9.11 による。

表 3.9.11 防犯・入退室管理装置

表 3. 9. 11 - 防犯・人退至管埋装置				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 制御装置	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点 検	1 Y		
	② 施解錠、許可・不許可設定、データバックアップ機能等が正常に動作することの確認	1 Y		
	③ 電源電圧を測定し、その良否の確認	1 Y		
	④ 各基板の出力電圧及びLED表示の確認	1 Y		
	⑤ 各種異常表示がされることの確認	1 Y		
	⑥ バッテリー容量が正常であること及び予備電源で動作することの確認	1 Y		
2. 認識部 【磁気・ I C・	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点 検	1 Y		
非接触カード リーダー、暗 証番号入力、 バイオメトリ ックス照合装 置】	② 読取機能及び認識機能が動作することの確認	1 Y		
3. 遠隔制御器· 電気錠	① 取付け状態の良否及び汚損、損傷等の有無の点 検	1 Y		
	② 指定した電気錠等との施解錠制御が確実に作することの確認	1 Y		
	③ 施解錠信号により扉等が正常に動作することの確認	1 Y		
	④ 火災時の解錠機能が正常であることの確認	1 Y		

# 第 10 節 外灯

3.10.1 外灯

外灯の作業項目及び作業内容は、表 3.10.1 による。

表 3.10.1 外灯

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	① グローブを取外し、灯具の変形、破損及び腐食	1 Y	
	の有無の点検 ② 安定器収納部の浸水又はその痕跡の有無の点 検	1 Y	
2. 支持柱	① ポール内蔵の配線用遮断器等及び配線の接続の良否の確認	1 Y	
	② 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検	1 Y	
	③ 変形、破損及び腐食の有無の点検	1 Y	
	④ アンカーボルトの緩み、腐食等の有無及びアン	1 Y	
	カーボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無の点検		
3. 絶縁抵抗	①絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	· 3.1.4 (a) 参照

# 第11節 航空障害灯

3.11.1 航空障害灯

# 航空障害灯の作業項目及び作業内容は、表 3.11.1 による。

表 3.11.1 航空障害灯

-	衣 3.11.1 机空陣青灯		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	① レンズを取外して内外面の汚れ、灯具の損傷及	1 Y	
	び腐食の有無の点検		
	② ランプソケット及び配線接続の良否の点検	1 Y	
	③ 灯具の取付け金物の損傷及び腐食、ボルトの緩	1 Y	
	み等の有無の点検		
	7 4 117 117 117 117		
2. 支持柱	3.10.1「外灯」の当該事項による。		
><11	0.10.1 \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
3. 制御盤			
a. キャビネッ	① 雨水の浸入、結露等の有無の点検	1 Y	
h	② 外箱の過熱、異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	
1	③ 固定金具、転倒防止金具、据付ボルト等の変形、	1 Y	
	損傷及び緩みの有無の点検	1 1	
b. 導電部	原例及 の 版 の か の 日		
1. 母線・分岐	異常音、異臭、変色及び過熱の有無の点検	1 Y	
導体盤内配	共市日、共大、发亡及び過熱の行無の無機	1 1	
線・指示金			
物等			
n. 端子台	異臭、変色及び過熱の有無の点検	1 Y	
c. 機器·制御回	英矢、发色及U <sup>-</sup>	1 1	
路			
4. 遮断器・継	① テストボタン (漏電遮断器等) による動作の確	1 Y	
電器・電磁	① / ヘトかクン (個 电 巡 例 命寺) による 野川 り伸   認	1 1	
接触器・変	<sup>〒</sup>   2 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検	1 Y	
海器・計	③ 取付け状態の良否の確認	1 Y	
器・進相コ	④ 単位装置毎に試験運転を行い、運転電流を測定	1 Y	
か・ 進作コンデンサ・	し、その良否の確認	1 1	
制御機器	し、その政治の推診		
n	外傷、異常音、発熱等の異常の有無の点検	1 Y	
, _ ,			
ハ.制御回路	警報装置等の作動の良否の確認	1 Y	- 9 1 4 ( ) 去叨
d. 絶縁抵抗	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
+	と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 37	0 1 4 (1) 50 07
e. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否の確認。なお、測	1 Y	· 3.1.4 (b) 参照
	定が困難な場合、接地線の損傷、断線及び端子接		
	続部の緩みの有無の点検		

# 第12節 雷保護設備

## 3.12.1 雷保護

雷保護の作業項目及び作業内容は、表 3.12.1 による。

表 3.12.1 雷保護

次 0.12.1 由 // lb				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 受雷部	取付け状態及び避雷導線との接続状態の確認	1 Y	[12 条点検]	
2. 避雷導線等	避雷導線等の損傷、断線及び接続不良の有無の 点検	1 Y	[12 条点検]	
3. 支持管	① 支持金物の腐食及び緩みの有無の点検 ② 支持ボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無の点検	1 Y 1 Y	[12 条点検]	

4. 端子箱	① 端子台の緩み等の確認 ② 箱の腐食の有無の点検	1 Y 1 Y	
5. 接地極	① 接地抵抗を測定し、その良否の確認 ② 接地極位置等の表示の有無の確認	1 Y 1 Y	・適用規格が JIS A 4201:1992 に該 当するものに限る。

# 第 13 節 構内配電線路·構内通信線路

# 3.13.1 構内配電線路·構内通信線路

構内配電線路及び構内通信線路の作業項目及び作業内容は、表 3.13.1 による。

表 3 13 1 構内配電線路 • 構内通信線路

作業項目	表 3.13.1 構内配電線路・構内通信線路 作業内容	周期	備考
1. ハンドホー	① 亀裂、損傷及び沈下の有無の点検	1 Y	7111 5
ル・マンホー	② 周辺地盤の沈下の有無の点検	1 Y	
ル等	③ 蓋及び金物の取付け状態の良否の確認	1 Y	
	④ さび、腐食等の劣化の有無の点検	1 Y	
	⑤ 浸水の有無の点検	1 Y	
2. 電柱	① 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無の点検	1 Y	
	② 電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無の点検	1 Y	
	③ 立上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の 有無の点検	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線等の有無の点検	1 Y	
	⑤ 接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	
3. 架線	① 架空電線の損傷の有無の点検	1 Y	
	② 架空電線の張力(たわみ)の状況の確認	1 Y	
	③ 接続箇所の損傷及び劣化の有無の点検	1 Y	
	<ul><li>④ 架空電線と工作物又は樹木等の接近状態の点</li><li>検</li></ul>	1 Y	
	⑤ ちょう架用線との取付け状態の点検	1 Y	
	⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、構内配電線路に限る。	1 Y	· 3.1.4 (a) 参照
4. 地中線	  ① ハンドホール及びマンホール内は、次の点検を	1 Y	
	行う。		
	・ケーブル、接地線及び支持金物の損傷、劣化		
	等の有無の点検		
	・高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの		
	離隔距離等の状態の確認		
	・ケーブルの立上り部分の損傷及び劣化の有無		
	・ケーブルの用途、行先等の名札の取付け状態 の確認		
	② 埋設標の設置状態の確認	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認。ただし、	1 Y	・3.1.4 (a) 参照
	構内配電線路に限る。		

#### 第4章 機械設備

# 第1節 一般事項

#### 4.1.1 適用

本章は、建築物等の機械設備の点検・保守に関する業務に適用する。

#### 4.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「シーズンイン点検」とは、冷房又は暖房等の開始前に、設備をシーズン中に連続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第8条及び官公法第11条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。
- (2)「シーズンオン点検」とは、冷房又は暖房等の期間中に、設備をシーズン中に継続使用することに支障のないことを確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第8条及び官公法第11条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。
- (3)「シーズンオフ点検」とは、冷房又は暖房等の終了後に、設備をシーズン中に連続使用 したことによる劣化の有無等を確認するために行う自主点検のことをいい、建築基準法第 8条及び官公法第11条に基づいて、建築設備を適正な状態に維持することを目的とする。

### 4.1.3 点検時期の表記

点検時期の表記は、次による。

- (1)「IN」は、シーズンイン点検を示す。
- (2)「ON」は、シーズンオン点検を示す。
- (3)「OFF」は、シーズンオフ点検を示す。

#### 4.1.4 フロン類の取扱い

フロン類を使用している機器類は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。)及び特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)を遵守し適切に取扱い、漏洩防止に努めるものとする。

#### 第2節 温熱源機器

#### 4.2.1 鋳鉄製ボイラー等

- (a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様 により実施する。
- (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。 なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は特記に よる。

- (c) 本項に規定する鋳鉄製ボイラー等は、鋳鉄製のボイラー、小型ボイラー及び簡易ボイラーとし、鋳鉄製ボイラーは、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第三号に規定するボイラー及び同条第4号に規定する小型ボイラーに該当するものをいう。また、簡易ボイラーは、同法施行令第13条第3項第二十五号に規定するものをいう。いずれも、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。
- (d) 鋳鉄製ボイラー等に付属する燃焼装置、制御装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府冷第55号)、ガス事業法(昭和29年法律第51号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」(昭和51年8月6日労働省公示第7号)、「ボイラーの遠隔制御基準等について」(平成15年3月31日基発0331001号)等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (e) 鋳鉄製ボイラー等に付属する 給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、 4.4.7「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。
- (f) 鋳鉄製ボイラー等の作業項目及び作業内容は、表 4.2.1 による。
- (g) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1) シーズンイン点検:運転期間開始前又は法定性能検査前に年1回(ボイラーに限る。)
  - (2) シーズンオン点検:運転期間中に毎月1回(ボイラーに限る。)

: 運転期間中の適切な時期に年1回(小型ボイラー及び簡易ボイラー)

表421 鋳鉄製のボイラー・小型ボイラー・簡易ボイラー

衣4.2.1 姆鉄製のホイケー・小型ホイケー・間易ホイケー					
作業項目	作業内容	点検時期	備考		
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無の点検	IN			
	② ボルトの緩みの有無の点検	IN			
	③ 取付状態の点検	ON			
2. 外観の状況					
a. 本体	① 腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON			
	② すす等の付着の有無の点検	ON			
b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON			
3. 内部の状況					
a. 本体内部	① 水漏れ、過熱、割れ、焼損等の有無の点検	IN			
(セクショ	② 焚口、掃除口等を開放し、燃焼室側のすす、カー	IN			
ン・燃焼室)	ボン等の付着物を除去し、水圧試験の実施				
	③ 外部への燃焼ガス漏れの有無の点検	IN			
	④ 内部水側のスケール、スラッジ、酸化物等の付着	IN			
	及びさびの有無の点検				
	⑤ 外部燃焼室側のすす、カーボン等の付着物の有無	IN			
	の点検				
	⑥ 耐火材のき裂及び脱落の有無の点検	IN			
	⑦ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、	ON			
	すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点				
	検	ON			
	⑧ 各管取付け部、弁等の損傷、腐食、ボルトの緩み				
	及び蒸気又は水の漏れの有無の点検				

b. 煙道・煙突	① 排ガス漏れ、過熱及び変色の異常、腐食並びに割れの有無の点検	IN,	ON
	② すす、灰及び水溜りの有無の点検	IN	
4. 付属品 a. 安全弁・逃し 弁 b. 排気管・ドレ	<ul> <li>① 分解のうえ清掃</li> <li>② 弁及び弁座の損傷の有無の点検</li> <li>③ 各部品を清掃し、損傷及び劣化の有無の点検</li> <li>④ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施</li> <li>⑤ 取付けボルトの緩みの点検</li> <li>⑥ 漏れの有無の点検</li> <li>⑦ テストレバーのあるものは、作動テストの実施詰まり、腐食、損傷等の有無の点検</li> </ul>	IN IN IN IN IN	ON ON ON ON
ン管 c. 逃し管 d. 水面計	① 詰まり、腐食、損傷等の有無の点検 ② 保温材の脱落、損傷等の有無の点検 ① 分解のうえ清掃 ② 弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の	IN, IN, IN	ON
	有無の点検 ③ 弁又はコックの開閉の良否の点検 ④ ガラス管の汚れ及び亀裂の有無の点検	IN, IN,	ON
e. 圧力計・水高 計・温度計	<ul><li>① 指針が大気圧下でゼロ点を指示することの確認</li><li>② 汚れ及び損傷の有無の点検</li><li>③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検</li></ul>	IN IN, IN	ON
	<ul><li>④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検</li><li>⑤ 正常値を指示していることの確認</li><li>⑥ 取付け部等の漏れの有無の確認</li></ul>	IN	ON ON
5. バーナー	① ノズルの焼損、変形、汚れ及び詰まりの有無の点検	IN,	
	② 点火栓の焼損、変形及び汚れの有無並びに電極間の寸法及び位置の適否の点検 ③ ディフューザーの焼損、変形及び汚れの有無の点検	IN,	
	④ 燃料管の詰まり及び燃料漏れの有無の点検 ⑤ 前板の焼損、汚れ及び取付けボルトの緩みの有無 の点検	IN, IN,	
c 白新忠/如壮罕	⑥ タイルの焼損、変形及び汚れの有無の点検 ⑦ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良 否の点検	IN, IN,	
6. 自動制御装置 a. 操作盤	① 盤内機器の取付け状態の良否及び汚れ、過熱、さび等の有無の点検 ② 押ボタン、切換及びスナップスイッチの作動の良	IN, IN	ON
	否の点検 ③ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良否の点	IN,	ON
	検 ④ 端子の変色、さび及び汚れの有無の点検 ⑤ 運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点 検		ON ON
b. 点火電極・絶 縁碍子	⑥ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ① 焼損、変形及び汚れの有無の点検 ② 放電の良否の点検	IN, IN,	

c. 蒸気圧力制 限器 d. 温水温度制 限器 e. 水位検出器	③ 配線の絶縁の良否及び接続部の緩みの有無の点検 ① 導圧管の詰まり及びベローズの亀裂の有無の点検 ② レバーの曲り、配線の緩み及び短絡の有無の点検 ① 感温部のスケール等の付着及び損傷の有無の点検 ② 膨張液導管の折損及び液漏れの有無の点検 ① フロート部を取出してフロートチャンバー内部の 清掃	IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON IN, ON	
	② フロートの亀裂及びベローズの破損の損傷の有無	IN	
f. 火炎検出器	の点検 ① 火炎検出器を取出して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検	IN, ON	
	② 検出部の装着及び接触の良否の点検	IN, ON	
g. 燃料遮断弁	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確認	IN, ON	
	② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」((一社)日本ガス協会)によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認	IN, ON	
	③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検	IN, ON	
h. ばい煙濃度 計	① 投光器、受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検	IN, ON	
#1	② 光軸のずれの有無を点検及び指示計のゼロ点調整の実施	IN, ON	
i. 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼 が停止することの確認	IN, ON	

### 4.2.2 鋼製ボイラー等

- (a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。
- (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。 なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担等は特記に よる。
- (c) 本項に規定する鋼製ボイラー等は、鋼製のボイラー、小型ボイラー及び簡易ボイラーのうち、立形ボイラー、炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー及び貫流ボイラーを対象とし、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。
- (d) 鋼製ボイラー等に付属する燃焼装置、制御装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、「ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針」(昭和51年8月6日労働省公示第7号)、「ボイラーの遠隔制御基準等について」(平成15年3月31日基発0331001号)等の関係法令に基づき適切に実施する。
- (e) 鋼製ボイラー等に付属する 給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7 「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。
- (f) 鋼製ボイラー等の作業項目及び作業内容は、表 4.2.2 による。

- (g) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1) シーズンイン点検:運転期間開始前又は法定性能検査前に年1回(ボイラーに限る。)
  - (2) シーズンオン点検:運転期間中に毎月1回(ボイラーに限る。)

:運転期間中の適切な時期に年1回(小型ボイラー及び簡易ボイラー)

表4.2.2 鋼製のボイラー・小型ボイラー・簡易ボイラー				
作業項目	作業内容	点検時期	備考	
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN		
	② ボルトの緩みの有無の点検	IN		
- 11 kg - 15 Sp	③ 取付け状態の点検	ON		
2. 外観の状況		TM 0M		
a. 本体	① 腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON		
b. 保温材	② 蒸気又は水及び燃焼ガスの漏れの有無の点検 脱落、損傷等の有無の点検	ON IN, ON		
c. 管台 · 付属品	① 蒸気又は水の漏れ及びボルトの緩みの有無の点	IN, ON IN, ON		
取付け部	検	111, 011		
10113 17 HI	② 曲り、損傷等の有無の点検	IN, ON		
3. 内部の状況		•		
a. 蒸気又は水				
側部				
イ. 胴、ドラム、	① スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無の点	IN		
鏡板、管寄		T.).		
せ、炉筒及び気が	② 内面の過熱、変色、変形、割れ、腐食等の有無の	IN		
び気水分離 器の内部	点検	IN		
切りへつしませり	の点検	III		
	④ 水管及び降水管の取付け部の詰まり、割れ等の有	IN		
	無の点検			
	⑤ 管台及び管取付け穴の内部のスケール、さびの詰	IN		
	まり及び腐食の有無の点検			
	⑥ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、	ON		
	すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点			
ョ ドラル内壮	検	IN		
置(給水内		III		
管等)	② 取外し可能なものは、取外しのうえ清掃	IN		
ц 1,7	③ 目詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	IN		
	④ ボルト等の緩み、損傷等の有無の点検	IN		
	⑤ 覗き窓、焚口、煙室等から局部過熱による変色、	ON		
	膨出、曲り、損傷、すすの付着等並びに蒸気又は			
S S 1	水の漏れの有無の点検	TNI		
ハ. マンホー ル、検査穴	① 開放のうえ、ふた板の内面及びガスケットの当り 面の清掃	IN		
及び掃除穴		IN		
X 0 111 10 1/4	③ボルトの緩み、損傷等の有無の点検	IN		
b. ガス側部		111		
	① すす、未燃物等の付着物の有無の点検	IN		
管板、ドラ	② 過熱の異常及び漏れ、変形、割れ等の有無の点検	IN		
ム及び管寄	③ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、	ON		
せ	すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点			
n / 無   佐	検   大士 土燃物等の仕美物の左無の占於	TM		
	① すす、未燃物等の付着物の有無の点検 ② 管壁面の過熱、変色、変形、腐食等の有無の点検	IN IN		
/ 、	② 日至四ツ週が、久口、久心、肉及守切行無り品快	TIN		

	③ 管取付け部の漏れ、詰まり、割れ等の有無の点検	IN
び降水管	④ 覗き窓、焚口等から燃焼異常、変形、腐食、損傷、 すすの付着等並びに蒸気又は水の漏れの有無の点	ON
	横	
ハ. 燃焼室、バ		IN
ーナータイ	② 亀裂及び脱落の有無の点検	IN
ル、仕切壁、		ON
煙室内の耐	有無の点検	
火材及び断 熱材		
5. 煙室扉、爆	① 開放のうえ内部の清掃	IN
発展、点検	② 扉の腐食、焼損、内張り断熱材及び耐火材の脱落、	IN
口扉及び掃	締付けボルトの焼損等の有無の点検	
除口扉		
ホ. 煙道及び煙	① 排ガスの漏れ、過熱、変色、腐食、割れ等の有無	IN
突	の点検 ② すす、カーボン及び水溜りの有無の点検	IN
	③ 局部過熱による変色、割れ、腐食等の有無の点検	ON
	④ 排ガスの漏れの有無の点検	ON
4. 付属品		
a. 安全弁・逃し	9 / 1 / 1 / 1	IN
弁	② 弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN
	③ 各部分を清掃し、腐食、損傷等の有無の点検 ④ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施	IN IN
	⑤ 取付けボルトの緩みの有無の点検	ON
	⑥漏れの有無の点検	ON
	⑦ テストレバーのあるものは作動テストの実施	ON
	⑧ 安全弁用排気管の固定の良否、詰まり、腐食の有無の点検	ON
	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁座の腐食、損傷等の有無の点検	IN
弁・吹出し弁	③ 弁越し、詰まり及びフランジ部の漏れの有無の点 検	ON
	4 腐食の有無の点検	ON
c. 水面計	① 分解のうえ清掃	IN
	② 弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の 有無の点検	IN, ON
	③ 弁又はコックの開閉の良否の点検	IN, ON
	④ ガラスの汚れ及び亀裂の有無の点検	ON
d. 水面計取付	① 内部を清掃	IN
け水柱管・水 位検出用連	② 腐食、詰まり及び蒸気又は水の漏れの有無の点検 ③ 管及び弁接続部の漏れの有無の点検	IN ON
経 (K 田 / 1) 建	④ 水面計及び検出器下部の排水弁を開き、管内の詰	ON
	まりの有無の点検	
e. 圧力計・水高		IN
計・温度計	② 損傷等の有無の点検	IN
	③ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検	IN
	④ 温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN
	⑤ 正常値を指示していることの確認	ON
	⑥ 取付け部等の漏れの有無の点検	ON
f フ しずい	⑦ 汚れ及び損傷の有無の点検	ON
f. スートブロ ワー	① エレメントチューブの湾曲、焼損及び噴射口の目 詰まりの有無の点検	IN
	世 6 7 V 1 m V 1	

	②本体の損傷及び蒸気又は空気の漏れの有無の点	IN
	検 ③ 蒸気漏れ、ギアの摩耗等の有無及び作動の良否の 点検	ON
g. エコノマイ	ぶ快  ① すす及び酸化物の付着の有無の点検	IN
ザー	② 水側の詰まり、腐食及び損傷の有無の点検	IN
	③ 常用の圧力で水圧試験を行い、水漏れのないことの確認	IN
h. 空気予熱器	① すす及び酸化物の付着の有無の点検	IN
	② 割れ及び損傷の有無の点検	IN
5. 主バーナー	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚れの清掃	IN, ON
	② 油ノズル、カップ又はガスノズルの清掃	IN
	③ 燃料ノズル、カップ、ディフューザー、エアノズ ル、燃焼筒、バーナータイルの焼損、変形、割れ 等の有無の点検	IN, ON
	④ 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの	IN, ON
	有無の点検 ⑤ 空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良 否の点検	IN
	⑥ 燃焼量調節リンク機構のジョイント及びセット	IN
	ボルトの緩み、摩耗及びセット位置のずれの有無 の点検	
	⑦ ロータリーバーナー又はガンタイプバーナーは、	ON
	回転部の異常振動、異常音及び発熱の異常の有無 並びに電動機の絶縁の良否の点検	
	⑧ ロータリーバーナーは、ベルト及びプーリの劣	ON
	化、緩み及び芯ずれの有無の点検 ⑨ 直接点火のバーナーは、点火トランス、電極棒、	ON
	高圧リード線の焼損等及び絶縁碍子のき裂の有無	Oiv
	並びに絶縁の良否の点検	
6. パイロットバ	① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃物等の汚した。	IN, ON
ーナー	れを清掃し、焼損、変形、割れ等の有無の点検 ② 燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの	ON
	有無の点検	
	③ 直接点火のパイロットバーナーは、点火トラン	ON
	ス、電極棒、高圧リード線の焼損等及び絶縁碍子 のき裂の有無並びに絶縁の良否の点検	
7. 自動制御装置		
a. 制御盤	① 盤内機器の接点の焼損及び過熱、異臭、腐食等の 有無並びにスパーク発生の有無の点検	ON
	② 端子部の汚れ、緩み、変色、焼損等の有無の点検	ON
	③ 表示等の点灯及び警報器の発鳴の良否の点検	ON
	④ ボイラー運転時の盤内部の温度の適否及び結露 の有無の点検	ON
	りている。 ⑤ 電源電圧を測定し、その良否の確認	ON
	⑥ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	ON

b. 電極式・フロ	① 電極筒を分解のうえ清掃	IN	
	② 電極棒及び保持器の取付け状態及び絶縁の良否	IN	
プス式水位	並びに蒸気漏れ及び劣化の有無の点検		
検出器	③ 連絡管及び元弁の詰まり並びに配管接続部の蒸	IN, ON	
	気又は水漏れの有無の点検		
	④ 電線接続端子のほこり、水分及びさびによる汚れ	ON	
	の付着並びにねじの緩みの有無の点検	OM	
	⑤ スイッチ部の焼損等の有無及び接触の良否の点	ON	
	検 ⑥ フロート式のものは、フロート部を取出してフロ	TN ON	
	ートチャンバー内部の清掃	IN, ON	
	⑦ フロート式のものは、フロートの亀裂、ベローズ	ON	
	の破損等の有無の点検	OIT	
	⑧ コープス式のものは、膨張管の損傷及び伸縮不	IN, ON	
	良、リンク機構の摩耗、損傷等の有無並びに連絡	,	
	管及び排水管の漏れの有無の点検		
	⑨ コープス式のものは、調節弁の漏れ及び弁座の損	IN	
	傷の有無の点検		
	⑩ 給水調節弁の作動の良否の点検	ON	
c. 差圧式水位	導圧管、接続弁及びドレンポットの詰まり、漏れ、 1767年	IN, ON	
発信器	腐食、損傷等の有無の点検	TM OM	
d. 火炎検出器	① 火炎検出器を取外して検出部の汚れ、焼損、亀裂 等の有無の点検	IN, ON	
	・	IN, ON	
e. 燃料遮断弁	① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バー	IN, ON	
E. 然何 应图 月	ナーノズルからの油の滴下量が規定値以下である	III, OII	
	ことの確認		
	② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガス	IN, ON	
	ボイラ燃焼設備の安全技術指標」((一社)日本		
	ガス協会)によりガスの漏れ量が規定値以下であ		
	ることの確認		
	③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検	IN, ON	
	④ アクチュエーター部又はコイル部の過熱、異臭、	ON	
	異常音及び異常振動の有無の点検	ON	
f. 蒸気圧力又	⑤ 液動遮断弁は、充填油の量の適否の点検 ① 導圧管接続口の詰まり及びベローズの亀裂の有	ON	
1. 然気圧刀又は温水温度	<ul><li>● 毎年事後続日の記まり及びペロースの電表の有 無の点検</li></ul>	IN	
制限器	② 導圧管及び接続弁の詰まり、漏れ、腐食、損傷等	IN	
מראקימון	の有無の点検	111	
	③ 配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変	ON	
	色の有無の点検		
	④ スイッチ部の焼損の有無を点検及び接触の良否	ON	
	の点検		
	⑤ マイクロスイッチのねじの緩み及びレバーの曲	ON	
	りの有無の点検並びに取付け状態の良否の点検	OM	
	⑥ 圧力制限器は、導圧配管の蒸気又は水の漏れ並び	ON	
	にベローズ部の亀裂の有無の点検 ⑦ 温度制限器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有	ON	
	無の点検	ON	
g. 比例圧力又	① 感温部を取外しのうえスケール、さび等の付着及	IN	
は比例温度	び損傷の有無の点検		
調節器	② 膨張液導管の折損及び液漏れの有無の点検	IN	
	③ 配線接続端子部のねじの緩み、汚れ、焼損及び変	ON	
	色の有無の点検		

	④ ワイパー及びしゅう動面の汚れ及び摩耗の有無	ON
	を点検並びに接触の良否及び断線の有無の点検 ⑤圧力調節器は、導圧配管の蒸気又は水の漏れ及び	ON
	ベローズ部の亀裂の有無の点検 ⑥ 温度調節器は、導管の潰れ、折損及び液漏れの有 無の点検	ON
h. ばい煙濃度 計	① 投光器並びに受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検	IN, ON
	② 光軸のずれの有無の点検及び指示計のゼロ点調整	ON
	型 投光器及び受光器のパージ用ファンの作動の良 否の点検	IN, ON
8. 給水装置		
a. 給水タンク	① 内部を清掃	IN
	② 本体の腐食、割れ及び水漏れの有無の点検	IN
	③ 水面計、水取出口及び弁の詰まりの有無の点検 ④ タンク本体の水漏れ、内外面の腐食及び内部の沈	IN ON
	殿物の有無の点検	011
	⑤ 配管の水漏れ及び腐食の有無の点検	ON
	⑥ 水面計の指示の良否	ON
1 40 1. +67.0+	⑦ 水位調節器の作動の良否	ON
b. 給水軟化装 置	① 樹脂塔内部を清掃 ② ロータリーバルブの摩耗及びシートの破損並び	IN IN, ON
je.	にずれの有無の点検	III, OII
	③ 樹脂の量の適否並びに汚れ、劣化及び硬度リーク	ON
	の有無の点検	
	④ 樹脂塔、配管の水漏れ及びストレーナーの詰まり の有無の点検	IN, ON
	⑤ ロータリーバルブの作動の良否の点検	ON
	⑥ 薬液溶解槽の塩水の漏れ及び塩水バルブの固着	ON
	の有無の点検	
9. 運転調整等 a. バーナーの	蒸気圧力又は温水温度の上昇及び下降時における	ON
自動発停		OIN
D 39770 13	規定の許容範囲内にあることの確認	
b. 水位制御	① ON・OFF水位制御装置は、ボイラー水位の低下及	ON
	び上昇時における給水ポンプの発停状態を点検	
	し、当該ボイラー水位が規定の許容範囲内にある	
	ことの確認   ② 比例水位制御装置は、ボイラー運転時に常時規定	ON
	の水位に保持されていることの確認	OIV
c. 低水位遮断	ボイラー運転時に吹出し弁を開き、ボイラー水位	ON
又は警報	を徐々に低下させ、規定の水位まで低下したとき、	
	1段目の低水位遮断装置が作動し、バーナーの燃焼	
	が遮断、警報が鳴ることの確認。更に、水位を低下 させ、安全低水面に近付いたとき2段目の低水位遮	
	断装置が作動することを制御盤内のリレー作動状態	
	等により確認	
d. 起動時間・	① ボイラー起動時のプレパージ時間、点火スパーク	ON
停止時間	時間、パイロットオンリー時間及び主バーナー着	
	火時間を測定し、その良否の確認	$O_{M_{\perp}}$
	② ボイラー停止時のポストパージ時間を測定し、そ の良否の確認	ON
e. バーナー消	① ボイラー運転時に火炎検出器を遮断したとき、安	ON
	,	

炎遮断	全遮断弁が閉止し、バーナーの燃焼が停止することの確認。また、火炎検出器を遮断してから安全 遮断弁が全閉になるまでの時間を測定し、その時間が規定時間以下にあることの確認		
	② バーナーの燃焼停止後警報器が鳴り、制御盤の異常表示灯が点灯することの確認	ON	
f. 火炎検出器 (ガス燃料の 場合)	パイロットバーナーのみの点火時及びメインバーナー燃焼中の火炎電流をマイクロアンメーターで測定し、その値が規定値以上であることの確認	ON	
g. 地震感知器	ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃 焼が停止・消火することの確認	ON	
h. バーナーの 燃焼状態	① バーナーの最大燃焼時と最小燃焼時の燃料の流量、供給圧力及び戻り圧力、燃料弁開度、ダンパー開度等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
	② 油燃焼ボイラーは、排ガスの酸素濃度、NOx濃度、SOx濃度及び温度を、ガス燃焼ボイラーは、排ガスの酸素濃度、一酸化炭素濃度、NOx濃度及び温度を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることの確認	ON	
i. ボイラー用 <u>水</u>	第7節「水質管理」による。	ON	<ul><li>特記がある場合</li></ul>

# 4.2.3 温水発生機(真空式·無圧式)

- (a) 本項は、燃料として灯油、重油又はガスを使用するものに適用する。
- (b) 温水発生機に付属する燃焼装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、 危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 温水発生機に付属する給水ポンプ、オイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は4.4.8「送風機」による。
- (d) 温水発生機(真空式・無圧式)の作業項目及び作業内容は、表 4.2.3 による。
- (e) 点検時期及び回数は、次による。

シーズンイン又はオン点検:運転期間開始前又は運転期間中の適切な時期に年1回表4.2.3 温水発生機(真空式・無圧式)

公1.1.6 LLN 人类工人 // // // // // // // // // // // // //			
作業項目	作業内容	備考	
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検		
	② ボルトの緩みの有無の点検		
2. 外観の状況			
a. 本体	汚れ及び燃焼ガスの漏れ並びに焚口及び掃除口付近の		
	焼損の有無の点検		
b. 保温材	脱落、損傷等の有無の点検		
3. 内部の状況			
a. 燃焼室・伝熱	① 清掃のうえ、過熱、腐食、水漏れ等の有無の点検		
面	② 真空式の場合は、真空度が規定の許容範囲内にあるこ		
	との確認		
	③ 燃焼ガス漏れの有無の点検		
	④ 運転時に水位が規定の許容範囲内にあることの確認		
b. 熱交換器	① 接続部の水漏れの有無の点検		

- ② 汚れ及び詰まりの有無の点検並びに流量の適否の点検
- ③ 逃し弁を分解清掃し、腐食、損傷等の有無の点検
- ① 割れ、腐食等及び雨水の浸入の有無の点検
- ② 排ガスの漏れの有無の点検
- ③ 耐火レンガ及びキャスタブルの破損及び脱落並びにす すの堆積の有無の点検
- 4. 付属品
- a. 抽気装置 (真空式に限 る)

c. 煙道·煙突

- ① 作動の良否
- ② 抽気ポンプのグランドパッキンの損傷の有無の点検
- ③ 弁の損傷及び詰まりの有無の点検
- ④ 配管接続部の緩み及び水漏れの有無の点検
- ⑤ 抽気ブローの作動の良否の点検
- b. 制御安全装置
- ① 温度調節器の作動の良否② 真空式の場合は、溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無の点検
- ③ 真空式の場合は、抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否の点検
- ④ 無圧式の場合は、低水位スイッチの作動の良否の点検
- 5. 燃燒装置
- a. バーナー
- ① 炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れの 清掃
- ② 点火及び消火の良否の点検
- ③ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否の点 検
- ④ ノズル、ディフューザー、バーナータイルの焼損、変形、割れ等の有無の点検
  - 異物の付着及び腐食の有無の点検
  - 漏れの有無の点検

作動の良否の点検

- b. 電極棒
- c. ストレーナー
- d. 電磁弁・油圧 計
- e. 火炎検出器

f. 燃料遮断弁

g. 地震感知器

- ① 火炎検出器を取外して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検
- ② 検出部の装着及び接触の良否の点検
- ① 油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナー ノズルからの油の滴下量が規定値以下であることの確 認
- ② ガス遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、「ガスボイラ燃焼設備の安全技術指標」((一社)日本ガス協会)によりガスの漏れ量が規定値以下であることの確認
- ③ 弁及び配管との接続部の漏れの有無の点検 温水発生機運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が 停止することの確認
- 6. 操作盤
- ① 盤内機器の取付け状態の良否並びに過熱及び異臭の有 無の点検
- ② 端子の変色、さび及び汚れの有無の点検
- ③ 温水発生機運転時の盤内部の温度状況及び結露水の有無の点検
- ④ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良否
- ⑤ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認

### 4.2.4 温風暖房機

- (a) 本項に規定する温風暖房機は、燃料として重油、灯油又はガスを使用するものに適用する。
- (b) 温風暖房機に付属する燃焼装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、 危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安 の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 温風暖房機と別置き形となっているエアフィルターの点検・保守は、4.4.6「空気清浄装置」による。
- (d) 温風暖房機に付属するオイルポンプ又は送風機の点検・保守は、4.4.7「ポンプ」又は4.4.8 「送風機」による。
- (e) 温風暖房機の作業項目及び作業内容は、表4.2.4による。
- (f) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1) シーズンイン点検:運転期間開始前に年1回
  - (2) シーズンオン点検:運転期間中に毎月1回(実施は特記による。)

表 4.2.4 温風暖房機

表 4.2.4 温風暖房機				
作業項目	作業内容	点検時期	備考	
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN		
	② ボルトの緩みの有無の点検	IN		
2. 外観状況				
a. 本体	水及び油漏れ並びに腐食、損傷等の有無の点 検	IN		
b. 煙管・燃焼室	① 煙管を清掃のうえ、漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	IN		
	② 燃焼室内部を清掃のうえ、漏れ、変形、損傷等の有無の点検	IN		
c. 煙道・煙突	① すすの付着、腐食、損傷等の有無の点検	IN		
	② ダンパーの開度の適否及び損傷等の有無の 点検	IN		
3. 加湿器	  ① 清掃のうえ、腐食、損傷等の有無の点検	IN, ON		
3. 川仙石	②作動の良否の点検	IN, ON IN, ON		
		IN, ON		
4. 燃料系統	① 配管の油漏れの有無の点検	IN		
///// 121///2	② ストレーナーを清掃し、損傷等の有無の点	IN		
	<b>検</b>			
	③ 弁の油漏れの有無の点検及び開閉の良否の	IN		
	点検			
5. バーナー	① 汚れ及び油漏れの有無の点検	IN		
,	② ノズル、電極棒及び絶縁碍子の割れ、損傷	IN		
	等の有無の点検			
	③ 着火の良否の点検	IN		
	④ ファンの異常音、異常振動、損傷等の有無	IN		
	の点検			
6. 自動制御装置				
a. 燃焼安全制御	燃焼安全制御器(火炎検出器)が作動した場	IN		
器	合にバーナーモーターが停止することの確認			
b. リミットスィ	リミットスイッチが規定の温度で作動した	IN		
ッチ	場合に、異常ランプが点灯し、運転が停止することの確認			

c. 操作盤	① 盤内機器の取付け状態の良否及び汚れ、過	IN
	熱、さび等の有無の点検	
	②表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良	IN
	否の点検	
	③ 動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の	IN
	確認	
7. エアフィルタ		
a. ろ材	① 目詰まりの有無の点検	IN, ON
	② 差圧計により圧力損失が、規定値以下であ	IN, ON
	ることの確認	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	IN, ON

# 第3節 冷熱源機器

- 4.3.1 チリングユニット
  - (a) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。
  - (b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。 なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特 記による。
  - (c)「フロン排出抑制法」の冷凍冷蔵設備に該当するもの(圧縮機電動機の定格出力が 7.5kW 以上の場合)は、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制 法」による定期点検は特記による。
  - (d) チリングユニットの作業項目及び作業内容は、表 4.3.1 による。
  - (e) 点検時期及び回数は、次による。
    - (1) シーズンイン点検:運転期間開始前又は法定保安検査前に年1回
    - (2) シーズンオン点検:運転期間中に毎月1回
    - (3) シーズンオフ点検:運転期間終了後に年1回

表 4.3.1 チリングユニット

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の	IN, OFF	
	点検		
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の	IN, OFF	
	点検		
	④取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF	
3. 内部の状況			
a. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
4. 付属品			
a. 温度計・圧力	9	IN, ON	
計	② 取付け部等の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 安全弁	漏れの有無の点検及び作動の良否の点検	IN, ON	

5. 電気系統 a. 操作回路・動 力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN, OFF	
b. 端子 c. クランクケ ースヒータ	緩み、変色及び破損の有無の点検 ① 温度の異常の有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 通電状態及び発熱状態に異常のないことの確認	IN, ON, OFF IN, OFF IN, OFF ON	
d. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の	IN, ON, OFF	
e. 電磁開閉器 f. 接地 6. 保安装置	点検 異常音及び劣化の有無の点検 接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN, OFF IN	
a. 圧力開閉器	設定値で作動することの確認	IN	・実作動が著 しく困難な 場合は、類
b. 吐出ガス温 度サーモス タット	作動の良否の点検	IN	似回路としてもよい。
c. 断水リレー d. インターロ ック	作動の良否の点検 作動の良否の点検	IN IN	
e. 冷水凍結防 止サーモス	作動の良否の点検	IN	
タット f. 可溶栓	変形、破損等の有無の点検	IN	
7. 冷媒系統	<ul><li>① ガス漏れの有無の点検</li><li>② 配管の損傷、接触、摩耗、腐食等の有無の点検</li></ul>	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
8. 潤滑油系統	油の汚れの有無の点検及び油量の適否の点検	IN, ON, OFF	
9. 冷水及び冷却 水系統			
a. 冷水 b. 弁 c. 排水 d. ドレンパン e. 排水系統 10. 送風機	漏れの有無の点検 開閉の良否 通水試験を行い、流れに支障がないことの確認 汚れ及び腐食の有無の点検 通水試験を行い、流れに支障のないことの確認	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF ON, OFF IN, OFF	
a. Vベルト b. 軸受 c. 羽根車 11. 運転調整	摩耗、緩み及び損傷の有無の点検 異常音及び異常振動の有無の点検 損傷、振動等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
a. 音・振動 b. 電源電圧・電 流	異常のないことの確認 ① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON IN, ON	
	② 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値以 下にあることの確認	IN, ON	
c. 冷媒ガス	高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの状態を把握するために必要な計測を行い、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
d. 冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内にあ	IN, ON	

e. 熱交換状況	ることの確認 冷媒、冷却水及び冷水の温度等を点検し、熱交換 状況が正常であることの確認	IN, ON	
f. 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で作動することの確認	IN, ON	
12. 保存	水系統(排水系統を除く)は、確実に水を抜いた うえ保存	OFF	

#### 4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

- (a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。
- (b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。 なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特 記による。
- (c)「フロン排出抑制法」の冷凍冷蔵設備に該当するもの(圧縮機電動機の定格出力が 7.5kW 以上の場合)は、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制 法」による定期点検は特記による。
- (d) 空気熱源ヒートポンプユニットの作業項目及び作業内容は、表 4.3.2 による。
- (e) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1)シーズンイン点検:冷房又は暖房の運転期間開始前に年各1回
  - (2)シーズンオン点検:冷房又は暖房の運転期間中に毎月1回
  - (3)シーズンオフ点検:冷房又は暖房の運転期間終了後に年各1回

表4.3.2 空気熱源ヒートポンプユニット

	<b>秋1.0.2</b> 主人がから 「		
作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN, OFF	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無	IN, OFF	
	の点検		
	④ 取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, ON, OFF	
3. 内部の状況			
a. 熱交換器	フィンコイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
4. 付属品			
a. 温度計・圧力	① 正常値を指示していることの確認	IN, ON	
計	② 取付け部等の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 安全弁	漏れの有無の点検及び作動の良否の点検	IN, ON	
5. 電気系統			
a. 冷暖房切替	冷房又は暖房切換えスイッチ及び四路切換弁	IN, OFF	
	の作動の良否の点検		
b. 操作回路・電	電動機回路、ヒーター回路の絶縁抵抗を測定	IN, OFF	
動機回路・ヒ	し、その良否の確認		
ーター回路			
c. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, ON, OFF	
d. クランクケー	① 温度の異常の有無の点検	IN, OFF	

・実作動が著し く困難な場合 は、類似回路 としてもよ

い。

スヒータ	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 通電状態及び発熱状態に異常のないことの確	IN, OFF ON
e. 操作盤	認 盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無	IN, ON, OFF
f. 電磁開閉器 g. 接地	の点検 異常音及び劣化の有無の点検 接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN, OFF IN
6. 保安装置 a. 圧力開閉器	設定値で作動することの確認	IN
b. 吐出ガス温度 サーモ	作動の良否の点検	IN
c. 断水リレー d. インターロッ ク	作動の良否の確認 作動の良否の確認	IN IN
9 e. 冷水凍結防止 サーモスタッ	作動の良否の点検	IN
ト f. 可溶栓	変形、破損等の有無の点検	IN
7. 冷媒系統	<ul><li>① ガス漏れの有無の点検</li><li>② 配管の損傷、接触、摩耗及び腐食の有無の点検</li></ul>	IN, ON, OFF IN, ON, OFF
8. 潤滑油系統	油の汚れの有無の点検及び油量の適否の点検	IN, ON, OFF
9. 水系統 a. 冷温水 b. 弁 c. 排水 d. ドレンパン 10. 送風機	漏れの有無、水質及び流量の点検 開閉の良否 通水試験を行い、流れに支障がないことの確認 汚れ及び腐食の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF ON, OFF
a. Vベルト b. 軸受 c. 羽根車 11. 運転調整	摩耗、緩み及び損傷の有無の点検 異常音及び異常振動の有無の点検 損傷、振動等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF
a. プロペラファ ン	回転方向が正しいことの確認	IN, ON
b. 音・振動 c. 電源電圧・電 流	異常のないことの確認 ① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON IN, ON
	② 主電流、圧縮機電流及び送風機電流が規定値 内にあることの確認	IN, ON
d. 冷媒ガス	高圧側及び低圧側の圧力、温度等の冷媒ガスの 状態を把握するために必要な計測を行い、その値 が許容範囲内にあることの確認	IN, ON
e. 冷凍機油	油圧、温度等を計測し、その値が許容範囲内に あることの確認	IN, ON
f. 熱交換状況	冷媒、冷却風、冷水又は温水の温度等を点検し、 熱交換状況が正常であることの確認	IN, ON
g. 自動制御	温度、圧力、容量及びタイマー制御が設定値で	IN, ON

	作動することの確認		
12. 除霜装置	暖房運転時の場合は、作動の良否の点検	IN, ON	

# 4.3.3 遠心冷凍機

- (a) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。
- (b) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。 なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特 記による。
- (c)「フロン排出抑制法」の冷凍冷蔵設備に該当するもの(圧縮機電動機の定格出力が 7.5kW 以上の場合)は、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制 法」による定期点検は特記による。
- (d) 遠心冷凍機の作業項目及び作業内容は、表 4.3.3 による。
- (e) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1)シーズンイン点検:運転期間開始前に年1回
  - (2)シーズンオン点検:運転期間中の適切な時期に年1回
  - (3)シーズンオフ点検:運転期間終了後に年1回

表4.3.3 遠心冷凍機

汉4.5.5 逐七刊球域			
作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点	IN, OFF	
	検		
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無	IN, OFF	
	の点検		
	④ 取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保冷材	脱落、破損等の有無の点検	IN, OFF	
3. 内部の状況			
a. 機内の気密性	機内の圧力が許容範囲内にあることの確認	IN	
b. 圧縮機	① 油ポンプの異常音、異常振動、損傷等の有無	OFF	
	② エゼクターを取外して詰まりの有無の点検	OFF	
	③ ベーンが円滑に作動することの確認	0FF	
c. フィルター	① 機内を大気圧まで上昇させた後に点検	0FF	
1 ## -L-1/2 DD	② 詰まり及び破損の有無の点検	0FF	戸軸体のゴニ
d. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検	OFF	<ul><li>伝熱管のブラ</li></ul>
			シ洗浄は特記
	  ② 伝熱管の腐食の有無の点検	0FF	による。
	③ 水室の汚れの有無の点検	0FF	
	(4) 防食用亜鉛板付のものは、その消費量の点検	0FF	
	⑤ 水室の乾燥	0FF	
e. 抽気回収装置	① 圧縮機各部の劣化の有無の点検	0FF	
い個人間へ表色	② 抽気槽を分解、清掃し、腐食の有無の点検	0FF	
	③ フロート弁の作動の良否及びシート漏れの	0FF	
	有無の点検	011	
	i	ı İ	

f. フロート室 g. 油クーラー 4. 付属品	④ 圧縮機用油の汚れの有無の点検 フロート室のさび及び堆積物の有無の点検 水室を分解し、さび及び汚れの有無の点検	OFF OFF
a. 温度計・圧力 計 b. 安全弁 5. 電気系統	① 正常値を指示していることの確認 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検 高圧冷媒の場合は、安全弁を取外し規定圧力 で作動することの確認	IN, ON IN, ON IN, ON, OFF OFF
a. 主電動機・高圧盤 b. 操作回路・ヒ ーター回路・ 電動機回路	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ヒーター回路、電動機回路の絶縁抵抗を測定 し、その良否の確認	IN IN
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値 で作動することの確認	IN
d. 端子 e. 操作盤	緩み、変色及び破損の有無の点検 盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有 無の点検	IN IN
f. 遮断器・接 点・アークシ	溶着、荒れ及び緩みの有無の点検	IN
ューター g. 接地 6. 保安装置	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN
a. 作動試験	保安装置が規定値で作動することの確認	IN
b. インターロッ ク	作動の良否の点検	IN
7. 冷媒系統	① 汚れ又は遊離水分の有無の点検 ② 冷媒量の適否を冷媒レベルゲージ及び運転 時の蒸発圧力により判定	IN, OFF IN, ON
8. 潤滑油系統	① 油量の適否 ② 油の変色、白濁及び異臭の有無の点検	IN IN
9. 冷水及び冷却 水系統	<ul><li>① 弁の開閉の良否</li><li>② 冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことの確認</li></ul>	IN IN
10. 運転調整 a. 音及び振動 b. 電動機及び圧 縮機	異常のないことの確認 ① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値 内にあることの確認	IN, ON IN, ON
c. 潤滑油	② 主電流及び圧縮機電流が規定値以下にあることの確認 ③ 電動機の回転方向が正しいことの確認 ④ 電動機の冷却状態が正常であることの確認 ⑤ 電動機が規定の時間で停止することの確認 ① 油面、油圧及び油温を計測し、その値が許容範囲内にあることの確認 ② 油系統の漏れの有無の点検 ③ 油系統に異常音及び異常振動がないことの	IN, ON  IN IN, ON IN IN, ON IN, ON IN, ON

	7th ≐41		I
	確認	TN ON	
d. 凝縮器	① 冷却水の出口及び入口温度、凝縮圧力等を測	IN, ON IN, ON	
U. 场上州日石户	定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無	IN, ON	・密閉型の場合
	の点検	111, 011	は、不凝縮ガ
			スの点検不要
e. 蒸発器	① 冷水の出口及び入口温度、蒸発圧力、冷媒液	IN, ON	
	面等を測定し、その値が許容範囲内にあるこ		
	との確認		
	② 冷却管の汚れの有無の点検	IN, ON	
f. 容量制御装置	冷水温度が規定値に制御され、ベーンダンパ	IN, ON	
1 <del>// / / / /                             </del>	一の作動が円滑であることの確認	TM 0M	
g. 增速装置	開放形の場合は、軸封装置の油漏れの有無の	IN, ON	
h. フロート弁・	点検   正常に機能していることの確認	IN, ON	
油戻し装置		III, OII	
i. 抽気装置	  ① 圧縮機用油の油面の良否及び異常音、異常振	IN, ON	
1.1四八次区	動等の有無の点検	111, 011	
	② 圧縮機の回転方向が正しいことの確認	IN	
	③ Vベルトの緩み及び損傷の有無の点検	IN, ON	
	④ 吐出圧力が設定値にあることの確認	IN, ON	
	⑤ リリーフ弁が規定圧力で作動することの確	IN, ON	
	認	T11 011	
	⑥ 抽気槽及び自動抽気装置の作動の良否の点	IN, ON	
	検  ⑦ 抽気槽内液の汚れ及び漏れの有無の点検	IN, ON	
j. 機器用水	第7節「水質管理」の当該事項による。	ON	・特記がある場
J• 小文有由/11/17	カーゆ 「小貝百年」の日欧尹保による。	OIV	合
11. 整備・保存			П
a. 気密確認	① シーズン中の抽気装置の使用回数の確認	OFF	
	② シーズンオフの暖房期間中に温水が蒸発器	OFF	
	に流入しない措置を講ずる。		
b. 冷媒及び油抽	① 冷媒中の遊離水分の有無の点検	OFF	
H	②油の変色、白濁及び異臭の有無の点検	0FF	
c. 圧縮機	オイルタンク内部の異物、汚損等の有無の点	OFF	
d. フロート室	検 フロート弁が手動で円滑に作動することの確	0FF	
u. / L 下主	認	OPT	
e. 気密試験·保存	① 機内を加圧し、発泡剤により漏れの有無の点	OFF	
Same and kittle	検	<del>*</del>	
	② 機内を真空ポンプで規定値以上の真空に保	OFF	
	持し、窒素ガスで規定値まで加圧し、保存		
f. 冷媒充填	① 汚れ又は遊離水分の有無の点検	IN	
	②機内真空度を規定値以上に保持した後、規定	IN	
	量の冷媒の充填		

# 4.3.4 吸収冷凍機

(a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項の仕様により実施する。

- (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。 なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記に よる。
- (c) 本項は、熱源として蒸気又は高温水を使用する吸収冷凍機に適用する。
- (d) 吸収冷凍機の作業項目及び作業内容は、表4.3.4による。
- (e) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1)シーズンイン点検:運転期間開始前又は法定性能検査前に年1回
  - (2)シーズンオン点検:運転期間中に年1回
  - (3)シーズンオフ点検:運転期間終了後に年1回

表 4.3.4 吸収冷凍機

表 4.3.4 败以伶倮惙			
作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの	IN, OFF	
	点検		
	③ 取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保温材·保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, OFF	
3. 付属品			
a. 温度計·圧力計	① 正常値を指示していることの確認	IN, ON	
	②取付け部等の漏れの有無の点検	IN, ON	
	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
	松上によび担合はいまっとファトの本部	TNI	
4. 気密確認	機内圧力が規定値以内であることの確認	IN	
5. 電気系統 a. 操作回路·電動	   電動機回路の絶縁抵抗を測定し、その良否	IN OEE	
a. 操作回路・电動 機回路 (密閉ポ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	IN, OFF	
機回路 (名) おい   とい   とい   とい   とい   とい   とい   とい	マン作用記		
プ)			
b. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	IN, OFF	
c. タイマー	起動制限、遅延、その他のタイマーが設定	IN	
0. / / .	値で作動することの確認	111	
d. サーマルリレ	キャンドポンプ及び抽気ポンプ用サーマ	IN	
<u> </u>	ルリレーの設定値の確認		
e. 電極棒	① 電極棒の機能の点検	IN, ON	
	② 必要に応じて電極棒を抜取り、亀裂又は	OFF	
	折損の有無の点検		
f. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の	IN	
	有無の点検		
g. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
6. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動する	IN	・実作動が著し
	ことの確認		く困難な場合
			は疑似回路と
1 25.2	1651 0 to 7 0 to 16	TN	してもよい。
b. インターロッ	作動の良否の点検	IN	
ク 7. 蒸気圧力調整	  ① リンク装置の緩みの有無の点検	IN, ON	
7. 然风圧刀調整 弁	② 実作動及び疑似回路により作動させ、そ	IN, ON IN, ON	
JT	W 大下勁及UXKKBIIIにより下勁C C、C	III, OII	

	の良否の点検		
8. 冷水及び冷却 水系統	① 弁の開閉の良否の点検 ② 冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れ のないことの確認	IN IN	
9. 運転調整 a. 音・振動 b. 電流・電圧	異常のないことの確認 ① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON IN, ON	
c. 電動機 d. 自動制御	② 運転電流が規定値以下にあることの確認 電動機の回転方向が正しいことの確認 蒸気調整弁が設定温度で段階的に作動す	IN, ON IN IN, ON	
e. 熱源	ることの確認 ① 供給蒸気の1次圧力が規定の許容範囲内 にあることの確認	IN, ON	
	② 非通電時に、蒸気制御弁にリークのないことの確認	IN, ON	
f. 熱交換器	① 冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認	IN, ON	
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN, ON	
10. 真空気密 a. 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことの確認 ② ベルトの張りの良否及び油面の適否の点		
b. 抽気系統	検 抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化		
c. パラジウムセ ルユニット	から開通していることの確認 パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無 の点検	IN, ON, OFF	
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの確認	IN, ON, OFF	
e. 真空引き	抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力まで抽気	IN	
11. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤 濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内 にあることの確認	IN, ON	
	② 溶液に汚れのないことの確認	IN, ON	
12. 熱交換器	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検	OFF	<ul><li>伝熱管のブラシ洗浄は特記による。</li></ul>
	② 伝熱管の腐食の有無の点検 ③ 水室の汚れ及び腐食の有無の点検	OFF IN	10 30 0
13. 機器用水	第7節「水質管理」の当該事項による。	ON	・特記がある場 合
14. 保存 a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のう え保存	OFF	
b. 冷水及び冷却	満水又は乾燥のうえ保存する。満水保存の	OFF	

水系統 c. 溶液稀釈	場合は、さび止め剤を規定の濃度まで注入 シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分 希釈されていることの確認	OFF	
----------------	---	-----	--

#### 4.3.5 吸収冷温水機

- (a) 本項は、燃料としてガス又は油を使用する吸収冷温水機(吸収冷温水ユニット含む) に適用する。
- (b) 吸収冷温水機に付属する燃焼装置等の保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW以上の作業項目及び作業内容は、表4.3.5(A) による。
- (d) 吸収冷温水機のうち、冷凍能力が単体で186kW未満のもの及び吸収冷温水機ユニットにおける作業項目及び作業内容は、表4.3.5(B)による。
- (e) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1)シーズンイン点検:冷房又は暖房の運転期間開始前に年各1回
  - (2)シーズンオン点検:冷房又は暖房の運転期間中の適切な時期に年各1回
  - (3)シーズンオフ点検:冷房又は暖房の運転期間終了後に年各1回(吸収冷温水機のうち、 冷凍能力が単体で186kW未満のもの及び吸収冷温水機ユニットは特記による。)

表 4.3.5(A) 吸収冷温水機(冷凍能力が単体で 186kW 以上)

		点検時期	備考
1. 基礎・固定部 ①	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	_
2	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点	IN, OFF	
	検		
-	③ 取付け状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 保温材·保冷材	損傷及び脱落の有無の点検	IN, OFF	
3. 内部の状況	0 11 12 - 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
///	① 焼損及び燃焼ガスのリークの有無の点検	OFF	
	② 耐火材の亀裂、脱落等の有無の点検	OFF	
_	③ 燃焼室内部の腐食及び汚れの有無の点検。	0FF	
-	④ 燃焼ガス出口部の腐食の有無の点検	0FF	戸劫炊のづこ
b. 熱交換器 ①	① 伝熱管のスケール付着の有無の点検	0FF	<ul><li>伝熱管のブラ</li><li>(本) は は 記</li></ul>
			シ洗浄は特記
	② 伝熱管の腐食の有無の点検	0FF	による。
-	② 水室の汚れ及び腐食の有無の点検	OFF	
4. 付属品	0 小主·/////// 0 /	Olvi	
	① 正常値を指示していることの確認	IN, ON	
	② 取付け部等の漏れの有無の点検	IN, ON	
_	③ 汚れ及び損傷の有無の点検	IN, ON, OFF	
_	① 弁の開閉の良否の点検	IN	
	② 調整弁が、冷房又は暖房運転時の調整開度で	IN	
	あることの確認		

5. 動力盤	① 冷房又は暖房の切換えが正しいことの確認 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 作動の良否の点検	IN IN IN	
6. 電気系統 a. 操作回路・ヒー ター回路・電動 機回路		IN	
(キャンドポン プ・抽気ポン プ・ブロワーフ ァン・油ポン プ)			
b. 端子 c. タイマー	緩み、変色及び損傷の有無の点検 起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値	IN IN	
d. サーマルリレ	で作動することの確認キャンドポンプ、抽気ポンプ、ブロワー及び	IN	
e. 電極棒 f. 操作盤	油ポンプ用サーマルリレーの設定値の確認 機能の点検 盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有	IN IN	
g. 接地	無の点検 無の点検 接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
7. 保安装置 a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動すること	IN	・実作動が著し
	の確認		く困難な場合 は疑似回路と してもよい。
b. インターロッ ク	作動の良否の点検	IN	
8. 燃焼装置 a. 燃料系統配管	① 油燃料の場合は、油配管継手部からの油の滴下のないことの確認	IN, OFF	
	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA4004 (ガス吸収冷温水機安全基準)に定められた方法により外部漏れの確認	IN, OFF	
b. 弁	① 油燃料の場合は、電磁弁非通電時に、ノズルからの油垂れがないことの確認	IN, ON	
	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業 会規格JRA4004 (ガス吸収冷温水機安全基準) に示す方法による弁越リーク量が基準以内で	IN, ON	
	あることの確認 ③ ガス燃料の場合は、電動ボール弁、主遮断弁 及びパイロット電磁弁の開閉の良否の点検	IN, ON	
	④ 異常時に規定値で作動することの確認	IN, ON	・実作動が著し く困難な場合
	⑤ 通電時にチャタリング、過熱、異常音等の有	IN, ON	は疑似回路と してもよい。
c. バーナー	無の確認 ① 耐火材の亀裂及び欠損の有無の点検	IN, OFF	
	② ヘッド部の焼損及び変形の有無の点検 ③ ノズルを取外し、洗油又はシンナーで清掃	OFF OFF	
	④ 点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等及び絶縁碍子の亀裂の有無を点検並びに 絶縁の良否の確認	IN	

d. リンク機構	<ol> <li>動作の良否の点検</li> <li>ボールジョイントの緩み及び損傷の有無の</li> </ol>	IN, ON, OFF IN, OFF
e. 火炎検知	点検 ① 光電セル又は紫外線検出方式は、受光面の汚れ、	IN
	② フレームロッド方式は、汚れ及び絶縁碍子の	IN
f. ストレーナー g. 地震感知器	詰まり、損傷等の有無の点検 運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が 停止することの確認	IN IN
9. 冷温水及び冷 却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値内にある ことの確認	IN
See to see the	② 各水室部に水漏れのないことの確認 ③ 暖房時前の場合は、冷却水系の水抜き確認、 あるいは満水保管時の切替弁確認	IN IN
10. 運転調整	田夢のみいとしのゆつ	TM OM
a. 音・振動 b. 電流・電圧	異常のないことの確認 ① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることの確認	IN, ON IN, ON
	② 運転電流が規定値以下であることの確認	IN
c. 電動機	電動機の回転方向が正しいことの確認	IN
d. 温度制御	設定温度で作動することの確認 プレパージ時間、着火タイミング、失火動作	IN, ON
e. 燃焼制御	プレハーシ時間、看欠タイミング、天代動作  指令等の作動の良否の点検	IN, ON
f. 燃焼状態	① 正常に着火することの確認	IN, ON
1. /////////////	② メインバーナーの火炎が安定しており、異常	IN, ON
	振動及び異常音がないことの確認	
	③ フレーム電流を測定し、その良否の確認	IN, ON
	④ 排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排	IN, ON
	ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量	
	等を測定し、その値が規定の許容範囲内にあることを確認。なお、油だきはスモークの有	
	無の点検	
g. 熱交換器	① 冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度、	IN, ON
	溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等	
	を測定し、その値が許容範囲内にあることの	
	確認	TNI
	② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検	IN
	マンボ保	
11. 真空気密		
a. 抽気ポンプ	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に	IN, ON, OFF
	異常のないことの確認	
1 4554	②ベルトの張りの良否及び油面の適否の点検	IN, ON, OFF
b. 抽気系統	抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることの確認	IN, ON, OFF
c. パラジウムセ	パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点	IN, ON, OFF
ルユニット	検	•
d. リーク試験	抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことの	IN, ON, OFF
12. 冷媒·吸収剤	確認  ① 攪拌した溶液を適量採取して腐食防止剤濃	IN, ON
14.1177末 7久4入月1	度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にある	111, OII
		ı l

	ことの確認 ② 溶液に汚れがないことの確認	IN, ON	
13. 機器用水	第7節「水質管理」の当該事項による。	ON	・特記がある場合
14. 保存			
a. 真空系統	内部真空度に降下のないことを確認のうえ保	OFF	
	存		
b. 冷温水及び冷	満水又は乾燥のうえ保存。満水保存の場合に	OFF	
却水系統	あっては、さび止め剤を規定の濃度まで注入。		
c. 溶液希釈	シーズンオフ停止に入る時は溶液が充分希釈	0FF	
	されていることの確認		

表 4.3.5 (B) 吸収冷温水機 (冷凍能力が単体で 186kW 未満) 及び吸収冷温水機ユニット

	及収/行温水機(/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩み	IN	
	の確認 の F / h h l h th o retain	OM	
	③ 取付け状態の確認	ON	
2. 外観の状況	腐食、変形、破損等の有無の確認	IN, ON	
3. 内部の状況			
a. 燃焼室	燃焼室内の汚れの確認	IN	
b. 熱交換器	スケール付着の有無の点検	IN	
4. 付属品			
a. 付属弁	弁の開閉の良否の点検	IN, ON	
5. 動力盤	① 冷房又は暖房の切換えが正しいことの 確認	IN	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN	
	③ 作動の良否の点検	IN, ON	
6. 機内盤・遠隔操	作動の良否の点検	IN, ON	
作盤			
7. 電気系統			
a. 操作回路·ヒー		IN	
	測定し、その良否の確認		
機回路(キャンドポンプ・バー			
ナーモーター)			
b. 端子	緩み、変色及び損傷の有無の点検	IN, ON	
c. サーマルリレ	キャンドポンプ及びバーナーモーター	IN	
<u>_</u>	用サーマルリレーの設定値の確認		
d. 温度調節器	所定の設定値で作動することの確認	IN, ON	
e. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形	IN	
7111 200	の有無の点検		
f. 接地	接地線及び接地端子の接続状況の確認	IN	
8. 保安装置			
a. 作動試験	リレー及び保護装置が規定値で作動す	IN	・実作動が著し
	ることの確認		く困難な場合
			は疑似回路と
			してもよい。

b. インターロッ ク	作動の良否の点検	IN
9. 燃焼装置 a. 燃料系統配 管・弁	① 油燃料の場合は、油配管継手部並びに バーナー停止時のノズルチップからの 油の滴下量の確認	IN, ON
	② ガス燃料の場合は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA 4004 (ガス吸収冷温水機安全基準) に定められた方法により漏れの量の確認	IN, ON
b. 燃焼監視制御装置	③ 弁の開閉の良否の確認 作動の良否の点検	IN, ON IN
c. バーナー	① 油燃料の場合は、炎口部の清掃 ② 油燃料の場合は、ノズル、燃焼筒等の 焼損及び変形の有無の点検	IN IN
	② 直接点火のバーナーは、点火トランス、電極棒及び高圧リード線の損傷等、絶縁 碍子の亀裂の有無の点検並びに絶縁の 良否の確認	IN, ON
d. 火炎検知器	① 光電セル又は紫外線検出方式は、受光 面の汚れ、亀裂等の有無の点検並びに絶 縁の良否の確認	IN, ON
	② フレームロッドの整流方式は、汚れ、 絶縁碍子の亀裂の有無並びに絶縁の良 否の確認	IN, ON
e. ストレーナー f. 地震感知器	話まり、損傷等の有無の点検 運転時に作動テストを行い、自動的に燃 焼が停止することの確認	IN, ON IN
10. 冷温水及び冷 却水系統	① 出口及び入口の圧力損失が規定値内にあることの確認	IN
	② 各水室部に水漏れのないことの確認 ③ 暖房時前の場合は、冷却水系の水抜き の確認、又は満水保管時の切替弁の確認	IN IN
11. 運転調整 a. 音・振動 b. 電流・電圧	異常のないことの確認 ① 運転時における主電源電圧の変動が規 定値内にあることの確認	IN, ON IN
	② 運転電流が規定値以下であることの確認	IN, ON
c. 温度制御	設定温度で作動することの確認	IN, ON
d. 燃焼状態	① 正常に着火することの確認	IN, ON
	② フレーム電流を測定し、その良否の確         認	IN, ON
	③ 排ガス中の酸素濃度及び一酸化炭素濃度、排ガス温度、ドラフト、燃料圧力、燃料消費量等を測定し、その値が規定の	IN, ON
	許容範囲内にあることを確認。なお、油	
e. 電動機	だきは、スモークの有無の確認 回転方向が正しいことの確認	IN

f. 熱交換器	<ul><li>① 冷温水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることの確認</li><li>② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無の点検</li></ul>	IN, ON	
12. 真空気密	① 抽気ポンプで機内の不凝縮ガスを採取し、規定値以下にあることの確認 ② パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無の点検	IN, ON	
13. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止 剤濃度及びアルカリ濃度が規定の許容 範囲内にあることの確認	ON	
	② 溶液に汚れのないことの確認	IN, ON	

# 4.3.6 パッケージ形空気調和機

- (a) 本項は、冷房能力が単体で28kW以上のパッケージ形空気調和機(マルチ形を含む)に適用する。
- (b) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。
- (c) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。 なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特 記による。
- (d)「フロン排出抑制法」のエアーコンディショナーに該当するものは(圧縮機電動機の定格 出力が 7.5kW 以上の場合)、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検は特記による。
- (e) パッケージ形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.3.6による。
- (f) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1)シーズンイン点検:冷房又は暖房の運転期間開始前に年各1回(法定冷凍能力3トン未満の場合は、シーズイン点検のみとし、特記による。)
  - (2)シーズンオン点検:冷房又は暖房の運転期間中に毎月1回
  - (3)シーズンオフ点検:冷房又は暖房の運転期間終了後に年各1回

表 4.3.6 パッケージ形空気調和機

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無の点検	IN, OFF	[12条点検]
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの	IN, OFF	[12条点検]
	点検		
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有	IN, OFF	[12条点検]
	無の点検		
2. 外観の状況	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN, OFF	
o	■ 1		
3. 冷房切替え	暖冷房兼用の場合は、温水又は蒸気コイル	IN	
	の水抜きを行い、これらに係る止弁の開閉の		

	良否とともに(補助)電気ヒーター及び加湿器の電源遮断、自動制御機器の切替え並びに 作動確認の実施		
4. 暖房切替え	暖冷房兼用の場合は、温水又は蒸気コイル、加湿給水等の止弁の開閉を確認するとともに (補助)電気ヒーター及び加湿器の電源投入、 自動制御機器の切替え並びに作動確認の実施	IN	
<ul><li>5. 水系統</li><li>a. 加湿用給水</li><li>b. ドレンパン</li><li>c. ドレン排水</li></ul>	① 弁の開閉の確認 ② 漏れ及び汚れのないことの確認 汚れ、さび、腐食等の有無の点検 本体のドレン排水確認を行い、支障のない ことの確認	IN IN, ON IN, OFF IN, ON	[12条点検]
a. 操作回路・動 力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の 確認	IN	
b. 端子 c. 操作盤	緩み及び変色の有無の点検 盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の 有無の確認	IN, ON IN, ON	
d. クランクエー スヒータ	通電、発熱状態の異常のないことの点検	IN, ON, OFF	
7. 送風機 (室外機を含む) a. Vベルト b. 軸受 c. 羽根車 d. 電動機	緩み、亀裂、摩耗等の有無の点検 異常音、異常振動等の有無の点検 汚れ、損傷等の有無の点検 回転方向が正しいことの確認	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, OFF IN	
8. エアフィルタ			
a. ろ材 b. 枠	詰まり、損傷等の有無の点検 変形、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
9. 冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検 ② 配管の損傷等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
10. 熱交換器	① フィンコイル及び凝縮器の汚れ、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
4.4 Ap. VIII	② 補助ヒーターの汚れ、損傷等の有無の点検	IN	
11. 加湿器	<ul><li>① 作動の良否の点検</li><li>② 汚れ、損傷等の有無の点検</li></ul>	IN, ON, OFF IN, ON, OFF	
12. 保安装置 a. インターロッ ク	室内送風機運転と(補助)電気ヒーターが 連動して作動することの確認	IN	
b. 圧力開閉器 c. 可溶栓又は安全弁	作動の良否の確認 ガス漏れ、変形等の有無の確認	IN IN, OFF	
d. 温度ヒューズ e. 過熱防止器 f. 圧力計	溶断、変形及び変色の有無の確認 作動の良否の確認 指示値が正常であることの確認	IN IN IN, OFF	
13. 自動制御機器	① 温度調節器、湿度調節器、タイマー制御、 圧力制御及び容量制御が設定値で作動する	IN	

14. 運転調整	ことの確認 ② 温度及び湿度が設定値にて制御されてい ることの確認	ON	[12条点検]
14. ) a. 音・振動	異常のないことの確認	IN ON OFF	[12末点便]
		IN, ON, OFF	
b. 電源電圧	① 供給電源電圧に異常のないことの確認	IN, ON	
	② 運転時における電圧変動が規定値内にあることの確認	IN	
c. 運転電流	① 主電流及び圧縮機電流が定格以下にある	IN, ON	
	ことの確認		
	② 送風機及び加湿器の電流に異常がないこ	IN, ON	
	との確認	·	
	③ 電気ヒーターの電流が定格値にあること	IN, ON	
	の確認	·	
d. 冷凍機油	汚損、劣化及び油量の適否の点検	IN, ON	
e. 熱交換状況	冷媒、室外機及び室内機の吹出し空気温度	IN, ON	
711.5 445 4 6 40 =	の点検、熱交換状況が正常であることの確認	,	
f. 除霜装置	暖房運転時の場合は、検知作動及び四方弁	IN	
	動作の良否の点検		
	2411 2 24 1 2 7 11 12		
15. 保存	冷却水・加湿系統(排水系統を除く)の水	0FF	
70. NIA11	の排出、保存	VI 1	

#### 4.3.7 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

- (a) 本項は、冷房能力が単体で28kW以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。
- (b) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。
- (c) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。 なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は特 記による。
- (d)「フロン排出抑制法」のエアーコンディショナーに該当するもの(圧縮機電動機の定格 出力が 7.5kW 以上の場合)は、3 か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検は特記による。
- (e) ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.3.6による。
- (f) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1)シーズンイン点検:冷房又は暖房の運転期間開始前に年各1回
  - (2)シーズンオン点検:冷房又は暖房の運転期間中に毎月1回
  - (3)シーズンオフ点検:冷房又は暖房の運転期間終了後に年各1回

#### 4.3.8 氷蓄熱ユニット

- (a) 本項は、冷房能力が単体で28kW以上の氷蓄熱ユニットに適用する。
- (b) 高圧ガス保安法に基づく定期自主検査は、本項の仕様等により実施する。
- (c) 高圧ガス保安法に基づく保安検査は、特記による。

なお、経済産業省令に定める者による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、 特記による。

- (d)「フロン排出抑制法」の冷凍冷蔵設備に該当するもの(圧縮機電動機の定格出力が7.5kW以上の場合)は、3か月以内毎に法に定める簡易点検を実施する。なお、「フロン排出抑制法」による定期点検は特記による。
- (e) 氷蓄熱ユニットの作業項目及び作業内容は、表4.3.8によるほか、次による。
  - (1) チリングユニットを用いる場合は、表4.3.1による。
  - (2) 空気熱源ヒートポンプユニットを用いる場合は、表4.3.2による。
  - (3) スクリュー冷凍機を用いる場合は、表4.3.1の当該事項による。
- (f) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1)シーズンイン点検:冷房又は暖房の運転期間開始前に年各1回
  - (2)シーズンオフ点検:冷房又は暖房の運転期間終了後に年各1回

表4.3.8 氷蓄勢ユニット

	衣4.3.6 水歯然ユーット		
作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN, OFF	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点	IN, OFF	
	検 ③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無 の点検	IN, OFF	
2. タンク	水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無の点検	IN, OFF	
3. 氷生成装置	熱交換器部分の汚れ、破損等の有無の点検	IN, OFF	

#### 4.3.9 冷却塔

- (a) 冷却塔の点検・保守等は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づ く厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b) 冷却塔の作業項目及び作業内容は、表4.3.9 による。
- (c) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1)シーズンイン点検:運転期間開始前に年1回
  - (2)シーズンオン点検:運転期間中に毎月1回
  - (3)シーズンオフ点検:運転期間終了後に年1回

表4.3.9 冷却塔

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② 基礎ボルトの緩み及び劣化の有無の点検	IN	
	③ 防振装置の損傷等の有無の点検	IN	
	④ 防振ストッパーの緩み及び劣化の有無の点検	IN	
	⑤ 取付状態の点検	ON	
2. 外観の状況			
a. 本体	損傷、変形及び汚れの有無の点検	IN, ON, OFF	
b. 散水装置	① 損傷、変形、さび及び汚れの有無の点検	IN, ON, OFF	

	② 散水穴の目詰まりの有無の点検	IN, ON, OFF
c. 熱交換器 (密閉形に限	③ 散水管の回転が円滑であることの確認 コイルの汚れ、損傷等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, OFF
る) d. エリミネータ e. ルーバ f. 充填材	損傷、変形及び目詰まりの有無の点検 損傷、変形及び目詰まりの有無の点検 ① スケール等の付着の有無の点検 ② 目詰まりの有無の点検	IN, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF
g. 架台	③ 座屈、変形等の有無の点検 ① 損傷、変形等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び組み立てボルトの緩みの有 無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF
h. 梯子・点検扉 3. 水槽	損傷、変形、腐食等の有無の点検	IN, OFF
a. 本体 b. 給水装置	① 内外面の損傷、変形及び汚れの有無の点検 ② 水漏れの有無の点検 ③ 水位が規定の位置にあることの確認 ボールタップ等が確実に作動することの確認	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON IN, ON, OFF
c. ストレーナー d. フレキシブル ジョイント	目詰まり、損傷等の有無の点検 接続部の緩み、腐食等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, OFF
4. 送風機 a. 羽根車	① 損傷、腐食、汚れ等の有無の点検	IN, ON, OFF
b. ファンケーシング c. 軸受	② 回転に支障のないことの確認 損傷、腐食等の有無の点検 ① 軸が円滑に回転することの確認 ② 油量の適否の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON
d. 電動機	① 損傷、腐食等の有無の点検 ② 円滑に回転することの確認 ③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ④ 異常音、異常振動等の有無の点検	IN IN, OFF IN ON
e. ベルト f. プーリ	① 張り具合の適否の点検 ② 損傷及び摩耗の有無の点検 損傷、摩擦等の有無の点検	IN, ON, OFF IN, ON, OFF IN, ON, OFF
1. クーク 5. 散水ポンプ (密閉形に限 る)	14 例、手探守の行無の点便	IN, ON, OIT
a. 本体	<ul><li>① 汚れ、損傷、腐食等の有無の点検</li><li>② 異常振動の有無の確認</li><li>① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認</li></ul>	IN, OFF ON
b. 電動機	① 紀縁私机を側定し、その良合の確認 ② 回転方向が正しいことの確認 ③ 電流が定格値内であることの確認 ④ 異常音、異常振動の有無の確認	IN IN IN ON
6. 凍結防止装置	① サーモスタットが設定値で作動することの確認 ② ヒーターの作動電流が定格電流以下にあること の確認	IN IN, ON
	③ ヒーターの絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN
7. 運転調整	① 電動機の回転方向が正しいことの確認 ② 異常音及び異常振動のないことの確認 ③ 電源電圧の変動が規定値内にあることの確認 ④ 運転電流が定格値以下にあることの確認	IN IN IN, ON IN, ON

	(5) 散水管の回転数が許容範囲内にあることの確認 (6) 散水が均一に分散していることの確認 (7) 水槽の水位が運転前及び運転状態が適正である ことの確認	IN, ON IN, ON IN	
8. 冷却水及び補 給水	第7節「水質管理」による。	ON	<ul><li>特記がある場合</li></ul>
9. シーズンオフ 時の保存	器内の水を確実に抜いたうえ保存	OFF	
10. シーズンイン 時の清掃	本体及び冷却水配管の清掃	IN	・消毒等を行 う場合は特 記による。

#### 第4節 空気調和等関連機器

#### 4.4.1 オイルタンク

- (a) 消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、各地方条例等に基づく地下オイルタンク、屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの計測装置、ポンプ類を除く本体部分の定期点検は、本項による。
- (b) 地下オイルタンクで、鋼製強化プラスチック製二重殻タンク及びタンク内高感度センサーなど漏れの検知装置を有する場合は、本項は適用しない。
- (c) 地下オイルタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表4.4.1(A)による。
- (d) 屋内オイルタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表4.4.1(B)による。
- (e) オイルサービスタンクの定期点検の作業項目及び作業内容は、表4.4.1(C)による。
- (f) 点検周期は、次による。

地下オイルタンクの定期点検: 特記がない場合は、年1回

ただし、設置15年以内のものは、3年に1回

屋内オイルタンクの定期点検 : 特記がない場合は、年1回 オイルサービスタンクの定期点検 : 特記がない場合は、年1回 表 4.4.1(A) 地下オイルタンク (定期点検)

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎 a. 上部スラブ b. マンホール	亀裂、崩没、沈下等の有無の点検 ① パッキン及びその当り面の損傷並びに密閉状態の良 否の点検 ② プロテクター内部の汚れ、滞水、滞油及び堆積物の有無の点検	
2. 本体及び配管	①危険物に接する全ての部分について、「ガス加圧法」、 「液体加圧法」、「微加圧法」、「微減圧法」、及び 「その他の方法」のうち、当該タンクに適する方法に より漏れの点検 ② 残量の測定又は漏えい検査管により漏れの有無の点 検	
3. 通気口	① 取付け状態の良否の点検	

	② 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検
4. 標識·掲示板	   汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認

表 4.4.1(B) 屋内オイルタンク (定期点検)

# NIC-# ₽	11 - 5114 - 1 - 1	1.11a -lav
作業項目	作業内容	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎及び防油提の亀裂、沈下等の有無の点検	
	② 防油提の油だまりのごみ又は堆積物の有無の点検	
	③ 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検	
	④ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷	
	等の有無の点検	
	⑤ 配管支持部の取付け状態の良否の点検	
2. 外観の状況	  ① 損傷、腐食等の有無の点検	
	② 漏れの有無の点検	
3. 管・弁		
a. 管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	
	② 緩衝装置の取付け状態及び機能の良否の点検	
b. 弁	作動の良否及び損傷等の有無の点検	
4. 付属品		
a. 油面計	損傷の有無を点検及び指示が正しいことの確認	
b. 注油口	① 変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に	
	異常のないことの確認	
	② 注油口において油量の計測が不可能なものは、遠隔式	
	計量装置又は自動式警報装置が設けられていることの 確認	
c. 通気口	唯記	
C. 迪刈口	① 駅内り状態の長台の点候  ② 引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	
d. はしご・点検	取付け状態の良否及びさび、腐食等の有無の点検	
扉		
5. 標識・掲示板	汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認	

表 4.4.1(C) オイルサービスタンク (定期点検)

作業項目	作業内容	備考
1. 基礎 · 固定部	① 基礎及び防油堤の亀裂及び損傷の有無の点検	
	② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検	
	③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検	
	郵の有無の点機   日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	
	体にかからないよう平均に負担していることの確認	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検	
0 kK -	②漏れの有無の点検	
3. 管・弁 a. 管	  ① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	
a. <sub>E</sub>	② 緩衝装置の取付け及び機能の良否の確認	
b. 弁	作動の良否、損傷等の有無の点検	
4. 計器	① 汚れ及び損傷の有無の点検	
	② 正常値を示していることの確認	

③ 固定の良否の点検 ① フロートの浸水、損傷等の有無の点検 5. 液面制御装置 ② フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切 (フロートスイ ッチ) し、その位置が許容範囲内にあることの確認 6. 警報装置・電極 ① 電極棒の異物付着の有無及び侵食の状態の点検 ② 作動の良否の点検 スイッチ 7. 通気口 取付けの良否の点検 8. はしご・点検扉 取付けの良否及びさび、腐食等の有無の点検 汚れの有無の点検、表示が明瞭であることの確認 9. 標識・掲示板

- 4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク
  - (a) 労働安全衛生法に基づく定期自主検査及び人事院規則に基づく定期検査は、本項による。
  - (b) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査は、特記による。 なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料の負担は、特記 による。
  - (c) 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンクの作業項目及び作業内容は、表 4.4.2 による。

ただし、労働安全衛生法又は人事院規則で定める第一種圧力容器、第二種圧力容器及び 小型圧力容器に該当しない場合は、本項は適用しない。

- (d) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1) シーズンイン点検:運転期間開始前又は法定性能検査前に年1回(第一種圧力容器に限る。)
  - (2) シーズンオン点検:運転期間中に毎月1回(第一種圧力容器に限る。)

: 運転期間中に年1回(小型圧力容器及び第二種圧力容器)

表 4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク

作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎の亀裂、沈下等の有無の点検	IN, ON	
	② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、	IN, ON	
	損傷等の有無の点検		
	④ 配管支持部の変形の有無の点検	IN, ON	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検	ON	
	② 漏れの有無の点検	ON	
	③ 締付けボルトの緩み、腐食、曲り等の有無の点	IN, ON	
	検		
	④ 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	IN, ON	
	⑤ 本体より分離可能な場合は、加熱管を引出し、	IN	
	内外面のスケール、スラッジ等の異物の付着及び		
	割れ、変形、腐食等の有無の点検		
			_

3. 内部の状況	<ul><li>① 付着物及び堆積物の有無の点検</li><li>② 割れ、腐食、損傷等の有無の点検</li></ul>	IN IN	
4. 圧力計・水高 計・温度計	① 正常値を指示していることの点検 ② 取付け部等の漏れの有無の点検 ③ 汚れ及び損傷の有無の点検 ④ 指針が大気圧の下でゼロ点の指示の確認 ⑤ 損傷等の有無の点検	ON ON ON IN IN	
	⑥ 導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検 ⑦ 温度計感温部の腐食及び損傷の有無の点検	IN IN	
5. 付属管·弁	し 温及可心温間の例及及り景例の 日 流の 流伝	111	
a. 逃し管	① 漏れ、汚れ、損傷、腐食等の有無の点検	ON	
	② 保温材の脱落及び損傷の有無の点検	IN, ON	
	③ 詰まりの有無の点検	IN	
b. その他の管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	ON	
	② 変形、腐食、曲り等の有無の点検 ③ 結露の有無の点検	IN IN	
	①	IN	
c. 安全弁・逃	① 取付けボルトの緩みの点検	ON	
し弁	②漏れの有無の点検	ON	
	③ テストレバーのあるものは、作動テストの実施	ON	
	④ 分解のうえ清掃	IN	
	⑤ 弁及び弁座の損傷の有無の点検	IN	
	⑥ 各部品を清掃し、損傷等の有無の点検 ② 紹み立て後、原則しして吹出したストの実体	IN	
d. 減圧弁	⑦ 組み立て後、原則として吹出しテストの実施 ① 1次側及び2次側の圧力計の圧力変動が許容範	IN IN	
u. /败/上, 亓	囲内にあることの確認	III	
	② 損傷等の有無の点検	IN	
e. その他の弁	作動の良否及び損傷等の有無の点検	IN, ON	
6. 温度調整弁	① 作動の良否の点検	IN	<ul><li>ヘッタ゛ーを除</li></ul>
	② 損傷等の有無及びスケール付着の有無の点検	IN	く。 ・^ッダーを除 く。
7. 蒸気トラッ プ	分解清掃のうえ、損傷等の有無の点検	IN	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
8. 防食装置	① 流電陽極法は、防食材の消耗の程度の点検	IN	・ ^ッダーを除
	② 外部電源法は、電極線の消耗の有無及び絶縁状態の有無の点検	IN	、。 ・^ッダーを除 く。
9. 溶解栓	劣化の有無の点検	IN	

# 4.4.3 還水タンク・開放形膨張タンク

還水タンク・開放形膨張タンクの作業項目及び作業内容は、表4.4.3による。

表4.4.3 還水タンク・開放形膨張タンク

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 基礎の亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	
	② 架台の曲り、さび、損傷等の有無の点検	1 Y	

	③ 基礎ボルト、取付けボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無の点検	1 Y	
	④ 配管支持部の取付け状態が適正であること の確認	1 Y	
2. 外観の状況	① 損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
	②漏れの有無の点検	1 Y	
	③ 保温材の脱落、損傷等の有無の点検	1 Y	
3. 内部の状況	① 付着物及び堆積物の有無の点検	1 Y	
	② 内部の保護塗装の剥離等の有無の点検	1 Y	
4. 管・弁			
a. 管	漏れ、損傷、腐食等の有無の点検	1 Y	
b. 弁	漏れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	1 Y	
5. 付属品			
a. 計器	① 汚れ及び損傷の有無の点検	1 Y	
(還水タンクに	② 正常値を指示していることの確認	1 Y	
限る)	③ 固定の良否の点検	1 Y	
b. はしご・点検 扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無の点検	1 Y	
6. 液面制御装置			
a. ボールタップ	① フロートの浸水、損傷等の有無及び作動の良	1 Y	
	否の点検 の かんない 10 かった の 12 もの カロス 10	4.77	
	② 給水停止状態での漏水の有無及び水位の適 否の点検	1 Y	
b. フロートスイ	① フロートの浸水、損傷等の有無の点検	1 Y	
ッチ(還水タン	② フロートの上下により電源が入・切し、その	1 Y	
クに限る)	位置が規定の許容範囲内にあることの確認		
c. 電極スイッチ	① 電極棒に異物付着の有無及び侵食の状態の	1 Y	
	点検		
	②水位の上下により電源が入・切し、その位置	1 Y	
	が正常に作動することの確認		

#### 4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

- (a) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の点検・保守は、建築物における衛生 的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実 施する。
- (b) ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機の作業項目及び作業内容は、表4.4.4 による。
- (c) 空気清浄装置を附属している場合は、4.4.6「空気清浄装置」の作業項目及び作業内容 を適用する。
- (d) 点検時期及び回数は、次による。
  - (1)シーズンイン点検:冷房又は暖房の期間開始前に年各1回
  - (2)シーズンオン点検:冷房又は暖房の運転期間中に毎月1回

表4.4.4 ユニット形空気調和機・コンパクト形空気調和機

	2 1 70 = 2 1 70 = 2 1 70 =		
作業項目	作業内容	点検時期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	IN	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点	IN	

<u> </u>	
検	
③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無 IN	
の点検	
2. 外部の状況	
a. 本体 ① 設置の状況及び劣化・損傷の状況の確認 IN [12条点検]	
② 腐食、変形、破損等の有無の点検 IN	
③ 給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気 IN [12条点検]	
口の取り付け状況の点検	
b. 保温材・吸音   損傷及び脱落の有無の点検 IN [12条点検]	
材	
3. 送風機	
a. 羽根車 ① 汚れ、さび、腐食等の有無の点検 IN	
② 回転バランスの良否の点検 IN	
b. シャフト 汚れ、さび、摩耗等の有無の点検 IN	
c. ベルト 緩み、摩耗、損傷等の有無の点検 IN, ON IN, ON	
d. プーリ 摩耗等の有無の点検 IN IN	
e. 軸受 ① 異常音、異常振動等の有無の点検 IN, ON	
② 給油の状態の点検 IN, ON	
f. カップリング 摩耗、損傷等の有無の点検 IN	
g. 電動機 ① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 IN IN	
② 回転方向が正しいことの確認 IN	
③ 表面温度の異常の有無の点検 ON	
④ 電流が定格値内であることの確認 IN, ON	
4. 熱交換器 冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、 IN IN IN IN IN IN IN IN IN IN IN IN IN	
損傷等の有無の点検	
	~ <del>  </del>
5. 加湿器 ① 加湿器の詰まりの有無を点検し、清掃の実施 IN, ON ・ONは必要は ***********************************	こん
② 作動の良否の点検       IN, ON	
<ul><li>④ 加湿状態点検用ランプが点灯することの確 IN, ON</li><li>認 認</li></ul>	
(中)	
6. エリミネータ 詰まり、腐食等の有無の点検 IN, ON	
7. 水系統	
a. 加湿用給水 ① 給水止弁の開閉の点検 ON ON	
② 漏れ及び汚れのないことの確認 ON	
b. ドレンパン 汚れ、さび、腐食等の有無を点検し、清掃の IN, ON	
実施	
c. ドレン排水 本体のドレン排水確認を行い、詰まりのない IN, ON ・ONは必要	こ応
ことの確認	, 3
8. エアフィルタ	
ー(プレフィル	
ター)	
a. ろ材 詰まり、損傷等の有無の点検 IN, 0N	
b. 枠 変形、腐食等の有無の点検 IN, 0N	
9. 運転調整 ① 運転の状況の確認 IN [12条点検]	
② 運転時における電圧変動が既定値以下であ IN	
ることの確認	
③運転電流が定格以下であることの確認 IN	
④ インバーター設置の場合は、単体運転にて電 IN	
圧及び電流値が異常でないことを確認	

- 4.4.5 ファンコイルユニット・ファンコンベクター
  - (a) ファンコイルユニット・ファンコンベクターの作業項目及び作業内容は、表 4.4.5 による。
  - (b) 点検時期及び回数は次による。

シーズンイン点検:冷房又は暖房の運転期間開始前に年各1回表4.4.5 ファンコイルユニット・ファンコンベクター

作業項目	作業内容	 備考
1. 外観の状況		
a. 本体	① 腐食、変形、破損等の有無の点検	
	② 固定金具、固定ボルトの緩み、変形、腐食等の有無の	
	点検	
b. 保温材・吸音	損傷及び脱落の有無の点検	
材		
c. 吹出口	汚れ、破損等の有無の点検	
2. 送風機		
a. 羽根車	① 汚れ及びさび、腐食、変形等の有無の点検	
1 番乳₩	② 回転バランスの良否の点検	
b. 電動機	① 異常音、異常振動等の有無の点検	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 回転がスムーズであることの確認	
	□ 四型がスムース Cめることが確認	
3. 熱交換器	① 冷温水コイルの破損及び腐食の有無の点検	
o. ////>	② フィンの汚れ及び目詰まりの有無の点検	
4. 排水系統	S 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	
a. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	
b. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことの確認	・必要に応じて
		清掃を実施
5. エアフィルタ		
<u> </u>	>=> 18 /64/4	
a. ろ材	汚れ、損傷等の有無の点検	
b. 枠	変形、腐食等の有無の点検	
6. 電装部品 a. 電気配線	   損傷、過熱等の有無の点検	
b. 接続端子	1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1	
c. 操作スイッ	① 損傷、破損等の有無の点検	
チ・運転表示	② 表示灯の点灯状態の点検	
灯	③ 風量切替え等の作動の良否の点検	
/ <b>*</b>		
7. 弁類	① 損傷及び破損の有無の点検	
	② エア抜き弁の良否の点検	

# 4.4.6 空気清浄装置

- (a) 本項は、パネル形、折込み形、袋形、自動巻取形、電気集じん器(自動巻取形)、電気 集じん器(パネル形)に適用する。
- (b) 空気清浄装置の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に 基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

- (c) ろ材の交換は、特記による。なお、ろ材を交換するときは、付着した粉じんを下流に飛散させないように送風機を停止して行う。
- (d) 空気清浄装置の作業項目及び作業内容は、表4.4.6による。
- (e) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表4.4.6 空気清浄装置

作業項目	表4.4.6 至风清净装直 作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの 点検	1 Y	1 Y	
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの 有無の点検	1 Y	1 Y	
2. ろ材	① 目詰まりの有無の点検	6 M	6 M	
5. 31.	② 差圧計により圧力損失の点検	6 M	6 M	
3. 枠又はケーシ ング	① パネル形、折込み形、袋形及び電気集じん器(パネル形)のものは、枠の変形、腐食等の有無の点検	6 M	6 M	
	② 自動巻取形、電気集じん器(自動巻取形 及びパネル形)のものは、ケーシングの変 形、腐食等の有無の点検	6 M	6 M	
4. チャンバー	変形、腐食、汚れ等の有無の点検	6 M	6 M	
5. 制御盤	① 表示灯の点灯の良否の点検	6 M	6 M	
	【自動巻取形、電気集じん器(自動巻取形 及びパネル形)】			
	② タイマー又は差圧計の作動の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器(自動巻取形】	6 M	6 M	
6. 巻取機構	電動機等の作動の良否の点検 【自動巻取形、電気集じん器(自動巻取形)】	6 M	6 M	
7. 高圧電源部	電圧が規定値にあることの確認	1 Y	1 Y	・パネル形は6M
(電気集じん器				とする。
に限る)				
8. 荷電部・集じん	① 汚れの有無の点検	6 M	6 M	
部(電気集じん 器に限る)	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y	・パネル形は6M とする。
	③ 放電線の劣化の有無の確認	6 M	6 M	
9. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	6 M	6 M	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	6 M	6 M	

# 4.4.7 ポンプ

- (a) 本項は、空調用ポンプ、ボイラー給水ポンプ、真空給水ポンプユニット及びオイルポン プに適用する。
- (b) ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.4.7による。
- (c) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表 4.4.7

表 4. 4. 7				
作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの 有無の点検 ② 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの	6 M	1 Y 1 Y	
2. 外観の状況	有無の点検 <ul><li>① 腐食、損傷及び漏洩の有無の点検</li></ul>	6 M	6 M	
	② 軸継手ゴムの損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	③ ベルトの損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
	④ 芯出しの良否の点検	6 M	1 Y	
	⑤ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容 範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
	⑥ 真空給水ポンプユニットの場合は、受水 タンク内の真空度及び吐出し圧力が許容 範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
	⑦ 軸封の漏水状態の点検	6 M	6 M	
	⑧ 設置の状況の確認	6 M	1 Y	・必要に応 じてパッ キンの増 締め実
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発 熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	施
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
4. 制御機器 (真空給水ポン プユニットに限	④ 運転電流が定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
る)				
a. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検	6 M	6 M	
	② 表示ランプの点灯の良否の点検	6 M	6 M	
b. 真空開閉器、 水位調整器	作動の良否の点検	6 M	6 M	
c. 電磁弁装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
5. フート弁・逆止 弁	開閉状態の良否の点検	6 M	1 Y	
6. 圧力計・連成計	① 腐食及び損傷の有無の点検	1 Y	1 Y	
又は真空計	② 指示値が適正であることの確認	1 Y	1 Y	
7. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

# 4.4.8 送風機

- (a) 送風機の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づ く厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b) 送風機の作業項目及び作業内容は、表4.4.8による。
- (c) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表4.4.8 送風機

表4.4.8 送風機					
作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考	
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y		
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの	6 M	1 Y		
	点検				
	③ 防振材の破損等の有無の点検	6 M	1 Y		
	④ 天井吊りの場合の脱落防止、吊り支持等	6 M	1 Y		
	の金具の緩み及び腐食の有無の点検				
2. 外観の状況	① 設置の状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]	
	② 汚れの有無の点検	6 M	1 Y		
	③ 腐食及びボルトの緩みの有無の点検	6 M	1 Y		
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発 熱の異常の有無の点検	6 M	6 M		
	②回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y		
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y		
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確	6 M	6 M		
	認				
4. 軸受	発熱、異常音及び異常振動の有無の点検	6 M	6 M		
5. Vベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	・電動機直結	
6. Vベルトカバー	変形、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	<ul><li>・電動機直結</li><li>を除く。</li></ul>	
7. Vプーリ	① 摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	<ul><li>・電動機直結</li><li>を除く。</li></ul>	
	② 芯だしの良否の点検	6 M	6 M	・電動機直結 を除く。	
8. 羽根車	① 汚れ、変形、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	G 1817 / 0	
o. 111X—	②ボルトの緩みの有無の点検	1 Y	1 Y		
	③ ケーシング等に接触していないことの確 認	1 Y	1 Y		
9. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であ	1 Y	1 Y		
	ることの確認				
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y		

## 4.4.9 天井扇·有圧換気扇

天井扇・有圧換気扇の作業項目及び作業内容は、表4.4.9による。 表4.4.9 天井扇・有圧換気扇

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 固定部	① 亀裂等の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	1 Y	
	③ 防振材の破損、劣化等の有無の点検	1 Y	
	④ 天井吊りの場合は、脱落防止、吊り支持等の 金具の緩み及び腐食の有無の点検	1 Y	
2. 外観の状況	① 汚れの有無の点検	1 Y	
	② 腐食及びボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
3. 電動機	① 回転方向が正しいことの確認	1 Y	
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y	
	③ 運転電流が規定値内であることの確認	1 Y	
4. 羽根車	① 汚れ、変形、さび等の有無の点検	1 Y	
	② ボルトの緩みの有無の点検	1 Y	
	③ フレーム等に接触していないことの確認	1 Y	
	④ 異常音、異常振動等の有無の点検	1 Y	

#### 4.4.10 全熱交換器

- (a) 全熱交換器の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b) 本項は、処理風量が2,000 m³/h 以上の回転形・静止形全熱交換器、1,000 m³/h 未満の 天井隠ぺい形全熱交換ユニット (カセット形は除く。) 及び500 m³/h 以上6,000 m³/h 以 下の床置形全熱交換ユニットに適用する。
- (c) 回転形・静止形全熱交換器の作業項目及び作業内容は、表4.4.10(A)による。
- (d) 天井隠ぺい形全熱交換ユニットの作業項目及び作業内容は、表4.4.10(B)による。
- (e) 床置形全熱交換ユニットの作業項目及び作業内容は、表4.4.10(C)による。
- (f) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表4.4.10(A) 回転形·静止形全熱交換器(2,000m³/h以上)

		,,	,,	
作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの	6 M	1 Y	
	点検			
2. 外観の状況				
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1 Y	1 Y	
3. 熱交換エレメン				
}				
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M	
(回転形に限る)	② 給油の状態の点検	6 M	6 M	
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. エアシール	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M	
d. 駆動装置	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無	6 M	6 M	
	の点検			

e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
4. 電気系統 (回転形に限る)				
a. 電源電圧	   電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
b. 電動機	① 絶縁抵抗の測定、その良否の確認	1 Y	1 Y	
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 電流が定格値内であることの確認	6 M	6 M	
	④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M	
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y	

表4.4.10(B) 天井隠ぺい形全熱交換ユニット(カセット形は除く) (1,000m³/h未満)

作業項目	表4.4.10(B)	天井隠ぺい形全熱交換ユニット(カセット制	がは除く)	(1,000)	Om³/h未満)
2. 外観の状況 a. 本体・点検口 b. フィルター c. 保温材 3. 熱交換エレメント a. 軸受 (回転形に限る) b. エレメント c. エアシール d. 駆動装置 e. ケーシング 4. 送風機 4. 送風機 5 電気系統 (回転形に限る) a. 電源電圧 b. 電動機 6 M 5 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6	作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
<ul> <li>有無の点検</li> <li>2.外観の状況         <ul> <li>a.本体・点検口</li> <li>b.フィルター</li> <li>c.保温材</li> <li>3.熱交換エレメント</li> <li>a. 軸受(回転形に限る)</li> <li>b. エレメント</li> <li>c. エアシール</li> <li>d. 駆動装置</li> <li>e. ケーシング</li> </ul>          ① 異常音、異常振動等の有無の点検 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6</li></ul>	1. 固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y	
2. 外観の状況 a. 本体・点検口 b. フィルター c. 保温材 3. 熱交換エレメント a. 軸受 (回転形に限る) b. エレメント c. エアシール d. 駆動装置 e. ケーシング 4. 送風機		② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの	6 M	1 Y	
a. 本体・点検口 b. フィルター c. 保温材 3. 熱交換エレメント a. 軸受 (回転形に限る) b. エレメント c. エアシール d. 駆動装置		有無の点検			
b. フィルター c. 保温材 3. 熱交換エレメント a. 軸受 (回転形に限る) b. エレメント c. エアシール d. 駆動装置 e. ケーシング 4. 送風機 5. 電気系統 (回転形に限る) a. 電源電圧 b. 電動機	2. 外観の状況				
c. 保温材     3. 熱交換エレメント     a. 軸受     (回転形に限る)     b. エレメント     c. エアシール     d. 駆動装置     e. ケーシング     4. 送風機     5. 電気系統     (回転形に限る)     a. 電源電圧     b. 電動機     c. リレー     c. リレー     d. 以上の一次     d. 以上の上の自然のでは、     d. 以上の上のにあることのは検     d. 以上の一次     d. 以上の一次     d. 以上の一次     d. 以上の上のは関係であることのは検     d. 以上の一次     d. 以上の一次     d. 以上の一次     d. 以上の上のは関係であることのは検     d. 以上の一次     d. 以上の上のは関係を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y	
3. 熱交換エレメント a. 軸受 (回転形に限る) b. エレメント c. エアシール d. 駆動装置 e. ケーシング			6 M	6 M	
ト a. 軸受 (回転形に限る) b. エレメント c. エアシール d. 駆動装置		破損の有無の点検	1 Y	1 Y	
a. 軸受 (回転形に限る)       ① 異常音、異常振動等の有無の点検 ② 給油の状態の点検 詰まり、損傷等の有無の点検 品素的、損傷等の有無の点検 ペルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無 の点検 汚れ、さび、腐食等の有無の点検       6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M         e. ケーシング       実常を耗、破損等の有無の点検 ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無 の点検 汚れ、さび、腐食等の有無の点検       1 Y 1 Y 1 Y         4. 送風機       異常音、異常振動等の有無の点検 (回転形に限る) a. 電源電圧 b. 電動機       1 Y 1 Y 1 Y 2 表面温度の異常の有無の点検 3 電流が定格値内であることの点検 4 オイルシールの油漏れの有無の点検 4 オイルシールの油漏れの有無の点検 6 M 6 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 6 M 6 M         c. リレー       作動の良否の点検 作動の良否の点検       6 M 6 M 1 Y 1 Y 6 M 6 M	3. 熱交換エレメン				
(回転形に限る) ② 給油の状態の点検	·				
b. エレメント c. エアシール d. 駆動装置 e. ケーシング  4. 送風機  5. 電気系統 (回転形に限る) a. 電源電圧 b. 電動機  で. リレー  お 登録を指し、であることの確認 (回転が定格値内であることの確認 (回転が定格値内であることの点検 (利 オイルシールの油漏れの有無の点検 (1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y					
c. エアシール d. 駆動装置       異常摩耗、破損等の有無の点検					
d. 駆動装置       ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検       6 M       6 M         e. ケーシング       汚れ、さび、腐食等の有無の点検       1 Y       1 Y         4. 送風機       異常音、異常振動等の有無の点検       1 Y       1 Y         5. 電気系統(回転形に限る)。       電圧の変動が規定値内にあることの確認       1 Y       1 Y         a. 電源電圧       急機緩抵抗を測定し、その良否の確認       1 Y       1 Y         2 表面温度の異常の有無の点検       1 Y       1 Y         3 電流が定格値内であることの点検       6 M       6 M         4 オイルシールの油漏れの有無の点検       1 Y       1 Y         c. リレー       作動の良否の点検       6 M       6 M					
e. ケーシング       汚れ、さび、腐食等の有無の点検       1 Y       1 Y         4. 送風機       異常音、異常振動等の有無の点検       1 Y       1 Y         5. 電気系統 (回転形に限る) a. 電源電圧 b. 電動機       電圧の変動が規定値内にあることの確認       1 Y       1 Y         0. 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認       1 Y       1 Y         2 表面温度の異常の有無の点検       1 Y       1 Y         3 電流が定格値内であることの点検       6 M       6 M         4 オイルシールの油漏れの有無の点検       1 Y       1 Y         c. リレー       作動の良否の点検       6 M       6 M					
<ul> <li>e. ケーシング</li> <li>汚れ、さび、腐食等の有無の点検</li> <li>1 Y</li>  駆動装置</td><td></td><td>6 M</td><td>6 M</td><td></td></li></ul>	d. 駆動装置		6 M	6 M	
4. 送風機 異常音、異常振動等の有無の点検 1 Y 1 Y 5. 電気系統 (回転形に限る) a. 電源電圧					
5. 電気系統 (回転形に限る) a. 電源電圧 b. 電動機       電圧の変動が規定値内にあることの確認 ① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ② 表面温度の異常の有無の点検 ③ 電流が定格値内であることの点検 4 オイルシールの油漏れの有無の点検 作動の良否の点検       1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
5. 電気系統 (回転形に限る) a. 電源電圧 b. 電動機       電圧の変動が規定値内にあることの確認 ① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ② 表面温度の異常の有無の点検 ③ 電流が定格値内であることの点検 4 オイルシールの油漏れの有無の点検 作動の良否の点検       1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 177 Ed 188	用类文 用类层形体 o 七便 o 上丛	4 77	4 77	
(回転形に限る)       電圧の変動が規定値内にあることの確認       1 Y 1 Y         a. 電源電圧       ① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認       1 Y 1 Y         b. 電動機       ② 表面温度の異常の有無の点検       1 Y 1 Y         ② 表面温度の異常の有無の点検       1 Y 1 Y         ③ 電流が定格値内であることの点検       6 M 6 M         ④ オイルシールの油漏れの有無の点検       1 Y 1 Y         c. リレー       作動の良否の点検       6 M 6 M	4.	異吊音、異吊振動等の有無の点検	1 Y	1 Y	
(回転形に限る)       電圧の変動が規定値内にあることの確認       1 Y 1 Y         a. 電源電圧       ① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認       1 Y 1 Y         b. 電動機       ② 表面温度の異常の有無の点検       1 Y 1 Y         ② 表面温度の異常の有無の点検       1 Y 1 Y         ③ 電流が定格値内であることの点検       6 M 6 M         ④ オイルシールの油漏れの有無の点検       1 Y 1 Y         c. リレー       作動の良否の点検       6 M 6 M	「最后必然				
a. 電源電圧       電圧の変動が規定値内にあることの確認       1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y					
b. 電動機       ① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認       1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y		   電圧の亦動が担空値内になることの確認	1 37	1 37	
② 表面温度の異常の有無の点検1 Y1 Y③ 電流が定格値内であることの点検6 M6 M④ オイルシールの油漏れの有無の点検1 Y1 Yc. リレー作動の良否の点検6 M6 M					
③ 電流が定格値内であることの点検6 M6 M④ オイルシールの油漏れの有無の点検1 Y1 Yc. リレー作動の良否の点検6 M6 M	0. 电影/戏				
④ オイルシールの油漏れの有無の点検1 Y1 Yc. リレー作動の良否の点検6 M6 M					
c. リレー 作動の良否の点検 6 M 6 M					
	d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y	

表4.4.10(C) 床置形全熱交換ユニット (500m³/h以上6,000m³/h以下)

		- /		-
作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの	6 M	1 Y	
	点検			
2. 外観の状況				
a. 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1 Y	1 Y	
b. フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. 保温材	破損の有無の点検	1 Y	1 Y	

3. 熱交換エレメン				
}				
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M	
(回転形に限る)	② 給油の状態の点検	6 M	6 M	
b. エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. エアシール	異常摩耗、破損等の有無の点検	6 M	6 M	
d. 駆動装置	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無	6 M	6 M	
	の点検			
e. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
4. 送風機				
a. 軸受	① 異常音、異常振動等の有無の点検	6 M	6 M	
	② 給油の状態の点検	6 M	6 M	
b. Vベルト	ベルトの緩み、摩耗、損傷等の有無の点検	6 M	6 M	
c. ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y	
d. 羽根車	① 汚れ、さび、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 回転バランスの良否の点検	6 M	1 Y	
5. 電気系統				
(回転形に限る)				
a. 電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1 Y	1 Y	
b. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y	
	② 表面温度の異常の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 電流が定格値内であることの確認	6 M	6 M	
	④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1 Y	1 Y	
c. リレー	作動の良否の点検	6 M	6 M	
d. 端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1 Y	1 Y	

# 第5節 給排水衛生機器

## 4.5.1 受水タンク・高置タンク

- (a) 受水タンク・高置タンクの点検・保守は、水道法(昭和32年法律第177号)、水道法施行令(昭和32年政令第336号)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b) 本項は、飲料水又は雑用水を貯蔵する受水タンク及び高置タンクの点検に適用する。
- (c) 受水タンク・高置タンクの作業項目及び作業内容は、表 4.5.1 による。

表4.5.1 受水タンク・高置タンク

	2017		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y	
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点	1 Y	
	検		
	③ 架台のさび、腐食等の有無の点検	1 Y	
	④ 架台のたわみ及び基礎部隙間の有無の点検	1 Y	
	⑤ 基礎部の水平度、不等沈下等の確認	1 Y	
2. 外観の状況	① 水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無	1 Y	[12条点検]
(外部ケーシン	の点検		
グ)	②接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有	1 Y	
	無の点検		
	③ 内・外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、	1 Y	

o 사로바로	損傷等の有無の点検 ④マンホールの密閉状態及び施錠の良否の点検 ⑤はしごの腐食及び取付ボルトのゆるみの有無 の確認	1 Y 1 Y	
3. 付属装置 a. ボールタッ	  ① 浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否の	1 Y	
プ・定水位弁	点検		
	② 水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことの確認	1 Y	
b. 水面制御及び	① 汚れ、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
警報装置	② 水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み	1 Y	
	及び腐食の有無の点検 ③ 作動の良否の点検	1 Y	
イッチ・電極 棒)		1 1	
c. 塩素滅菌器	ボール弁及びサイホンブレーカーの作動の良 否の点検	1 Y	
4. 配管	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 防虫網の詰まり、腐食、損傷等の有無の点検 ③ 配管支持の固定点の位置が適切か確認 ④ フレキシブルジョイントにより、配管の振動 又は揺れがタンク本体に伝播していないこと。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検]
5. 緊急遮断弁・地 震感知器・制御 盤(バッテリー などを含む)	① 変形、腐食、損傷等の有無の確認	1 Y 1 Y	

#### 4.5.2 受水タンク・高置タンクの清掃

受水タンク・高置タンクの清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を遵守し、適切に実施する。

- (a)一般事項は、次による。
  - (1) 作業は、健康状態の良好な者が行う。
  - (2) 作業衣及び使用器具は、タンクの清掃専用のものとする。又、作業は衛生的に行われるようにする。
  - (3) タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
  - (4) 高置タンクがある場合は、当該清掃は受水タンクの清掃と同一の日に行う。
  - (5) 清掃の周期は、特記がなければ年1回とする。
- (b) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、下水道法(昭和33年法律第79号)等の規定に基づき、適切に処理する。
- (c) タンクの水張り終了後、給水栓及びタンクにおける水について、水質検査(5項目の簡易検査)及び残留塩素の測定を行う。なお、長期休止明けに利用する場合は、水質検査(51項目)及び残留塩素の測定を行う。

### 4.5.3 貯湯タンク

貯湯タンク(飲用)の作業項目及び作業内容は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律を遵守し、適切に実施する。

なお、適用は、4.4.2「熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク」による。

#### 4.5.4 貯湯タンクの清掃

貯湯タンクの清掃は、4.5.2「受水タンク・高置タンクの清掃」による。

# 4.5.5 汚水槽·雜排水槽

- (a) 汚水槽・雑排水槽の保守・点検は、下水道法、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)、 下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)、建築物における衛生的環境の確保に関す る法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (b) 汚水槽・雑排水槽の作業項目及び作業内容は、表4.5.5による。
- (c) 地方条例等により、表 4.5.5 より短い周期が定められている場合の点検周期は、その定めるところによる。

表4.5.5 汚水槽・雑排水槽				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 本体	① 排水漏れの有無の点検	6 M	[12条点検]	
	② 内部の浮遊物及び沈殿物の状況の点検	6 M		
	③ 漏水及び壁面等の損傷、亀裂、さび等の有無	6 M		
	の点検			
	④ マンホールの密閉状態の良否の点検	6 M		
2. 水面制御及び	① 損傷及び腐食の有無の点検	6 M		
警報装置(フロ	② 作動の良否の点検	6 M		
ートスイッ				
チ・レベルスイ				
ッチ・電極棒)				
3. 配管	① 水漏れ及び詰まりの有無の点検	6 M		
	② さび、腐食、損傷等の有無の点検	6 M		
	③ 配管接続部の変形、腐食、損傷等の有無の点	6 M		
	検			
	④ 配管固定部の変形、腐食、損傷等の有無の点	6 M		
	検			
	⑤ 防虫網の目詰まり、さび、腐食、損傷等の有	6 M		
	無の点検			

表4.5.5 汚水槽・雑排水槽

### 4.5.6 汚水槽・雑排水槽の清掃

- (a)清掃は、排水の質、量及び水槽の容量等に応じ、6月以内ごとに1回以上行う。
- (b) 清掃作業は、次による。
  - (1) 水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除する。
  - (2) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。
- (c) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法

等の規定に基づき、適切に処理する。

(d) 清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認する。

## 4.5.7 ポンプ

- (a) 本項は、揚水用ポンプ、小形給水ポンプユニット、水道用直結加圧形ポンプユニット、 給湯用循環ポンプ(以下「陸上ポンプ」という。)、深井戸用水中モーターポンプ(以下 「深井戸ポンプ」という。)並びに汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ(以下「排 水ポンプ」という。)に適用する。
- (b) 陸上ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(A)による。
- (c) 深井戸ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(B)による。
- (d) 排水ポンプの作業項目及び作業内容は、表4.5.7(C)による。
- (e) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表4.5.7(A) 陸上ポンプ

表4. 5. 7(A) 陸上ホンフ				
作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 基礎・固定部	① 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、腐食等の点検	6 M	1 Y	
	② 防振装置の変形、劣化等の有無の点検	6 M	1 Y	
2. 外観の状況	① グランドからの水漏れが正常であること の確認	6 M	6 M	
	② シェルの結露水、グランドからの水漏れ 等の排水が排水管に流れていることの点 検	6 M	6 M	
	③ 腐食、損傷及び水漏れの有無の点検	6 M	6 M	
	④ 軸継手ゴムの損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	⑤ 軸継手の芯出しの良否の点検	6 M	1 Y	
	⑥ ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容 範囲内にあることの確認	6 M	6 M	
3. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発 熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M	6 M	
4. 制御機器 (小形給水ポン プユニット及				
び水道用直結 加圧形ポンプ ユニットに限				
3)		0.7.5		
a. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検	6 M	1 Y	
1 广土水戸四	②表示ランプの点灯の良否の点検	6 M	6 M	
b. 圧力発信器	① 正常値を示していることの確認	6 M	1 Y	
	② 機能の異常の有無の点検	6 M	6 M	

5. 圧力タンク (小形給水ポン プユニット及 び水道用直結 加圧形ポンプ ユニットに限	① 腐食、損傷、水漏れ等の有無の点検 ② 封入ガスの圧力が規定値にあることの確認	6 M 6 M	6 M 6 M	
る) 6. フート弁・逆止 弁 (揚水ポン プ・給湯ポンプ に限る)		6 M	1 Y	
7. 圧力計・連成計 又は真空計	① 腐食及び損傷の有無の点検 ② 正常値を示していることの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
8. 運転調整	① 運転の状況の確認 ② 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	[12条点検]
	③ 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

# 表4.5.7(B) 深井戸ポンプ

作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 本体	① 締切圧力及び吐出し圧力が許容範囲内に	6 M	6 M	
	あることの確認 ② 単位時間の揚水量の確認	6 M	6 M	
2. 電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
,,,	② 運転電流が、定格値以下であることの確	6 M	6 M	
	認			
3. 自動空気抜弁	<ul><li>① 水漏れの有無の点検</li></ul>	6 M	6 M	
	② 空気が確実に抜けることの確認	6 M	6 M	
4. ケーブル	  ① 損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
5. 連成計・圧力計	  ① 腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	1 Y	
	② 正常値を示していることの確認	1 Y	1 Y	
6. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

# 表4.5.7(C) 排水ポンプ

作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 本体・着脱装 置・ガイド部	<ol> <li>設置の状況の確認</li> <li>腐食、損傷等の有無の点検</li> </ol>	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	[12 条点検]
2. 電動機	① 電動機が外部より調査できる場合は、発 熱の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	② 回転方向が正しいことの確認	1 Y	1 Y	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	6 M	1 Y	
	④ 運転電流が、定格値以下であることの確認	6 M	6 M	

3. ケーブル	① 損傷等の有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y 6 M	1 Y 1 Y	
4. 連成計又は圧 力計	① 腐食、損傷等の有無の点検 ② 正常値を示していることの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
5. 運転調整	① 運転時における電圧変動が規定値内であることの確認	1 Y	1 Y	
	② 運転電流が定格以下であることの確認	1 Y	1 Y	

## 4.5.8 ガス湯沸器

- (a) 本項は、瞬間式ガス湯沸器、貯湯式ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器に適用する。
- (b) ガス湯沸器及び潜熱回収型給湯器の作業項目及び作業内容は、表 4.5.8 による。
- (c) 周期 I 又は周期 II の適用は、特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表4.5.8 ガス湯沸器・潜熱回収型給湯器

表4.5.8 ガス湯沸器・潜熱回収型給湯器					
作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考	
1. 固定部	① 取付けの状況の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]	
	② 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、	1 Y	1 Y		
	腐食等の点検				
- 11 ket - 15 Sm				F & L. I.A.7	
2. 外観の状況	① 煙突及び給排気部の構造の確認	1 Y	1 Y	[12条点検]	
	② 機器及び排気筒の先端周辺に可燃物の有無の確認	1 Y	1 Y		
	③ さび、腐食等の有無の点検	1 Y	1 Y		
	④ 排気筒の接続部の穴あき等の有無の点検	1 Y	1 Y		
	⑤ 給気口にフィルターがある場合、目詰ま	1 M	1 Y		
	りの有無の確認				
	⑥ 厨房排気ダクト接続型は、油脂受け皿に	1 Y	1 Y		
	ほこりや油の有無を確認				
0 47.44	① 展示思信开放机器 6 多大何 6 片桥	136	136		
3. 弁又は栓	① ガス漏れ及び水漏れの有無の点検 ② 逆止弁、逃し弁及び減圧弁の作動の良否	1 M 6 M	1 M 6 M		
	の点検	O IVI	O M		
4. 温度調節機能	温度調節機能を操作し、給湯温度が安定状	1 M	1 Y		
	態の良否の点検				
5. バーナー	① バーナーの点火及び消火の良否の点検	1 M	1 Y		
	② 炎の色、長さ、燃焼音等の燃焼状態の良	1 M	1 Y		
	否及びガスの臭いの有無の点検 ③ ノズルの詰まりの有無の点検	1 Y	1 Y		
	④ ガス圧の適否及び排気状態の良否の点検	1 Y	1 Y		
	世 ガヘ圧の適百及の外外へが思めた古の点機	1 1	1 1		
6. 熱交換器	すすの付着の有無の点検	1 M	1 Y		
A \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \					
7. 安全装置	① 安全装置が改造されていないことの確認	1 Y	1 Y		
	②排気ファンが停止した場合に燃焼器への	1 M	1 Y		
	ガスの供給を自動的に遮断する装置を設 けている場合にはその作動の良否の点検				
	リス・3物口にはてが計判が及合が点機				

8. ボールタップ (貯湯式に限る)	<ul><li>① 浸水、変形及び水漏れの有無の点検</li><li>② 作動の良否の点検</li><li>③ 缶内を清掃</li></ul>	1 Y 1 M 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y	
9. 配管接続部	① ガス漏れ及び水漏れの有無の点検 ② 変形、腐食、損傷等の有無の点検	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	

## 4.5.9 電気温水器

- (a)本項は、電気温水器のうち貯湯式電気温水器は貯湯容量 100L 以下の床置形及びヒートポンプ給湯機は貯湯容量 300L 以下の分離型に適用する。
- (b)電気温水器の作業項目及び作業内容は、表 4.5.9 による。
- (c) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表4.5.9 電気温水器

作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 固定部	① 取付けの状況の確認 ② 固定金具及び固定ボルトの緩み、変形、 腐食等の有無の点検	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	[12条点検]
2. 外観の状況	① 外筒の汚れ、詰まり等の有無の点検 ② 腐食、さび等の有無の点検 ③ 内筒の湯垢の付着の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y	
3. 発熱体 (ヒータ ー)	絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	1 Y	・ヒートポンプ 給湯機は適用 しない。
4. 温度調節器	給湯温度が規定の許容範囲以内にあること の確認	1 Y	1 Y	U/4 V '0
5. 過熱防止器	自動的に遮断する装置を設けている場合 は、その作動の良否の確認	1 Y	1 Y	
6. ボールタップ	<ul><li>① 浸水、変形及び水漏れの有無の点検</li><li>② 作動の良否の点検</li><li>③ 缶内を清掃</li></ul>	1 Y 1 M 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y	
7. 配管	① 水漏れの有無の点検 ② 冷媒の漏れの有無の点検	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	・ヒートポンプ 給湯機に限 る。
	③ 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ④ 冷媒回路及び温水回路(ポンプを含む) の変形、腐食、損傷等の有無の確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	・ヒートポンプ 給湯機に限 る。
8. 弁・付属品	① 水道用減圧弁及び逃し弁の作動の良否の 点検	6 M	6 M	0
	② タイマー類の作動の良否の点検	1 M	1 Y	_

## 4.5.10 循環ろ過装置

- (a) 浴槽水の水質は、公衆浴場法及び各地方条例により管理する。
- (b) 本項は、浴槽循環ろ過装置に適用し、作業項目及び作業内容は、表4.5.10による。
- (c) 点検周期は水質検査を除き、循環ろ過装置の利用形態を考慮したものとし、特記による。 表4.5.10 循環ろ過装置

	表4.5.10 循環ろ過装置	
作業項目	作業内容	備考
1. ろ過装置	① 外観及び内部の損傷、腐食等の有無の点検 ② 配管の変形、腐食、損傷等の有無の点検 ③ 弁類の作動の良否の点検 ④ 圧力計の指示値が正常であること及び適正に作動する ことの確認	
	⑤ 逆洗浄によりろ材の洗浄を行い、劣化の有無の点検	
2. 熱交換器	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 入口出口温度が適正であることの確認 ③ 弁類の作動の良否の点検 ④ サーモスタットが設定値で作動することの確認	
3. 除じん器	変形、腐食等の有無の点検	
4. 薬注装置	① 薬液の注入動作が適正であることの確認 ② ノズル等の詰まりの有無の点検 ③ 薬液タンクの劣化の有無の点検	
5. ろ過ポンプ a. 本体	① 腐食、損傷及び漏洩の有無の点検 ② ポンプの吸込圧力及び吐出圧力が許容範囲内にあることの確認	
b. 電動機	<ul><li>① 発熱及び異常音の有無の点検</li><li>② 回転方向が正しいことの確認</li><li>③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認</li><li>④ 運転電流が、定格値以下であることの確認</li></ul>	
6. ヘアーキャッ チャー	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 弁類の作動の良否の点検	
7. 制御盤	① 変形、腐食、損傷等の有無の点検 ② 温度調節器、運転タイマー、安全装置等が設定値で作動することの確認 ③ 漏電遮断器の動作確認の実施	
8. 制御装置	リミットスイッチ、開閉機構等が、規定値で作動することの確認	
9. 配管洗浄	逆洗浄又は洗浄剤による配管及びろ過機本体の洗浄	
10. 水質検査	濁度、過マンガン酸カリウム、大腸菌群及びレジオネラ 属菌の検査	・毎日完全換水 型の場合は1 Yとする。

### 4.5.11 衛生器具

(a) 衛生器具の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づ く厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。

- (b) 衛生器具の作業項目及び作業内容は、表 4.5.11 による。
- (c) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表4.5.11 衛生器具

作業項目     作業内容     周期I     周期II     備考       1. 洗面器・手洗器・掃除流し     ① 取付けの状況の確認     6 M     1 Y     [12条点検]       器・掃除流し     ② 亀裂、破損等の有無の点検     6 M     1 Y     [12条点検]       ③ 器具と排水金具、排水管、トラップ等の接続部の緩み、水漏れ、腐食、損傷等の有無の点検     6 M     1 Y     [12条点検]	
器・掃除流し ② 亀裂、破損等の有無の点検 ③ 器具と排水金具、排水管、トラップ等の接 続部の緩み、水漏れ、腐食、損傷等の有無 の点検 6 M 1 Y [12条点検]	
③ 器具と排水金具、排水管、トラップ等の接       6 M       1 Y       [12条点検]         続部の緩み、水漏れ、腐食、損傷等の有無の点検       の点検	
続部の緩み、水漏れ、腐食、損傷等の有無 の点検	
の点検	
④ 排水の引き具合及び詰まりの有無の点検   6 M   1 Y	
⑤ トラップの封水の良否 6 M 1 Y	
⑥ 水圧及び吐水時間(自閉式水栓)の適否の 6 M 1 Y 点検	
① 自動水栓及び自閉式水栓の作動の良否の 6 M 1 Y 点検	
2. 小便器・大便器 ① 取付けの状態の確認 6 M 1 Y [12条点検]	
② 亀裂、破損等の有無の点検 6 M 1 Y	
③ 便器のフランジ及びボルトの緩み、損傷等 6 M 1 Y	
の有無の点検	
④ 洗浄管及び便器の接続部の水漏れの有無の 6 M 1 Y [12条点検] 点検	
⑤ 排水状況及び詰まりの有無の点検 6 M 1 Y	
⑥ トラップの封水の良否及び詰まりの有無の 6 M 1 Y	
点検	
3. 洗浄用タン ① タンク内の汚れ及びボールタップのピス 6 M 1 Y	
ク・大便器用洗 トン部の詰まりの有無の点検	
浄弁・小便器用 ② ボールタップの作動の良否の点検 6 M 1 Y	
洗浄弁 ③ 洗浄管の詰まりの有無の点検 6 M 1 Y	
(専用洗浄弁を   ④ 弁を操作して排水状態の良否の点検   6M   1Y	
含む) ⑤ 弁を操作してピストン及びハンドルノブ 6 M 1 Y	
の作動の良否の点検	
⑥ 逆流防止器の空気取入口の詰まりの有無の 6 M 1 Y 点検	
⑦ 水圧及び吐水時間の適否の点検 6 M 1 Y	
⑧ 節水装置(自動洗浄)の作動の良否の点検 6 M 1 Y	

# 第6節 ダクト及び配管

## 4.6.1 ダクト

- (a) 本項は、空調用、換気用及び排煙用のダクト類に適用する。
- (b) ダクト類の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) ダクト類の取り外し等を行う場合は、あらかじめ施設管理担当者等にアスベスト含有の 有無を確認する。
- (d) ダクトの作業項目及び作業内容は、表 4.6.1 による。

(e) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表4.6.1 ダクト

	衣4.6.1 ダクト			
作業項目	作業内容	周期 I	周期Ⅱ	備考
1. ダクト・排気筒	① 取付けの状況の確認	6 M	1 Y	[12条点検]
	② 裸ダクトの場合は、塗装の剥離及び鉄板	6 M	1 Y	
	の腐食、損傷等の有無の点検			
	③ 変形の有無の点検	6 M	1 Y	
	④ 保温材の剥離、損傷等の有無の点検	6 M	1 Y	
	⑤ 室の給気口及び換気口の取り付け状況の	6 M	1 Y	[12条点検]
	点検			
	⑥ 風道の取り付け状況の点検	6 M	1 Y	_ ,,
	⑦ 給気機又は排気機の設置の状況の点検	6 M	1 Y	[12条点検]
2. ダンパー	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
(FD及びS	② 損傷、異常音、異常振動等の有無	1 Y	1 Y	
Dを除く。)				
3. 接続部	① 空気漏れの有無の点検	6 M	1 Y	
	② ボルトの緩み、欠落、損傷等の有無及び	6 M	1 Y	
	ガスケットのずれ、損傷等の有無の点検			
4. たわみ継手	固定部の緩みの有無の点検	6 M	1 Y	
		0.34	1 37	
5. 吊り及び支持	① 腐食、変形等の有無の点検	6 M	1 Y	
金物	② 緩みの有無及び取付けの良否の点検	6 M	1 Y	
с пьш — . пъз	の時代の単河の梅辺	G M	1 37	[10久上於]
				[[12宋忠恢]
ロ・カノソ寺				
	登表の利離、腐良、変形等の有無の点機	O IVI	1 1	
7 外気取り入わ	取付けの状況の確認	1 V	1 V	[ [19冬占給]
	9			[14本本本版]
П	-   -   -   -   -   -   -   -   -   -			
8. 調理室等の換	① 排気筒、排気フード及び煙突の取り付け	1 Y	1 Y	「12条点検 <b>〕</b>
				[ = = >   ( / / / / ) / J
	② 排気筒及び煙突の断熱の状況の点検	1 Y	1 Y	[12条点検]
<ul><li>6. 吹出口・吸込口・ガラリ等</li><li>7. 外気取り入れ口</li><li>8. 調理室等の換気</li></ul>	<ol> <li>取付けの状況の確認</li> <li>汚れの有無の点検</li> <li>取付け部の緩みの有無の点検</li> <li>塗装の剥離、腐食、変形等の有無の点検</li> <li>取付けの状況の確認</li> <li>雨水等の防止措置の状況の点検</li> <li>排気筒、排気フード及び煙突の取り付け 状況の確認</li> </ol>	6 M 6 M 6 M 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	[12条点検]

## 4.6.2 配管

- (a) 本項は、空調用及び給排水用の配管類に適用する。
- (b) 配管類の点検・保守は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく 厚生労働省告示等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 排水管の清掃を特記により実施する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する 法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (d) 配管類の取り外し等を行う場合は、あらかじめ施設管理担当者等にアスベスト含有の有無を確認する。
- (e) 配管類の作業項目及び作業内容は、表4.6.2による。

表4.6.2 配管類

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 配管	① 劣化及び損傷の有無の確認	1 Y	[12条点検]
	② 水又は蒸気漏れ及び結露の有無の点検	1 Y	
	③ 裸配管の場合は、塗装の剥離、腐食、損傷等	1 Y	
	の有無の点検 ④ 曲管、接続部及び弁類の前後における異常音 及び異常振動の有無の点検	1 Y	
	⑤ 保温材の剥離、損傷等の有無の点検	1 Y	
2. 伸縮管継手	  ① 作動状態の良否の確認	1 Y	
	② 水又は蒸気漏れ及びき裂、損傷等の有無の点検	1 Y	
	③ 固定部の緩みの有無の点検	1 Y	
3. 蒸気トラップ	① 分解清掃のうえ腐食等の有無の点検	1 Y	
	② 作動の良否の確認	1 Y	
4. 弁類	① 開閉及び作動の良否の確認	1 Y	
	② 水又は蒸気漏れ及び腐食、損傷等の有無の点 検	1 Y	
5. 減圧弁	  ① 弁前後の圧力計により作動の良否	1 Y	
0. 1901-271	②腐食、損傷等の有無の点検	1 Y	
6. 支持金物	① 緩み及び腐食、損傷、変形等の有無の点検	1 Y	
	② 可動部分を有するものは作動の良否の確認	1 Y	
7. 固定金具	管等の固定金具の緩み、腐食等の有無の点検	1 Y	
8. 防火区画貫通処理部	亀裂、欠落等の有無の点検	1 Y	
9. 間接排水	詰まり、損傷の有無の点検	1 Y	[12条点検]

### 第7節 水質管理

- 4.7.1 空調機器用水の水質管理
  - (a) 本項は、接水部構成材料として銅、青銅、黄銅、鉄及びステンレス鋼を使用している空 調機器の冷却水系、冷水系及び温水系の水質管理に適用する。
  - (b) 空調機器用水は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA-GL-02 (冷凍空調機器用水質ガイドライン) (以下「水質ガイドライン」という。)により管理する。
  - (c) 試料の採取方法はJIS K 0094 (工業用水・工場排水の試料採取方法) により、分析及び 判定方法はJIS K 0101 (工業用水試験方法) による。
  - (d) 空調機器用水の作業項目及び作業内容は、表4.7.1による。
  - (e) 水質の検査又は測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時及び場所、 検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。
  - (f) 飲料水及びボイラー用水を除き、空調機器用水として使用する雑用水の腐食性水質検査 を行う場合に適用する。

(g) 腐食性水質検査は、(一社)日本冷凍空調工業会規格JRA-GL-02 (冷凍空調機用水質ガイ ドライン)の全ての項目について1回測定を行い、安定度指数より腐食傾向の有無を確認 する。

作業項目     作業内容	<del>*</del>
7 777	<b>与</b>
1. 水質管理	
a. シーズンイン ストレーナー、ダートトラップ等の水回路の 1 Y	
作業 水洗いの実施	
b. シーズンオン ① 水質ガイドライン項目のうちpH及び電気伝 1 M	
作業 導率について測定を行い、その値が基準値に	
適合することの確認	
② pH又は電気伝導率の測定が基準値に適合し ・適用は	は特記に
ない場合は水質ガイドラインのすべての項目よる。	
について測定を行い、腐食又はスケール生成	
の傾向の有無の検査	
	特記によ
措置を講じる。	
・冷却水を入れ換え	
・冷却水の水素イオン濃度を指標として濃度	
倍数を3倍以下に保持するようにブロー量	
の調節	
・適正なインヒビターの使用	
	特記によ
か、次の場合には、ブラシ洗浄又は化学洗浄る。	
の実施	
・冷媒の凝縮温度と冷却水出口温度の差が大	
きくなった場合	
・冷媒の圧力上昇又は高圧カットが起こった	
場合	特記によ
場合は④による。	付記によ
物口は使による。	
2. レジオネラ症 冷却塔の冷却水、蓄熱槽及び超音波加湿器の 1 Y ・適用は	特記に
防止作業 貯水部には、次の措置を講じる。 よる。	r.10 ¤□1 <i>c</i>
・「レジオネラ症防止指針(第3版)」 ((財)	
ビル管理教育センター発行)により、レジ	
オネラ症防止の年次計画を作成し、日常及	
び定期の作業の実施	
<ul><li>・レジオネラ属菌の増殖のおそれがある箇所</li></ul>	
より検査の実施	

## 4.7.2 ボイラー用水の水質管理

- (a) 本項は、立形ボイラー、炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー又は貫流ボイラー等の鋼製ボ イラーの用水に適用する。
- (b) 水質基準及び検査方法は、JISB8223(ボイラの給水及びボイラ水の水質)及びJISB8224 (ボイラの給水及びボイラ水の試験方法)による。
- (c) 蒸発量、運転時間その他の運転状況、水質等に応じ、連続的又は間欠的に日々ブローを 行う。

- (d) ボイラー用水の水質検査の作業項目及び作業内容は、表4.7.2による。
- (e) 薬剤投入は、適正な薬剤を用いて水量、水質等に応じ連続的又は間欠的に行う。
- (f) 水質の検査又は測定に関しては、採取の日時及び場所、検査又は測定の日時、検査又は 測定の結果、実施者及び方法等を記録する。

	衣4.1.2 かイノー用小		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 給水	硬度及びpHの測定	1 D	
2. 復水	pHの測定	1 D	
3. ボイラー水	pH、導電率及びりん酸イオンの測定	1 D	
4. 給水及びボイラ	JIS B 8223 (ボイラの給水及びボイラ水の水	IN	・給水条件に変
一水	質) に定める水質項目について測定		更があった場
			合も測定を行
			う。

表4.7.2 ボイラー用水

#### 4.7.3 飲料水の水質管理

- (a) 本項は、水道法第3条第9項に規定する給水装置以外に給水に関する設備を設けて飲料水 を供給する場合に適用する。
- (b) 水質検査は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、水質基準に関する省令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法に基づく厚生労働省告示、各地方条例等の関係法令を遵守し適切に実施する。
- (c) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、 かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。
- (d) 水道水の水質検査は、次による。
  - (1) 水質基準に関する省令に定める表に掲げる事項について、同令別表に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法で同令表に掲げる基準に適合することを確認する。
  - (2) 水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項3号に定めるところにより行う。
- (e) 飲用井戸の水質検査は、次による。

飲料水として井戸水を使用している場合の水質検査は、建築物における衛生的環境の 確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第4条第1項4号に基づき適切に実 施する。

(f) 検査記録は、次による。

水質検査及び残留塩素の測定に関しては、採水の日時及び場所、検査又は測定の日時、 検査又は測定の結果、実施者及び方法等を記録する。

#### 4.7.4 雑用水の水質管理

- (a) 水質検査は、4.7.3 飲料水の水質管理(d)(2)に準じて行う。
- (b) 検査記録は、4.7.3 飲料水の水質管理(f)に準じて行う。

3 M

### 第8節 浄化槽

#### 4.8.1 適用

本節は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に適用し、浄化槽法、浄化槽法施行令(平成13年政令第310号)、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適切に実施する。

### 4.8.2 保守点検

- (a) 保守点検は、浄化槽法第8条の規定による。
- (b) 必要に応じ、消毒剤の補給等の措置を講じるものとする。
- (c) 通常の使用状態における保守点検の周期は、表4.8.2による。 ただし、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数とする。
- (d) 保守点検を実施した場合は、法令に定める方法により記録し報告する。

処理方式	浄化槽の種類	点検周期
分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触	1. 処理対象人員が20人以下の浄化槽	4 M
ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ	2. 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化	3 M
気方式	槽	
活性汚泥方式		1 W
回転板接触方式、接触ばっ気方式又	1. 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽	1 W
は散水ろ床方式	を有する浄化槽	
	2. スクリーン及び流量調整槽タンク又は流	$2\mathrm{W}$
	量調整槽を有する浄化槽(1に掲げるもの	
	を除く。)	

表 4.8.2 浄化槽(みなし浄化槽を除く)の保守点検周期

注) 処理対象人員は、JIS A 3302 (建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準) に定めるところによる。ただし、1 未満の端数は、切り上げるものとする。

3.1及び2に掲げる浄化槽以外の浄化槽

#### 4.8.3 清掃

- (a) 清掃は、浄化槽法第9条の規定による。
- (b) 表4.8.2の処理方式に示す浄化槽にあっては年1回以上清掃を行う。 ただし、環境大臣が定める浄化槽については、環境大臣が定める回数とする。
- (c) 清掃によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 下水道法等の関係法令を遵守し適切に処理する。
- (d) 清掃を実施した場合は、法令に定める方法により記録し報告する。

### 4.8.4 定期検査

- (a) 定期検査は、浄化槽法第11条の規定による。
- (b) 指定検査機関により、年1回水質に関する検査を行う。
- (c) 定期検査で水質に関する検査を実施した場合は、法令に定める方法により記録し報告す

る。

## 第9節 井戸

## 4.9.1 井戸

井戸の作業項目及び作業内容は、表 4.9.1 による。

作業に先立ち以下のことを行う。

- (1) 井戸内の残留物質を確実に井戸外に排除する。
- (2) 配管に付着した物質並びに配管の内部の異物を除去する。

表4.9.1 井戸

(X4.9.1 元)				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 水位	① 静水位及び動水位を測定し、異常の有無の点 検	1 M		
	② ポンプが停止したときから、当該起動前の水 位に回復するまでの時間の測定、その良否の 点検	1 Y		
2. 急速濾過装置	作動の良否の点検	1 Y		
3. 沈砂槽	沈砂量を点検し、規定の許容範囲内にあるこ との確認	1 M		
4. 水質検査	第7節「水質管理」の当該事項による。			

## 第10節 雨水利用設備

### 4.10.1 雨水利用設備

- (a) 雨水の利用の推進に関する法律(平成26年法律第17号)に基づき、運転・保守管理・ 清掃を適切に行うことにより機能維持に努め、水質を保持するものとする。ただし、水槽 などの清掃(年1回程度)は、特記による。
- (b) 雨水利用設備の作業項目及び作業内容は、表 4.10.1 による。

表4.10.1 雨水利用設備

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 降雨集水装置	① 屋根面、ルーフドレンの汚れ、詰まり等の状況の点検 ② 沈砂槽等への送水管内の詰まり、水漏れ、変	6 M	
	形、腐食、損傷等の有無の点検	O IVI	
2. スクリーン (網かご)	① 落ち葉、ゴミ等の汚れ及び詰まりの状況の点検	6 M	
	② スクリーンの変形、腐食、損傷等の有無の点検	6 M	
	③ かき上げ装置がある場合は、動作の良否の点検	6 M	
3. 沈砂槽	① 内部の汚れ、沈殿物及び浮遊物の状況の点検② 蚊等の発生状況の確認	1 M 1 M	
	③ 表4.5.5「汚水槽・雑排水槽」1.本体の当該 事項による。	6 M	

			ī
4. 沈殿槽	① 内部の汚れ、沈殿物及び浮遊物の状況の点検② 蚊等の発生状況の確認 ③ 表4.5.5「汚水槽・雑排水槽」1.本体の当該事項による。	1 M 1 M 6 M	
5. 雨水貯留槽	① 内部の汚れ、沈殿物及び浮遊物の状況の点検 ② 4.5.5「汚水槽・雑排水槽」1. 本体、2. 水面制御及び警報装置及び3. 配管の当該事 項による。	1 M	
6. ストレーナー	① スクリーンの変形、腐食、損傷等の有無の点	1 M	
	検 ② 網及びろ布の詰まりの状況の点検	6 M	
7. ろ過装置	<ul><li>① ろ材の閉塞状況の点検</li><li>② 逆洗浄装置の作動の良否の点検</li><li>③ 水漏れ及び変形、腐食、損傷等の有無の点検</li><li>④ 締付けボルトの緩み及び腐食、曲がり等の有無の点検</li><li>⑤ ろ材の点検</li></ul>	1 M 1 M 6 M 6 M	<ul><li>ろ材の点検は 特記による</li></ul>
8. ポンプ装置	4.5.7「ポンプ」の当該事項による。		10 HT (C & 2)
9. 付属装置 a. 消毒装置 b. 水位計・自動 弁・オーバー フロー管	消毒剤の添加量及び補充の有無の点検 ① 損傷及び腐食の有無の点検 ② 作動の良否の点検	1 M 6 M 6 M	
c. 制御盤	① 電磁開閉器の接点の劣化の有無の点検 ② 表示ランプの点灯の良否の点検	6 M 6 M	・制御盤の点検は特記によ
10. 付属配管	4.5.1「受水タンク・高置タンク」及び4.6.2 「配管」の当該事項による。		る。
11. 水質検査	第7節「水質管理」4.7.4の当該事項による。		

# 第5章 監視制御設備

# 第1節 一般事項

# 5.1.1 適用

本章は、建築物等の監視制御設備の点検・保守に関する業務に適用する。

# 第2節 中央監視制御装置

# 5.2.1 中央監視制御装置

中央監視制御装置の作業項目及び作業内容は、表 5.2.1 による。

表5.2.1 中央監視制御装置				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 外観	① 据付けボルトの緩みの有無の点検	1 Y		
	② 換気ファンの動作確認を行い、異常音等の有無の点検	6 M		
	③ 操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能の 確認	6 M		
	④ エアフィルターの状態の確認	6 M		
	⑤ 汚れ、損傷及びさびの有無の点検	1 Y		
	⑥ 卓上機器の置台は固定金具の状態の確認	1 Y		
2. 中央処理装置	① 外部記憶装置等の動作確認、空き容量の確認	1 Y		
類	② 以下の項目の動作を機能点検又はテストプロ	6 M		
	グラムにより確認 ・CPU機能、メモリー			
	・ハードディスク等			
	<ul><li>・入出力制御、回線制御アダプタ</li></ul>			
	・インターフェース装置			
	③ 故障表示 (LED等) 及びブザー鳴動の動作の確	6 M		
		0.3.5		
	④ システムの構成情報や設定情報の保存	6 M		
	⑤ 記憶装置等の異常音及び異常振動の有無の点 検	6 M		
	⑥ コネクタ類の差し込み部を確認。また、プリン	1 Y		
	ト板等の表面の清掃	CM		
3. 監視操作装置	⑦ 蓄積された履歴情報の保存	6 M		
3. 監稅採作表直 等				
a. 表示装置	① 各部清掃及び画面表示性能の確認、キーボード (ライトペン、マウス、タッチパネル等)の機	1 Y		
	能点検又はテストプログラムによる動作の確認			
	②表示装置が取付け器具にて固定されているこ	1 Y		
	との確認			
b. 表示操作パネ	グラフィックパネル等の清掃、表示灯及び操作ス	6 M		
ル	イッチ類の機能の確認			
4. 伝送装置	① 入出力動作の確認	1 Y		
	② 入出力端子のケーブル等の締付け状態及び電	1 Y		
	源電圧の確認			
	③ 入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び 調整	1 Y		

	④ 垂直自立型の伝送装置の固定ボルトの状態の 確認	1 Y	
	⑤ システムの構成情報や設定情報の保存	6 M	
5. 記録装置			
a. ラインプリン	① 各部清掃、注油、紙送り機構及び印刷機構の点	1 Y	
タ・ロギング プリンタ等	検調整並びにテストプログラムによる動作確認 ② 監視状態での印字位置、ミシン目スキップ及び	6 M	
ノリング寺	色切換え等の確認	O IVI	
	③ 固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止	1 Y	
	処置がされていることの確認		
b. ハードコピー	① 各機構部の清掃、注油、制御回路、オフライン	1 Y	
装置	テスト、オンラインテスト及び機構部の点検調		
	整		
	② 監視状態での印画位置、色あい等の確認	6 M	
	③ 固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止	1 Y	
	処置がされていることの確認		
6. 電 源			
a. 各装置の電源	① 電源電圧(入力電圧、出力電圧)の確認	1 Y	
	② 蓄電池の充電状態をテスタ等により確認	6 M	
	③ メモリー用バックアップ電池の寿命の確認	6 M	
b. 無停電電源設	3.6.3「交流無停電電源装置(UPS)(簡易型)」		
	による。		

# 第3節 自動制御装置

## 5.3.1 自動制御装置

- (a) 自動制御装置(電気式又は電子式)の作業項目及び作業内容は、表5.3.1(A)による。
- (b) 自動制御装置 (デジタル式) の作業項目及び作業内容は、表5.3.1(B)による。

表5.3.1(A) 自動制御装置(電気式又は電子式)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 温湿度調節器			
(電気式に限る)			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. ポテンショメ	断線及び損傷の有無の点検	1 Y	
ータ			
c. 温湿度	設定値の許容範囲内にあることの確認	1 Y	
2. 変換器			
(電子式に限る)			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度	1 Y	
	内にあることの確認		
d. 供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確	1 Y	
	認		
3. 発信器			
(電子式に限る)			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. ゼロスパン	模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度	1 Y	
	内にあることの確認		
d. ゼロ点	実測によりゼロ点調整	1 Y	
e. 供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確	1 Y	

	認	
4. 演算器 (電子式に限る) a. 清掃 b. 端子 c. ゼロスパン	外部及び内部の清掃 配線接続部の緩みの有無の点検 模擬入力により出力のゼロスパンが規定の精度 内にあることの確認	1 Y 1 Y 1 Y
d. 供給電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確認	1 Y
5. 検出器 (電子式に限る) a. 清掃 b. 端子 c. 出力値又は指 示値 6. 操作器	外部及び内部の清掃 配線接続部の緩みの有無の点検 実測により出力又は指示値が規定の精度内にあ ることの確認	1 Y 1 Y 1 Y
a. 清掃 b. 音	外部及び内部の清掃 運転時に全ストロークにわたって異常音のない ことの確認	1 Y 1 Y
c. ポテンショメ ータ	接触面が滑らかであることの確認	1 Y
d. フルストロー ク	入力信号に比例して作動することの確認	1 Y
e. リミットスイ ッチ	作動の良否の点検	1 Y
f. 電流ブリッジ リレー	電気式の場合は、接点の接触の良否の点検	1 Y
g. 接続リンク機 構	組付け状態の良否及び破損の有無の点検	1 Y
7. 制御弁	① グランドパッキン部からの漏れの有無の点検 ② 弁を閉じた場合の漏れ量が規定の範囲内にあ ること又は全閉時の締切り状態の確認	1 Y 1 Y
o 147 → 14% 14#	③ 操作器との接合部に緩み等のないことの確認 ④通電状態にて模擬出力により開閉状態の確認	1 Y 1 Y
8. 指示機構 a. 清掃 b. 端子 c. ゼロスパン	外部の清掃 配線接続部の緩みの有無の点検 模擬入力により指示のゼロスパンが規定の精度 内にあることの確認	1 Y 1 Y 1 Y
d. 指示計 e. 打点機構	感度の良否の点検 打点間隔及び平衡時間が規定値を超える場合の 調整	1 Y 1 Y
f. アンプカード 電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確 認	1 Y
g. セレクタース イッチ	コンタクターの接触位置が規定の位置であること及び接触、緩みの有無の確認	1 Y
9. 各制御ループ毎の動作確認	① 検出器~(変換器)~調節器~(変換器)~操作器における一連の動作の確認	1 Y
22011 (1999)	② 夏冬に適合した動作であることの確認 ③ 対象となる設備機器の起動時・停止時の連動動作の確認。また、停止時には制御弁等のインターロック動作確認	1 Y 1 Y

表5.3.1(B) 自動制御設備 (デジタル式)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 調節器	11 / 71	7-1791	MII 2
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. 供給電源電	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確	1 Y	
圧・制御用電源			
電圧	Ha.		
d. 基本機能	比例帯、積分及び微分時間並びに各設定値が最	1 Y	
	適値に収まっており、かつ安定していることの確		
	認		
e. 付加機能	① イベント及びアラーム出力の作動並びに表示	1 Y	
1 7	ランプの点灯の良否の点検		
	② 補助出力の作動の良否の点検	1 Y	
f. メモリー保護	バックアップバッテリーの確認及び異常の有無	1 Y	
装置	の点検		
g. 通信機能	中央監視制御装置と接続されている場合は、正	1 Y	
<u> </u>	しく通信されていることの確認		
2. 変換器			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. 伝送電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確	1 Y	
	認		
d. 指示値又は実	① 模擬の入力により指示値が規定の精度内にあ	1 Y	<ul><li>入力用のもの</li></ul>
出力値	ることの確認		に限る。
	② データ設定器より出力を変化させた場合の実	1 Y	<ul><li>出力用のもの</li></ul>
	出力値が規定の精度内にあることの確認		に限る。
3. 検出器			
a. 清掃	外部及び内部の清掃	1 Y	
b. 端子	配線接続部の緩みの有無の点検	1 Y	
c. 伝送電源電圧	電圧の変動が規定の許容範囲内にあることの確	1 Y	
	認		
d. 出力値又は指	出力値又は指示値が規定の精度内にあることの	1 Y	
示値	確認		
4. 各制御ループ	① 検出器~変換器~調節器~変換器~操作器に	1 Y	
の動作確認	おける一連の動作の確認		
	② 制御設定値が制御動作に適合していることの	1 Y	
	確認		
	③ 対象となる設備機器の起動時・停止時の連動動	1 Y	
	作の確認。また、停止時には制御弁等のインタ		
	ーロック動作確認		

### 第6章 防災設備

## 第1節 一般事項

### 6.1.1 適用

本章は、建築物等の防災設備の点検・保守に関する業務に適用する。

#### 6.1.2 消防法の点検と建築基準法の点検等

- (a) 排煙設備において、特記がある場合は、消防法の点検と建築基準法の点検を併せて実施 する。
- (b) 自動火災報知設備の点検にあたり、防火戸、防火シャッター、煙感知器連動型防火ダンパー等の点検範囲と重複する場合は、当該設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
- (c) 配線(消防法に該当するものに限る。)及び誘導灯、非常用の照明装置の点検にあたり、 当該配線等が電気事業法の事業用電気工作物に該当する場合、電気主任技術者と調整の上、 実施すること。

#### 第2節 消防用設備等

### 6.2.1 適用

本節は、消防法、消防法施行令(昭和36年政令第37号)、消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果 に応じ実施する保守に適用する。

# 6.2.2 点検·保守

- (a) 点検の基準、期間及び結果報告書の作成は、表6.2.2によるほか、消防用設備等の点検 の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施する。
- (b) 点検は、表6.2.2に定める資格を有する者が行うものとする。
- (c) 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
- (d) 点検の実施にあたっては、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止 を図るものとする。

2 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
			点検資格	点検資格		周期
		消防用設備等の種類	消防設備士	消防設備	機器	総合
			(甲種・乙種)	点検資格者	点検	点検
消防		消火器具	第6類			
るの	消火設	屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリン クラー設備、水噴霧消火設備	第1類	第1種	6 M	1 37
備に供	備	泡消火設備	第2類			1 Y
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、	第3類			

表6.2.2 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

		粉末消火設備				
		動力消防ポンプ設備	第1類、第2類			
	卷文	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第4類			1 37
	警 報 設	漏電火災警報器	第7類	<b>数0</b> 種	CM	1 Y
	設備	消防機関へ通報する火災報知設備	第4類	第2種	6 M	
	νm	非常警報設備	第4類、第7類			1 Y
	避	避難器具(すべり台、避難はしご、救助袋、	//c = 445			1 37
	避難設備	緩降機、避難橋その他)	第5類	第2種	6 M	1 Y
	備	誘導灯及び誘導標識	第4類、第7類(注)			
消防用	水		第1類、第2類	第1種	6 M	
	消	排煙設備	第4類、第7類	第2種		1 Y
な	火 活	連結送水管	第1類、第2類	第1種		1 Y
な施設	動上	連結散水設備	第1類、第2類	第1種	6 M	
	必 要	非常コンセント設備、無線通信補助設備	第4類、第7類	第2種		
	•	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発	北岸最近 副領力 社会	人 +見 /← 向几 よ > p/ L	6 M	
非常電源		電設備、燃料電池設備	非常電源、配線又は総ク		6 M	1 Y
• 酉c	線等	配線	置される各消防用設備	用寺の点便賞		
		総合操作盤	格を有する者		6 M	

注) 第4類(甲種・乙種) 又は第7類(乙種) のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の 交付を受けている者

※ 本表に記載のない特殊消防用設備等についての点検資格及び点検周期は特記による。

## 第3節 建築基準法関係防災設備

## 6.3.1 点検·保守

本項は、建築基準法関係防災設備の点検及び保守に適用する。

なお、非常用エレベーターは、第7章第2節「エレベーター」の当該事項による。

### 6.3.2 非常用照明装置

非常用照明装置の作業項目及び作業内容は、表 6.3.2 による。

表6.3.2 非常用照明装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検	① 照明器具の破損、変形及び腐食の有無の点検	6 M	
	② 照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否 の確認	6 M	[12条点検]
	③ 充電表示灯(充電モニタ)が点灯(緑色)していることの確認	6 M	[12条点検]
	④ 自主評定マーク(JIL適合マーク)又は防災性 能評定マーク(BCJマーク)の有無の点検	6 M	
	⑤ 配管、配線等の防火区画の貫通措置の状況の確認(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	6 M	[12条点検]
	⑥ 非常照明の照明の妨げとなる物品等の放置が ないことの確認	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	① ランプの汚れ、劣化等の有無の点検 ② 点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から予備電源に切替えた場合、ランプが正常に点灯することの確認	6 M 6 M	[12条点検]

	③ 蓄電池設備と自家発電設備併用の場合、切替え 時間が適切であるか確認する。	6 M	[12条点検]
	④ 電池内蔵形照明器具は定格時間以上(30分又は60分)継続して有効に点灯することの確認(48時間以上充電後)	6 M	[12条点検]
	⑤ 電源別置形照明器具は、予備電源に切替えて30 分間以上点灯することの確認	6 M	[12条点検]
3. 照度測定	① 避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の 水平床面において低照度測定用照度計により測 定。	1 Y	
	② 測定位置は、避難行動に重要な箇所(例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所、居室の出口に近い場所等)で、人の動線となる箇所	1 Y	・測定箇所数は特記による。
4. 予備電源 (内蔵型を除く)	① 蓄電池設備の点検は、第3章第5節「直流電源 設備」の当該事項による。		
(ド)  欧宝で  赤く)	② 自家発電設備の点検は、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項による。		

# 6.3.3 防火設備

- (a) 防火戸・防火シャッターの作業項目及び作業内容は、表 6.3.3(A) による。
- (b) 耐火クロススクリーンの作業項目及び作業内容は、表 6.3.3 (B) による。
- (c) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備の作業項目及び作業内容は、表 6.3.3(C) による。

表6.3.3(A) 防火戸・防火シャッター

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検	11 N21 4 H	, 4//1	VIIA 3
a. 建具			
1. 防火戸	① 防火戸の周囲に閉鎖上又は避難上障害となる	6 M	[12条点検]
	物品等の放置がないことの確認	0.14	[10 & HAN]
	② 防火戸が堅固に取付けられていることの確認		[12条点検]
	③ 建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣	6 M	[12条点検]
	化及び表面処理の劣化の有無の確認		
	④ 順位調整器等の金物類の変形、さび、腐食の有	6 M	[12条点検]
	無及び取り付け状態の良否の確認		
	⑤ 常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されてい	6 M	[12条点検]
	ないことをの確認		
ロ. 防火シャッタ	① 防火シャッターの周囲に閉鎖上又は避難上障	6 M	[12条点検]
<u></u>	害となる物品等の放置がないことの確認		
	② 閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された	6 M	
	表示、方向指示等がはっきり分かることの確認		
	③ 開閉機構部の油漏れ及びモーターの過熱及び	6 M	
	異常音の有無の点検		
	④ ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状	6 M	
	態の良否の確認		
	⑤ 軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉	6 M	[12条点検]
	器の取付け状況の確認(常時閉鎖式に限る。)		
	⑥ スプロケットの設置の状況の確認 (常時閉鎖式	6 M	[12条点検]

	に限る。) ⑦ 軸受部のブラケット、ベアリング及びスプロッケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況の点検(常時閉鎖式に限る。)	6 M	[12条点検]
	⑧ ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び 損傷の状況の点検(常時閉鎖式に限る。)	6 M	[12条点検]
	<ul><li>⑨ カーテン部のスラット及び座板の劣化の状況の確認</li></ul>	6 M	[12条点検]
	⑩ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固 定の状況の点検	6 M	[12条点検]
	① ケースの劣化及び損傷の状況の点検 ② まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状 況の点検	6 M 6 M	[12条点検] [12条点検]
b. 自動閉鎖装置 (手動閉鎖装置 を含む)	DE SAMO		
1. 防火戸	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検。	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の 温度ヒューズ (72℃) であること並びにヒュー ズ本体及び取付け部の状態が正常であることの 確認	6 M	[12条点検]
r. 防火シャッタ ー	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検。	6 M	[12条点検]
	② 温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズ(一般換気系は72℃、厨房排気系は120℃、排煙ダクト系は280℃)であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
	③ 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置 がないこと及び著しい変形、損傷、腐食が等の 有無の点検。	6 M	[12条点検]
n. 防火シャッタ ーの危害防止	① 連動中継器の配線の劣化、損傷、脱落の有無の 点検	6 M	[12条点検]
装置	② 危害防止装置用予備電源の変形、損傷、著しい 腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の 有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 座板感知部の変形、損傷、著しい腐食の有無の 点検	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器			
4. 連動制御器	① 変形、損傷、腐食等の有無の確認 ② 電圧計の指示が適正であること又は電源監視	6 M 6 M	
	用の表示灯が点灯することの確認 ③ 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷	6 M	[12条点検]
	等の有無の確認 ④ 接地線が接地端子に接続されていることの確	6 M	[12条点検]
r. ランプ・スイ ッチ・ヒュー	<ul><li>認</li><li>① 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無の確認</li></ul>	6 M	[12条点検]
ズ類	② スイッチ類の開閉機能及び開閉位置が正常で あること及び破損の有無の点検	6 M	[12条点検]
	のること及び破損の有無の点検 ③ ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることの確認	6 M	

ハ. 連動機構用予 備電源	変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異 臭及び異常な発熱の有無の点検	6 M	[12条点検]
	① 変形、損傷、脱落、腐食等の有無の確認 ② 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設 けられていることの確認	6 M 6 M	
感知器)	③ 熱感知器の感知部に機能障害となる塗装等が なされていないことの確認	6 M	
0 1/1/ Ale ha I.A	④ 煙感知器にあっては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無の確認	6 M	
2. 機能点検 a. 常時閉鎖の防	各階の主要な常時閉鎖の防火戸等の閉鎖状態の	6 M	[12条点検]
火戸等 b. 自動閉鎖装置	確認		
1. 防火戸	① 温度ヒューズの取り外し又は連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することの確認。なお、順送り方式のものにあっては、順送り作動が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器に作動表示がされることの確認 ③ 連動操作器による復旧操作をしない状態で防 火戸を閉鎖前の状態にしたとき、自動的に再閉 鎖することの確認	6 M 6 M	[12条点検]
	④ 防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の 異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻 ることの確認	6 M	
r. 防火シャッタ ー	① シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボ タンによりシャッターの閉鎖及び正常作動の確 認	6 M	
	② 連動制御器の起動信号により、シャッターの正常作動の確認	6 M	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が 容易であること及び巻き上げ操作中に中間で停 止できることの確認	6 M	
	④ 連動制御器に作動表示がされることの確認 ⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することの確認	6 M 6 M	
ハ. 危害防止装置	① 防火戸の閉鎖時間と防火戸の質量により算出した運動エネルギーが10ジュール以下であるこ	1 Y	[12条点検]
	と及びプッシュプルゲージ等により測定した閉鎖力が150ニュートン以下であることの確認②防火シャッターにあっては、次の状態を確認し		
	その良否の点検 ・試験スイッチ操作等による危害防止装置用予	6 M	[12条点検]
	備電源の容量の確認 ・座板感知部の作動による防火シャッターの停	6 M	[12条点検]
	止の確認 ・防火シャッターの閉鎖時間の測定と防火シャッターの質量により算出した運動エネルギー	1 Y	[12条点検]
	が10ジュール以下であること ・座板感知部の作動により防火シャッターを降	1 Y	[12条点検]
	下停止させ、座板感知部が作動してからの停止距離が5cm以下であること ・座板感知部の作動を解除により、防火シャッ	6 M	[12条点検]
	ターが再降下すること		

	・注意喚起装置(標識、音響装置、音声発生装 置、注意灯等)が正常であること	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器 化. 連動制御器	① 連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験に おいて当該回線の端末機器を作動させ、作動表	6 M	[12条点検]
	示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認 ② 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時に おいて、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作 し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯	6 M	
	の点灯及び音響装置が鳴動することの確認 ③ 付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の 作動により他の付属装置等に移報するものは、 移報信号がでることの確認	6 M	
p. 連動機構用予	① 試験スイッチ等の操作による予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
備電源	② 常用電源から予備電源への切替えが自動的に 行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適 正であることの確認	6 M	[12条点検]
d. 感知器	① 補償式又は定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が確実であることの確認(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く)	6 M	[12条点検]
	② イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を 行い、作動が確実であることの確認(自動試験 機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く)	6 M	[12条点検]
3. 総合点検	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認(自動試験機能を有する場合を除く)	1 Y	
	② 連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上 の防火戸又は防火シャッターについて、予備電 源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ 火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及 び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作	1 Y	[12条点検]
	動することの確認 ③ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間(1回線当り) ・感知器回路と大地間(1回線当り)	1 Y	・回路電圧に適 合した絶縁抵 抗計を使用す ること

表6.3.3 (B) 耐火クロススクリーン

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 耐火クロスス	① 耐火クロススクリーンの周囲に閉鎖上又は避	6 M	[12条点検]
クリーン	難上障害となる物品等の放置がないことの点検		
	② ローラチェーンの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	③ カーテン部の耐火クロス及び座板の劣化及び	6 M	[12条点検]
	損傷の状況の点検		
	④ カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固	6 M	[12条点検]
	定の状況の点検		
	⑤ ケースの劣化及び損傷の状況の点検	6 M	[12条点検]
	⑥ まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状	6 M	[12条点検]
	況の点検		

b. 自動閉鎖装置 (手動閉鎖装 置を含む)			
1. 耐火クロス スクリーン	① 自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著し い変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置 がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有 無の点検	6 M	[12条点検]
r. 危害防止装置	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
c. 連動制御器	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
d. 感知器 (煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱 感知器) 2. 機能点検.			
a. 自動閉鎖装置		0.14	
4. 耐火クロス スクリーン	① 耐火クロススクリーン閉鎖用の手動閉鎖装置 又は押しボタンによりスクリーンの閉鎖、正常 作動の確認	6 M	
	② 連動制御器の起動信号により、スクリーンの正常作動の確認	6 M	[12条点検]
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が 容易であること及び巻き上げ操作中に中間で停 止できることの確認	6 M	
	④ 連動制御器に作動表示がされることの確認 ⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することの確認	6 M 6 M	
r. 危害防止装置	① 試験スイッチ操作等による危害防止装置用予 備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	② 座板感知部の作動による耐火クロススクリーンの停止の確認	6 M	[12条点検]
	③ 動作方式に応じて、運動エネルギー、停止距離、 閉鎖力等が規定値以下であることの確認	1 Y	[12条点検]
	④ 注意喚起装置 (標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等) が設けられている場合、装置が正常であることの確認	6 M	[12条点検]
b. 連動制御器	6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター」の当該事		
c. 感知器	項による。 6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター」の当該事 項による。		
3. 総合点検	6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。ただし、「防火戸又は防火シャッター」を「耐火クロススクリーン」に読み替える。		

表6.3.3(C)ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備

		/ 15 10114	
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. ドレンチャー	① 設置場所の周囲の作動の障害となる物品等の	6 M	[12条点検]
等	放置がないことの確認		
	② 散水ヘッドの塗装、異物の付着等の有無の点検	6 M	[12条点検]

	③ 開閉弁の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点	6 M	[12条点検]
	検 ④ 排水設備の排水が正常に行われることの確認 ⑤ 水源の貯水槽の劣化及び損傷、水質、浮遊物、 沈殿物の有無並びに規定の水量があることの確認 認	6 M 6 M	[12条点検] [12条点検]
	<ul><li>⑥ 給水装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の 点検</li></ul>	6 M	[12条点検]
b. 加圧送水装置	① ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況 の点検	6 M	[12条点検]
	② 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	③ 接地線が接地端子に接続されていることの確認	6 M	[12条点検]
	④ ポンプ及び電動機の回転における潤滑油、装置・配管の接続部及び基礎との取り付け部に異常がないかの確認	6 M	[12条点検]
	⑤ 加圧送水装置用予備電源の変形、損傷、著しい 腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	⑥ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属 装置の変形、損傷、著しい腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
c. 作動装置	① 自動作動装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 手動作動装置の操作の障害となる物品の放置 がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有 無の点検	6 M	[12条点検]
d. 制御器	6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター 1. c.連動 制御器」による。		
e. 感知器	同呼命] による。   6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
2. 機能点検			
a. ドレンチャー	制御器の起動信号により、ドレンチャー等の正常作動の確認	6 M	[12条点検]
b. 加圧送水装置	① 常用電源の遮断により、加圧送水装置用予備電源に切り替わることの確認	6 M	[12条点検]
	② 試験スイッチ等の操作により、加圧送水装置用 予備電源の容量の確認	6 M	[12条点検]
	③ 圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属 装置の作動の状況の確認	6 M	[12条点検]
c. 制御器	6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター 2. c. 連動制御器」による。		
d. 感知器	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
3. 総合点検	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認(自動試験	1 Y	
	機能を有する場合を除く) ② 連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上のドレンチャー等について、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することの確認	1 Y	[12条点検]
	③ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	•回路電圧に適合

・電源回路と大地間	した絶縁抵抗
・端末器回路と大地間(1回線当り)	計を使用する
・感知器回路と大地間(1回線当り)	こと

# 6.3.4 防火ダンパー

- (a) 本項は、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー (FD) 及び煙 感知器連動型防火ダンパー (SD) 等に適用する。
- (b) 防火ダンパーの作業項目及び作業内容は、表 6.3.4 による。

表6.3.4 防火ダンパー (FD, SD)			
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検 a. ダンパー本 体	① 変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無の確認	6 M	[12条点検]
r <del></del>	② 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無の確認	6 M	[12条点検]
	③ ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト 接続部のすきま等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	④ 吊金具等による躯体との固定に緩み等のないこと の確認	6 M	[12条点検]
b. 自動閉鎖装 置	⑤ 検査口から羽根が確実に閉鎖することの確認 ① 自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無の点検	6 M 6 M	[12条点検]
c. 連動制御器 (FDを除く) d. 感知器 (FDを除く) 2. 機能点検	② 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認 6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。 6.3.3 (A)「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	6 M	[12条点検]
a. 自動閉鎖装 置	① FDは、次による。 ・手動によりダンパーが円滑に作動することの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の 異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻る ことの確認	6 M	[12条点検]
	② FDを除くダンパーは、次による。 ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動することの確認 ・順送り方式のものは、順送り作動が正常であることの確認 ・連動制御器に作動表示がされることの確認 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無の点検、関係部位が元の状態に戻ることの確認	6 M	[12条点検]
b. 連動制御器 (F Dを除く) c. 感知器 (F Dを除く)	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。 6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
3. 総合点検 (F Dを除く)	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度 が所定の範囲内にあることの確認(自動試験機能を 有する場合を除く)	1 Y	

② ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停	1 Y	
止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切 に行われることの確認		
	1 Y	
・電源回路と大地間 (1 同館火 / )		た絶縁抵抗計を
・端末器回路と大地間(1回線当り) ・感知器回路と大地間(1回線当り)		使用すること。

# 6.3.5 排煙設備

- (a) 排煙設備【自然排煙口(排煙窓)】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(A)による。
- (b) 排煙設備【機械排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(B)による。
- (c) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(C)による。
- (d) 排煙設備【加圧防排煙設備】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(D)による。
- (e) 予備電源【自家発電装置】の点検は、第3章第4節「自家発電設備」の当該事項による。
- (f) 予備電源【直結エンジン】の作業項目及び作業内容は、表 6.3.5(E)による。

表6.3.5(A) 排煙設備【自然排煙口(排煙窓)】

	衣0.3.3(A) 排煙設備【日為排煙日(排煙急)	<u> </u>	
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙窓	① 建具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 召合わせ及び気密性の良否の確認	6 M	
	④ 排煙窓の周囲に作動に支障をきたす障害物が	6 M	
	ないことの確認		
b. 防煙壁	①仕上げ、構造等の劣化、損傷及び変形の有無の	6 M	[12条点検]
	確認		
	②可動式の場合、機構の作動状況の確認	6 M	[12条点検]
c. 手動開閉装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損	6 M	
	等の有無の確認		
	④ 排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝	6 M	
	達部に著しい変形、損傷及び腐食が無いことの		
	確認		
	⑤ 周囲に動作に支障をきたす障害物が無いこと	6 M	
	の確認		
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況	6 M	
	の良否の確認		
		6 M	
		-	
	② 排煙窓を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	

表6.3.5(B) 排煙設備【機械排煙設備】

30.3.3(D) 为产产产 (X )用 【1效7次19产产 (X )用】			
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検			
a. 排煙口・可動	① 器具のがたつき、緩み等の有無による作動性の	6 M	[12条点検]
垂れ壁	点検		
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認	6 M	[12条点検]
	し防火区画の有効性の点検		
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確	6 M	[12条点検]
	認		

1 不利用払出票		0.14	İ
b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検 ② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M 6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損	6 M	
	等の有無の確認		
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝	6 M	
	達部に著しい変形、損傷及び腐食並びに煙感知		
	器による誤作動が無いことの確認	C 1 4	
	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯していることの確認	6 M	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確	6 M	[12条点検]
	認		2 1,11111,012
c. 連動制御器	6.3.3(A)「防火戸・防火シャッター」の当該事		
1 5 6 19	項による。		
d. 感知器	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事 項による。		
e. ダクト	① 4.6.1「ダクト」の当該事項による。ただし、		
(排煙風道)	「2. ダンパー」及び「6. 吹出口、吸込口、ガラ		
	リ等」は除く。		
c 叶 l	② ダクトと可燃物、電線等との離隔距離の確認	6 M	[12条点検]
f. 防火ダンパー g. 排煙機	6.3.4「防火ダンパー」の当該事項による。 ① 4.4.8「送風機」の当該事項による。ただし、		
8.17下产17次	「9. 運転調整」は除く。		
	② 排煙風道との接続部の破損及び変形の有無の	6 M	[12条点検]
	点検		
0 +46.44.E.4A	① 工科問用什麼の根据以上又排煙口及以可科系	C 1 4	[10/2 H-14]
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口及び可動垂 れ壁の作動状況の良否の確認	6 M	[12条点検]
	② 連動制御器の作動指令 (煙感知器の作動等) に	6 M	[12条点検]
	より、排煙口及び可動垂れ壁が正常に作動する		
	ことの確認		
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示	6 M	
	窓の表示状況の確認	C $M$	
	④ 排煙口及び可動垂れ壁を作動させた後、復帰が 円滑に行えることの確認	6 M	
	1114 (C11)(C.O.C.C.ABEDD		
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口及	1 Y	[12条点検]
	び可動垂れ壁等の作動、排煙機の連動起動が適		
	切に行われることの確認	1 37	
	② 排煙機を起動させ、次について確認 ・異常音、異常振動の有無	1 Y	
	・電圧、電流値		
	・風量		
	・回転方向		
	・排煙口の開放状況		[12条点検]
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認 ④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停	1 Y 1 Y	[12条点検]
	止制御を行っている場合は、所定の連動動作が	1 1	
	適切に行われることの確認		
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合、正	1 Y	[12条点検]
	常に動作しているか確認	1 37	. 同矽最同 ) * **
	⑥ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電源回路と大地間	1 Y	・回路電圧に適合した絶縁抵
	・端末器回路と大地間(1回線当り)		抗計を使用す
	・感知器回路と大地間(1回線当り)		ること。

表 6.3.5(C) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】

表 6.3.5(C) 排煙設備【特殊な構造の排煙設備】			
作業項目	作業内容	周期	
1. 外観点検			
a. 排煙口 · 給気口	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	[12条点検]
	② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
	③ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
b. 手動開放装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検	6 M	
	② 著しい変形、損傷及び腐食の有無の点検	6 M	
	③ 手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無の確認	6 M	
	④ 排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部 に著しい変形、損傷及び腐食、煙感知器による誤作動 が無いことの確認	6 M	
	⑤ 電気式の場合は、通電表示等が点灯していることの 確認	6 M	
	⑥ 周囲に動作の支障となるものがないことの確認	6 M	[12条点検]
c. 連動制御器	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項に よる。		
d. 感知器	6.3.3 (A) 「防火戸・防火シャッター」の当該事項に よる。		
e. ダクト	① 4.6.1「ダクト」の当該事項による。ただし、「2.		
(給気風道)	ダンパー」及び「6. 吹出口、吸込口、ガラリ等」は除く。		
f. 給気送風機	① 4.4.8「送風機」の当該事項による。ただし、「9. 運転調整」は除く。		
	② 給気風道との接続部の破損、変形の有無の点検	6 M	[12条点検]
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口又は給気口の作動 状況の良否の確認	6 M	
	② 連動制御器 (煙感知器の作動等) の作動指令により、 排煙口が正常に作動することの確認	6 M	[12条点検]
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	6 M	
	④ 排煙口を作動させた後、復帰が円滑に行えることの確認	6 M	
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口又は給気口の作動、給気送風機の連動起動が適切に行われる	1 Y	[12条点検]
	ことの確認 ② 給気送風機を起動させ、次について確認 ・異常音、異常振動の有無	1 Y	[12条点検]
	<ul><li>電圧、電流値(予備電源の場合は予備電源による)</li><li>・風量</li><li>・回転方向</li></ul>		
	③ 予備電源により、正常に運転できることの確認 ④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制 御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行わ	1 Y 1 Y	[12条点検]
	れることの確認		
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合は、正常 に動作しているか確認	1 Y	[12条点検]
	⑥ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ・電源回路と大地間	1 Y	・回路電圧に適 合した絶縁

・端末器回路と大地間	(1回線当り)
・感知器回路と大地間	(1回線当り)

抵抗計を使 用すること。

表 6.3.5(D) 排煙設備【加圧防排煙設備】

TO STOCK OF THE TOTAL POPULATION OF THE TOTAL POPULATI			
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検 a. 機材共通	① 6.3.5 (C)「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」 による。ただし、e. 「ダクト」(給気風道)に、排煙 風道を加える。	6 M	
b. 空気逃し口・ 圧力調整装置	① 器具のがたつき、緩み等の有無の点検 ② 著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認し防 火区画の有効性の点検 ③ 周囲に動作等の支障となるものがないことの確認 ④ 空気逃し口が給気口と連動して正常に作動することの確認 ⑤ 圧力調整装置が扉と連動して正常に作動すること	6 M 6 M 6 M 6 M	[12 条点検] [12 条点検] [12 条点検] [12 条点検] [12 条点検]
2. 機能点検	の確認 6.3.5 (C)「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」に よる。	6 M	
3. 総合点検 	① 6.3.5 (C)「排煙設備【特殊な構造の排煙設備】」 による。 ② 給気送風機稼働時に、給気口の開放状況の確認	1 Y 1 Y	[12 条点検]

# 表 6.3.5(E) 予備電源【直結エンジン】

式 0.0.0(L) 1 帰電が 1 E間 -> > 7			
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 外観点検・機能			
点検			
a. 設置の状況	① 本体の取付状況、基礎ボルトの腐食等の有無の確認	6 M	[12条点検]
	② 適正な換気が行われているかの確認	6 M	[12条点検]
b. 燃料・潤滑	燃料、冷却水及び潤滑油が運転に必要な量だけ確保	6 M	[12条点検]
油・冷却水	されているかの確認		
c. セル始動用蓄	① 蓄電池の電圧及び電解液量(確認できるものに限	6 M	[12条点検]
電池・電気ケ	る)が適正であるかの確認		
ーブル	② 電気ケーブル接続部に緩み、腐食等の有無の点検	6 M	[12条点検]
d. 計器類・ラン	① 計器類の指示値、ランプ類の点灯状態の確認	6 M	[12条点検]
プ類	② 計器類、スイッチ類の損傷の有無の点検	6 M	[12条点検]
e. 吸気部・排気	変形、損傷、き裂等の有無の点検	6 M	[12条点検]
管			
f. Vベルト	損傷、き裂の有無点検及びたわみの状態の確認	6 M	[12条点検]
g. 接地線	接地端子部の緩み、著しい腐食の有無の点検	6 M	[12条点検]
h. 絶縁抵抗	回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y	[12条点検]
			・回路電圧に
			適合した
			絶縁抵抗
			計を使用
			すること
i. エンジンの始	① エンジンが正常に始動、停止することの確認	1 Y	[12条点検]
動・停止			
	② 排煙口と連動して始動することの確認	1 Y	[12条点検]

# ③ 運転中、異常な振動、音の有無の確認

1 Y [12条点検]

# 6.3.6 その他の避難設備等

その他の避難設備等の作業項目及び作業内容は、表 6.3.6 による。

表6.3.6 その他の避難設備等

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 避難施設等 a. バルコニー・ 防護柵等	著しい錆又は腐食の有無の点検	1 Y	[12条点検]
b. 避難器具	操作性の確保について点検	1 Y	[12条点検]
2. 特別避難階段 付室の外気に 向かって開く ことが出来る 窓	① 作動状況の点検 ② 附室の窓が外気に向かって開閉することの点 検	1 Y 1 Y	[12条点検] [12条点検]
3. 階段	<ul><li>① 仕上げ・構造体手すり等の各部の劣化損傷の有無の確認</li><li>② 屋外階段の開放性の確認</li></ul>	1 Y 1 Y	[12条点検] [12条点検]
4. 廊下、出入口、 避難上有効な バルコニー、階 段、特別避難階 段の物品等の 放置等	避難上障害となる廊下、出入口、避難上有効な バルコニー、階段に物品等の放置がないことの確 認	1 Y	[12条点検]
<ol> <li>非常用エレベ ーター乗降ロ ビー</li> </ol>	① 作動状況の点検 ② 乗降ロビーの外気に向かって開くことが出来 る窓の開閉の点検	1 Y 1 Y	[12条点検] [12条点検]
6. 非常用進入口 等	維持保全状況の確認	1 Y	[12条点検]

## 第7章 搬送設備

# 第1節 一般事項

## 7.1.1 適用

本章は、建築物等の搬送設備の点検・保守に関する業務に適用する。

#### 7.1.2 用語の定義

本章において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「POG (Parts・0il・Grease の略)契約」とは、定期的な保守 (機器・装置の清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うこと)及び定期的な点検 (機器・装置の損傷、変形、摩耗、腐食発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと)のみを行い、劣化した部品の取替えや修理等を含まない契約方式をいう。
- (2)「フルメンテナンス契約」とは、POG契約の内容に加え、点検結果に基づく合理的な 判断のもと、劣化した部品の取替えや修理等を含む契約方式をいう。
- (3)「遠隔監視」とは、保守会社の監視センター等が、通信回線等を利用してエレベーター の異常や不具合の有無を常時監視することをいう。また、万一エレベーター内に人が閉じ 込められた場合に、インターホン等により当該監視センターと通話できることも含む。
- (4)「遠隔点検」とは、「遠隔監視」に加え、保守会社の監視センター等が、正常なエレベーター運転のために必要とされる箇所を対象に、通信回線等を利用してエレベーターの運行状態や各機器の動作状況の正常・異常を点検することをいう。
- (5)「マイコン制御」のエレベーターとは、運行制御等にマイクロコンピューターを使用しているものをいう。
- (6)「リレー制御」のエレベーターとは、「マイコン制御」のエレベーター以外のものをい う。
- (7)「高稼働」のエレベーターとは、当該エレベーターの起動回数が 24,000 回/月以上、 又は、走行時間が 100 h/月以上のいずれかの場合をいう。

#### 第2節 エレベーター

## 7.2.1 適用

- (a) 本節の仕様に含まれる業務
  - (1) 労働安全衛生法第 45 条第 1 項に基づく月次の定期自主検査及び人事院規則 10-4 第 32 条第 1 項に基づく定期検査
  - (2) 建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月19日国土交通省公表) に基づく定期的な保守及び点検
- (b) 本節の仕様に含まれない業務

- (1) 労働安全衛生法第 45 条第 1 項に基づく年次の定期自主検査、労働安全衛生法第 41 条第 2 項に基づく性能検査及び人事院規則第 32 条第 1 項に基づく性能検査
- (2) 建築基準法第12条第3項に基づく定期検査及び建築基準法第12条第4項に基づく定期点検
- (c) 本節の仕様に含まれない業務を特記により行う場合、申請料の負担及びテストウェイトの手配は、特記による。また、(b)(1)による登録性能検査機関等の性能検査に、施設管理担当者は立ち会うものとする。
- (d) 本節の仕様に含まれない業務を特記により行う場合の実施時期は、(a)本節の仕様に含まれる業務と同日としても良い。

	所有者の種別と適用法令		積載量が1トン未満の	積載量が1トン以上の
			エレベーター	エレベーター
	国	人事院規則が適用される もの	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検	人事院規則 10-4 第 32 条第 1 項の性能検査 建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検
		上記以外のもの	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検	建築基準法第 12 条第 4 項の定期点検

表 7.2.1 エレベーターの法定検査等一覧

- (e) 本節は、次のエレベーターには適用しない。
  - (1) エレベーターの種類

ベースメントタイプエレベーター、サイドマシンタイプエレベーター、斜行エレベーター、パンタグラフ式エレベーター、ホームエレベーター、段差解消機、いす式階段昇降機

(2) 特殊用途

防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊なエレベーター

(3) 特殊環境

高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置されたエレベーター

## 7.2.2 修理、取替え、交換等

- (a) 修理、取替え、交換等の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 修理、取替え及び交換等の範囲は、エレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。
  - (2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。
  - (3) 表 7.2.5 から表 7.2.8 の備考欄に※印を記した修理等は除く。
- (b) 修理、取替え及び交換等を行う項目は、表 7.2.2 による。ただし、保守契約の種別に

係わらず、次の事項は除く。

- ①表 7.2.2 の項目以外の修理、取替え及び交換等
- ②巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
- ③電動機の一式取替え、フレーム取替え
- ④制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
- ⑤油圧式エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー取替え
- ⑥意匠部品(かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、 敷居、乗場の戸、三方枠)の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え
- ⑦遮煙構造の部材取替え
- (c) (a) 及び(b) の該当項目に係る修理、取替え及び交換等に伴う費用は受注者が負担する。
- (d) 受注者は、エレベーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。
- (e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るもの とし、速やかに搬出する。

区	修理の対象	修理又は取替え項目	エレベーク	ターの仕様	保守契約	的の種別
分	(装置名)		ロープ式	油圧式	フルメンテナン ス契約	POG 契約
	制御盤・受電盤	バッテリー取替え	0	0	0	
		リレー取替え	0	0	0	
		コンデンサー類取替え	0	0	0	
		電磁接触器接点(リード線含む) 取替え	0	0	0	
		ヒューズ交換	0	0	0	0
		半導体、プリント基板取替え	0	0	0	
		インバータ、コンバータ取替え	0	0	0	
		抵抗管取替え	0	0	0	
		整流器取替え	0	0	0	
		変圧器取替え	0	0	0	
		定電圧電源装置取替え	0	0	0	
		NFブレーカ取替え	0	0	0	
	電動機	電動機巻線絶縁処理	0	0	0	
機		各軸受ベアリング取替え	□	0		
燃室		エンコーダ取替え		0		
		回転機カーボンブラシ交換			0	
		軸受グリスアップ	0	0	0	0
	巻上機	ギヤ歯当り調整	0		0	
	機械室	ギヤ取替え	0		0	
		各軸受ベアリング取替え	0		0	
		綱車溝修正及び取替え	0		0	
		ギヤ油取替え	0		0	
		補充用ギヤ油	0		0	0
		オイルシール取替え	0		0	
		軸受グリスアップ	0		0	0
		防振ゴム取替え	0		0	
	階床選択機 (注)	稼動・固定接触子取替え	0		0	
		移動ケーブル取替え	0		0	

表 7.2.2 修理、取替え及び交換等の範囲

		歯車ユニット取替え	0		0	
		圏単ユーツト収替え かご連結スチールテープ (チェーン) 取替え	0		0	
		かこ連結スナールケーノ (ナェーノ) 収替え マグネットコイル取替え	0		0	
		大行モータ取替え 先行モータ取替え	0		0	
	電磁ブレーキ		0		0	
	电(以) レーイ	ブレーキシュー(ライニング)取替え ブレーキ分解手入れ・オーバーホール取替え	0		0	
		マグネットコイル取替え	0		0	
		ブレーキプランジャー・コア・ガイド取替え	0		0	
		軸・軸受取替え ブレーキスイッチ取替え	0		0	
			0		0	
	∃B.7=14%	ブレーキアーム取替え	0			
	調速機	軸受ベアリング取替え	0	0	0	
		軸受グリスアップ	0	0	0	0
		調速機本体取替え	0	0	0	
	A-17-14-10	スイッチ取替え	0	0	0	
	油圧機器	ポンプ修理		0	0	
		バルブ取替え		0	0	
		電磁コイル取替え		0	0	
		ユニットOリング取替え		0	0	
		ストレーナ取替え		0	0	
		パッキン取替え		0	0	
		高圧ゴムホース取替え(注)		0	0	
		作動油取替え		0	0	
		補充用作動油		0	0	0
		作動油冷却装置取替え(注)		0	0	
		配管継ぎ手ラバーリング取替え		0	0	
	All dett. On Net We Net 1000	駆動ベルト取替え		0	0	
	外部への連絡装置	インターホンバッテリー取替え	0	0	0	
	停電灯装置	停電灯バッテリー取替え	0	0	0	
	10 /6- 60.	停電灯ランプ交換	0	0	0	0
	操作盤	操作盤スイッチ類取替え	0	0	0	
	71-b	操作盤ランプ交換	0	0	0	0
	階床表示	階床表示ランプ交換	0	0	0	0
	かご戸	ドアハンガー・ローラ取替え	0	0	0	
		連結ロープ・チェーン取替え	0	0	0	
		ドアレール取替え	0	0	0	
		乗場戸との連結装置取替え	0	0	0	
カュ	<i>\h F</i> ==	ドアシュー取替え	0	0	0	
かご	換気扇	換気ファンの取替え	0	0	0	
	戸閉め安全装置	アーム(レバー)取替え	0	0	0	
	(セーフティシュー)	ケーブル取替え	0	0	0	
		スイッチ取替え	0	0	0	
	A CONTRACTOR ON A	マグネット取替え	0	0	0	
	光電装置(注)	受光部・投光部取替え	0	0	0	
	HTT AID	ユニット取替え	0	0	0	
	照明	イルミネーションランプ取替え	0	0		-
		かご内照明ランプ交換	0	0	0	0
	かご枠	防振ゴム取替え	0	0	0	
	はかり装置	スイッチ取替え	0	0	0	
		はかり装置取替え	0	0	0	
かご	戸の開閉装置	ドアモータ・整流子取替え	0	0	0	
沁出		軸受(ベアリング)取替え	0	0	0	

		エンコーダ取替え				
		駆動ベルト・チェーン取替え	0	0	0	
					_	
		スイッチ取替え	0	0	0	
		歯車ユニット取替え	0	0	0	
		ギヤオイル取替え	0	0	0	
	> ~ 1 PM BB	補充用ギヤ油	0	0	0	0
	かご上機器	ガイドシュー・ローラ取替え	0	0	0	
		位置検出・着床装置取替え	0	0	0	
		かご上照明ランプ交換	0	0	0	0
		給油器取替え	0	0	0	
		給油器補充用油	0	0	0	0
	つり合いおもり	ガイドシュー・ローラ取替え	0		0	
		給油器取替え	0		0	
		給油器補充用油	0		0	0
	乗場の戸	ハンガーローラ取替え	0	0	0	
		ドアレール取替え	0	0	0	
		連結ロープ・チェーン取替え	0	0	0	<u> </u>
==		ドアインターロックスイッチ取替え	0	0	0	
乗場		ドアクローザー取替え	0	0	0	
		かご戸との連結装置取替え	0	0	0	
	乗場ボタン	押ボタンスイッチ取替え	0	0	0	
		押ボタンランプ交換	0	0	0	0
	階床表示	階床表示ランプ交換	0	0	0	0
	かご・おもり吊り車(注)	かご吊り車ベアリング取替え	0	0	0	
		おもり吊り車ベアリング取替え	0		0	
		綱車取替え	0	0	0	
		軸受グリスアップ	0	0	0	0
	主ロープ	主ロープ切り詰め	0	0	0	
		主ロープ取替え	0	0	0	
	調速機ロープ	調速機ロープ切詰め	0	0	0	
		調速機ロープ取替え	0	0	0	
	つり合いロープ・鎖(注)	つり合いロープ(鎖)切詰め	0		0	
		つり合いロープ(鎖)取替え	0		0	
	非常止め装置ロープ (注)	非常止め装置ロープ取替え	0		0	
	移動ケーブル	移動ケーブル取替え	0	0	0	
昇.	昇降路・ピット内機器	エンコーダ取替え	0	0	0	
降		リミットスイッチ取替え	0	0	0	
昇降路・ピ	調速機(注)	軸受べアリング取替え	0	0	0	
ピッ		軸受グリスアップ	0	0	0	0
F		調速機本体取替え	0	0	0	
		スイッチ取替え	0	0	0	
	テンションプーリ	軸受テンションプーリベアリング取替え	0	0	0	
	,	(注)				
		軸受グリスアップ	0	0	0	0
	プランジャー・シリンダー	グランド部ダストシール取替え		0	0	
		グランド部パッキン取替え		0	0	
		プランジャープーリベアリング取替え(注)		0	0	
		軸受グリスアップ(注)		0	0	0
	かご下機器	かご下ガイドシュー・ローラ取替え	0	0	0	
	1. C I DATH	かご下プーリベアリング取替え(注)	0	0	0	
		軸受グリスアップ(注)	0	0	0	0
			( )	( )	( )	

		油入り緩衝器油補充(注)	0		0	
		ピット点検用照明ランプ交換	0	0	0	0
	戸開走行保護装置		Δ	Δ	Δ	$\triangle$
	/ 地震時管制運転装置	感知器取替え	Δ	Δ	Δ	
	p 火災時管制運転装置	リレー取替え	Δ	Δ	$\triangle$	
	ハ 自家発時管制運転装置	リレー取替え	Δ	$\triangle$	$\triangle$	
	二 停電時救出運転装置	リレー取替え	Δ	Δ	$\triangle$	
		バッテリー取替え	Δ	$\triangle$	$\triangle$	
	* オートアナウンス装置	本体取替え	Δ	Δ	Δ	
		バッテリー取替え	Δ	Δ	$\triangle$	
付	^ 監視盤	表示ランプ交換	Δ	Δ	$\triangle$	$\triangle$
加装置	ト 群管理(マイコン制御)	半導体、プリント基板取替え	Δ	Δ	Δ	
置	チ 遠隔監視装置	本体取替え	Δ	Δ	$\triangle$	
注	(故障自動通報システム)	バッテリー取替え	Δ	$\triangle$	$\triangle$	
	リ マルチビームドアセー	本体取替え	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	
	フティー					
	ヌ 超音波ドアセーフティ	本体取替え	$\triangle$	$\triangle$	Δ	
	<u>_</u>					
	ル かご内防犯カメラ	カメラ本体取替え	Δ	Δ		
		録画装置取替え	Δ	Δ		
	ヲ かご内クーラー	フィルター取替え	Δ	Δ		
		冷媒補充、取替え	$\triangle$	Δ		

(注)○は修理、取替え及び交換等を行う項目。△は特記により実施する項目。

## 7.2.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。 受注者は、故障、災害等により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、施 設管理担当者等からの連絡を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、これによる。

### 7.2.4 点検共通事項

(a) エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.4(a)による。

表 7.2.4(a) エレベーターの種類と作業項目及び作業内容

エレベーターの種類	作業項目及び作業内容
ロープ式エレベーター (マイコン制御)	表 7.2.5
機械室なしエレベーター	表 7.2.6
油圧式エレベーター	表 7.2.8

なお、ロープ式エレベーター(リレー制御)の場合は、特記による。

- (b) 建築基準法に規定する非常用エレベーターに該当する場合は、表 7.2.5 又は 7.2.6 に加え、表 7.2.7 を適用する。
- (c) 表 7.2.5 から表 7.2.8 までの点検周期は、現地で直接、専門技術者が点検する場合を示す。

- (d) 付加装置を設ける場合は、特記による。
- (e) 遠隔監視に加え遠隔点検を適用する場合は、特記による。(通信費用も特記による。) なお、遠隔点検を設ける場合の遠隔点検内容は、表 7.2.4(b)による。

表 7.2.4(b) 遠隔点検内容

性能点検	・起動状態
	・加速走行状態
	・定常走行状態
	・減速走行状態
	・着床状態
各機器の点検	・機械室又は制御盤の温度
	・制御機器の状態
	・かご内の行先階ボタンの状態
	・インターホンの状態
	・ドアの開閉状態
	・乗場ボタンの状態
	・ドアスイッチの状態
	・電磁ブレーキの異常の有無
利用状態	・かごの走行距離、走行時間又は起動回数
	・ドアの開閉回数

## 7.2.5 ロープ式エレベーター (マイコン制御)

- (a) ロープ式エレベーター(マイコン制御)の作業項目及び作業内容は、表 7.2.5 による。
- (b) 周期A又は周期Bの適用は、特記による。なお、適用は表単位で同一の周期とする。
  - (1) 周期A: 人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。
  - (2) 周期 B: 遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合
- (c) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の点検周期を示し、適用は特記による。
  - (1) (高稼働):高稼働運転を行うエレベーター
  - (2) (人事院): 人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター ((b)(1)に加えて適用する)

表 7.2.5 ロープ式エレベーター (マイコン制御)

作業項目	作業内容	周期A	周期B	備考
1. 機械室				
a. 機械室への通	① 機械室への通行及び出入りに支障がない	1 M	3 M	
行	ことの確認			
	② 出入口扉の施錠の良否の確認	1 M	3 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は	1 M	3 M	

		i i		I
	保全の実施上支障のないことの確認	4.3.6	0.3.5	
	② 室内又は制御盤内の温度の良否の点検	1 M	3 M	
	③ 手巻きハンドルの設置の有無の点検	1 M	3 M	
	④エレベーターに係る設備以外のものの有	3 M	3 M	
그װװװ 조류	無の確認	4.3.6	0.1.5	
c. 主開閉器•受電	①作動の良否の点検	1 M	3 M	
盤・制御盤・起	②端子の緩み及びヒューズエレメントの異	1 Y	1 Y	
動盤・信号盤	常の有無の点検			
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その	1 Y	1 Y	
	良否の確認			
	・電動機主回路 ・制御回路			
	•信号回路 •照明回路			
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状	6 M	6 M	
	態の異常の有無の点検			
d. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検	1 M	3 M	
	② 歯当りの良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有	1 Y	1 Y	
	無の点検			
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロ	1 Y	1 Y	
	ープスリップの有無の点検			
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
	の実施			
e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検	1 M	3 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャ	6 M	6 M	
	一の作動の良否の点検			
	③ プランジャーストロークを点検し、その	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	良否の確認			
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	摩耗の有無の点検			
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否の点検	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
f. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の	1 Y	1 Y	
	良否の点検			
	② 回転状態の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
	の実施			
g. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	$3\mathrm{M}$	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の	1 M	$3\mathrm{M}$	
	点検			
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレー	1 M	3 M	
	タの作動の良否の点検			
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	$3\mathrm{M}$	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
	の実施			
h. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を	1 Y	1 Y	
	測定し、その値が基準値に適合しているこ			
	との確認			
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
		, '		•

	0.字状	ı		I
i. つり合いおも	の実施 ① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
り側調速機	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 W	1 Y	
ク IX1IVii XE1X	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を	1 Y	1 Y	
	測定し、その値が基準値に適合しているこ			
	との確認			
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	$3\mathrm{M}$	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
· W III o Z ( = 1.1.	の実施			\•/!### <b>~</b> #
j. 機器の耐震対		1 Y	1 Y	※措置不良
策	索外れ防止装置の良否の点検			の場合の 修理
k. 主索の緩み検	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
出装置	T STORE OF THE STO	1 1	1 1	
1. かご速度検出	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
器	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
m.昇降路との貫		1 Y	1 Y	
通部分	部分と接触していないことの確認			
2. かご	hpは、沙なったイングスを中間とロスター	134	0.3.4	
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常 振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、	振動の有無の点候   摩耗、さび、腐食による劣化の有無の点検	1 M	3 M	
天井及び床		1 1/1	3 W	
c. かごの戸及び	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点	3 M	3 M	
敷居				
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の	1 Y	1 Y	
	点検			
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハン	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
ガーローラ	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動	,=	1 Y	1 Y	
ロープ及びチ		1 1	1 1	
ェーン	O MARIO VI TORES VI TORES AND TORES AND THE STATE OF THE			
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
イッチ	②作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装	① 戸の反転動作機能の良否の点検	1 M	3 M	
置	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の 点検	1 Y	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
1. 7 — 17. 11	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
示灯				
k. 外部への連絡		1 M	3 M	
装置	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回		3 M	
1. 照明	線の異常の有無の点検 ① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
T. 12/2.1	② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れ	$\frac{1}{1}$ M	3 M	
	の有無の点検	T 141	O 1V1	
m. 換気扇及びフ	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
アン	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	

n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	I
				※ まこが 済
o. 注意銘板の表	用途、積載質量(又は積載量)及び最大定	1 M	3 M	※表示が適
示	員の表示の適否の点検			用でない
				場合の交
				換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態	1 Y	1 Y	
	のバッテリーであることの確認			
q. 各階強制停止	作動の良否の点検	6 M	6 M	
装置	11 33 12 K 11 12 M 1K	0 1/1	0 1/1	
来回 r. かご床先と昇	出入口の床先とかごの床先との水平距離	1 Y	1 37	
		1 1	1 Y	
降路壁の水平	及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用の			
距離	エレベーターに限る)との水平距離が規定値			
	内にあることの確認			
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	$3 \mathrm{M}$	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤	① 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
(車いす兼用の	②作動の良否の点検	1 M	3 M	
場合に限る)		1 1/1	0 111	
v. 鏡及び手すり	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能
	取りけれ態の良省の点快	1 1/1	3 IVI	
(車いす兼用の				の場合の
場合に限る)				修理
w. 床合せ補正装	着床面を基準として規定値内の位置にお	1 M	3 M	
置	いて補正することができることの確認			
3. かごの周囲・昇				
降路				
a. かごの上部の	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
外観	1340.5 11711.5 11170	1 1/1	0 1/1	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検	6 M	6 M	
0. 乔帝秋山口				
	② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレ	6 M	6 M	
	ベーターが停止することの確認			
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	1 M	3 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び	1 Y	1 Y	
	伸びの異常の有無の点検			
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシ	1 Y	1 Y	
	の荒損及び摩耗の有無の点検	1 1	1 1	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
		1 1	1 1	
	の実施	4 77		
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化	1 Y	1 Y	
	の状態の点検			
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 Y	1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の	6 M	6 M	
	有無の点検			
e. かご上安全ス	作動の良否の点検	6 M	6 M	
イッチ及び運	II MY Y M II Y Z INNIX	O 1V1	0 141	
転装置				
	① 同転味に軸至の用党されが用党指針のナ	1 37	1 37	
f. かごつり車及	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有	1 Y	1 Y	
びおもりのつ	無の点検			
り車	②ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及びき裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	

	の実施			
g. ガイドシュー	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
又はローラー				
ガイド				
h. 主索及び調速機ロープ		1 Y	1 Y	(人事院:1M)
	② 破断の有無の点検 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及	1 Y 1 Y	1 Y	
	□ 取りりが態の長台並びにダブルデット及 □ び割ピンの劣化の有無の点検	1 Y	1 Y	
	<ul><li>④ すべての主索が、ほぼ均等な張力である</li></ul>	6 M	6 M	
	ことの点検	O IVI	O IVI	
i. ガイドレール	① 取付け状態の良否の点検	1 M	6 M	
及びブラケッ	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
1				
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉	1 Y	1 Y	
	まらないこと			
k. つり合いおも	取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
り 1. つり合いおも	<ul><li>取付け状態の良否の点検</li></ul>	1 Y	1 Y	
りの非常止め	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
装置	② 作用工の表色に共用のないことの確認	1 1	1 1	
m. 上部ファイナ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1M)
ルリミットス	②作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院: 1 M)
イッチ				
n. 誘導板及びリ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
ミットスイッ				
チャールが使用が開始	① た ディの時/しいい然のウズのとめ		4 37	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がない	1 Y	1 Y	
	ことの確認	1 Y	1 Y	
p. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	6 M	
1	② 油量の適否の点検	6 M	6 M	
r. 終端階強制減速装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
s. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態	1 Y	1 Y	
	の良否の点検			
	②エレベーターに係る設備以外のものの有	6 M	6 M	※エレベー
	無の点検			ターに係った。
				る設備以 外のもの
				がある場
				合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点	1 Y	1 Y	
	検			
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇	1 Y	1 Y	※接触の恐
	降路内の壁、機器と接触しない措置が施さ			れがある
	れていることの確認			場合の修理
4. 乗場				理
4. 未物 a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
~• //V/// · · / · ·	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び	①ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点	6 M	6 M	
敷居	検			1

	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の 点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	$3\mathrm{M}$	
e. ドアインター	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
ロックスイッ チ	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常が	6 M	6 M	
で <b>は</b> る一 、	ないことの確認			
g. 乗場の戸ハン	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ガーローラ	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動	連動ロープ、チェーンのテンション状態及	1 Y	1 Y	
ロープ及びチ ェーン	び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検			
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
5. ピット	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外の	6 M	6 M	※汚れ又は
	ものの有無の点検			エレベー
				ターに係
				る設備以
				外のものが左えば
				が有る場 合の清掃
				スは撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	人以版五
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院:1M)
0.7 加亚沙兹区	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	() ( 4 () [. 1 111)
d. 非常止めロー		1 Y	1 Y	
プ	巻取りの良否の点検			
e. 緩衝器	  ① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有	6 M	6 M	
	無の点検			
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否の 点検	1 Y	1 Y	
f. ガバナロープ	① 走行中に、異常音の有無の確認	1 M	3 M	
用及びその他	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
の張り車	③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
<b>V</b>	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
	の実施			
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び捩れに異常の	1 Y	1 Y	
	ないことの確認 ② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の	1 Y	1 Y	
	有無の点検			
h. 下部ファイナ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1M)
ルリミットス	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1M)
イッチ i. つり合いロー	   取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、	1 Y	1 Y	
プ(鎖)及び取	数刊り状態の長音及びさび、摩粑、槭樹、	ΙÏ	ΙΊ	
/ (购//X U.4X	フノ」ロ゚グ目 灬゚ク 灬/火			1

付部 j. つり合いおも り底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が出った。また、20027	1 Y	1 Y	
k. タイダウンセーフティ 1. 耐震対策	離が規定値にあることの確認 取付け状態の良否の点検 地震その他の振動で、かごがピット内の機 器と接触しない措置が施されていることの 確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	<ul><li>※接触の恐れがある場合の修</li></ul>
6. 戸開走行保護装置	戸開走行保護装置(UCMP)の点検	1 Y	1 Y	理
7. 付加装置 イ. 地震時管制運 転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
n. 火災時管制運転装置 ハ. 自家発時管制運転装置 ニ. 停電時救出運転装置	作動の良否の点検 作動の良否の点検 ① 作動の良否の点検 ② バッテリー液に不足がないことの確認	1 Y 1 Y 1 Y 3 M	1 Y 1 Y 1 Y 3 M	
*. オートアナウ ンス装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
^. 監視盤	<ul><li>① 表示灯の球切れの有無の点検</li><li>② スイッチの作動の良否の点検</li><li>③ 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことの確認</li></ul>	1 M 1 Y 1 M	3 M 1 Y 3 M	
ト. 群管理 (1). 運行状態 (2). 制御盤及び 信号盤	作動の良否の点検作動の良否の点検	1 M 1 M	1 Y 3 M	
チ. 遠隔監視装置 (故障自動通報 システム)	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
8. その他の付加装置				
a. ピット冠水時 管制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
b. 閉じ込め時リ スタート運転 装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 長尺物振れ管 制運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
d. 緊急地震速報 連動運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
e. 自動診断仮復 旧運転装置	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
f. マルチビーム ドアセーフテ ィー	作動の良否の点検	1 M	3 M	
g. 超音波ドアセーフティー h. 乗場戸遮煙構	作動の良否の点検 ① 作動の良否の点検	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
造	② 遮煙構造の機能の確認	1 Y	1 Y	

i. かご内防犯カ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
メフ j. かご内クーラ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
<u> </u>				

## 7.2.6 機械室なしエレベーター

- (a) 機械室なしエレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.6 による。
- (b) 周期A又は周期Bの適用は、特記による。
  - (1) 周期A: 人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。
  - (2) 周期 B: 遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合
- (c) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の点検周期を示し、適用は特記による。
  - (1) (高稼働)と表記:高稼働運転を行うエレベーター
  - (2) (人事院)と表記:人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター ((b)(1)に加えて適用する)

表 7.2.6 機械室なしエレベーター

作業項目	作業内容	周期A	周期B	備考
1. 機器類	11 2131 1 1	. 47/4	. 47.74	V.13
	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
電盤・制御	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異	1 Y	1 Y	
盤•起動盤•	常の有無の点検			
信号盤	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その	1 Y	1 Y	
	良否の確認			
	<ul><li>・電動機主回路</li><li>・制御回路</li></ul>			
	• 信号回路       • 照明回路			
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働:3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転	6 M	6 M	
1 先月/6月南瓜、江、 、 、	状態の異常の有無の点検	1 3 6	0.3.4	
b. 制御盤カバー	スイッチの作動の良否の点検	1 M	3 M	
スイッチ c. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無の点検	1 M	3 M	
	② 歯当りの良否の点検	1 M 1 Y	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有	1 Y	1 Y	
	無の点検	1 1	1 1	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロ	1 Y	1 Y	
	ープスリップの有無の点検	1 1	1.1	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
	の実施			
d. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検	1 M	3 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャ	6 M	6 M	
	ーの作動の良否の点検			
	③ プランジャーストロークを点検し、その	6 M	6 M	(高稼働: 3 M)
	良否の確認			
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び	6 M	6 M	(高稼働:3 M)
	摩耗の有無の点検			

	⑤ ブレーキライニング摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	(高稼働:6M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否の点検	1 Y	1 Y	(高稼働: 6 M)
e. 電動機	①作動の良否の点検	1 M	3 M	(1-1)2(12)
6.电到//交	= ''			
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の	1 M	3 M	
	点検			
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレー	1 M	3 M	
	タの作動の良否の点検			
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	$1\mathrm{M}$	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	(高稼働:6 M)
		1 1	1 1	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
	の実施			
f. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を	1 Y	1 Y	
	測定し、その値が基準値に適合しているこ			
	との確認			
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	(高稼働:6M)・
	の実施			
g. つり合いおも	① 異常音及び異常振動の有無の点検	$1\mathrm{M}$	3 M	
り側調速機	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
り側調速機	0			
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を	1 Y	1 Y	
	測定し、その値が基準値に適合しているこ			
	との確認			
	④ エンコーダの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	(高稼働:6M)
	の実施	1 1	1 1	(同/弥) . 0 1/1/
· 1/2 m				\*\!!!\\ = + - !!!
h. 機器の耐震対		1 Y	1 Y	※措置不良の場
策	索外れ防止装置の良否の点検			合の修理
i. かご速度検出	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
器	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
2. カンご		0 111	0 111	
	加速、減速の真不光がに美味の美界が用党	1 Ъ.Г	2 1/1	
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常	1 M	3 M	
	振動の有無の点検			
b. かご室の周	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無の点	1 M	3 M	
壁・天井及び	検			
床				
· •	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点	3 M	3 M	
	l	O IVI	O IVI	
敷居	検			
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の	1 Y	1 Y	
	点検			
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハン	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
ガーローラ	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であ	6 M	6 M	
/ <b>v</b> – /	ることの確認	O IVI	O IVI	
ルジの三体科		4 37	1 37	
e. かごの戸連動		1 Y	1 Y	
ロープ及びチ	び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検			
ェーン				
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のス		6 M	6 M	
g. かこのたのへ イッチ				
	②作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装		1 M	3 M	
置	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の	1 Y	1 Y	
	点検			
		· ·		•

i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表		1 M	3 M	
示灯	Mr 224 0.5 11 W/ 5 W/ 17	1 1/1	O IVI	
k. 外部への連絡	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 1 1	3 M	
		1 M		
装置	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 電話回線を使用している場合は、電話回		3 M	
	線の異常の有無の点検			
1. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否、汚れの	1 M	3 M	
	有無の点検			
m. 換気扇及びフ	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
アン	② ルーバーの汚れの有無の点検	1 M	3 M	
n. 停止スイッチ	l to the state of	1 M	3 M	シャー ジネロ~
o. 注意銘板の表		1 M	3 M	※表示が適用で
示	員の表示の適否の点検			ない場合の交
				換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態	1 Y	1 Y	
	のバッテリーであることの確認			
q. 各階強制停止		6 M	6 M	
装置	[	0 111	0 111	
れる。 r. かご床先と昇	出入口の床先とかごの床先との水平距離	1 Y	1 Y	
		1 1	1 1	
降路壁の水平				
距離	エレベーターに限る)との水平距離が規定値			
	内にあることの確認			
s. 光電装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤	① 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
(車いす兼用の		1 M	3 M	
場合に限る)				
v. 鏡及び手すり	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場
(車いす兼用の	以下のが感の民日の無限	1 1/1	O IVI	合の修理
				古の修理
場合に限る)	* ウェナ サ洗 1 1 マヤウは中の片田 1 2 b	136	0.3.4	
w 床合せ補正装		1 M	3 M	
置	いて補正することができることの確認			
3. かごの周囲及				
び昇降路				
a. かごの上部の	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
外観				
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検	6 M	6 M	
	② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレ	6 M	6 M	
	ベーターが停止することの確認			
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	1 M	3 M	
(1) (7)	② 開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検			
		1 Y	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び	1 Y	1 Y	
	伸びの異常の有無の点検			
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシ	1 Y	1 Y	
	の荒損及び摩耗の有無の点検			
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
	の実施			
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化	1 Y	1 Y	
	の状態の点検			
	-> 1/2 157 -> 11/1/V			1

		1		İ
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 Y	1 Y	
d. かご上安全ス	作動の良否の点検	6 M	6 M	
イッチ及び運				
転装置				
e. おもりのつり	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有	1 Y	1 Y	
車	無の点検			
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
	の実施			
f. ガイドシュー	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
又はローラー				
ガイド				
g. 主索及び調速	① 摩耗及びさびの有無の点検	1 Y	1 Y	(人事院:1M)
機ロープ	② 破断の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及	1 Y	1 Y	
	び割ピンの劣化の有無の点検			
	④ すべての主索が、ほぼ均等な張力である	6 M	6 M	
	ことの点検			
h. 主索の緩み検	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
出装置	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
i. ガイドレール	① 取付け状態の良否の点検	1 M	6 M	
及びブラケッ	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
<b>\</b>				
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉	1 Y	1 Y	
J. (**** ) 24 🗀	まらないことの確認			
k. つり合いおも	取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
b a second	WITTO WELL STORY	0 1,1	9 1.1	
1. つり合いおも	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
りの非常止め	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
装置	● 为 们 型 少 数 置 ( ) 次 而 少 。			
m. 上部ファイナ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1M)
ルリミットス	②作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1M)
イッチ		0 111	0 111	()(4)
n. 頂部安全距離	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
確保スイッチ	②作動させた場合に、頂部安全距離が規定	6 M	6 M	
1年111/2・1 フラ	値以上確保できることの確認	0 111	0 111	
o. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有	1 Y	1 Y	
0.1公日内州村十	無の点検	1 1	1 1	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
	の実施	1 1	1 1	
p. 誘導板及びリ	取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
ミットスイッ	以口の状態の民日の無限	1 1	1 1	
チ				
, q. 中間つなぎ箱	① ケーブルの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
及び配管	② 昇降機に直接関係のない配管配線がない	$\begin{array}{ccc} 1 & 1 \\ 1 & Y \end{array}$	1 Y	
X U HL H	ことの確認	T I	1 1	
r. 着床装置	によりではいます。 作動の良否の点検	1 1 Л Г	3 M	
r. 有床装直 s. 給油器	(1) 給油機能の状態の点検	1 M 6 M	6 M	
5. 邓田百百	② 油量の適否の点検		6 M	
+ 级提贴验事法		6 M		
t. 終端階強制減	TP野V/尺百V/从恢	1 Y	1 Y	1

\ <del></del> \-\	1	i i		İ
速装置 u. 昇降路	<ul><li>① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否の点検</li></ul>	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※エレベーター に係る設備以 外のものがあ る場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点 検	1 Y	1 Y	2.W T 1 1 1 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れが ある場合の修 理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無の点検	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことの確認	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び 敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点検	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の 点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインター	① 作動の良否の点検	1 M	$3 \mathrm{M}$	
ロックスイッ チ	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常が ないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハン	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ガーローラ	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動 ロープ及びチ ェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及 び破断、摩耗及び取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
, ,	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置など	作動の良否の点検	1 M	3 M	
k. ブレーキ開放 装置	機能の良否の点検	1 Y	1 Y	
5. ピット a. 環境状況	  ① 漏水の有無の点検	1 1 1	2 1/4	
a. 垛児小仇	① 痛水の有無の点検  ② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外の	1 M 6 M	3 M 6 M	※汚れ又はエレ
	ものの有無の点検	O IVI	O IVI	ベーターに係
	もりの 一番の 一番の			る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止ス イッチ	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検 ② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	(人事院:1M)
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
	無の点検	1 37	1 37	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	

	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油 の実施	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有	6 M	6 M	
	無の点検			
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否の	1 Y	1 Y	
0 18 0 1	点検		0.7.5	
f. ガバナロープ		1 M	3 M	
用及びその他 の張り車	② ロープ溝の摩耗の有無の点検 ③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
の振り早	<ul><li>● こッド休面との隙間の適合の点機</li><li>● 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油</li></ul>	1 Y	1 Y	
	の実施	1 1	1 1	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び捩れに異常の ないことの確認	1 Y	1 Y	
	② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無	1 Y	1 Y	
h. 下部ファイナ	の点検 ① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1 M)
ルリミットス	②作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1 M) (人事院:1 M)
イッチ		O IVI	0 111	()(4)
i. 底部安全距離	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
確保スイッチ	② 作動させた場合に、底部安全距離が規定	6 M	6 M	
	値以上確保できることの確認			
j. かご下降防止	機能の良否の点検	1 Y	1 Y	
装置	MATION TO LIA	4 77		
k. ピット冠水ス	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
イッチ 1. つり合いロー	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、	1 Y	1 Y	
プ(鎖)及び取	我的の状態の長音及びさび、摩粑、報酬、     劣化の有無の点検	1 1	1 1	
付部				
m. つり合いおも	かごが最上階に着床している時のつり合	1 Y	1 Y	
り底部隙間	いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下			
	階に着床している時のかごと緩衝器との距			
	離が規定値にあることの確認			
n. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機	1 Y	1 Y	※接触の恐れが
	器と接触しない措置が施されていることの			ある場合の修
	確認			理
6. 戸開走行保護	表 7.2.5「ロープ式エレベーター(マイコ			
装置	ン制御)」6. 戸開走行保護装置の当該事項に			
ALE.	よる。			
7. 付加装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター(マイコ			
	ン制御)」7. 付加装置の当該事項による。			
0 7 0 11 0 1 1 +-	+ 7 0 F [ + · · · · · · · · · · · · · · · ·			
8. その他の付加 ## ##	表7.2.5「ロープ式エレベーター(マイコン判例)」のスの他の仕加井界の光弦東頂に			
装置	ン制御)」8. その他の付加装置の当該事項に			
	よる。			

#### 7.2.7 非常用エレベーター

非常用エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.5 又は表 7.2.6 に加え、表 7.2.7 による。

表 7.2.7 非常用エレベーター 作業項目 周期 備考 作業内容 1. かご呼戻装置 非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受  $1 \overline{Y}$ けないことの確認 非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受 2. 一次·消防運転 1 Y けないことの確認 3. 非常標識・表示 表示及び点灯の良否の点検 1 Y 灯 4. 予備電源 異常の有無の点検 1 Y 5. かご上の電気 ① かご上の電気設備の水除けカバー、水抜孔等 ※水がある場合 1 Y 設備 の取付けの良否の点検 の除去 ② 電線管、ボックス等の内部の水の有無の点検 1 Y ※水がある場合 の除去 6. ピット a. ピット内のス 最下階床面以下に設けられているスイッチ類 1 Y イッチ類 が、消防運転時に確実に切り離されることの確認 b. 環境状態 ピット内には、水に浮くものがないことの確認 3 M 7. 中央監視室 スイッチ作動及び表示灯の点灯の良否の点検 a. 中央監視盤 1 Y b. 中央監視室と 呼出し及び通話機能に異常がないことの確認 3 M

## 7.2.8 油圧式エレベーター

の連絡装置

- (a) 油圧式エレベーターの作業項目及び作業内容は、表 7.2.8 による。
- (b) 周期A又は周期Bの適用は、特記による。
  - (1) 周期A:人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場
  - (2) 周期 B: 遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合
- (c) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該作業内容の点検周期を示 し、適用は特記による。
  - (1) (高稼働)と表記:高稼働運転を行うエレベーター
  - (2) (人事院)と表記:人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター ((b)(1)に加えて適用する)

表	7. 2.	8	油圧式エ	レベーター
---	-------	---	------	-------

作業項目	作業内容	周期A	周期B	備考
1. 機械室				
a. 機械室への通	① 機械室への通行及び出入りに支障がない	1 M	3 M	
行	ことの確認			
	② 出入口扉の施錠の良否の確認	1 M	3 M	

b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は	1 M	3 M	
	保全の実施上支障のないことの確認 ② 室内又は制御盤内の温度の良否の点検 ③ エレベーターに係る設備以外のものの有	1 M 3 M	3 M 3 M	
c. 消火器等	無の確認 ① 出入口付近に消火器又は消火砂が設けら	1 Y	1 Y	
	れていることの確認 ② 火気厳禁の表示の有無の確認	1 Y	1 Y	※表示が適当で
				ない場合は交 換
d. 主開閉器・受 電盤・制御	① 作動の良否の点検 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
盤・起動盤・ 信号盤	常の有無の点検 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その	1 Y	1 Y	
🗸 🎞	良否の確認 ・電動機主回路 ・制御回路			
	・信号回路 ・ 照明回路 ④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M	6 M	(高稼働:3 M)
	⑥ 制御盤内 <del>の</del> 清掃	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転 状態の異常の有無の点検	6 M	6 M	
e. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の 点検	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ及びパイロットゼネレ ータの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油 の実施	1 Y	1 Y	
f. パワーユニッ	① 圧力計の指示値が正常であることの確認	1 M	3 M	
F	② ポンプの油漏れ及び異常音、異常振動等の有無の点検	1 M	3 M	
	③ 駆動ベルトの張力の良否の点検	6 M	6 M	
	④ 油圧タンク油量の適否及び油漏れの有無 の点検	3 M	3 M	
	⑤ 油圧タンク内油の汚れの有無及び油温の 適否の点検	1 Y	1 Y	※汚れが著しい 場合の油交換
	⑥ 油圧タンクの取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	洲 古 * 7 ll 人 沃
	⑦ 安全弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑧ 逆止弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 手動下降弁の作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
	⑩ 油フィルターの汚れの有無の点検	1 Y	1 Y	
	① 電磁バルブの作動の良否の点検	1 M	3 M	
	② オイルクーラー用冷却ファンの回転状態 及び冷却効果の異常の有無の点検	6 M	6 M	
	③ 水冷クーラー用冷却水量の適否の点検	1 Y	1 Y	
	<ul><li>油圧流量コントロールモーターの作動の 良否の点検</li></ul>	1 Y	1 Y	
	(5) 油圧流量コントロール装置カムスイッチ 接点の磨耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
g. 圧力配管	① 油漏れの有無及び継手部の接続の良否の 点検	1 Y	1 Y	
	② 圧力配管の固定状態の点検	1 Y	1 Y	

h. 高圧ゴムホー		3 M	3 M	
ス i. 空転防止装置	点検 規定の時間内に確実に作動することの確	1 Y	1 Y	
j. 機器の耐震対 策	認 地震その他の振動による移動、転倒及び主 索外れ防止装置の良否の点検	1 Y	1 Y	※措置不良の場 合の修理
2. かご a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常 振動の有無の点検	1 M	3 M	
b. かご室の周 壁、天井及び 床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無の点	1 M	3 M	
c. かごの戸及び 敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点 検	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の 点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
d. かごの戸ハン	① 取付け状態及び作動の良否の点検	6 M	6 M	
ガーローラ	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	6 M	6 M	
e. かごの戸連動 ロープ及びチ ェーン		1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
1. 1 / 0 / 0	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
g. かごの戸のス	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
イッチ	②作動の良否の点検	1 M	3 M	
h. 戸閉め安全装	① 戸の反転動作機能の良否の点検		3 M	
n. 戸闭め女生表 置	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無の 点検	1 M 1 Y	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
1.77 CIXII III.	② 取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	
j. かご内位置表 示灯	球切れの有無の点検	1 M	3 M	
k. 外部への連絡	① 呼出し及び通話の良否の点検	1 M	3 M	
装置	② 装置の異常の有無の点検	1 M	3 M	
XE	③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無の点検	—	3 M	
1. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無の点検	1 M	3 M	
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無の点検	1 M	3 M	
m. 換気扇及びフ	① 回転状態の作動の良否の点検	1 M	3 M	
アン	② ルーバーの汚れの有無の点検	$1 \mathrm{M}$	3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否の点検	1 M	3 M	
n. 存並ハイファ o. 注意銘板の表	用途、積載質量(又は積載量)及び最大定	1 M	3 M	※表示が適用で
示		1 101	O IVI	ない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否の点検	1 M	3 M	1火
p. IT 면시 不但	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態 のバッテリーであることの確認	1 Y	1 Y	
q. 各階強制停止 装置	作動の良否の点検	6 M	6 M	
r. かご床先と昇	出入口の床先とかごの床先との水平距離 及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用の	1 Y	1 Y	

距離	エレベーターに限る)との水平距離が規定値			
s. 光電装置	内にあることの確認 作動の良否の点検	1 M	3 M	
t. 専用操作盤	① 取付け状態の良否の点検	$1 \mathrm{M}$ $1 \mathrm{M}$	3 M	
(車いす兼用の	②作動の良否の点検	$1 \mathrm{M}$ $1 \mathrm{M}$	3 M	
場合に限る)	Transity Control of the control of t	1 101	O IVI	
u. 鏡及び手すり	取付け状態の良否の点検	1 M	3 M	※調整不能の場
(車いす兼用の		1 111	0 1/1	合の修理
場合に限る)				H 2 10 14
v. 床合せ補正装	着床面を基準として規定値内の位置にお	1 M	3 M	
置	いて補正することができることの確認			
w ドアゾーン行	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
過ぎ制限装置				
3. かごの周囲・昇				
降路				
a. かごの上部の	汚れの有無の点検	1 M	3 M	
外観				
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否の点検	6 M	6 M	
	② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレ	6 M	6 M	
<b>→</b> - HH HH VI A HH	ベーターが停止することの確認			
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否の点検	1 M	3 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無の点検	1 Y	1 Y	
	<ul><li>④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び 伸びの異常の有無の点検</li></ul>	1 Y	1 Y	
	「一	1 Y	1 Y	
	の荒損及び摩耗の有無の点検	1 1	1 1	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
	の実施	1 1	1 1	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化	1 Y	1 Y	
	の状態の点検			
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態の点検	1 Y	1 Y	
d. リタイアリン	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の	6 M	6 M	
グカム	有無の点検			
e. かご上安全ス	作動の良否の点検	6 M	6 M	
イッチ及び運				
転装置				
f. ガイドシュー	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
又はローラー				
ガイド	① 廃料サバナバの大畑のよね	1 37	1 37	/ L 本腔 - 1 1 (1)
g. 主索及び調速 機ロープ		1 Y	1 Y	(人事院:1M)
機ローノ	② 破断の有無の点検 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
	び割ピンの劣化の有無の点検	1 1	1 1	
	④ すべての主索が、ほぼ均等な張力である	6 M	6 M	
	ことの点検	O IVI	O IVI	
h. 主索の緩み検	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
出装置	I WYNE YMM			
	① 取付け状態の良否の点検	1 M	6 M	
	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
1				
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉	1 Y	1 Y	
	まらないことの確認			

k. 上部ファイナ	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1M)
ルリミットス イッチ	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1M)
1. 頂部安全距離	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
確保スイッチ	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
m. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有	1 Y	1 Y	
	無の点検	1 37	1 37	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取刊り状態の長音及び電袋の有無の点候 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油 の実施	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
n. 誘導板及びリ ミットスイッ		1 Y	1 Y	
于				
o. 中間つなぎ箱 及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がない ことの確認	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
p. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態の点検	6 M	6 M	
Y• 小口 (四 右)	② 油量の適否の点検	6 M	6 M	
r. 油圧シリンダ	① 取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷	1 Y	1 Y	
一及びプラン	等の劣化の有無の点検			
ジャー	② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付	1 Y	1 Y	
(間接式に限 る)	け状態の良否の点検			
s. プランジャー	① 作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
離脱防止装置 (間接式に限 る)	② かごを最上階より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、 頂部すき間が規定値以上であることの確	1 Y	1 Y	
	認 ③ プランジャーリミットスイッチの作動の 良否の点検	1 Y	1 Y	
t. プランジャー 頂部綱車(間	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検	1 Y	1 Y	
接式に限る)	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
18 PAICIN O)	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	1 Y	
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態 の良否の点検	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無の点検	6 M	6 M	※エレベーター に係る設備以
				外のものが有 る場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無の点 検	1 Y	1 Y	
4 圣旧	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることの確認	1 Y	1 Y	※接触の恐れが ある場合の修 理
4. 乗場 a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否の点検	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	② 取付け状態の良否の点検 表示灯の球切れの有無の点検	1 M 1 M	3 M 3 M	

c. 非常解錠装置		1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無の点	6 M	6 M	
敷居	検 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否の 点検	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無の点検	3 M	3 M	
e. ドアインター	① 作動の良否の点検	1 M	3 M	
ロックスイッ チ	② 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
f. ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常が ないことの確認	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハン	① 取付け状態及び作動の良否の点検	1 Y	1 Y	
ガーローラ	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることの確認	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動	連動ロープ、チェーンのテンション状態及	1 Y	1 Y	
ロープ及びチ ェーン	び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検			
i. ドアレール	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無の点検	6 M	6 M	
j. 光電装置など 5. ピット	作動の良否の点検	1 M	3 M	
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	1 M	3 M	
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外の	6 M	6 M	※汚れ又はエレ
	ものの有無の点検			ベーターに係
				る設備以外の ものが有る場
				合の清掃又は撤去
b. 保守用停止ス	作動の良否の点検	1 Y	1 Y	1
イッチ	TEST OF THE STATE	1 1	1 1	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	1 Y	(人事院:1M)
	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	1 Y	
d. かご下綱車	<ul><li>① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の点検</li></ul>	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油 の実施	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
	② スプリングのさびの有無の点検	6 M	6 M	
f. かごと緩衝器との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと	1 Y	1 Y	
	緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基 準内であることの確認			
g. 油圧シリンダ		1 Y	1 Y	
・一(直接式に	② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付	1 Y	1 Y	
限る)	け状態の良否の点検	1 1		
h. 油圧シリンダ	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有	1 Y	1 Y	
一下綱車 (間接式に限	無の点検 ② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
る)	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	1 Y	
<b>~</b> /	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
: 油量:	の実施の大無みが佐むの点不のよね	C 3.4	C 3. f	
i. 油戻し装置	① 油漏れの有無及び作動の良否の点検 ② 油フィルターの汚れの有無の点検	6 M 1 Y	6 M	

i ガバナロープ	① 走行中に、異常音の有無の点検	1 M	3 M	I
用及びその他	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 V	1 Y	
の張り車	③ ピット床面との隙間の適否の点検	1 Y	1 Y	
· , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油	1 Y	1 Y	
	の実施			
k. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無の点検	$1\mathrm{M}$	3 M	
,,,	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を	1 Y	1 Y	
	測定し、その値が基準値に適合しているこ との確認			
	④ 間接式の場合は、エンコーダの回転状態	1 Y	1 Y	
	の異常の有無の点検			
	⑤ 間接式の場合は、各すべり軸受又は転が	1 Y	1 Y	
	り軸受部への給油の実施			
1. かご速度検出	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
器	② 正しく機能していることの確認	6 M	6 M	
m. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び捩れに異常の	1 Y	1 Y	
	ないことの確認			
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の	1 Y	1 Y	
	有無の点検			
	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1M)
ルリミットス	② 作動の良否の点検	6 M	6 M	(人事院:1M)
イッチ	のようというなっちょうという	0.34	0.14	
o. 底部安全距離	① 取付け状態の良否の点検	6 M	6 M	
確保スイッチ	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることの確認	6 M	6 M	
p. 耐震対策	旭以上帷保できることの唯記   地震その他の振動で、かごがピット内の機	1 Y	1 Y	   <b>※</b> 接触の恐れが
p. 删展对象	器と接触しない措置が施されていることの	1 1	1 1	ある場合の修
	確認			理のる場合の修
6. 付加装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター(マイコ			
~· 11/45/2/E	ン制御)」7.付加装置の当該事項による。			
	3444 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1

## 第3節 エスカレーター

# 7.3.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月19日国土交通省)に基づく定期的な保守及び点検。

(b) 本節の仕様に含まれない業務

建築基準法第12条第3項に基づく定期検査及び建築基準法第12条第4項に基づく定期 点検。

これらの検査等が必要な場合は、当該法令に定めるところにより、特記により実施する。

- (c) 本節は、次のエスカレーターには適用しない。
  - (1) エスカレーターの種類

車いす使用者用(車いす用ステップ付き)エスカレーター、螺旋形エスカレーター、中間部水平部付エスカレーター、動く歩道(ベルト式)等、構造上特殊なエスカレーター

(2) 特殊用途

防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊なエスカレーター

(3) 特殊環境

高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置されたエスカレーター

## 7.3.2 修理、取替え、交換等

- (a) 修理、取替え、交換等の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 修理、取替え及び交換等の範囲は、エスカレーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。
  - (2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。
  - (3) 表 7.3.4 の備考欄に※印を記した修理等は除く。
- (b) 修理、取替え及び交換を行う項目は、表 7.3.2 の「保守契約の種別」の欄に「○」を 記したものとする。ただし、保守契約の種別に係わらず、次の項目は除く。
  - ①表 7.3.2 の項目以外の修理、取替え及び交換
  - ②制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
  - ③電動機の一式取替え、フレーム取替え
  - ④駆動機の一式取替え、ギヤケース、機械台及びブレーキフレーム取替え
  - ⑤乗場の乗降板、踏段面
  - ⑥トラス、外装板
  - ⑦意匠部分(内装板、照明器具及びランプ)の塗装、メッキ直し、取替え、清掃
  - ⑧安全設備品(三角部保護装置、転落防止柵(進入防止板、かけ上がり防止板)、落下防止網、注意標識、注意放送、踏段面等の注意標識、防火シャッター等連動スイッチ、スカートガード高分子潤滑剤(滑り剤))
- (c) (a) 及び(b) の該当項目に係る修理、取替え及び交換等に伴う費用は、受注者が負担する。
- (d) 受注者は、エスカレーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。
- (e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るもの とし、速やかに搬出する。

	24 10 2						
区	修理の対象	修理、取替え及び交換等項目	保守契約	内の種別			
分	(装置名)		フルメンテナンス	POG 契約			
			契約				
	受電盤·制御盤	リレーコイル取替え	0				
		リレー取替え	0				
桦		電磁接触器接点(リード線含む)取替え	0				
機械室		ヒューズ類交換	0	0			
至		半導体、プリント基板取替え	0				
		NFブレーカ取替え	0				
	駆動機	各軸受ベアリング取替え	0				

表 7.3.2 修理、取替え及び交換等の範囲

1		ギヤ油取替え	0	
		補充用ギヤ油	0	0
		オイルシール取替え	0	
		ギヤ歯当り調整	0	
	ブレーキ	コイル取替え	0	
	,	ライニング取替え	0	
	電動機	各軸受べアリング取替え	0	
	PE 39 1 / M	雷動機巻線絶縁処理	0	
		駆動ベルト取替え	0	
		軸受グリスアップ	0	0
	駆動鎖装置	駆動鎖取替え	0	
		駆動スプロケット取替え	0	
		駆動鎖安全スイッチ取替え	0	
	踏段駆動及び従動装置	軸受べアリング取替え	0	
		踏段鎖安全スイッチ取替え	0	
	手すり	補修及び取替え	0	
乗	くし	くし交換	0	0
降口	操作・安全スイッチ	手すり入込み口スイッチ取替え	0	
		非常停止スイッチ取替え	0	
	踏段	前輪ローラ取替え	0	
		後輪ローラ取替え	0	
		前輪軸取替え	0	
	踏段鎖	踏段鎖取替え	0	
	手すり駆動装置	手すり駆動鎖取替え	0	
		駆動プーリ軸受ベアリング取替え(注1)	0	
		駆動プーリゴムリング取替え(注 1)	0	
中間		アイドルスプロケット取替え	0	
部		駆動・従動ローラ取替え(注2)	0	
		ゲートローラ取替え	0	
		ガイドローラー取替え	0	
	トラス内各機器	各踏段レール修正及び取替え	0	
		安定器取替え(注3)	0	
		スカートガード安全装置取替え	0	
		踏段異常検出装置取替え	0	
		ケーブル、配線類取替え	0	

(注1)手すり駆動方式が、プーリ式の場合の修理又は取替え項目

## 7.3.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。 受注者は、故障、災害等により、機能停止が生じた場合は、施設管理担当者等からの連絡 を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、これによる。

## 7.3.4 エスカレーター

<sup>(</sup>注2)手すり駆動方式が、挟圧式の場合の修理又は取替え項目

<sup>(</sup>注3)当該装置がある場合に限る

エスカレーターの作業項目、作業内容及び点検周期は表7.3.4によるものとし、点検周期 は専門技術者が現地で直接実施する点検の周期とする。

表 7.3.4 エスカレーター				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 機械室				
a. 室内環境	① 温湿度の良否の点検	1 M		
	② 漏水及び汚れの有無の点検	1 M		
b. 受電盤及び制	① 作動の良否の点検	1 M		
御盤	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の	1 Y		
	有無の点検			
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗及び電圧を測定し、そ	1 Y		
	の良否の確認			
	<ul><li>・電動機主回路</li><li>・制御回路</li></ul>			
	<ul><li>信号回路</li><li>・照明回路</li></ul>			
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	1 M		
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	1 M		
	⑥ 制御盤内の清掃	1 Y		
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の	3 M		
	異常の有無の点検			
c. 駆動機	① 潤滑状態・潤滑油量の良否及び油漏れの有無の	1 M		
*** *******	点検			
	② 歯当りの良否の点検	1 Y		
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の	1 M		
	点検			
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実	1 Y		
	施			
	<ul><li>⑤ 駆動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作</li></ul>	1 Y		
	動の良否の点検			
d. 電磁ブレーキ	① 積載荷重を作用させない場合に、上昇時の踏段	1 M		
	の停止距離が規定値以内で作動することの確認			
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作	1 M		
	動の良否の点検			
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否の	3 M		
	確認			
	④ ブレーキスイッチの接点の脱落、荒損及び摩耗	6 M		
	の有無の点検			
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y		
e. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M		
	② 異常音、異常振動及び温度異常の有無の点検	3 M		
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作	6 M		
	動の良否の点検			
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実	1 Y		
	施			
f. 駆動ベルト	① ベルトの張力の良否の点検	6 M		
	② ベルトの油付着及び亀裂の有無の点検	6 M		
g. 駆動鎖安全ス	① 作動の良否の点検	1 Y		
イッチ	② 取付け状態の良否の点検	1 Y		
h. 駆動鎖装置	① 鎖の発錆、伸び、劣化等の有無及び潤滑状態の	1 Y		
	良否の点検			
	② 鎖への注油の実施	1 M		
	③ 鎖の張力の良否の点検	1 Y		
	④ 切断停止装置のレバーが容易に作動し、安全に	1 Y		
	運転を停止することの確認			

i. 踏段鎖安全ス イッチ	① 作動の良否の点検 ② 取付け状態の良否の点検	1 Y 1 Y	
j. 踏段駆動及び 従動装置	<ul><li>① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の 点検</li></ul>	1 M	
ANG A STATE OF	② 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
k. 鎖給油装置 2. 乗降口	<ul><li>① 作動の良否の点検</li><li>② 油タンクの油量の良否の点検</li></ul>	1 M 1 M	
a. 運転状態	① 起動・停止時の衝撃及び運行時の異常音、異常 振動等の有無の点検	1 M	
b. くし c. くしと踏段の かみあい	② 停止時の停止距離の異常の有無の点検 取付け状態の良否及び歯の欠損の有無の点検 かみ合いの良否及び踏み段案内ローラの異常音 の点検	1 M 1 M 1 Y	
d. 手すり	① 汚れ及び損傷の有無の点検 ② 手すりと踏段が同一速度で昇降することの確認	1 M 1 M	
/ \	③ 下降運転中、上部乗場で規定の人力で水平方向 へ引っ張っても手すりが停止しないことの確認 ガードの良否の点検	6 M	
e. インレットガード		1 M	
f. 非常停止スイ ッチ	① 作動の良否の点検 ② スイッチの周囲に操作に支障となる障害物が ないことの確認	3 M 1 M	※障害物がある 場合の撤去
g. 手すり入込み ロスイッチ		3 M 6 M	<i>™</i> □ √ 11 <b>X</b> □
h. 操作盤	① 操作スイッチ類の作動の良否の点検 ② ブザー鳴動の良否の点検	3 M 3 M	
i. 自動運転装置	① 作動の良否の点検 ② センサー部の取付け状態の良否、汚れの有無の	1 M 1 Y	
j. 転落防止柵 (進入防止板・ かけ上がり防	点検 取付け状態の良否の点検	1 M	
止板) k. 注意標識	注意表示板・ステッカーの汚れ、破損及び剥が れの有無の点検	1 M	
1. 注意放送 m. 防火シャッタ ー等連動スイ ッチ	注意放送の音量及び内容の点検 作動の良否の点検	1 M 1 Y	<ul><li>※作動不良の場合の調整</li></ul>
3. 中間部 a. 内側板	① 取付け状態の良否の点検	1 M	
(強化ガラス・ パネル・スカ ートガード)	② ひび割れ及び欠損の有無の点検	1 M	
ートガート) b. 踏段ライザー	<ul><li>① 踏段面の欠損、異常音等の有無及び走行状態の 良否の点検</li></ul>	1 M	※欠損がある場 合の修理又は 交換)
c. 踏段面等の注 意標識	② 取付け状態の良否の点検 汚れの有無を点検し、注意標識表示が明瞭であ ることの確認	1 M 1 M	※汚れがある場 合又は表示が

			明瞭でない場 合の清掃又は 修理若しくは 交換
d. 踏段鎖	<ol> <li>鎖の発錆、伸び及び摩耗の有無の点検</li> <li>潤滑状態の良否の点検</li> <li>注油の実施</li> <li>張力の良否の点検</li> </ol>	1 Y 1 Y 1 M 1 Y	
e. 踏段異常検出 装置	作動の良否の点検	1 Y	
f. 踏段レール	① 取付け状態の良否の点検 ② さび、摩耗等の有無及び潤滑の良否の点検	1 Y 1 Y	
g. 踏段とスカー トガードの隙 間	① 擦過音の有無の点検 ② 踏段相互間及びスカートガードと踏段の隙間 が全長にわたって規定値内にあることの確認	1 M 1 Y	
h. 踏段	③ 高分子系潤滑剤のすべり効果の有無の確認 ① 踏段各部の固定ボルトの緩みの有無の点検 ② ローラゴムの剥離、亀裂等の劣化の有無の点検	1 M 1 Y 1 Y	
i. 手すり駆動プ	③ 踏段ブラケットの亀裂の有無の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
	② 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の 点検	1 Y	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
j. 手すり駆動鎖 装置	① 異常音及び異常振動の有無の点検 ② 鎖のさび等の有無及び潤滑状態の良否の点検 ③ 鎖の張力の良否の点検	6 M 6 M 6 M	
	<ul><li>銀の振力の長古の点機</li><li>4 歯車の磨耗の有無の点検</li><li>⑤ 歯車軸受の異常音及び異常振動の有無の点検</li></ul>	1 Y 1 Y	
	⑥ 各すべり軸受・支点部又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
k. 照明	① 球切れ又はちらつきの有無の点検	1 M	<ul><li>※球切れ又はち らつきがある 場合の交換</li></ul>
1. スカートガー ド安全装置	② 安定器の異常及び劣化の有無の点検 作動の良否の点検	1 Y 3 M	<i>"</i>
m. ケーブル及び 配線類	ケーブル及び配線の劣化の有無の点検	1 Y	
n. 三角部保護装 置	取付け状態の良否の点検	1 M	※取付け不良の 場合の修理
o. 落下防止網	取付け状態の良否の点検	1 M	※取付け不良の 場合の修理

# 第4節 小荷物専用昇降機

# 7.4.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

建築基準法第8条、官公法第11条及び「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成28年2月19日国土交通省)に基づく定期的な保守及び点検。

(b) 本節の仕様に含まれない業務

建築基準法第12条第3項に基づく定期検査及び建築基準法第12条第4項に基づく定期 点検。

なお、これらの検査等が必要な場合は、当該法令に定めるところにより、特記により実施する。

- (c) 本節は、次の小荷物専用昇降機には適用しない。
  - (1) 小荷物専用昇降機の種類

自動開閉装置が付いている、速度 30m/min を超える、積載量 200kg を超える等、用途 上又は構造上特殊な小荷物専用昇降機

(2) 特殊用途

防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊な小荷物専用昇降機

(3) 特殊環境

高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置した小荷物専用昇降機

#### 7.4.2 修理、取替え、交換等

- (a) 修理、取替え及び交換の範囲は、次による。
  - (1) 修理、取替え及び交換の範囲は、小荷物専用昇降機を通常使用する場合に生ずる摩耗 及び損傷に限る。
  - (2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。
  - (3) 表 7.4.4 の備考欄に※印を記した修理等は除く。
- (b) 修理又は取替えの項目は、表 7.4.2 の「保守契約の種別」の欄に「○」を記したものとする。ただし、保守契約の種別に係わらず、次の項目は除く。
  - ①表 7.4.4 の項目以外の修理、取替え及び交換
  - ②巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
  - ③電動機の一式取替え、フレーム取替え
  - ④制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
  - ⑤意匠部品(かご、かご・乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、 敷居、乗場戸、三方枠、)の塗装、メッキ直し、取替え又は清掃
- (c) (a)及び(b)の該当項目に係る修理、取替え及び交換に伴う費用は、受注者が負担す
- (d) 受注者は、小荷物専用昇降機の保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。
- (e) 本節の規定による作業によって発生する撤去品及び残材は、受注者の負担で引取るもの とし、速やかに搬出する。

区	修理の対象	修理、取替え及び交換項目	保守契約	りの種別
分	(装置名)		フルメンテナンス	POG 契約
			契約	
	制御盤	リレー取替え	0	
		ヒューズ類交換	0	0
	電動機	電動機巻線絶縁処理	0	
		各軸受ベアリング取替え	0	
機	巻上機	ギヤ歯当り調整	0	
械		各軸受ベアリング取替え	0	
室		綱車取替え	0	
		ギヤ油取替え	0	
		オイルシール取替え	0	
	ブレーキ	ライニング取替え	0	
		ブレーキ分解手入れ・オーバーホール	0	
かご	かごの戸	駆動ロープ取替え(注)	0	
ľ		スイッチ取替え(注)	0	
7)	戸の開閉装置	駆動モータベアリング取替え(注)	0	
かご上		スイッチ取替え(注)	0	
上	ガイドシュー	ガイドシュー取替え	0	
	戸廻り	駆動ロープ取替え	0	
出し		ドアインターロックスイッチ取替え	0	
入	操作盤押ボタン	押ボタンスイッチ取替え	0	
れ口		かご位置表示ランプ(発光ダイオード除く)交	0	0
		換		
昇	かご・おもり吊り車	かご吊り車ベアリング取替え(注)	0	
降败		おもり吊り車ベアリング取替え(注)	0	
昇降路・ピ	主ロープ	主ロープ切詰め・取替え	0	
ツ	移動ケーブル	移動ケーブル取替え(注)	0	
<u>۲</u>	かご下機器	かご下ガイドシュー取替え	0	
その	他	補充用油脂類(ギヤ油、マシン油、グリー	0	0
		ス類)		
	(パー) 小学 木田 コッ			

表 7.4.2 修理、取替え及び交換の範囲

(注)当該装置がある場合に限る。

## 7.4.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。 受注者は、故障、災害等により、機能停止が生じた場合は、施設管理担当者等からの連絡 を受け、可能な限り速やかに適切な措置を講じるよう努める。

出動依頼から受注者が到着するまでの目標時間について、受注者の定めがある場合は、これによる。

## 7.4.4 小荷物専用昇降機

小荷物専用昇降機の作業項目、作業内容及び点検周期は表 7.4.4 によるものとし、点検周期は専門技術者が現地で直接実施する点検の周期とする。

表 7.4.4 小荷物専用昇降機

作業項目	表 7.4.4 小荷物専用昇降機 作業内容	周期	備	 考
	TF未产3分	归州	7/11	与
	  ① 機械室への通行及び出入り、点検口の開閉に支	1 M		
a. 機械至べの通 行	し 機械主への通行及の山入り、点横口の開闭に叉   障がないことの確認	1 1V1		
11	② 出入口扉及び点検口の施錠の良否の確認	1 M		
b. 室内環境	① 室内の清掃及び小荷物専用昇降機の機能上又	1 M		
0. 至71垛况	は保全の実施上支障のないことの確認	1 1/1		
	② 室内又は制御盤温度の良否の点検	1 M		
	③ 小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有	3 M		
	無の確認   無の確認	5 IVI		
c. 主開閉器、受電		1 M		
盤及び制御盤	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の	1 M 1 Y		
盆及い制御盆	有無の点検	1 1		
	3 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の	1 Y		
	で、ためられる。 では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	1 1		
	・電動機主回路 ・制御回路			
	· 信号回路 · 前岬回路 · 前岬回路			
	・15ヶ回崎  ④ 主開閉器の操作及び作動の良否の点検	6 M		
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無の点検	6 M		
	<ul><li>◎ 電磁技磁器の技点承託の有無の点機</li><li>⑥ 制御盤内の清掃</li></ul>	0 M 1 Y		
	⑦ プリント板汚れ、冷却ファンの回転状態の異常	1 1 6 M		
	の有無の点検	O IVI		
d. 巻上機	① 減速歯車の潤滑状態の良否及び油漏れの有無	1 M		
u. 仓工1及	の点検	1 1/1		
	② 歯当りの良否の点検	1 Y		
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の	1 M		
	点検	1 1/1		
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープス	1 Y		
	リップの有無の点検	1 1		
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実	1 Y		
	施	1 1		
e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無の点検	1 M		
0.17	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作	6 M		
	動の良否の点検	0 1.1		
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否の	1 Y		
	確認			
	④ ブレーキスイッチの接点の脱落、荒損及び摩耗	1 Y		
	の有無の点検			
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無の点検	1 Y		
f. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否	3 M		
	の点検			
	② 回転状態の異常の有無の点検	1 M		
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実	1 Y		
	施			
g. 電動機	① 作動の良否の点検	1 M		
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無の点検	1 M		
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータ回転	1 M		
	状態の異常の有無の点検			
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実	1 Y		
	施			
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否の点検	1 Y		
2. かご	V			
a. 運転状態	着床段差及び異常音の有無の点検	1 M		

<ul> <li>○・ハごの戸、ローブ及びレール</li> <li>② 戸の開閉状態の良否の点検</li> <li>② ルールの給油及び摩耗状態の良否の点検</li> <li>③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検</li> <li>④ 連動ローブのテンション状態及び破断、摩耗及 1 Y 校 (本動の良否の点検</li> <li>⑤ ドアブーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検</li> <li>② 取付け状態の良否の点検</li> <li>③ 水ライドシュー</li> <li>③ 各階出し入れ口の・ (本動の良否の点検</li> <li>③ ルブイドシュー</li> <li>③ 各階出し入れ口の・ (本動の良否の点検</li> <li>④ 連動ローブのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検</li> <li>④ 連動ローブのテシション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検</li> <li>⑥ ドア パーション状態及び破断、摩耗がないに取付け状態の良否の点検</li> <li>⑥ ドア パーシの摩耗及び破析、摩託がないに取付け状態の良否の点検</li> <li>⑥ ドア パーシの摩耗及び破析、摩託がないに取付け状態の良否の点検</li> <li>⑥ ドア パーシの摩耗及び破析、摩託がないに取付け状態の良否の点検</li> <li>② 下ア パーの取付け、状態の良否の点検</li> <li>② 下ア パーシの摩託及び破断、摩託がないなり、アイ・大きの良否の点検</li> <li>② 下ア パーシの摩託及び破断、摩託がないに表示が明めま否の点検</li> <li>② 下ア パーシの摩託を表が表が表の点検</li> <li>② 取付け状態の良否の点検</li> <li>② 取付け状態の良否の点検</li> <li>② 取付け状態の良否の点検</li> <li>② 取付け状態の良否の点検</li> <li>② 取付け状態の良否の点検</li> <li>※済れがある場合の清掃では、表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場並びに表示が明瞭でない場前でない場前の資料を対しませば表に表しましたが表しませば表しましたが表しませば表しませば表しませば表しませば表しませば表しませば表しませば表しませば</li></ul>	b. かご室の周 壁、天井及び 床	変形、摩耗、腐食等の有無の点検	1 M	※劣化がある場 合の修理又は 交換
ル ② 戸の開閉状態の良否の点検 ③ レールの合油及び摩託状態の良否の点検 ① 東海ローブのテンション状態及び破断、摩耗及 び取付け状態の良否の点検 ③ ドアブーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 3 M 3 M 3 M 3 M 3 M 3 M 3 M 3 M 3 M 3	c. かごの戸、ロ		1 M	父授
(4. かごの戸スイッチ (大き音略板の表示で) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		② 戸の開閉状態の良否の点検		
(d. かごの戸スイッチ で、安全棒 で、安全棒 で、全人権 で、大学 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、				
(4. かごの戸スイッチ (2) 取付け状態の良否の点検 (2) 取付け状態の良否の点検 (2) 取付け状態の良否の点検 (2) 取付け状態の良否の点検 (3) M (4) 大き (		び取付け状態の良否の点検		
d. かごの戸スイッチ e. 安全棒 e. 安全棒  f. 注意銘板の表示。  f. 注意銘板の表示。  g. 2 方向同時間			1 Y	
<ul> <li>e. 安全棒</li> <li>安全棒機構・スイッチの作動状態の良否の点検</li> <li>f. 注意銘板の表示</li> <li>が発熱</li> <li>著示が明瞭であることの確認</li> <li>1 M</li> <li>とう方向同時間 放警告装置</li></ul>		①作動の良否の点検		
				  ※調整不能の場
<ul> <li>f. 注意銘板の表示</li> <li>点 注意銘板の表示</li> <li>表示が明瞭であることの確認</li> <li>1 M 表示が明瞭であることの確認</li> <li>1 M 表示が明瞭であることの確認</li> <li>1 M 表示が明瞭であることの確認</li> <li>1 M</li></ul>	,.	51.211.0011.		合の修理又は
表示が明瞭であることの確認    表示が明瞭であることの確認	f. 注意銘板の表	   搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無、	1 M	
g. 2 方向同時開 放警告装置 h. ガイドシュー 3. 各階出し入れ ロ a. 各階出し入れ ロ の戸及び枠  ② 戸の開閉状態の良否の点検 ③ レールの給油及び摩耗が態の良否の点検 ④ 連動ローブのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検 ⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑥ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑥ ドアアルリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑤ ドアアルリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑤ ドアアルリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑥ ドアアルリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑥ ドアアルリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑤ ドアアルリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑥ ドアアルリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑥ ドアアルリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑥ ドアアルリの良否の点検 ⑥ ドアアルリの皮舌の点検 ⑥ ドアオンター ロックスイッチ d. 位置表示灯 e. 信号装置 (インターホン) f. ドアインター ロックスイッチ g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表示 示		***************************************		合又は表示が
g. 2 方向同時開 放警告装置 h. ガイドシュー 3. 各階出し入れ 口 a. 各階出し入れ 口の戸及び枠         取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検         1 Y           3. 各階出し入れ 口の戸及び枠         ① 戸、枠の摩耗、変形、さび等の有無及び取付け 状態の良否の点検         1 M 会又は取付け不良の場合の交換           ② 戸の開閉状態の良否の点検 ④ 連動ローブのテンション状態及び破断、摩耗並 びに取付け状態の良否の点検 ⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点 検 ⑥ ドア用バランスウェート・ストッパーの取付け 状態の良否の点検         1 Y 校 (3 取付け状態の良否の点検         1 Y 状態の良否の点検           b. 操作盤 c. 走行停止ボタン (スイッチ) d. 位置表示灯 e. 信号装置 (インターホン) f. ドアインター ロックスイッ チ g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表示         1 M の良否の点検         1 M 1 M           f 作動の良否の点検				
放警告装置 h. ガイドシュー 3. 各階出し入れ 口 a. 各階出し入れ 口の戸及び枠  ② 戸の開閉状態の良否の点検 ③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検 ④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検 ⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点 ⑥ ドア用パランスウェート・ストッパーの取付け状態の良否の点検 ⑥ ドア用パランスウェート・ストッパーの取付け状態の良否の点検 ⑤ ドア用パランスウェート・ストッパーの取付けま態の良否の点検 1 M ② 取付け状態の良否の点検 1 M  ② 取付け状態の良否の点検 1 M  を ま示灯の球切れの有無の点検 呼出し及び通話状態の良否の点検 「中動の良否の点検 「中動の良否の点検 「中動の良否の点検 1 M ※汚れがある場 を 指乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無			- 3.5	
h. ガイドシュー       3. 各階出し入れ口       1 Y         a. 各階出し入れ口の戸及び枠       ① 戸、枠の摩耗、変形、さび等の有無及び取付け 状態の良否の点検       1 M         ② 戸の開閉状態の良否の点検       1 M         ③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検       1 M         ④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検       1 Y         ⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検       1 Y         ⑥ ドア用バランスウェート・ストッパーの取付け状態の良否の点検       1 M         c. 走行停止ボタン(スイッチ)       ① 作動の良否の点検       1 M         c. 左行停止ボタン(スイッチ)       表示灯の球切れの有無の点検       1 M         で、アインターロックスイッチ       表示灯の球切れの有無の点検       1 M         の作出し及び通話状態の良否の点検       1 M         の作動の良否の点検       1 M         ② 取付け状態の良否の点検       1 M         ② 取付け状態の良否の点検       1 M         ② 取付け状態の良否の点検       1 M         ② 取付け状態の良否の点検       1 M         ※汚れがある場合又は表示が明瞭でない場	_	作動の良否の点検	1 M	
□ a. 各階出し入れ 口の戸及び枠	h. ガイドシュー	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	
ロの戸及び枠 状態の良否の点検				
② 戸の開閉状態の良否の点検 ③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検 ④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検 ⑤ ドアガーリの摩耗及び取付け状態の良否の点 1 Y 機(の) 作別の良否の点検 ⑥ ドア用バランスウェート・ストッパーの取付け状態の良否の点検 ② 取付け状態の良否の点検 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M			1 M	
② 戸の開閉状態の良否の点検 ③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検 ④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗並 びに取付け状態の良否の点検 ⑤ ドアポーリの摩耗及び取付け状態の良否の点 検 ⑥ ドア用バランスウェート・ストッパーの取付け 状態の良否の点検 ① 作動の良否の点検 ② 取付け状態の良否の点検 「動の良否の点検 「動の良否の点検 「本動の良否の点検 「かかったがした。信号装置(インターホン)f、ドアインターロックスイッチのようでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	ロの戸及い件	状態の良省の点検		
③ レールの給油及び摩耗状態の良否の点検 ④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否の点検 ⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検 ⑥ ドア用バランスウェート・ストッパーの取付け状態の良否の点検 ⑥ 作動の良否の点検 ① 作動の良否の点検 ② 取付け状態の良否の点検 「1 M 作動の良否の点検 「2 取付け状態の良否の点検 「1 M 作動の良否の点検 「1 M 作動の良否の点検 「1 M 「アインターとに信号装置(インターホン)」がアインターロックスイッチの表別では、で出し及び通話状態の良否の点検 「ドアインター」のよび、の表別では、の表別である。 「作動の良否の点検 「2 取付け状態の良否の点検 「4 を で出し及び通話状態の良否の点検 「5 ドアインター」の表別である。 「6 M 「1 M 「5 を で出し及び通話状態の良否の点検 「6 M 「5 を で出し及び通話状態の良否の点検 「6 M 「7 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「6 M 「8 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「6 M 「7 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「6 M 「8 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「6 M 「8 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「6 M 「8 を で出し及び通話状態の良否の点検 「6 M 「1 M 「8 を で出し及び通話状態の良否の点検 「7 を で出し及び通話状態の良否の点検 「8 を で出し及び通話状態の良否の点検 「8 を で出し及び通話状態の良否の点検 「8 を で出し及び通話状態の良否の点検 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「8 を で出し及び通話状態の良否の点検 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「1 M 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「9 を で出し及び通話状態の良否の点検 「9 を で出し及び通話状態を 「9 を で出し及び通話状態を 「9 を で出し及び通話状態を 「9 を で出し及び通話状態を 「9 を で出し及び通話状態を 「9 を で出し及び通話状態を 「9 を で出し及び通話状態を 「9 を で出し及び通話状態を 「9 を では、第一を では、第			134	交換
びに取付け状態の良否の点検 (5) ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点 検 (6) ドア用バランスウェート・ストッパーの取付け 大態の良否の点検 (1) 作動の良否の点検 (2) 取付け状態の良否の点検 (2) 取付け状態の良否の点検 (3) 作動の良否の点検 (4) 作動の良否の点検 (5) ドアインター				
⑤ ドアプーリの摩耗及び取付け状態の良否の点検       1 Y         検       ⑥ ドア用バランスウェート・ストッパーの取付け 状態の良否の点検       1 Y         b. 操作盤       ① 作動の良否の点検       1 M         c. 走行停止ボタン (スイッチ)       位置表示灯 (スイッチ)       1 M         d. 位置表示灯 e. 信号装置 (インターホン) f. ドアインター ロックスイッチ チ g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表示       ① 作動の良否の点検       1 M         f. ドアインター ロックスイッチ チ g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表示が明瞭であることの確認       1 Y       ※汚れがある場合又は表示が明瞭でない場		④ 連動ロープのテンション状態及び破断、摩耗並	1 Y	
検			1 Y	
b. 操作盤       状態の良否の点検       1 M         c. 走行停止ボタン (スイッチ)       作動の良否の点検       1 M         d. 位置表示灯 e. 信号装置 (インターホン) f. ドアインター ロックスイッチ f. ドアインター ロックスイッチ f. ドアインター ロックスイッチ f. 注意銘板の表示       ① 作動の良否の点検       1 M         f. 上注意銘板の表示       ① 作動の良否の点検       1 M         f. 注意銘板の表示       作動の良否の点検       1 Y         f. 注意銘板の表示       作動の良否の点検       1 Y         f. 注意銘板の表示       がびに表示が明瞭であることの確認       1 Y		検		
b. 操作盤			1 Y	
c. 走行停止ボタン       作動の良否の点検       1 M         c. (スイッチ)       d. 位置表示灯       表示灯の球切れの有無の点検       1 M         e. 信号装置       (インターホン)       f. ドアインター ロックスイッ チ のよろの点検       1 作動の良否の点検       1 M         e. 能外し装置       作動の良否の点検       1 M         e. 能外し装置       作動の良否の点検       1 Y         h. 注意銘板の表示       がびに表示が明瞭であることの確認       1 Y         がびに表示が明瞭であることの確認       2 との確認	b. 操作盤	① 作動の良否の点検		
ン (スイッチ) d. 位置表示灯 e. 信号装置 (インターホン) f. ドアインター ロックスイッ チ g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表示       表示灯の球切れの有無の点検 呼出し及び通話状態の良否の点検 りで出し及び通話状態の良否の点検 の関析け状態の良否の点検 ② 取付け状態の良否の点検 作動の良否の点検 作動の良否の点検 搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無 並びに表示が明瞭であることの確認       1 M 6 M         1 Y 技事禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無 並びに表示が明瞭であることの確認       1 Y 1 M	c. 走行停止ボタ			
d. 位置表示灯       表示灯の球切れの有無の点検       1 M         e. 信号装置 (インターホン)       呼出し及び通話状態の良否の点検       1 M         f. ドアインター ロックスイッ チ g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表示       ① 作動の良否の点検       1 M         f. 作動の良否の点検       1 M         作動の良否の点検       1 Y         搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無 並びに表示が明瞭であることの確認       1 M         会又は表示が明瞭でない場	ン	1120 1 201		
e. 信号装置 (インターホン) f. ドアインター ロックスイッ チ g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表 示 ・		表示灯の球切れの有無の点検	1 M	
f. ドアインター ロックスイッ チ g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表 示       ① 作動の良否の点検 作動の良否の点検 搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無 並びに表示が明瞭であることの確認       1 M 6 M         1 Y 1 M       ※汚れがある場 合又は表示が 明瞭でない場	e. 信号装置			
ロックスイッ チ g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表 示		① 作動の良否の点検	1 M	
g. 錠外し装置 h. 注意銘板の表示 搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無 1 Y 1 M ※汚れがある場	ロックスイッ	= '''		
h. 注意銘板の表 搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無 1 M ※汚れがある場		   作動の良否の点検	1 Y	
明瞭でない場	h. 注意銘板の表	搭乗禁止、積載量の標識の有無及び汚れの有無		
	亦	业いに表示か明瞭であることの確認 		

			交換
I. 戸開放防止ブ ザー	作動の良否の点検	1 Y	
4. かごの周囲及び昇降路			
a. 保守用停止スイッチ b. かごの上部の	作動の良否の点検 汚れの有無の点検	1 Y 3 M	
外観		O IVI	
c. かごつり車及 びおもりのつ	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無の 点検	1 Y	
り車	② ロープ溝の摩耗の有無の点検	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無の点検	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油の実施	1 Y	
d. ガイドシュー	取付け状態の良否及び摩耗の有無の点検	1 Y	
e. 主索	① 破断、摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることの確認	1 Y	
	② 取付け状態の良否及びダブルナット並びに割	1 Y	
	ピンの劣化の有無の点検 ③ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることの	1 37	
	点検   「一点検	1 Y	
f. ガイドレール		1 Y	
及びブラケッ ト	② さび、変形及び摩耗の有無の点検	1 Y	
g. つり合いおも り	取付け状態の良否の点検	1 Y	
h. つり合いおも	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
りの非常止め 装置	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	
	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
スイッチ・芸芸にみべれ	②作動の良否の点検	6 M	
j. 誘導板及びリ ミットスイッ	取付け状態の良否の点検	1 Y	
チ			
k. 中間つなぎ箱 及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否の点検 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないこと	1 Y 1 Y	
	の確認	1 1	
1. 着床装置	作動の良否の点検	1 M	
m. 給油器	<ul><li>① 給油機能の状態の点検</li><li>② 油量の適否の点検</li></ul>	6 M 6 M	
n. 昇降路	① 小荷物専用昇降機に係る設備以外のものの有	6 M	
	無の点検 ② 昇降路の亀裂及び損傷、汚れの有無の点検	1 Y	
	③ 頂部すき間が少なく、かごが障害物に接触しな	1 Y	
5. ピット	いことの確認		
a. 環境状況	① 漏水の有無の点検	6 M	
	② 汚れ及び小荷物専用昇降機に係る設備以外の	6 M	※汚れ又は小荷
	ものの有無の点検		物専用昇降機に係わる設備
			以外のものが
			有る場合の清 掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否の点検	1 Y	2117 C1 C 111V T
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	l

	② 非常止め装置に異常のないことの確認	1 Y	
d. つり合いおも	最上階に停止時すき間に余裕があることの確認	1 Y	
り底部すき間			
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
	② スプリングのさびの有無の点検	1 Y	
f. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び捩れに異常のないこ	1 Y	
	との確認		
	② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無の点検	1 Y	
g. 下部リミット	① 取付け状態の良否の点検	1 Y	
スイッチ	② 作動の良否の点検	6 M	

# 第5節 機械式駐車設備

# 7.5.1 二段方式駐車装置

- (a) 二段方式駐車装置の点検・保守は、駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号)等の関係法令 を遵守し適切に実施する。
- (b) 本節は、自動車駐車場に設置する機械式駐車装置で、二段方式の昇降式及び昇降横行式 のものに適用する。
- (c) 二段方式駐車装置の作業項目及び作業内容は、表 7.5.1 による。

表 7.5.1 二段方式駐車装置

表 7.5.1 二段方式駐車装置					
作業項目	作業内容	周期	備考		
1. 基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検	1 Y			
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無	6 M			
	の点検				
2. 外観の状況	① 腐食、変形、破損等の有無の点検	3 M			
	② 柱のねじれ及び曲がりの有無の点検	$3 \mathrm{M}$			
3. 駆動装置					
a. 電動機	異音、発熱の異常の有無の点検	3 M			
b. ブレーキ	ブレーキの作動状態の点検	3 M			
c. 伝動部	① 損傷及び緩みの有無の点検	3 M			
(チェーン・ワイ	② チェーン・ワイヤの張り状態の確認	3 M			
ヤ等)	③ 潤滑状態の点検	3 M			
	④ チェーン・スプロケット、ワイヤ・シーブの摩	3 M			
	耗状態の確認				
d. 油圧パワーユニット	① 各部に漏油がないことの確認	3 M			
	② 設定圧力の確認	3 M			
e. 停止位置検知	搬器が正しい位置に停止することの確認	3 M			
<b>壮 平</b>					
装置					
4. 搬器(パレッ	① 取付けボルトの緩みの有無の点検	3 M			
F)	② 車止めの状態の点検	3 M			
	③ ガイドローラーの作動状態の点検	3 M			
5. 電源盤、操作盤					
a. 操作及び動力	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y			
回路					
b. 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無	3 M			
tuti →	の点検				
c. 端子	緩み、変色及び破損の有無の点検	3 M			
d. 接地	① 断線及び緩みの有無の点検	1 Y			
	② 接地抵抗を測定し、その良否の確認	1 Y			

e. 操作スイッチ	押しボタンスイッチ及びキースイッチの作動状 況の確認	3 M	
6. 安全装置	① 自動車のはみ出し防止の作動状況の点検② インターロックの作動状況の確認③ 非常停止装置の作動状況の確認④ 行過制限装置の作動状況の確認⑤ 搬器降下制限装置の作動状況の確認⑥ 自然降下保護装置の作動状況の確認⑥ 自然降下保護装置の作動状況の確認⑦ 停電時の制動装置の作動状況の確認⑧ 出入口扉等の安全装置の作動状況の確認	3 M 3 M 3 M 3 M 3 M 3 M 3 M 3 M	
7. 電気配線	<ul><li>① キャプタイヤケーブル等の被覆の損傷の有無の点検</li><li>② 固定状態の点検</li></ul>	3 M	
8. 掲示·表示	③ 渡り配線の垂れの状況の点検 制限事項及び注意事項の確認	3 M 3 M	

# 第8章 工作物 • 外構等

## 第1節 一般事項

## 8.1.1 適用

本章は、工作物及び外構等の点検・保守に関する業務に適用する。

# 第2節 工作物

## 8.2.1 鉄塔

鉄塔 (タラップ、ラック、デッキ、手すり等の金物類を含む) の作業項目及び作業内容は、表 8.2.1 による。

表8.2.1 鉄塔 (タラップ、ラック、デッキ、手すり等の金物類を含む)

作業項目	作業内容	周期	備考
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,,,, -
1. 基礎部(鉄筋コ	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、	1 Y	[12条点検]
ンクリート)	はらみ及び剥落の有無の点検。認められた場合		
	は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等		
	で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認		
	② 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 鉄骨部	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐	1 Y	[12条点検]
	食の有無の確認		
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	[12条点検]
	④ 異常なたわみ、そり及び異常振動の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	⑤ タラップ等の付属物のがたつき、破損及び腐食	1 Y	
	の有無の点検並びに落下の恐れがないことの点		
	検		

# 8.2.2 設備架台·囲障

設備架台(デッキ、手すり等)・囲障(フェンス等)の作業項目及び作業内容は、表 8.2.2 による。

表8.2.2 設備架台 (デッキ、手すり等)・囲障 (フェンス等)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 基礎部(鉄筋コ	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、	1 Y	[12条点検]
ンクリート)	はらみ及び剥落の有無の点検。認められた場合		
	は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等		
	で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認		
	② 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
2. 鉄骨部	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐	1 Y	[12条点検]
	食の有無の確認		
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	[12条点検]
	④ 異常なたわみ、そり及び異常振動の有無の点検	1 Y	[12条点検]
	⑤ タラップ等の付属物のがたつき、破損及び腐食	1 Y	
	の有無並びに落下の恐れがないことの点検		

# 8.2.3 煙突

煙突(タラップ等の金物類を含む)の作業項目及び作業内容は、表 8.2.3 による。

表8.2.3 煙突 (タラップ等の金物類を含む)

作業項目	作業内容	周期	備考
1. コンクリート	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、	1 Y	[12条点検]
造	はらみ及び剥落の有無の確認。認められた場合		
	は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等		
	で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認		
	② 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	
	③ 煙突下部の断熱材の堆積物の有無を点検	1 Y	
2. 鉄骨造	① 部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび及び腐	1 Y	[12条点検]
	食の有無の確認		
	② 塗装及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y	
	③ ボルト、ターンバックル等の緩みの有無の確認	1 Y	
	④ 異常なたわみ、そり及び振動の有無の点検	1 Y	
	⑤ タラップ等の付属物のがたつき、破損及び腐食	1 Y	
	の有無並びに落下の恐れがないことの点検		

## 8.2.4 擁壁

擁壁の作業項目及び作業内容は、表 8.2.4 による。

表8.2.4 擁壁

作業項目	作業内容	周期	備考
擁壁	① ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、	1 Y	[12条点検]
	はらみ及び剥落の有無の確認。認められた場合		
	は、安全に作業できる範囲をテストハンマー等		
	で軽打を行い、浮き及び剥離の範囲の確認		
	② 異常なたわみ、そり及び振動の有無の点検	1 Y	
	③ 水抜き孔のつまりの有無の点検	1 Y	[12条点検]
	④ 擁壁の天端の状態の点検	1 Y	

# 第3節 外構

## 8.3.1 敷地

- (a) 敷地の作業項目及び作業内容は、表 8.3.1 による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表8.3.1 敷地

作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 地盤面	① ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無の点	1 Y	3 Y	[12条点検]
(舗装部分を	検			
除く)	② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y	3 Y	
2. 歩道、玄関ポー		1 Y	3 Y	
	の安全かつ円滑な運搬に支障を及ぼす恐れが			
敷地内通路	ある亀裂その他の損傷、変形若しくは腐食の有			
	無について点検			
3. アスファルト	① ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無の点	1 Y	3 Y	
舗装・コンクリ	検			
ート舗装	② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y	3 Y	

4. コンクリート 平板舗装・イン	① ひび割れ、欠け、不陸、あばれ、がたつき 及び陥没の有無の点検	1 Y	3 Y	
ターロッキン グブロック舗 *** - 気 - 757	② 歩行部の排水状況(水溜りの有無)の点検	1 Y	3 Y	
装・縁石等 5. 視覚障害者誘 導用ブロック	<ul><li>① ぐらつき、浮き、欠け及び剥離の有無の点</li><li>検</li></ul>	1 Y	3 Y	
	② 汚れ等によりブロックの輝度比、視認性が 損なわれていないかの確認	1 Y	3 Y	
6. その他付属物	案内表示等の敷地内に設置されている付属 物のぐらつき、汚れ、さび、腐食等の有無の点 検	1 Y	3 Y	

#### 8.3.2 ~~~

- (a) へいの作業項目及び作業内容は、表 8.3.2 による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

X0.0.2				
作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
~//	① へいと周辺地盤との相対的な沈下及び浮上	1 Y	3 Y	[12条点検]
(コンクリート	の有無の点検			
造・補強コンク	② へいの傾斜の状態の良否の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
リートブロッ	③ ひび割れ、エフロレッセンス、浮き、はら	1 Y	3 Y	[12条点検]
ク造・組積造	み、剥離及び剥落の有無の点検			
等)	④ 異常なたわみ及びそりの有無の点検	1 Y	3 Y	[12条点検]
	⑤ フェンス等の付属物のがたつき、破損及び	1 Y	3 Y	
	腐食の有無並びに落下の恐れがないことの			
	点検			

表8.3.2 へい

## 8.3.3 門

- (a) 門の作業項目及び作業内容は、表 8.3.3 による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I」による。

表8.3.3 門

作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
門	① 作動状態の良否及び損傷の有無の点検	1 Y	3 Y	
	② さび及び腐食の有無の点検	1 Y	3 Y	
	③ 取付け状態の良否の点検	1 Y	3 Y	

## 8.3.4 排水桝・マンホール・側溝・街きょ

- (a) 排水桝・マンホール・側溝・街きょの作業項目及び作業内容は、表 8.3.4 による。
- (b) 周期 I 又は周期 II の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表8.3.4 排水桝・マンホール・側溝・街きょ

作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
排水桝・マンホー	① 排水状態の良否の点検	6 M	3 Y	[12条点検]
ル・側溝・街きょ	② 側溝及び街きょの破損の有無の点検	6 M	3 Y	

③ 排水桝と建物及び周辺地盤との相対的な沈下並びに浮上の有無の点検	1 Y	3 Y	
④ 排水桝と排水管との接続部分のずれ及び損	1 Y	3 Y	
傷の有無の点検 ⑤ 排水桝及びマンホールの蓋の破損の有無の	1 Y	3 Y	
点検 ⑥ 排水桝、マンホール及び蓋に付属する金物	1 Y	3 Y	
の取付け状態の良否、さび及び腐食の有無の 点検			

# 第4節 植栽・緑地

# 8.4.1 植栽·緑地

植栽・緑地の作業項目及び作業内容は、表 8.4.1 による。

表8 4 1 植栽 • 緑地

	表8.4.1 恒萩・絿地	141 Hu	/
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 樹木の活力度	① 枝折れ、枝枯れの有無の点検	1 Y	・春又は秋に実施。
	② 葉色及び葉の大きさに異常の有無の点検	1 Y	・春又は秋に実施。
	③ 倒木及び落枝の可能性の有無の点検	1 Y	・台風シーズン前の実施 が望ましい。
	④ 樹木による走行障害の点検	1 Y	・春又は秋に実施。
2. 芝生の活力度	① 淡黄色部分又は裸地部分の有無の点検 ② 水はけの状態の点検 ③ 刈り込み状態の点検	1 Y 1 Y 1 Y	
3. 病害虫	① 病害及び虫害の症状の有無の確認 ② 木の根元のキノコ発生の有無を確認する。	1 Y 1 Y	
4. 緑地空間の維持	① 枝葉による建物等への支障の有無の確認 ② 樹姿の状態が良好であることの確認	1 Y 1 Y	

# 8.4.2 屋上緑化システム

- (a) 屋上緑化システムの作業項目及び作業内容は、表 8.4.2 による。
- (b) 周期 I 又は周期 I の適用は特記により、表単位で同一の周期とする。なお、特記がない場合は「周期 I 」による。

表8.4.2 屋上緑化システム

作業項目	作業内容	周期I	周期Ⅱ	備考
1. 防水層及び排	① 防水層に植物根の侵入等による損傷の兆候	3 M	1 Y	
水	の有無の点検 ② 排水溝、ドレンに植栽土、枯葉等の堆積等 がないことの点検	3 M	1 Y	
2. 植栽の活力度	① 生育不良、枯損及び病害虫の兆候の有無の 点検	3 M	1 Y	
	② 植栽以外の雑草の生育の有無の点検	3 M	1 Y	
3. 灌 水	灌水設備及び散水設備の損傷の有無及び作 動状態の点検	3 M	1 Y	

#### 第3編 運転・監視及び日常点検・保守

#### 第1章 一般事項

## 第1節 一般事項

#### 1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、中央監視制御装置がある建築物等において常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に関する業務に適用する。

## 1.1.2 業務の条件

- (a) 年間における業務を行わない日は、特記による。
- (b) 施設の冷暖房の時期及び始業終業時間又は設備運転時間は、特記による。
- (c) 電算室等特別な空調を必要とする室は、その条件を含めて特記による。

#### 1.1.3 施設情報の把握

第1編 第1章1.2.1「業務計画書」、1.2.2「作業計画書」の作成及び業務の実施は、次の事項を十分把握して行うものとする。

- (1) 入居官署の施設運営に関すること
- (2) 設備機器の設置年及び運転時間に関すること
- (3) 施設の行事に関すること
- (4) 設備系統図に関すること

#### 1.1.4 運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備等の範囲は、 特記による。

- (1) 設備機器の起動・停止の操作
- (2) 設備運転状況の監視又は計測・記録
- (3) 室内温湿度管理と運転条件の変動に対応した機器の制御、設定値調整
- (4) 省エネルギー運転
- (5) 季節運転切替え、本予備機運転切替え
- (6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握
- (7) その他特記で定めた事項

#### 1.1.5 点検の範囲

- (a) 日常点検の対象部分、数量等は、特記による。
- (b) 電気室、機械室等の主要な設備機器の設置場所は、1日1回巡視して機器等の異常の有

無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には施設 管理担当者に報告する。

(c) 点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等(作業床高さ2m以上)は、特記による。

#### 1.1.6 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換及び補充
  - ① 潤滑油、グリス、充填油等
  - ② ランプ類、ヒューズ類
  - ③ パッキン、Oリング類
  - ④ 精製水の補充
  - ⑤ フィルター類
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗料、その他の部品補修(タッチペイント)、その他これらに類する作業
- (8) 消耗品の在庫管理
- (9) 保守で生じた発生材の分別及び指示された場所での保管
- (10) その他特記で定めた事項

#### 1.1.7 運転・監視及び日常点検・保守の実施

本編各章に定めるところにより運転・監視及び日常点検を適正に行い、必要に応じて、保 守の措置を講ずる。

## 1.1.8 周期の表記

運転・監視及び日常点検・保守の周期の表記は、次による。

- (1)「2H」は、2時間ごとに行うものとする。
- (2)「4/D」は、1日に4回行うものとする。
- (3)「1D」は、1日ごとに行うものとする。
- (4)「1W」は、1週ごとに行うものとする。
- (5) 「2/M」は、1月に2回行うものとする。
- (6)「1 M」は、1月ごとに行うものとする。
- (7)「2M」は、2月ごとに行うものとする。

(8)「3M」は、3月ごとに行うものとする。

#### 1.1.9 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

- (1) ランプ類 (照明用ランプ、表示灯を含む)
- (2) ヒューズ類
- (3) パッキン、Oリング類
- (4) 蓄電池用精製水
- (5) 発電機用燃料 (オイルを含む)
- (6) フィルター類
- (7) 乾電池類
- (8) 塗料 (タッチペイント)

#### 1.1.10 定期点検時の立ち会い

業務関係者は、別契約の関連業者が行う定期点検に立ち会う。

- 1.1.11 運転・監視の記録及び報告
  - (a) 日常業務における業務日誌を作成し、記録整理する。
  - (b) 運転・監視の業務の記録には、次の事項を記載する。
    - (1) 記録者
    - (2) 機器の運転開始時刻及び終了時刻
    - (3) 熱源機器運転中の外気温湿度
    - (4) 電気、ガス、油、水道、下水道等の光熱水の使用量
    - (5) その他本編に定める項目
  - (c) 業務の報告は、施設管理担当者との協議による。なお、業務において、正常でないことが認められた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。

## 1.1.12 臨機の措置等

- (a) 災害発生に対する措置について、施設管理担当者と協議の上、次の事項をまとめた防災 マニュアルを作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。
  - (1) 緊急事態への準備
  - (2) 緊急事態発生後の対応
  - (3) 業務の早期復旧
- (b) 災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるものとする。 この場合は、直ちに施設管理担当者に連絡するとともに、防災センター等との連絡調整を 行う。

#### 1.1.13 機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法について、施設管理 担当者とあらかじめ協議して定めておく。なお、緊急を要する場合は、業務関係者は必要な 措置を直ちに講じる。

#### 1.1.14 資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの整理及び保管を行う。

- (1) 機器の取扱説明書等
- (2) 機器台帳等
- (3) 工具及び器具とその台帳

## 1.1.15 設備室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及びはき掃除程度の清掃を行う。

#### 1.1.16 障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

#### 1.1.17 防災訓練等への参加

受注者は、施設管理担当者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

# 第2章 建築

# 第1節 建築

# 2.1.1 建築

建築の作業項目及び作業内容は、表 2.1.1 による。

表2.1.1 建築

表2.1.1 建築					
作業項目	作業内容	周期	備考		
1. 陸屋根	① 排水状態の良否の点検	1 M			
	② 堆積物及びごみの有無の点検	1 M			
	③ 植物の有無の点検	1 M			
2. ルーフドレ	① 排水状態の良否の点検	1 M			
ン・とい	② さび及び腐食の有無の点検	1 M			
	③ 破損及び漏水の有無の点検	1 M			
3. トップライト	① 傷、割れ、変形及び破損の有無の点検	3 M			
	② さび及び腐食の有無の点検	3 M			
4. 外 壁	仕上げ材の異常の有無の点検	3 M			
		0.3.4			
5. 屋外階段	① 排水状態の良否の点検	3 M			
	② 通行の妨げになる物品の有無の点検	3 M			
6. バルコニー	排水状態の良否の点検	2 1/1			
b. ////		3 M			
7. 視覚障害者誘	廊下等における誘導路の妨げになる障害物の有	1 D			
導用ブロック	無の点検	ID			
8. 建 具	//// × フ /// (大				
1. 扉枠・シャッ	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	3 M			
ター	② 異常音の有無の点検	3 M			
	③ 施錠状況の良否の点検	3 M			
	④ ガラス部分がある場合は、傷、破損等の有無の	3 M			
	点検	3 1,1			
	⑤ 避難扉及びシャッターの開閉の妨げになる障	1 D			
	害物の有無の点検				
ロ. 窓・窓枠	① 建具及びその周囲からの漏水の有無の点検	3 M			
	② 異常音の有無の点検	3 M			
	③ 施錠状況の良否の点検	3 M			
	④ 有害な影響を与える結露の有無の点検	3 M			
	⑤ 開閉動作状況の良否の点検	3 M			
	⑥ ガラスの傷及びひび割れの有無の点検	3 M			
9. エキスパンシ	金物の変形及び破損の有無の点検	3 M			
ョンジョイン					
卜金物					
_10. 車いす用駐車スペース	障害物の有無の点検	1 D			

## 第3章 電気設備

## 第1節 一般事項

## 3.1.1 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。 なお、作業項目、作業内容及び周期が、「保安規程の日次点検、月次点検等の日常巡視点 検手入れ」と異なる場合は、保安規程を遵守できるよう調整する。

## 第2節 電灯·動力設備

## 3.2.1 電灯・動力

電灯・動力の作業項目及び作業内容は、表 3.2.1 による。

表3.2.1 電灯・動刀				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 照明器具	共用部分の点灯状態の確認	1 M		
2. 分電盤・照明制 御盤	<ul><li>① 異常音の有無の点検</li><li>② 各開閉器等の開閉状態の確認</li><li>③ 内蔵タイマーの設定値の確認</li></ul>	1 M 1 M 1 M		
3. 制御盤	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検 ② コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無の点検	1 M 1 M		
4. 電気自動車用 普通充電装 置・急速充電装 置	<ul><li>① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検</li><li>② 充電コネクタ・ケーブルの破損、摩耗の有無の 点検</li></ul>	1 M 1 M		

表3.2.1 電灯・動力

## 第3節 受変電設備

#### 3.3.1 受変電

- (a) 受変電の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に電気主任技術者 と協議し、巡視経路を定めて点検する。なお、異常がある場合は速やかに、施設管理担当 者又は電気主任技術者に報告する。
- (b) 受変電の作業項目及び作業内容は、表 3.3.1 による。

表3.3.1 受変電

双5.5.1 又发电				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 盤類	① 扉の開閉の良否を点検及び施錠の有無の点検	1 M		
(配電盤・パイプ	② 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさび	1 M		
フレーム・さく	の有無の点検			
等)	③ ボルトの緩みの有無の点検	1 M		
	④ 雨水浸入、ほこり等の堆積状態の確認	1 M		
	⑤ 標識の汚損及び取付け状態の確認	1 M		
2. 特別高圧機器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態の確認	1 D		

3. 高圧機器 a. 変圧器 (モールド変圧 器・油入変圧	異常音、異臭、異常振動等の有無の点検	1 W	
器) b. 交流遮断器・ 断路器・負荷 開閉器・電磁 接触器	異常音、異臭、漏油等の有無の点検	1 D	
c. 計器用変圧 器・変流器	① 汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無 の点検	1 W	
	② 接続部の変色の有無の点検	$1~\mathrm{W}$	
	③ 接地線の外れ、断線等の有無の点検	$1~\mathrm{W}$	
d. 指示計器・表	① 各計器の表示値の適否の確認	1 D	
示操作類	② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェック	1 M	
e. 高圧進相コン デンサ・直列 リアクトル	の確認 異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	1 W	
4. 低圧機器			
a. 開閉器類	① 異常音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無の点	1 M	
(配線用遮断			
器・漏電遮断	② 開閉表示状態(指示、点灯)の確認	1 M	
器・電磁接触			
器)			
b. 指示計器・表	① 各計器の表示値の適否の確認	1 D	
示操作類	② 配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェック	1 M	
4 AK11 M	で確認	2 2.2	
c. 低圧進相コン デンサ・直列	異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	1 W	
リアクトル			

# 第4節 自家発電設備

# 3.4.1 自家発電装置

- (a) 自家発電装置の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速 な対応がなされるよう行う。
- (b) 自家発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1 による。

表3.4.1 自家発電装置

X 3. ₹. 1 □ 3 元 电表色				
作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 自家発電装置	① 燃料油、潤滑油及び冷却水の漏れの有無の点検② 潤滑油の油量が適正であることの確認	1 D 1 W		
2. 配電盤	① 配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェック等により確認 ② 自家発電装置が始動及び自動運転待機状態(切替スイッチの自動側位置等)にあることの確認	1 M 1 W	<ul><li>装置搭載盤を 含む。</li><li>装置搭載盤を 含む。</li></ul>	
3. 補機付属装置 a. 始動用蓄電池 装置				
4. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認	1 D		

	② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 W	
p. 始動用蓄電	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W	
池装置	② 蓄電池の電解液面の点検、最高・最低液面線内	1 W	
	にあることの確認		
	ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 777	
1 松梨田虚层层	③ 蓄電池の総出力電圧の確認	1 W	
b. 始動用空気圧	① 充気された空気を圧力計指示値により確認	1 W	
縮装置	② 空気槽内の水抜きの実施	1 W	
c. 燃料タンク・	① タンク、ポンプ及び配管の油漏れ並びに変形、	1 W	
燃料移送ポン	損傷等の有無の点検		
プ等	② 適正な油量の確認	1 W	
d. 冷却水タンク	① タンク、機器及び配管の水漏れ並びに変形、損	1 W	
	傷等の有無の点検		
<b>—</b> . N	② 冷却水の水量等の確認	1 W	
e. ラジエータ	① ラジエータ排風口周りの障害物の有無の点検	1 W	
	② ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無の点 検	1 W	
f. 換気装置	① 自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置	1 M	
1. 沃州农区	の運転が適正であることを手動運転により確認	1 1/1	
	② 給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動	1 M	
	して運転できることの確認	1 1/1	
g. 排気管・消音	① 排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれてい	1 M	
器	ないことの確認	1 1/1	
нн	② 排気管等の支持金具の緩みの有無の点検	1 M	
h. バルブ	各種バルブの開閉状態の確認	1 M	
11. /. /	ロコエーシェン よいいはいいんいのよう 特定体の	1 141	
4. 試運転	① 試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動	1 M	
1. 1. () [ [	時間の確認	1 1/1	
	② 運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が	1 M	
	適正であることの確認	1 1/1	
	③回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始	1 M	
	動前及び運転時の指示値の確認		
	④ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等	1 M	
	を自動始動側に切替えて、運転待機状態にある		
	ことの確認		
	_ · rpage		

# 第5節 直流電源設備

# 3.5.1 直流電源装置

直流電源装置の作業項目及び作業内容は、表 3.5.1 による。

表3.5.1 直流電源装置

作業項目	作業内容	周期	備考	
1. 整流装置	① 表示灯類の点灯状態の確認	1 D		
	② 操作、切替スイッチ等の状態の確認	1 W		
2. 蓄電池	① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検 ② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線 内にあることの確認 ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。	1 W 1 W		
	③ 蓄電池の総出力電圧の確認	1 W		

# 第6節 交流無停電電源設備

## 3.6.1 交流無停電電源装置 (UPS)

交流無停電電源装置(UPS)の作業項目及び作業内容は、表 3.6.1 による。

ただし、第2編3.6.1(b)に定める簡易形を除く。

表3.6.1 交流無停電電源装置 (UPS)

作業項目	作業内容	周期	備考
11 214 2411	IF未广1台	归朔	加力
1. 交流無停電電			
源装置 (UPS)			
a. 整流装置・イ	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、	$1\mathrm{W}$	
ンバータ装置	異臭、腐食等の有無の点検		
	② 各計器の指示値の確認	1 D	
	③ 表示灯類の点灯状態の確認	1 M	
b. 蓄電池	  ① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 W	
D. 宙电他			
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線	1 W	
	内にあることの確認		
	ただし、制御弁式鉛蓄電池等を除く。		
	③ 蓄電池の総出力電圧の確認	$1\mathrm{W}$	

# 第7節 太陽光発電設備

# 3.7.1 太陽光発電装置

(a) 本項は、システム容量 100kW 未満の太陽光発電装置に適用する。 なお、外灯等の機器付属の太陽光発電装置は対象外とする。

(b) 太陽光発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.7.1 による。

表3.7.1 太陽光発電装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 太陽電池アレ	① 表面の汚れ、破損、変色、落葉等の有無の点検	1 M	
イ	② 外部配線の損傷の有無の点検	1 M	
2. 接続箱・集電箱	外部配線の損傷の有無の点検	1 M	
3. パワーコンデ	① 外部配線の損傷の有無の点検	1 M	
ィシナ (インバ ータ・系統連系 保護装置等)	② 動作時の異常音、異臭等の有無の点検	1 M	
4. 蓄電池	  ① 蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検	1 M	
	② 蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることの確認 ただし、据置鉛蓄電池(制御弁式)等を除く。	1 M	
5. 発電状況	指示計器又は表示により正常に発電しているこ との点検	1 D	

# 第8節 風力発電設備

## 3.8.1 風力発電装置

- (a) 本項は、小形風力発電装置(受風面積:20m²未満)に適用する。
- (b) 風力発電装置の作業項目及び作業内容は、表 3.8.1 による。

表3.8.1 風力発電装置

公····································			
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 風車発電装置	風車回転時の異常振動、異常音等の状態の確認	1 D	
2. 制御装置及び計 測・保護装置	各指示計器の指示値により正常に発電している ことの確認	1 D	
3. 諸装置(支持構 造物等)	外観の異常の有無の点検	1 D	

# 第9節 外灯

## 3.9.1 外灯

外灯の作業項目及び作業内容は、表 3.9.1 による。

#### 表3.9.1 外灯

作業項目	作業内容	周期	備考
外灯	① 点灯状態の確認	1 D	
	② 灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の 有無の点検	1 M	
	③ 地中埋込型器具の場合、歩行に危険な段差が生じていないかの確認	1 M	

## 第10節 航空障害灯

# 3.10.1 航空障害灯

航空障害灯の作業項目及び作業内容は、表 3.10.1 による。

表3.10.1 航空障害灯

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 灯具	点灯状態の確認	1 D	
2. 制御盤	① 異常音、発熱、異臭、変色等の有無の点検 ② 警報作動状態を試験用押しボタン等により確認	1 M 1 M	

## 第11節 雷保護設備

## 3.11.1 雷保護

雷保護の作業項目及び作業内容は、表 3.11.1 による。

表3.11.1 雷保護

	公司: 1 田林陵		
作業項目	作業内容	周期	備考
雷保護	① 突針・支持管の取付け状態の確認	1 M	_
	② 棟上げ導体の取付け状態、損傷等の有無の点検	1 M	

# 第12節 構内配電線路·構内通信線路

# 3.12.1 構内配電線路・構内通信線路

構内配電線路・構内通信線路の作業項目及び作業内容は、表 3.12.1 による。

表3.12.1 構内配電線路・構内通信線路

作業項目	作業内容	周期	備考
構内配電線路・構	① 架空線、引込線及びちょう架線と植物との離隔	1 M	
内通信線路	距離並びにたるみ、損傷等の有無の点検		
	② 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の	1 M	
	有無の点検		
	③ 引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コ	1 M	
	ンパウンド漏れ等の有無の点検		
	④ マンホール及びハンドホールの蓋の損傷の有	1 M	
	無の点検		
	⑤ マンホール及びハンドホール内の浸水の有無	3 M	
	の点検		

# 第4章 機械設備

## 第1節 温熱源機器

# 4.1.1 適用

温熱源機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表 4.1.2~表 4.1.5 によるほか、関係法令により適切に実施する。

## 4.1.2 運転·監視記録

運転・監視記録の項目及び周期は、表4.1.2による。

表4.1.2 運転·監視記録

機器の種別	項目	周期
鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー	・ボイラー蒸気圧力又は温水温度	
	・ボイラー及び給水タンク水位	
	・給水温度、圧力及び流量	
	・循環ポンプ吐出及び吸込圧力	
	・燃料温度、圧力及び流量、	
	・燃焼空気温度及び風圧	
	<ul><li>排ガス温度</li></ul>	
	・炉内及び煙道ドラフト	
	・排ガス濃度分析及びばい煙濃度	2 H
	・天候	
	・ボイラー室温度	
無圧式温水発生機·真空式温水発生機	・真空度(真空式に限る)	
	・缶内水位	
	・燃料保有量又はガス供給圧力	
	<ul><li>供給温度及び設定温水温度</li></ul>	
	・天候	
	・機械室温度	
温風暖房機	・ばい煙濃度	
	・油ポンプ圧力	1 D
	・天候	1 D
	• 機械室温度	

## 4.1.3 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー

鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラーの作業項目及び作業内容は、表4.1.3による。

表4.1.3 鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー

作業項目	作業内容	周期	備考
1. 起動前		1 D	_
a. 圧力計・水高	① 指針に異常のないことの確認		
計・温度計	② ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことの確認		
b. 水面計・連絡	① コック又は弁の開閉状態が正常であることの確認		
配管・水位検	② 水面計、低水位遮断装置及び水面制御装置の機能に異		
出器用連絡配	常のないことの確認		
管			
c. ボイラー水位	水面計の水位が安全低水位以上の位置にあることの確		
	認		
d. 燃料及び給水	① 弁の開閉状態が正常であることの確認		

系統

- e. バーナー
- f. ボイラー燃焼 室
- g. 煙道ダンパー
- h. ボイラー室の 換気
- i. 吹出し作業 (鋼製ボイラ ーに限る)
- j. 給水軟化装置 (鋼製ボイラ ー限る)
- k. 燃料
- 1. 給水タンク
- m. 薬液タンク (鋼製ボイラ ーに限る)
- 2. 起蒸時
  - a. プレパージ動 作
- b. バーナー
- c. 燃燒安全装置
- d. 低水位遮断装 置
- e. 水面計 (鋼製ボイラ ーに限る)
- f. 水面計取付け ① 連絡配管、弁 水柱管・水位 いことの確認

- ② 燃料又は水漏れがないことの確認
- ① 燃料噴射ノズルから燃料漏れがないことの確認
- ② 炎口部にすす、未燃物等による汚れがないことの確認
- ③ バーナーの装着状態が正常であることの確認 耐火材の脱落、カーボンの付着等がないことの確認

ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことの確認

換気状態が良好に維持されていることの確認

- ① ボイラー水の濃縮状態に応じて吹出しの実施
- ② 吹出し作業終了後、吹出し弁の閉止状態に異常がなく、 弁及び配管から漏れがないことの確認
- ① 装置出口の水に硬度リークがないことの確認
- ② 再生用食塩の保有量が適切であることの確認
- ① 油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切である ことの確認
- ② ガスだきボイラーは、一次側ガス圧力が正常であることの確認
- ③ パイロットバーナーを付属するボイラーは、点火用燃料源の状態に異常のないことの確認
- ① 水位が常用水位以上にあることの確認
- ② 入口及び出口弁が確実に開いていることの確認 清缶剤等の薬液タンク内の保有量が適切であることの 確認

① 動作時間に異常のないことの確認

- ② 比例制御又はHi-Low-Off制御方式のボイラーにあっては、プレパージ中に空気ダンパーが十分な開度まで開いていることの確認
- ① 点火スパーク及びパイロットバーナーの火炎の色及び 大きさに異常のないことの確認
- ② 主バーナーの点火時に、バックファイヤー、著しい黒煙の発生、異常な燃焼音、振動等がなくスムーズに点火することの確認
- ① 主バーナーの燃焼中に火炎検出器の受光面を遮蔽した 場合に、直ちに安全遮断弁が閉止し、バーナーが消火す ることの確認
- ② バーナー消炎後制御盤の警報が鳴り、断火表示灯が点 灯することの確認
- バーナーの燃焼中に水位検出器下部の吹出し弁又はコックを開き、検出器内の水位を一時低下させ、弁又はコックを閉止した場合に、安全遮断弁が閉止し、バーナーが消炎すること及び同時に制御盤の警報が鳴り、低水位表示灯が点灯することの確認
- ① 水面計の水側、蒸気側及び吹出し側コックの開・閉操作をした場合に、水及び蒸気側の流通状態に異常がないことの確認
- ② 2本の水面計の指示水位に著しい誤差がないことの確認
- ① 連絡配管、弁及びコック等から水又は蒸気の漏れがないことの確認

1 D

検出用連絡配管 (鋼製ボイラーに限る) g. 吹出し装置 3. ボイラー運転	② 水柱管及び水位検出器下部の吹出し弁を開き、内部に付着するスケールその他の異物を除去。また、清掃終了後は、水側及び蒸気側の弁が開き、吹出し弁が閉止し、漏れがないことの確認吹出し弁及びその接続配管からの漏れがないことの確認	1 D	
中 a. 常 b. 水 が が が が が が が が か か が が か が か が か が か	ボイラーの圧力(温水ボイラーにあっては温度)、水位及び燃焼状態を常時監視 給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラー水位が規定の位置に保持されていることの確認 ボイラー圧力又は温度が変化するとき、規定の圧力又は 温度でバーナーが自動的に停止又は起動することの確認 燃焼量制御(比例制御、Hi-Low-Off又はHi-Mid-Low-Off) を行うものは、ボイラーの圧力又は温度の変化によりバーナーが規定の燃焼量で制御されることの確認 ① 安全弁に漏れがないことの確認 ② 取付け部等に漏れがないことの確認 ③ 逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことの確認 ① 風道、風箱等から燃焼空気の漏れがないことの確認 ② ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないことの確認 鋼製ボイラーの水質試験は、2編4章7節「水質管理」 の当該事項による。		<ul><li>特記が場合</li></ul>
4. 運転終了時の 作業	<ul> <li>① 制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃焼手動弁の閉止</li> <li>② 給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し上げた位置で止め、給水止弁の閉止</li> <li>③ 主蒸気弁又は温水供給弁の閉止</li> <li>④ ボイラー燃焼室内がある程度冷却するのを待ってバーナーを開いた場合に、ノズルからの燃料漏れがないことを確認。また、炎口部等の掃除の実施</li> <li>⑤ 煙道ダンパーの閉止</li> <li>⑥ 電源スイッチの遮断</li> <li>⑦ 吹出し弁及び配管に漏れがないことの確認</li> <li>⑧ 燃料、給水及び蒸気又は温水の各系統に漏れがないことの確認</li> <li>⑨ ボイラー周辺部に損傷等がないことの確認</li> </ul>	1 D	

# 4.1.4 真空式温水発生機·無圧式温水発生機

真空式温水発生機・無圧式温水発生機の作業項目及び作業内容は、表 4.1.4 による。

表4.1.4 真空式温水発生機·無圧式温水発生機

	我····································		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 起動前		1 D	
a. 連成計	真空式は、次による。		
	① 指針に異常のないことの確認		
	② ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことの確認		

b. 水面計 c. 燃料及び給水 系統 d. 機械室の換気 e. 煙道ダンパー f. 燃料	水面が規定の水位にあることの確認 ① 弁の開閉状態が正常であることの確認 ② 配管接続部から燃料又は水漏れがないことの確認 換気状態が良好に維持されていることの確認 全開の状態にあることの確認 ① 油だき温水発生機は、燃料タンクの保有量が適切であることの確認 ② ガスだき温水発生機は、一次側ガス圧力が正常であることの確認		
2. 起動及び運転		1 D	
中			
a. 起動動作	① 起動時のプレパージ及び点火動作が正常であることの 確認		
	② 停止時の消火動作が正常であることの確認		
b. 供給及び設定 温水温度	規定の許容範囲内にあることの確認		
c. 燃燒状態	燃焼音、火炎の形状及び色が正常であることの確認		
d. 給水及び燃料 系統	水又は燃料漏れがないことの確認		
e. 燃焼ガス	煙室、爆発扉、掃除口扉、煙道等からの漏れがないこと の確認		
3. 運転終了時の		1 D	
作業	① 燃料元弁の閉止		
	② 電源スイッチの遮断		

## 4.1.5 温風暖房機

温風暖房機の作業項目及び作業内容は、表 4.1.5 による。

表4.1.5 温風暖房機

公主.1.0 LLL/AND////X				
作業項目	作業内容	周期	備考	
温風暖房機	① 燃焼室内部に汚れ及び変形がないことの確認	1 D		
	② バーナーに異常音及び異常振動がないことの	1 D		
	確認			
	③ 附属配管及び弁に損傷及び漏れがないことの	1 D		
	確認			
	④ 燃焼状態に異常がないことの確認	1 D		
	⑤ コンビネーションコントロールの設定温度に	1 D		
	異常がないことの確認			
	⑥ 燃焼安全制御器の作動が良好であることの確	1 D		
	認			

# 第2節 冷熱源機器

## 4.2.1 適用

冷熱源機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表 4.2.2.及び表 4.2.3 によるほか、関係法令により適切に実施する。

# 4.2.2 運転·監視記録

運転・監視記録の項目及び周期は、表4.2.2による。ただし、パッケージ形空気調和機及 びガスエンジン式パッケージ形空気調和機の記録の実施は、特記による。

表 4.2.2 運転·監視記録

機器の種別	項目	周期
一	21	川 朔
<b>ナリンクユーット</b>	・冷水入口及び出口温度並びに圧力 ・冷却水入口及び出口温度及び圧力	
	<ul><li>蒸発及び凝縮圧力</li></ul>	1 D
	<ul><li>電源電圧及び圧縮機電流</li></ul>	
	• 機械室温度	
空気熱源ヒートポンプユニット	・冷温水入口及び出口温度並びに圧力	
	・潤滑油圧力及び温度	
	・圧縮機吸込及び吐出圧力	1 D
	・電源電圧及び圧縮機電流	
	・機械室温度	
遠心冷凍機	・冷水入口及び出口温度	
	・冷却水入口及び出口温度	
	・蒸発及び凝縮圧力	
	・凝縮冷媒温度	
	・圧縮機吸込及び吐出温度	*4/D
	・吸込ベーン開度	1, 2
	• 潤滑油圧力	
	・潤滑油冷却器入口及び出口温度	
	・電源電圧及び主電動機電流	
	・機械室温度	
吸収冷凍機	・冷水入口及び出口温度	
	・冷却水入口及び出口温度	
	・高・低圧再生器圧力	*4/D
	・再生器、吸収器及び蒸発器液面	
	<ul><li>機械室温度</li></ul>	,
吸収冷温水機及び吸収冷温水機	・冷温水入口及び出口温度	*4/D
ユニット	· 冷却水入口及び出口温度	(吸収冷温水
	・高温再生器温度及び圧力	機のうち、冷
	・高温再生器、吸収器及び蒸発器液面	凍能力が単体
	・機械室温度	で 186kW 未 満
		のもの並びに
		吸収冷温水機
		ユニットにあ
パッケージ形空気調和機及びガ	・冷却をプロ及び出口温度並びに圧力	っては1D)
スエンジンヒートポンプ式空気	<ul><li>・冷却水入口及び出口温度並びに圧力</li><li>・蒸発及び凝縮圧力</li></ul>	
調和機	・還気及び給気温度	1 D
即用生化交	・電源電圧、圧縮機及び送風機電流	1 1
	・機械室温度	
	・冷温水入口及び出力温度並びに圧力	
八田が一一ノー	・ブライン入口及び出口温度並びに圧力	
	・圧縮機蒸発圧力及び凝縮圧力	1 D
	・電源電圧及び圧縮機電流	1.0
	・機械室温度	
	/水 /// 土    /久	İ

<sup>\*4/</sup>Dは、運転開始時・運転終了時及び運転中2回、1日に4回実施する。

# 4.2.3 冷熱源機器

冷熱源機器の作業項目及び作業内容は、表 4.2.3 による。

表4.2.3 冷熱源機器

作業項目	作業内容	周期	備考
			VHI 75
1. 起動前		1 D	
a. 圧力計・温度	ガラス及び文字板に汚れのないことの確認		
計			
b. 冷水及び冷却	① 各種弁の開閉状況の確認		
水配管系統	② 配管接続部、機器水室部等より水漏れがないことの確認		
c. 電源	電圧が規定の許容範囲内にあることの確認		
d. 燃料	燃料を必要とする機器にあっては、燃料タンクの保有量		
Ø* W.1.1	が適切であることの確認		
2. 運転中		1 D	
2. )数十	① タ如の圧力及が担告が担告の新宏然囲力によってして	1D	
	① 各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にあることの 確認		
	② 配管に漏れ、振動等の異常がないことの確認		
	③ 運転時に異常音及び異常振動がないことの確認		
	④ 運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽		
	気装置の運転		
3. 運転終了時		1 D	
	① 運転を停止する場合は、関連機器の所定の停止順序の		
	遵守		
	② 弁類を所定の開閉位置の遵守		
	③ 電源開閉器を規定の位置の遵守		

# 第3節 空気調和等関連機器

# 4.3.1 適用

空気調和等関連機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表 4.3.2 及び表 4.3.3 によるほか、関係法令により適切に実施する。

# 4.3.2 空気調和等関連機器

空気調和等関連機器の作業項目及び作業内容は、表4.3.2による。

表4.3.2 空気調和等関連機器

	双1.0.1 工术附作 1 风足   从		tti. In
作業項目	作業内容	周期	備考
1. オイルサービスタンク	① 油の供給及び戻し機能に異常がないことの確認	1 M	
	② 油漏れの有無の点検	1 M	
2. 熱交換器・ヘッ	① 異常音及び異常振動の有無の点検	1 M	
ダー	② 蒸気トラップからドレンが速やかに排除され ていることの確認	1 M	
	③ 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常がないことの確認	1 M	
3. 冷却塔	① ケーシングに異常振動がないことの確認	1 W	
	② 水槽に水漏れがなく、水位に異常がないことの確認	1 W	
	③ 送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽	$1 \mathrm{W}$	

	根車の回転が円滑であることの確認 ④ 凍結防止装置のヒーターの作動電流が定格電流値以下にあることの確認 ⑤ 冷却水の汚れの有無の点検	1 W 1 W	
4. ユニット形空 気調和機・コン パクト形空気 調和機	<ul><li>① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検</li><li>② 還気、給気及び冷温水入口、出口温度差の異常の有無の点検</li><li>③ 加湿器の汚れの有無の点検</li><li>④ 排水の良否の点検</li></ul>	1 M 1 M 1 M 1 M	・排水受けを含
5. ファンコイル ユニット	① 異常音及び異常振動の有無の点検 ② ドレン排水に支障のないことの確認	1 M 1 M	・排水受けを含 む
6. 空気清浄装置	③ 汚れの状況の確認 ① 圧力損失が規定値以下であることの確認	1 M	・フィルターの 交換は特記に よる。
0. 玍丸佰伊装直	② 自動巻取形エアフィルターは、巻取完了表示灯が点灯していないことの確認 ③ 電気集じん器(自動巻取形)は、巻取完了表示	1 M 1 M	・フィルターの
	灯が点灯していないこと及び荷電表示灯が点灯していることの確認 ④ コンパクト形空気調和機用電気集じん器は、荷電表示灯が点灯していることの確認	1 M	交換は特記に   よる。
7. ポンプ	<ul><li>① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検</li><li>② 軸封部からの水漏れが適当であることの確認</li><li>③ 電動機に異常発熱がないことの確認</li><li>④ 計器の指示値確認</li><li>⑤ ポンプ周辺の異常の有無の点検</li></ul>	1 W 1 W 1 W 1 W 1 W	
8. 送風機	<ul><li>① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検</li><li>② 計器の指示値確認</li></ul>	1 W 1 W	
9. 全熱交換器	<ul><li>① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検</li><li>② 計器の指示値確認</li></ul>	1 W 1 W	
10. 氷蓄熱ユニット	① 異常音及び異常振動の有無の点検 ② フランジ、パッキン等からの水漏れの有無の点 検	1 W 1 W	
	③ 各部において結露の有無の点検	1 W	

# 4.3.3 地下オイルタンク

- (a) 地下オイルタンクの月例点検の作業項目及び作業内容は、表4.3.3による。
- (b) 点検周期は、次による。

地下オイルタンクの月例点検 : 月1回

表4.3.3 地下オイルタンク (月例点検)

作業項目	作業内容	備考
1. 通気口	引火防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無の点検	

2. 計量口・注油口	変形、損傷及び漏れの有無を点検し、蓋の閉鎖状態に異常のないことの確認
3. 注入口ピット	① 割れ、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積物の有無の点 検 ② 油種別表示板の汚れの有無を点検し、表示が明瞭であ ることの確認
4. 配管	損傷、変形、漏れ等の有無の点検
5. 弁	漏れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検
6. 配管点検ボック ス 7. 端子盤	割れ、損傷、滞油、滞水及び土砂等の堆積物の有無の点 検 箱の損傷及び端子の緩みの有無の点検
8. 接地	① 断線及び緩みの有無の点検 ② 接地抵抗を測定し、その良否の確認
9. 漏えい検査管	漏えい検査管を用いて、漏れの有無の点検

# 第4節 給排水衛生機器

# 4.4.1 適用

給排水衛生機器の運転・監視及び日常点検・保守は、表 4.4.2 によるほか、関係法令により適切に実施する。

## 4.4.2 給排水衛生機器

給排水衛生機器の作業項目及び作業内容は、表 4.4.2 による。

表4.4.2 給排水衛生機器

/6-4K-7-1-1	表4.4.2 給排水衛生機器	<u> </u>	/++ <del>  /</del>
作業項目	作業内容	周期	備考
1. ポンプ			
a. 陸上ポンプ	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1 W	
	② 計器の指示値の確認	1 W	
	③ 軸封部からの水漏れが適当であることの確認	1 W	
	④ 電動機に異常発熱がないことの確認	1 W	
	⑤ ポンプ周辺の異常の有無の点検	1 W	
	⑥ 逆止弁の機能の確認	1 M	
b. 水中ポンプ	① 揚水機能の確認	1 M	
. ,	② 計器の指示値の確認	1 W	
	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否の点検	1 M	
	④ 逆止弁の機能の確認	1 M	
2.水 槽			
a. 受水タンク・	① マンホール蓋の異常の有無及び施錠状態の確	1 M	
高置タンク	認		
1.4 (2.2 )	② 内部の状況及び水位の確認	1 M	
	③ 周囲の状況及び上部の状況から汚染等を受け	1 M	
	る恐れがないことの確認	1 111	
	<ul><li>④ 本体(6面)の状態の点検</li></ul>	1 M	
	⑤ オーバーフロー管の異常の有無の確認	1 M	
		1 1/1	

	⑥ 通気管の異常の有無の確認	1 M	
	⑦ 水抜き管の異常の有無の確認	1 M	
	⑧ 防虫網の異常の有無の確認	1 M	
	⑨ 警報機能の確認	1 M	
b. 貯湯タンク	① 異常音及び異常振動の有無の確認	1 M	
	② 蒸気トラップからドレンが速やかに排除され	1 M	
	ていることの確認		
	③ 温水又は給湯温度、水頭圧及び蒸気圧力に異常	1 M	
	がないことの確認		
	④ 貯湯槽に外部電源方式の防食装置を設けてい	1 M	
	る場合にあっては、電源ランプ及び電流計に異		
	常がなく、スイッチを切った場合に電圧計の指		
	針がゼロ点に戻ることの確認		
c. 汚水槽・雑排	① マンホール蓋の異常の有無及び施錠の確認	1 M	・中水槽を含む。
水槽	② 内部の状況及び水位の確認	1 M	・中水槽を含む。
	③ 病害虫発生の有無の確認	1 M	・中水槽を含む。
	④ 異臭の有無の確認	1 M	・中水槽を含む。
3. 水質の維持			
a. 飲料水・中央	① 外観検査(臭気、味、色、濁り)の実施	1 D	
式給湯設備に	② 残留塩素の測定*	$1 \mathrm{W}$	・地方条例によ
よる給湯水			り周期が1D
			となる場合が
			ある。
b. 雑用水	① pH値、残留塩素、臭気及び外観の検査の実施	1 W	
	② 大腸菌群及び濁度の検査の実施	2 M	

\*残留塩素の測定で、貯湯槽の出口温度が 55  $\mathbb{C}$   $\sim$  60  $\mathbb{C}$  の場合は、地方条例等により省略できる場合がある。

#### 4.4.3 循環ろ過装置

- (a) 浴槽水の水質は、公衆浴場法 (昭和 23 年法律第 139 号) 及び各地方条例の定めるところにより管理する。
- (b) 本項は浴槽循環ろ過装置に適用する。
- (c) 循環ろ過装置の作業項目及び作業内容は、表4.4.3による。
- (d) 浴槽水の換水の周期は特記とし、特記がない場合は1Dとする。

表4.4.3 循環ろ渦装置

作業項目	作業内容	周期	備考
1. ろ過装置	① ろ過圧力が正常であることの確認	1 D	
	② 逆洗浄が行われていることの確認	1 D	
2. 薬注装置	① 正常に稼動していることの確認	1 D	
	② 薬液が十分であることの確認	1 D	
3. ろ過ポンプ	正常に稼動していることの確認	1 D	
4. 水温及び水質	① 温水の温度が設定値となっていることの確認	1 D	
の管理	② 浴槽水の汚れ、異物の有無等の確認	1 D	
	③ 遊離残留塩素が規定値にあることの確認	2 H	
5. 浴槽水の換水	浴槽水の換水の実施		

# 第5章 監視制御設備

# 第1節 中央監視制御設備

# 5.1.1 中央監視制御装置

中央監視制御装置の作業項目及び作業内容は、表 5.1.1 による。

表5.1.1 中央監視制御装置

	双0.1.1   八皿加州四双巨		
作業項目	作業内容	周期	備考
1. 監視制御機器			
a. 外観	① 腐食、浸水等の有無の点検	1 D	
	② 異常音、異臭、異常振動等の有無の点検	1 D	
b. 装置・機器等	① ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異	1 D	
	常、異臭、異常音等の有無の点検、異常な温度		
	上昇及び作動の確認		
	② プリンタの用紙量・印字確認、オンラインスイ	1 D	
	ッチ等の点検		
2. 電源装置			
(UPS装置(簡易	① 汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異常音、	$1\mathrm{W}$	・第2編
型) に限る)	異臭、腐食等の有無の点検		3.6.1(b)の簡
	② 各計器の指示値及び表示灯類の確認	$1\mathrm{W}$	易形のことを
			いう。

# 第6章 搬送設備

# 第1節 昇降機

# 6.1.1 昇降機

エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機の作業項目及び作業内容は、表 6.1.1 による。

ただし、付加装置の運転・監視及び日常点検・保守が必要な場合は、特記による。

表6.1.1 エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機

	36.1.1 エレベーター・エスカレーター・小何物専用	1 升件隊	
作業項目	作業内容	周期	備考
1. エレベーター	① 戸の開閉は円滑で異常音及び異常振動のない ことの確認	1 D	
	② 各階の乗場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないかの確認	1 D	
	③ かご内照明等の球切れの有無の確認	1 D	
	④ 加速、走行、減速時の異常音、異常振動及び異 臭の有無の確認	1 D	
	⑤ 着床時のショック及びかごと乗場のレベルに 著しい大きな段差がないかの確認	1 D	
2. エスカレータ ー	① くしの折損及び異物の挟まりの有無の確認 ② 起動及び停止時の操作に異常がないこと。踏面	1 D 1 D	
	の欠損等の有無の確認 ③ 走行中の異常音、異常振動及び異臭の有無の確認	1 D	
	④ 固定保護板及び可動警告板、進入防止柵、登り 防止仕切り板の損傷の有無の確認	1 D	
	⑤ 欄干照明、コムライト及び踏段照明の球切れの 有無の確認	1 D	
	⑥ 踏み段クリート、ライザーの欠損及び異常磨耗の有無の確認	2/M	
3. 小荷物専用昇 降機	起動、走行・停止時の異常音、異常振動及び異 臭の有無の確認	1 D	

#### 第4編 清掃

#### 第1章 一般事項

## 第1節 一般事項

#### 1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、建築物等の清掃に関する業務に適用する。

#### 1.1.2 用語の定義

本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「日常清掃」とは、1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (2)「定期清掃」とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
- (3)「日常巡回清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ご み収集等を行う作業をいう。
- (4)「弾性床」とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイル等の 床をいう。
- (5)「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
- (6)「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
- (7)「木製床」とは、クリアラッカー仕上げされたフローリングをいう。
- (8)「衛生消耗品」とは、トイレットペーパー、水石鹸等をいう。
- (9)「適正洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体 及び環境に配慮したものをいう。

#### 1.1.3 業務の条件

業務を行わない日は、特記による。

#### 1.1.4 清掃業務の範囲

- (a) 清掃の対象となる部分は、特記による。
- (b) 家具、什器等(椅子等の容易に移動可能なものを除く)の移動は、原則として別途とする。
- (c) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
  - (1) 家具、什器等があり清掃不可能な部分。
  - (2) 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分。
  - (3) 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ施設管理担当者に指示を受けた場合。
- (d) 清掃に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い

等(作業床高さ2m以上)は、特記による。

## 1.1.5 業務時間

- (a) 日常清掃及び日常巡回清掃を行う時間は、特記による。
- (b) 定期清掃を行う日及び時間は、特記による。

#### 1.1.6 周期の表記

清掃の周期の表記は、次による。

- (1)「1 D」は、1日ごとに行うものとする。
- (2) 「2/M」は、1月に2回行うものとする。
- (3)「1 M」は、1月ごとに行うものとする。
- (4)「2M」は、2月ごとに行うものとする。
- (5)「6 M」は、6月ごとに行うものとする。
- (6)「1 Y」は、1年ごとに行うものとする。
- (7)「特記」は、特記による。

#### 1.1.7 臨時の措置

地震による破損ガラスの片づけ、落葉の掃除等、臨時に新たな清掃が必要になった場合に は、その旨を施設管理担当者に報告し、対応について協議する。

#### 1.1.8 清掃業務の報告及び確認

- (a) 清掃業務終了後に、指定された書類(日常・定期作業実施報告書等)をもって、施設管理担当者へ報告する。
- (b) 職員の依頼を受けてやむをえず 1.1.4 の (c) 以外に清掃を省略した部位又は場所は、 その旨を報告書に記述する。
- (c) 施設管理担当者より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会う。

#### 1.1.9 自主点検

清掃業務の作業成果の状況、資材の使用状況、建築物の保全状況、組織品質及び現場組織管理体制について、3月以内ごとに1回を標準として、業務責任者及び業務担当者以外の者による自主点検を実施し、点検結果を施設管理担当者へ報告する。

#### 1.1.10 使用資機材の報告

清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

# 1.1.11 資機材等の保管

- (a) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設管理担当者より指示された場所に、 整理して保管する。
- (b) 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、作業完了後持ち帰る。

## 1.1.12 注意事項

- (a) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受注者の責任において 使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。
- (b) 貸与された使用機材は、作業に適したものであることを施設管理担当者と業務責任者で確認する。
- (c) 使用する資機材、洗剤等は環境汚染の少ないものを優先するのが望ましい。

# 第2章 建物内部の清掃

# 第1節 床の清掃

# 2.1.1 弹性床

弾性床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.1 による。

表 2.1.1 弾性床

	————————————————————————————————————	
作業項目	作業内容	備考
1. 除塵 a. 自在ぼうき又 はフロアダス ターによる除 塵	隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。	
b. 真空掃除機を 併用する除塵	隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在 ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。	
2. 水拭き a. 部分水拭き b. 全面水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。 床全面をモップで水拭きをする。	
<ul><li>3.補修</li><li>a.空バフィング</li><li>b.スプレーバフィング(スプレークリーニング)</li></ul>	汚れの目立つ床面は、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で空バフィングし、汚れを除去する。 ① 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド(赤又は白)を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 ② 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフィングを行いる。	
4. 洗 净 a. 表面洗浄	修する。  ① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2.「水拭き」bにより行う。 ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回(格子塗り)とする。	
b. 剥離洗浄	<ul><li>⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。</li><li>① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。</li><li>② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1. 「除塵」により行</li></ul>	

う。
③ 床面に適正に希釈した樹脂床維持剤の剥離剤をむらの
ないように塗布する。
④ 剥離用パッド(黒又は茶)を装着した床磨き機で洗浄す
る。
⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去す
る。
⑥ 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度
剥離作業を行う。
⑦ 床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。
⑧ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去す
る。
⑨ 3回以上水拭きを行って、汚水や剥離剤を除去した後、
十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」bによ
り行う。
⑩ 樹脂床維持剤をモップで、塗り残しや塗りむらのない
ように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。
⑪ 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記がない場
合は、3回(格子塗り)とする。

# 2.1.2 硬質床

硬質床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.2 による。

表 2.1.2 硬質床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵 a. 自在ぼうき又 はフロアダス ターによる除	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	
塵 b. 真空掃除機を 併用する除塵 2. 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」bによる。	
a. 部分水拭き b. 全面水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。 表2.1.1の2.「水拭き」bによる。	
3. 補 修	表2.1.1の3.「補修」による。	
4.洗 a.表面洗浄 (床保護剤が塗 布されている 場合)	表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	
9. 剥離洗浄 (床保護剤が塗 布されている 場合)	表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	
c. 一般床洗浄 (床保護剤が塗 布されていな い場合)	<ul><li>① 椅子等軽微な什器の移動を行う。</li><li>② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」による。</li><li>③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。</li><li>④ 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。</li></ul>	

⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去す	
る。	
⑥ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去	
した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、2.「水拭き」	
bにより行う。	
⑦ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	

## 2.1.3 繊維床

繊維床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.3 による。

表 2.1.3 繊維床

作業項目	作業内容	備考	
1. 除塵 a. 真空掃除機に よる除塵	真空掃除機で吸塵する。	・容易に除去できるしみ取り含	
b. カーペットス イーパーによ る除塵	床表面の粗ごみをカーペットスイーパーで回収して除 塵する。	t.	
2. しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤(水溶性又は油溶性)を用いて、しみを取る。なお、方法は特記による。		
3. 補 修 (スポットクリー ニング)	バフィングパッド方式又はパウダー方式によりクリー ニングを行う。なお、方法は特記による。		
4. 洗 净	カーペット床全面を洗浄し、丁寧に汚れを除去する。な お、方法は特記による。		

# 2.1.4 木製床

木製床の作業項目及び作業内容は、表 2.1.4 による。

なお、体育館用木製床の作業項目及び作業内容は、特記による。

表 2.1.4 木製床

作業項目	作業内容	備考
1. 除塵 a. 自在ぼうき又 はフロアダス ターによる除	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	
塵 b. 真空掃除機を 併用する除塵 2. 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」 b による。	・水拭きの場合、
3. 補 修	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。 表2.1.1の3.「修復」による。	モップを固く
4. 洗 浄 表面洗浄 (床保 護剤が塗布され ている場合)	表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	<ul><li>保護剤はクリアラッカー</li></ul>

# 第2節 場所別の清掃

# 2.2.1 玄関ホール

- (a) 玄関ホール (日常清掃及び日常巡回清掃) の作業項目及び作業内容は、表 2.2.1(A)による。
- (b) 玄関ホール (定期清掃) の作業項目及び作業内容は、表 2.2.1(B)による。

表 2.2.1(A) 玄関ホール (日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
c. 木製床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
2. 床以外の清				
掃				
a. フロアマッ	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	
1				
b. 扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又	1 D	
		は乾拭きする。		
c. 什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	
d. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分	1 D	
		は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
e. 金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	
3. 日常巡回清				
掃				
a. 床	部分水拭き		1 D	
(弾性床及び		で拭く。		
硬質床)				
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D	
c. フロアマッ	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	
<u> </u>				_

表 2.2.1(B) 玄関ホール (定期清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
c. 木製床	洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M	
2. 床以外の清				
掃				
a. 壁	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。	1 M	
	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて	2/M	
		拭く。		
b. フロアマッ	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚	1 M	
F		れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場		

	ĺ	合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾		
		燥させる。		
c. 扉ガラス	全面洗浄	ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、	1 M	
		窓用スクイジーで汚れを除去する。		
d. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。	$2\mathrm{M}$	
		・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈		
		したものを塗布し、汚れを分解して窓		
		用スクイジーで汚水を除去する。		
		・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取		
		る。		
		<ul><li>ガラス回りのサッシをタオルで清拭す</li></ul>		
		る。ただし、サッシの溝やサッシ全体		
	1.5.	の清拭は含まない。		
e. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤	1 M	
	1.5.3.	を用いて除去する。		
f. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管	1 Y	
		球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きし		
		て仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で		
n⇔ili⇔ mi	* 44	拭き取り、タオルで乾拭きする。	<b>4 3</b> 7	
g. 吹出口・吸	拭き	次の作業を行う。	1 Y	
込口		・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。		
		・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。		
		・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周		
		辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭		
		きして仕上げる。		

## 2.2.2 事務室

- (a) 事務室(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.2(A)による。
- (b) 事務室(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.2(B)による。

表 2.2.2(A) 事務室(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」aによる。	1 D	
c. 木製床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
2. 床以外の清				
掃				
a. ごみ箱	ごみ収	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分	1 D	
	集	は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		

表 2.2.2(B) 事務室 (定期清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M	
		② 表2.1.3の4.「洗浄」bによる。	特記	
	補修	表2.1.1の3.「補修」による。	特記	
b. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。	1 Y	
c. 木製床	洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M	

	ı	T		
2. 床以外の清				
掃				
a. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。	$2 \mathrm{M}$	
		・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈		
		したものを塗布し、汚れを分解して窓		
		用スクイジーで汚水を除去する。		
		・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取		
		る。		
		<ul><li>・ガラス回りのサッシをタオルで清拭す</li></ul>		
		る。ただし、サッシの溝やサッシ全体		
		の清拭は含まない。		
b. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管	1 Y	
***************************************	,	球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きし		
		て仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で		
		拭き取り、タオルで乾拭きする。		
	1.5.3			
c. 吹出口・吸	拭き	次の作業を行う。	1 Y	
込口		・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。		
		・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵す		
		る。		
		・吹出口、吸込口、風量調整器及びその		
		周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去		
		し、水拭きして仕上げる。		
d. ブラインド	拭き	中性洗剤を用いて、スラッド等を拭く。	1 Y	
u. / / 1 / 1	11/1/ (	「正かられて川いて、ハノノー寺で以て。	1 1	

## 2.2.3 会議室

- (a) 会議室(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.3(A)による。
- (b) 会議室(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.3(B)による。

表 2.2.3(A) 会議室(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」aによる。	1 D	
c. 木製床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
2. 床以外の清				
掃				
a. ごみ箱	ごみ収集		1 D	
		は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
b. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤	1 D	
		を用いて除去する。		
c. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭	1 D	
		< ∘		

表 2.2.3(B) 会議室 (定期清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	2 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	

	1		
		特記	
		1 Y	
洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M	
洗浄	次の作業を行う。	$2\mathrm{M}$	
	・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈		
	したものを塗布し、汚れを分解して窓		
	用スクイジーで汚水を除去する。		
	・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取		
	る。		
	・ガラス回りのサッシをタオルで清拭す		
	る。ただし、サッシの溝やサッシ全体		
	の清拭は含まない。		
拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管	1 Y	
	球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きし		
	て仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で		
	拭き取り、タオルで乾拭きする。		
拭き	次の作業を行う。	1 Y	
	・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。		
	・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵す		
	る。		
	・吹出口、吸込口、風量調整器及びその		
拭き	, , , = , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 Y	
	拭き	<ul> <li>表2.1.3の4.「洗浄」による。</li> <li>表2.1.4の4.「洗浄」による。</li> <li>大の作業を行う。</li> <li>・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して照れる。</li> <li>・ガラス面の隅の汚水をタオルで清拭する。</li> <li>・ガラス面の隅の汚水をタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシを有が、</li> <li>法剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水土が落ちない場合は洗剤ではき取り、タオルで乾拭きする。</li> <li>大の作業を行う。</li> <li>・吹出口、吸込口下の床面を養生する。</li> <li>・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。</li> <li>・吹出口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。</li> </ul>	<ul> <li>洗浄 表2.1.3の4.「洗浄」による。</li> <li>表2.1.4の4.「洗浄」による。</li> <li>1 Y 1 M</li> <li>洗浄 表2.1.4の4.「洗浄」による。</li> <li>次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。</li> <li>洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。</li> <li>次の作業を行う。・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。</li> </ul>

## 2.2.4 廊下・エレベーターホール

- (a) 廊下・エレベーターホール (日常清掃及び日常巡回清掃) の作業項目及び作業内容は、表 2.2.4(A)による。
- (b) 廊下・エレベーターホール (定期清掃) の作業項目及び作業内容は、表 2.2.4(B)による。

表 2.2.4(A) 廊下・エレベーターホール (日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
c. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」aによる。	1 D	
d. 木製床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
2. 床以外の清				
掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分	1 D	
		は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
b. 手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭	1 D	
		< ∘		

3. 日常巡回清 掃	部分水拭き	<b>汚れや水滴等が付着した部分をモップで</b>	1 D	
a. 床		拭く。		
イ. 弾性床及				
び硬質床				
口. 繊維床	除塵	汚れ等が付着した部分は、カーペットスイ	1 D	
17771		ーパーで回収して除塵する。		
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D	

表 2.2.4(B) 廊下・エレベーターホール (定期清掃)

		作業内容	周期	備	 考
	l H	作 耒 門 谷	问朔	7/用	与
a. 弹性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M		
a. 汗土///	わいけ	② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記		
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。	1 M		
0. 队员//\	D011	② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記		
c. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4. 「洗浄」による。	1 Y		
d. 木製床	洗浄	表2.1.4の4. 「洗浄」による。	1 M		
2. 床以外の清					
掃					
a. 壁	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。	1 M		
	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭	2/M		
		<			
b. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。	$2 \mathrm{M}$		
		・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈し			
		たものを塗布し、汚れを分解して窓用ス			
		クイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取			
		- カノへ面の隣の行外をタオルで抵さ取しる。			
		・ガラス回りのサッシをタオルで清拭す ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭す			
		る。ただし、サッシの溝やサッシ全体の			
		清拭は含まない。			
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管	1 Y		
		球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして			
		仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き			
		取り、タオルで乾拭きする。			
d. 吹出口・吸	拭き	次の作業を行う。	1 Y		
込口		・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。			
		・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。			
		・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周			
		辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水 はきして仕りばる			
		拭きして仕上げる。			

## 2.2.5 便所·洗面所

- (a) 便所・洗面所(日常清掃及び日常巡回清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.5(A) による。
- (b) 便所・洗面所(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.5(B)による。
- (c) 便所及び洗面所に用いる洗浄パット、タオル、モップ等の資機材は、他と区別して専用 のものを用いる。

表 2.2.5(A) 便所・洗面所(日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」bによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」bによる。	1 D	
2. 床以外の清				
掃				
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分	1 D	
		は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
b. 扉及び便所	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて	1 D	
面台のへだ		拭く。		
て				
c. 洗面台・水	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、	1 D	
栓		タオルで拭く。		
d. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上	1 D	
		げる。		
e. 衛生器具	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。	1 D	
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充す	1 D	
		る。		
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部	1 D	
		分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
3. 日常巡回清				
掃				
a. 床	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップ	1 D	
(弾性床及び		で拭く。		
硬質床)				
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D	
c. 洗面台	部分拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	1 D	
d. 鏡	部分拭き		1 D	
e. 衛生器具	洗浄	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。	1 D	
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹸等を補充す	1 D	
		る。		
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集する。	1 D	

表 2.2.5(B) 便所・洗面所(定期清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
2. 床以外の清				
掃				
a. 壁	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。	1 M	
	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて	2/M	
		拭く。		
b. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。	$2 \mathrm{M}$	
		・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈		

		したものを塗布し、汚れを分解して窓 用スクイジーで汚水を除去する。		
		<ul><li>・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。</li></ul>		
		<ul><li>・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体</li></ul>		
		の清拭は含まない。		
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管 球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きし	1 Y	
		て仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で		
and the corre	16.5	拭き取り、タオルで乾拭きする。		
d. 吹出口・吸	拭き	次の作業を行う。	1 Y	
込口		・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵す		
		る。		
		・吹出口、吸込口、風量調整器及びその		
		周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去		
松左豆	* 44	し、水拭きして仕上げる。	1 37	
e. 換気扇	拭き	次の作業を行う。   ・換気扇下の床面を養生する。	1 Y	
		・換気扇及びその周辺を除塵する。		
		・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤		
		を用いて除去し、水拭きして仕上げる。		

## 2.2.6 湯沸室

- (a) 湯沸室 (日常清掃及び日常巡回清掃) の作業項目及び作業内容は、表 2.2.6(A)による。
- (b) 湯沸室(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.6(B)による。

表 2.2.6(A) 湯沸室 (日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃 a. 弾性床	除塵 水拭き	表2.1.1の1.「除塵」aによる。 表2.1.1の2.「水拭き」bによる。	1 D 1 D	
2. 床以外の清 掃				
a. 流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧 に洗浄し、タオルで拭く。	1 D	
b. 厨芥容器	厨芥収集	次の作業を行う。 ・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭 く。	1 D	
3. 日常巡回清 掃				
a. 床 (弾性床及び - 硬質床)	部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分は、モップで拭く。	1 D	

表 2.2.6(B) 湯沸室 (定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M	

		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
2. 床以外の清		22.1.1v/1. 'VLIT' MC & 3°	.1.0 HP	
掃				
a. 壁	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。	1 M	
	部分拭き		2/M	
		拭く。		
b. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。	$2\mathrm{M}$	
		・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈		
		したものを塗布し、汚れを分解して窓		
		用スクイジーで汚水を除去する。		
		・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取		
		る。		
		<ul><li>ガラス回りのサッシをタオルで清拭す</li></ul>		
		る。ただし、サッシの溝やサッシ全体		
N77 NCT NCT 12	47.4	の清拭は含まない。	4 77	
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管	1 Y	
		球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で		
		【仕上げる。行れが答りない場合は佐州で   拭き取り、タオルで乾拭きする。		
d. 吹出口・吸	拭き	次の作業を行う。	1 Y	
以	124.0	・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。	1 1	
20		・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵す		
		る。		
		・吹出口、吸込口、風量調整器及びその		
		周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去		
		し、水拭きして仕上げる。		
e. 換気扇	拭き	次の作業を行う。	1 Y	
		・換気扇下の床面を養生する。		
		・換気扇及びその周辺を除塵する。		
		・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤		
		を用いて除去し、水拭きして仕上げる。		

## 2.2.7 エレベーター

- (a) エレベーター (日常清掃及び日常巡回清掃) の作業項目及び作業内容は、表 2.2.7(A) による。
- (b) エレベーター (定期清掃) の作業項目及び作業内容は、表 2.2.7(B)による。

表 2.2.7(A) エレベーター (日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
c. フロアマッ	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	
1				
2. 床以外の清掃				
a.壁・扉・操	部分拭き	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて	1 D	
作盤		拭く。		
b. 扉溝	除塵	真空掃除機で吸塵する。	1 D	
3. 日常巡回清				
掃				

a. 床部分(弾	部分水拭き	汚れ、	水滴等が付着した部分をモップで	1 D	
性床及び硬		拭く。			
質床)					

表 2.2.7(B)エレベーター (定期清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
c. フロアマッ	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚	2/M	
F		れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場		
		合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾		
		燥させる。		
2. 床以外の清				
掃				
a. 壁・扉・操	全面拭き	適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾	1 M	
作盤	1.5.3	拭きする。		
b. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管	1 Y	
		球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きし		
		て仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で		
=/I. == ===	LD 34	拭き取り、タオルで乾拭きする。		
c. 吹出口・吸	拭き	次の作業を行う。	1 Y	
込口		・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。		
		・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵す		
		・吹出口、吸込口、風量調整器及びその		
		周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去		
		し、水拭きして仕上げる。		

## 2.2.8 階段

- (a) 階段(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.8(A)による。
- (b) 階段(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.8(B)による。

表 2.2.8(A) 階段(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」による。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
c. 繊維床	除塵	表2.1.3の1.「除塵」aによる。	1 D	
d. 木製床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
2. 床以外の清				
掃				
a. 手すり	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭	1 D	
		< ∘		
b. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	
	拭き	タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭	1 D	

<.

表 2.2.8(B) 階段 (定期清掃)

作業項	Į	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃 a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	1 M 特記	・幅木、ノンスリップの清掃
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	1 M 特記	を含む ・幅木、ノンス リップの清掃 を含む
c. 繊維床	洗浄	表2.1.3の4.「洗浄」による。	1 Y	・幅木、ノンス リップの清掃 を含む
d. 木製床 2. 床以外の清 掃	洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M	5 8 9
a. 壁	除塵	鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵す	1 M	
	部分拭き	る。   汚れた部分を水又は適正洗剤を用いて拭  く。	2/M	
b. 窓ガラス	洗浄	、次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈 したものを塗布し、汚れを分解して窓 用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取 る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭す る。ただし、サッシの溝やサッシ全体 の清拭は含まない。	2 M	
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	1 Y	

## 2.2.9 食堂

- (a) 食堂(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.9(A)による。
- (b) 食堂(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.9(B)による。

表 2.2.9(A) 食堂(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 木製床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
2. 床以外の清				
掃				
a. 洗面台	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、	1 D	
		タオルで拭く。		

b. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上	1 D	
		げる。		
c. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	1 D	

表 2.2.9(B) 食堂 (定期清掃)

作業項目	]	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃		11.213.1.1	, ,,,,	VIII 3
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
b. 木製床	洗浄	表2.1.4の4.「洗浄」による。	1 M	
2. 床以外の清				
掃				
a. 窓台	拭き	水又は適正洗剤を用いてタオル等で拭	2/M	
		< ∘		
b. 扉	洗浄	除塵後、汚れの強い部分を適正洗剤を用	2/M	
		いて洗浄する。		
c. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。	$2 \mathrm{M}$	
		・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈		
		したものを塗布し、汚れを分解して窓		
		用スクイジーで汚水を除去する。		
		・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取		
		3.		
		・ガラス回りのサッシをタオルで清拭す		
		る。ただし、サッシの溝やサッシ全体		
1 177 110 110 11	٠٠ ٠٠	の清拭は含まない。	4 37	
d. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管	1 Y	
		球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。海れが落ちない場合は洗剤で		
		て仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で   拭き取り、タオルで乾拭きする。		
e. 吹出口・吸	拭き	次の作業を行う。	1 Y	
е. 奶面口・奶 込口	江る	・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。	1 1	
∠ □		・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵す		
		る。		
		・吹出口、吸込口、風量調整器及びその		
		周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去		
		し、水拭きして仕上げる。		

## 2.2.10 浴室・シャワールーム・脱衣室

- (a) 浴室・シャワールーム・脱衣室 (日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.10(A) による。
- (b) 浴室・シャワールーム・脱衣室(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.10(B) による。

表 2.2.10(A) 浴室・シャワールーム・脱衣室 (日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃 a. 硬質床 (浴室・シャ ワーブース	洗浄	適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機 により洗浄し、水拭きする。	1 D	・浴槽を含む
ウーノース 内) b. 弾性床・木	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	

製床 (脱衣室)	拭き	適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで 洗剤拭き及び水拭きする。	1 D	
<ol> <li>床以外の清掃</li> <li>は</li> <li>(浴室・シャワーブース内)</li> </ol>	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。	1 D	
b. ごみ箱	ごみ収 集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分 は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 D	
c. 扉	部分拭き	は、タイルで水色をひれれるをする。 汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。	1 D	
d. 洗面台	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	1 D	
e. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上 げる。	1 D	
f. 椅子・洗面 器	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭き、整理する。	1 D	
g. 水栓・シャ ワー金具等	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、 タオルで拭く。	1 D	
h. 排水口	ごみ収 集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。	1 D	
i. 足拭きマッ ト	乾燥	足拭きマットを乾燥させる。	1 D	・交換する方法 でもよい
j. 脱衣箱・脱衣	拭き	タオルで拭き、整理する。	1 D	
k. 消耗品	補充	指定された消耗品(石鹸、タオル、ペーパー類)を補充する。	1 D	

表 2.2.10(B) 浴室・シャワールーム・脱衣室(定期清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃 a. 弾性床 (脱衣室) b. 木製床 (脱衣室)	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。 ② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。 表2.1.4の4.「洗浄」による。	特記 特記 1 M	
2. 床以外の清 掃				
a. 天井	拭き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きす	2/M	
b. 扉	全面拭	る。   適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きす  る。	2/M	
c. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。	2 M	
		<ul><li>・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。</li><li>・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。</li><li>・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。</li></ul>		

d. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で	1 Y	
e. 換気扇	拭き	拭き取り、タオルで乾拭きする。 次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤 を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	1 Y	

## 2.2.11 喫煙スペース

- (a) 喫煙スペース (日常清掃及び日常巡回清掃) の作業項目及び作業内容は、表 2.2.11(A) による。
- (b) 喫煙スペース (定期清掃) の作業項目及び作業内容は、表 2.2.11(B)による。

表 2.2.11(A) 喫煙スペース (日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
b. 硬質床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」aによる。	1 D	
2. 床以外の清				
掃				
a. 灰皿	吸殼収集		1 D	
b. ごみ箱	ごみ収集		1 D	
		は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		
3. 日常巡回清				
掃				
a. 床	部分水拭き		1 D	
(弾性床及び		で拭く。		
硬質床)				
b. 灰皿	吸殼収集	灰皿を点検して、吸殻を収集し、タオル	1 D	
3.5 14.		で拭く。		
_ c. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	1 D	

表 2.2.11(B) 喫煙スペース (定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 弾性床	洗浄	① 表2.1.1の4.「洗浄」aによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
b. 硬質床	洗浄	① 表2.1.2の4.「洗浄」a又はcによる。	1 M	
		② 表2.1.1の4.「洗浄」bによる。	特記	
2. 床以外の清				
掃				
a. 壁	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。	1 M	
	部分拭	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて	2/M	
	き	拭く。		

b. 窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。	6 M	
d. 吹出口・吸 込口	拭き	次の作業を行う。 ・吹出口及び吸込口下の床面を養生する。 ・吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・吹出口、吸込口、風量調整器及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去	6 M	
e. 換気扇	拭き	し、水拭きして仕上げる。 次の作業を行う。 ・換気扇下の床面を養生する。 ・換気扇及びその周辺を除塵する。 ・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤 を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	6 M	

# 2.2.12 ごみ集積所

- (a) ごみ集積所(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.12(A)による。
- (b) ごみ集積所(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 2.2.12(B)による。

表 2.2.12(A) ごみ集積所(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 床の清掃				
a. 硬質床	除塵	表2.1.1の1.「除塵」aによる。	1 D	
	水拭き	表2.1.1の2.「水拭き」 b による。	1 D	
2. 床以外の清掃				
a. 吸殼収集容	拭き	容器で汚れた部分はタオルで乾拭きす	1 D	
器		る。		
b. ごみ収集容	拭き	容器の外面で汚れた部分はタオルで水拭	1 D	
器		き及び乾拭きをする。		
c. 排水口(溝)	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。	1 D	
d. 扉	部分拭き	│ │ 汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又 │	1 D	
Q. 月E	部分採さ	は乾拭きする。	ID	
		14年47年 7 日。		

表 2.2.12(B) ごみ集積所(定期清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
1. 床の清掃 a. 硬質床	洗浄	表2.1.2の4.「洗浄」cによる。	1 M	
2. 床以外の清掃				

a. 壁	除塵	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。	1 M	
	部分拭	汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて	2/M	
	き	拭く。		
b. 扉	全面拭	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きす	2/M	
	き	る。		
c. 照明器具	拭き	洗剤(中性又は弱アルカリ性)を用いて管	6 M	
		球、反射板、カバーなどを拭き、水拭きし		
		て仕上げる。汚れが落ちない場合は洗剤で		
		拭き取り、タオルで乾拭きする。		
d. 換気扇	拭き	次の作業を行う。	6 M	
		・換気扇下の床面を養生する。		
		・換気扇及びその周辺を除塵する。		
		・換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤		
		を用いて除去し、水拭きして仕上げる。		

# 第3節 ごみ運搬処理

# 2.3.1 ごみ運搬処理

ごみ運搬処理の作業項目及び作業内容は、表 2.3.1 による。

表 2.3.1 ごみ運搬処理

作業項目	作業内容	周期	備	考
1. 中継所から集積	ごみ中継所に集められたごみ・吸殻等を区別	1 D		
所までの運搬	して集積所まで運搬する。			
2. 分別	集められたごみを種類ごとに分別する。	1 D		
3. 梱包	集められたごみを適当な分量に梱包する。	1 D		

### 第3章 建物外部の清掃

### 第1節 窓ガラス

## 3.1.1 作業資格者

高所作業等を行う場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配置する。

### 3.1.2 作業内容

- (a) 窓ガラス(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.1.1 による。
- (b) 熱線反射ガラスは、窓用スクイジー等で表面の金属皮膜を傷つけないよう配慮するとと もに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、発傷を最小限にとどめるよう、水又 は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。

また、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は 中性洗剤を使用する。

- (c) 飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合は、(b) による。
- (d) ガラス損傷の防止対策を必要に応じて実施する。

表 3.1.1 窓ガラス(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 ・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したもの塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。 ・ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。	2 M	

### 第2節 外部建具

#### 3.2.1 適用範囲

本項は、外部建具のアルミニウム製、ステンレス製及び樹脂製に適用する。

### 3.2.2 作業内容

アルミニウム製、ステンレス製及び樹脂製建具(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.2.1 による。

表 3.2.1 アルミニウム製、ステンレス製及び樹脂製建具(定期清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
1. 通常の汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・ブラシ又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。 ・タオルで水拭きを行い、乾拭きをして	1 Y	

		仕上げる。		
2. 著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。	特記	
		・ブラシ又は真空掃除機等で建具の表面		
		や溝の除塵をする。		
		・適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして		
		除去し、汚水を拭き取る。		
		・タオルで水拭きを行い、乾拭きをして		
		仕上げる。		

## 第3節 外壁

## 3.3.1 適用範囲

本項は、外壁のアルミニウム製、ステンレス製、タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分に適用する。

## 3.3.2 作業資格者

3.1.1「作業資格者」による。

### 3.3.3 作業内容

- (a) 外壁(アルミニウム製及びステンレス製部分)の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3(A) による。
- (b) 外壁(タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分)の作業項目及び作業内容は、表 3.3.3(B)による。

表 3.3.3(A) 外壁(アルミニウム製及びステンレス製部分)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。  ・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水をタオルで拭き取る。  ・水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	特記	

表 3.3.3(B) 外壁(タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
通常の汚れ又 は著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 ・適正洗剤を用いて汚れを除去する。 ・水拭き又は水洗いをして仕上げる。	特記	

## 第4節 建物周囲

### 3.4.1 玄関周り

- (a) 玄関周り(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1(A)による。
- (b) 玄関周り(定期清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.4.1(B)による。

## 表 3.4.1(A) 玄関周り (日常清掃)

	作業項目		作業内容	周期	備考
床		除塵	自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の	1 D	
			場所に搬出する。		
		水拭き	汚れの強い床面をモップで水拭きする。	1 D	

## 表 3.4.1(B) 玄関周り (定期清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
床	洗浄	洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れ	1 M	
		を洗浄する。		

## 3.4.2 犬走り

大走り(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.4.2 による。

## 表 3.4.2 犬走り(日常清掃)

作業項目	1	作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1 D	

### 3.4.3 構內通路

構内通路(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表 3.4.3 による。

表 3.4.3 構內通路(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1 D	

## 3.4.4 駐車場

駐車場(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表3.4.4による。

表 3.4.4 駐車場(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	1 D	

## 3.4.5 屋上広場

屋上広場(日常清掃)の作業項目及び作業内容は、表3.4.5による。

表 3.4.5 屋上広場(日常清掃)

作業項目		作業内容	周期	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排	1 D	
		水ドレンの目詰まり等を取り除く。		

## 第5編 執務環境測定等

## 第1章 一般事項

## 第1節 一般事項

## 1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、建築物等の執務環境に関する測定、吹付けアスベスト等の点検及 びねずみ等の防除に関する業務に適用する。

## 1.1.2 点検及び保守に伴う注意事項

点検に使用する脚立等は受注者の負担とする。ただし、高所作業に必要な足場、仮囲い等 (作業床高さ2m以上) は、特記による。

## 第2章 空気環境測定

## 第1節 適用

## 2.1.1 適用

本章は、建築物の事務室等の空気環境の測定に適用する。

## 2.1.2 測定結果の報告

測定結果の報告は、第1編1.4.7「業務の報告」による。なお、測定の結果、表2.2.1の管理基準値に適合しない場合は、その原因を推定し、施設管理担当者に報告する。

## 第2節 測定

## 2.2.1 空気環境測定

(a) 空気環境測定の測定項目及び測定器等は、表 2.1.1 による。

表 2.2.1 空気環境測定

	衣 2. 2. 1 全	1				
測定項目	測定器等	管理基準値				
1. 浮遊粉じん	グラスファイバーろ紙(0.3μmのステアリ	空気 1m³ につき				
の量	ン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有す	0.15mg 以下				
	るものに限る)を装着して相対沈降径がおお むね 10 // m 以下の浮遊粉じんを重量法によ					
	むね 10μ m 以下の浮遊粉じんを重量法によ					
	り測定する機器又は厚生労働大臣の登録を					
	受けた者により当該機器を標準として較正					
	された機器					
2. 一酸化炭素	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこ	100 万分の 10 以下				
の含有率	れらと同程度以上の性能を有するもの	(注1)				
3. 二酸化炭素	検知管方式による二酸化炭素検知器又はこ	100万分の1,000以下				
の含有率	れらと同程度以上の性能を有するもの					
4. 温度	0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以	①17度以上28度以下				
	上の性能を有するもの	②居室温度を外気温				
		度より低くする場				
		合その差を著しく				
		しないこと				
5. 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同	40%以上70%以下				
	程度以上の性能を有するもの					
6. 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる	0.5m/s 以下				
	風速計又はこれらと同程度以上の性能を有					
	するもの					

7. ホルムアル	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-拘束	空気 1m³につき 0.1mg
デヒドの量	液体クロマトグラフ法により測定する機器、	以下
(注2)	4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・	
	4-トリアゾール法により測定する機器又は	
	厚生労働大臣が別に指定する測定器	

- (注1)大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を超えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物においては、100万分の20とする。
- (注2) 測定は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行い、建築物の使用を開始した時点から直近の測定期間(6月1日~9月30日までの間)中に1回行うものとする。測定箇所は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行った各階ごとの一箇所とする。
- ※表中1、2、3に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、終業前の2時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。
- ※表中 4、5、6 に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。ただし、これによりがたい場合は、1日の使用時間中における2回の測定値とする。
- (b) 測定位置等は、次による。
  - (1) 室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、各階毎に居室の中央部の床上 75cm以上150cm以下の高さで測定する。なお、床上10cmの高さでの温度測定の必要が ある場合には特記による。
  - (2) 外気については、外気取入口付近及び1階出入口付近で測定する。ただし、浮遊粉じん、気流及びホルムアルデヒドの量の測定は行わない。
- (c) 測定周期は、2月以内ごとに1回とする。ただし、ホルムアルデヒドの量は表 2.2.1 (注
- 2) による。
- (d) 測定点数は特記による。なお、特記がない場合は、表 2.2.2 により算出する。

測定を要する延べ床面積に対し 特定建築物の延べ床面積 外気の測定点数 1 測定点当たりの床面積 3,000 ㎡未満  $300 \text{ m}^2$ 2点 3,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満  $400 \text{ m}^2$ 2点 5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 2点  $500 \text{ m}^2$ 10,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満  $800 \text{ m}^2$ 2点 20,000 ㎡以上 30,000 ㎡未満 2点  $1.000 \text{ m}^2$  $2,000 \text{ m}^2$ 30,000 ㎡以上 100,000 ㎡未満 2点

表 2.2.2 測定点数

- (注1) 測定を要する延べ床面積とは、空気調和設備又は機械換気設備を設けている居室の延べ床面積をいう。
- (注2) 算出値の小数点以下は、切り上げる。

## 第3章 照度測定

## 第1節 適用

## 3.1.1 適用

本章は、建築物の事務室等の照度測定に適用する。

### 3.1.2 測定結果の報告等

測定結果の報告は、第1編1.4.7「業務の報告」による。なお、測定の結果、表3.2.1の 所要照度に適合しない場合は、その原因を追求し、施設管理担当者に報告する。

### 第2節 測定

### 3.2.1 照度測定

- (a) 測定方法は、JIS C 7612(照度測定方法)によるものとし、測定機器は JIS C 1609 -1(照度計)の規格品とする。
- (b) 測定周期は、6月以内ごとに1回とする。
- (c) 測定箇所は、特記による。

表 3.2.1 所要照度

室名・区分	照度範囲(1 x)			
○設計室、○製図室、○事務室、役員室	1,000~500			
電子計算機室、集中監視室、会議室、応接室	750~300			

JIS Z 9110「照度基準総則」より抜粋

○印の作業の場所は局部照明によってこの照度を得ても良い。

### 第4章 吹付けアスベスト等の点検

### 第1節 適用

## 4.1.1 適用

本章は、建築物等に吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール(以下、「吹付けアスベスト等」という。)が封じ込め処理又は囲い込み処理を実施した箇所、あるいは含有量 0.1%超(重量比)アスベスト吹付け個所において行う吹付けアスベスト等の点検に適用する。なお、適用箇所は特記による。

#### 4.1.2 点検結果の報告等

点検の結果の報告は、第1編1.4.7「業務の報告」による。なお、点検の結果、吹付けアスベスト等の粉じんの飛散のおそれがある場合は、速やかに飛散を防止するための対策を検討し、施設管理者に提案する。

### 第2節 点検

- 4.2.1 吹付けアスベスト等の点検
  - (a) 吹付けアスベスト等の点検項目及び点検内容は、表 4.2.1 による。
  - (b) 点検及び測定は、通常の状態で行う。
  - (c) 点検周期は特記による。なお、特記がない場合は、次による。
    - (1) 封じ込め又は囲い込み処理が施工されていない箇所の劣化及び損傷
      - ・露出部分、気流の流れのある部分等:3月に1回
      - ・隠ぺい部分その他上記以外の部分:6月に1回
    - (2) 封じ込め又は囲い込み処理が施工済み箇所の劣化及び損傷:1年に1回
  - (d) アスベスト粉じん濃度の測定の実施及びその方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法 について」 (平成28年4月13日基発0413第2号) に基づくものとし、実施は特記による。

表 4.2.1 吹付けアスベスト等の点検

点検項目	点検内容	備考		
吹付けアスベスト等	次について目視により点検を行う。			
	① 層表面の毛羽立ちの有無	[12 条点検]		
	② 繊維のくずれの有無			
	③ 部分的なたれ下がりの有無			
	④ 下地と層間の浮き、はがれの有無			
	⑤ 局部的損傷、欠損の有無			
	⑥ 層の損傷、欠損の有無			

### 第5章 ねずみ等の調査及び防除

### 第1節 一般事項

#### 5.1.1 適 用

本章は、ねずみ等の調査及び防除に適用する。

#### 5.1.2 用語の定義

本章において、「発生しやすい箇所」とは、食料を取り扱う区域、汚水槽、雑排水槽、湧水槽、浄化槽、雨水桝、阻集器(グリストラップ)、排水溝及び廃棄物の保管庫等をいう。

### 5.1.3 業務の実施

ねずみ等の調査及び防除は、建築物において有害生物を制御し、その水準を維持する総合的有害生物管理(IPM)に基づき行うものとする。

#### 5.1.4 業務の範囲

原則、建物及び敷地全域を対象とする。ただし、エレベーターの昇降路、高圧変電室など の危険な個所は除く。

#### 5.1.5 業務時間

調査及び防除を行う時間は、特記による。

#### 5.1.6 業務の報告

調査又は防除業務において、あらかじめ施設管理担当者と打ち合わせの上、定められた時期に、定められた様式により報告する。

### 5.1.7 注意事項

- (a) ねずみ等の防除のため殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法(昭和35年法律第145号)第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。
- (b) 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者並 びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。
- (c) 薬剤を使用する場合は、事前に当該区域の管理者や利用者の了解を得て実施し、処理前後少なくとも3日間はその旨の掲示を行うこと。
- (d) ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- (e) ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応 じ、整備又は修理を行うこと。

(f) 施設管理担当者からのねずみ等の防除作業に係る苦情又は緊急の連絡に対して、迅速に 対応できる体制を整備しておくこと。

#### 第2節 ねずみ等の調査

## 5.2.1 調査の周期

ねずみ等の調査の周期は、次による。

- (1) 発生しやすい箇所は、2月以内ごとに調査を実施する。
- (2) 発生しやすい箇所以外は、6月以内ごとに調査を実施する。

#### 5.2.2 調査における注意事項

調査は、発注者が提供する過去の報告書等を参考に効率的に実施する。

### 5.2.3 調査の内容

ねずみ等の調査は、聞き取り調査、目視による調査、トラップ等による調査、環境及び施設・設備の調査とし、実施は特記による。

### 5.2.4 調査結果の判定及び提案

- (a) ねずみ等の調査結果に基づく判定は、「建築物における維持管理マニュアルについて」 (平成20年1月25日健衛発第0125001号) による。
- (b) 食物管理や施設改善など、職員や施設による措置が必要な場合は、施設管理担当者に提案する。

## 第3節 ねずみ等の防除

### 5.3.1 防除作業等

- (a) 防除作業に先立ち、5.2.4 調査結果の判定及び提案に基づき、業務計画書を作成する。
- (b) 作業計画を立て、施設管理担当者に承諾を得るものとする。防除作業等は特記による。
- (c) ねずみ等の防除作業等は調査結果の判定に基づき、以下による。
  - (1) 発生防止対策の実施の有無は特記による。また作業項目及び作業回数は特記による。
  - (2) 施設改善の実施の有無は特記による。また作業項目及び作業回数は特記による。
  - (3) 防除作業の実施の有無は特記による。また作業項目及び作業回数は特記による。
- (d) 薬剤を使用する場合は、少なくとも3日前までに使用薬剤名、実施場所、臭いの程度、 化学物質などに対する過敏者への注意等を記載した事前通知を作成し、実施3日後まで当 該場所入り口等に掲示する。
- (e) トラップ等を使用する場合は、トラップの種類、設置場所、数等を記載する。

## 5.3.2 効果判定

防除作業終了後、措置を行った箇所に対して、前調査と同じ方法により、効果判定を行う。

## 5.3.3 再作業

効果判定によって措置水準に該当する場合には、再度調査を行って問題点を明らかにし、 再作業を行う。

### 第6編 警備

#### 第1章 一般事項

## 第1節 一般事項

1.1.1 適用

本編は、第1編と併せ、施設内の警備に関する業務に適用する。

#### 1.1.2 用語の定義

本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「警備員」とは、警備業法(昭和47年法律第117号)第14条(警備員の制限)に定められた要件を満たし、同法第21条及び22条の記載に基づいて法定教育を受けた者で、警備業務に従事する者をいう。
- (2)「施設警備業務」とは、定められた時刻に警備員を配置し、「巡回」、「立哨」、「動哨」及び「座哨」を行うほか、ローカルシステムによる監視等により警備業務に当たることをいう。
- (3)「巡回」とは、定期又は臨時に施設の屋内外を一定の動線で巡回し、警備に当たることをいう。
- (4)「立哨」とは、定められたポストにおいて立ったままの姿勢で警備に当たることをいう。
- (5)「動哨」とは、定められたポストにおいて一定の区域を歩きつつ警備に当たることをいう。
- (6)「座哨」とは、定められたポストにおいて座ったままの姿勢で警備に当たることをいう。
- (7)「ポスト」とは、警備員を固定的に配置する場所をいう。
- (8)「ポスト配置表」とは、指定した場所及び時刻において、警備員の交代の有無にかかわらず、継続的に配置するポストを示した表をいう。
- (9)「装備品」とは、警備員が警備中に身につける無線機、警笛、懐中電灯等をいう。
- (10)「護身用具」とは、警備業務において警備員の安全を確保するために身につける警戒棒、 警戒杖、刺股、非金属性楯、ヘルメット、防刃チョッキ、防弾チョッキ等をいう。
- (11)「ローカルシステム」とは、警備対象施設に設置された防犯監視システム、入退室管理システム、監視カメラシステム等又はこれらを併用した防犯装置をいう。
- (12)「防犯監視システム」とは、盗難等の事故の発生を監視するものをいう。
- (13)「入退室管理システム」とは、施設、部屋等の入退室時に資格権限の確認をカード・生体認証等で行い、判別し、電気錠等を制御するとともに、状態を表示・管理・記録するものをいう。
- (14)「監視カメラシステム」とは、監視カメラにより設置箇所の画像をモニタに表示し、管理・記録するものをいう。

- (15)「機械警備業務」とは、警備対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を 基地局に設置する機器に送信し、受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警 備業務に当たることをいう。
- (16)「基地局」とは、機械警備に係る受信装置の設置された警備対象施設以外の施設をいう。

#### 1.1.3 警備方式等

- (a) 警備方式は、施設警備業務、機械警備業務又はこれらの併用とし、その適用は特記による。
- (b) 施設警備業務に必要となるポストの数は、特記による。

#### 1.1.4 警備員の資格等

- (a) 警備員は、警備業法上の要件を満たす者とする。
- (b) 配置する警備員については、あらかじめ警備員名、検定資格(施設警備1級、2級)の 有無等を書面に記載し、施設管理担当者へ提出する。
- (c) 消防関係法令に基づく防災センターには、自衛消防業務講習修了者又は条例に定める講習修了者を置くこととする。

#### 1.1.5 警備計画書等

- (a) 警備業務の実施に当たり、警備計画書を作成し、施設管理担当者へ提出する。
- (b) 機械警備業務を行う場合は、発注者の提示する警備業務用機械装置の配置平面図により、 警備計画書を立案する。
- (c) 警備計画書をもとに警備員が行う業務の内容・詳細を記載した「指令書」を作成し、施設管理担当者に提出する。

### 1.1.6 業務の報告

- (a) 施設警備業務において実施した業務内容は、警備日誌を作成し、保管する。
- (b) 施設警備業務においては、原則として、毎日施設管理担当者へ警備日誌を提出する。
- (c) 機械警備業務においては、異常が発生した場合に警備報告書を作成し、あらかじめ指定 された方法により報告する。

#### 1.1.7 服装等

警備員の服装及び装備品は、原則として警備業法に基づき届けられた服装等であって、かつ、発注者が承認した受注者の定めるものとする。ただし、施設警備業務において護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者と協議する。

## 1.1.8 鍵の取扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書に定めるものとし、次の事項を遵守する。

- (1) 厳重に保管し、鍵の使用及び貸出は鍵管理簿等指定された方法により管理する。
- (2) 無断で複製はしない。このため、摩耗、割れ、破損等の場合は、施設管理担当者に作成を依頼又は届出し、作成を行う。
- (3) 業務期間終了時に返却する。
- (4) 定期的に鍵点検を行い、本数、貸出状況、紛失・破損等の有無を確認する。
- (5) 警備員が鍵を所持する際は必ずキーストラップに結着し、キーバッグに収める。
- (6) 施設管理者から預託鍵を授受する際は指定された書面を取り交わし、受け渡し記録を取り、返却時まで保管する。

## 第2章 警備業務

## 第1節 施設警備業務

## 2.1.1 勤務時間

勤務日、勤務時間及び業務を行わない日は、特記による。

### 2.1.2 業務室等

施設警備業務を行う防災センター、守衛室、警備員控室、休憩室等の机、椅子、書類棚、 ロッカー等什器類の供用は、特記による。

### 2.1.3 ローカルシステム

- (a) ローカルシステムの適用及び警戒範囲等は特記による。
- (b) ローカルシステムの設置を業務に含む場合は特記による。

## 2.1.4 業務内容

施設警備業務の業務項目及び業務内容は、表 2.1.4 による。なお、適用は特記による。

悪?	1	4	施設擎備業務

表2.1.4 施設警備業務									
業務項目	業務内容	備考							
1. 防犯・防災監視	① 防犯監視システムの監視卓、防災監視盤等の情報に基づく異常発生等の識別 ② 異常発生時に現場に急行し、内容を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。 ・初期消火、非常放送等の緊急対応 ・施設管理担当者及びあらかじめ定められた者への連絡 ・避難誘導、応急手当等の救助対応 ・警察、消防署等への通報								
2. エレベーター 管理	① エレベーターの運行管理 ② 火災・救急等の緊急時における操作								
3. 鍵管理	職員及び関係者への鍵の貸出及び使用について管理								
4. 駐車場管理	① 自走式駐車場においては、駐車場内の巡回 ② 機械式駐車場においては、車両の誘導及び機械操作								
5. 出入管理	① 施設における人、物及び車両の出入り管理 ② 門及び玄関出入口等の解錠又は施錠 ③ 入退室管理システム、監視カメラシステムの監視卓の 監視及び異常発生時の対応								
6. 遺失物の取り 扱い	① 遺失物の受付 ② 遺失物はあらかじめ定められた方法で管理								
7. 巡回監視	<ul><li>① 不審者及び不審物の発見及び適正処理</li><li>② 火災予防上の火気点検</li><li>③ 各室の施錠状況の確認</li></ul>								

- ④ 在館者の有無の確認
- ⑤ 施設内外の異常があれば報告
- 8. 各種災害時の 対応
- ① 台風接近前後に施設の安全確認
- ② 地震後に施設の安全確認
- ③ 豪雪及び大寒波時に施設の安全確認
- 時の対応
- 9. 急病人等発生 ① 怪我人、急病人等発生時は現場へ急行し応急手当の実
  - ② 119番通報、あらかじめ定められた者への連絡
  - ③ 意識不明者へのAEDの使用

#### 2.1.5 防災訓練等への参加

受注者は、施設管理担当者が実施する防災訓練その他施設運営上必要な訓練行事に参加する。

#### 第2節 機械警備業務

- 2.2.1 警備業務用機械装置
  - (a) 警備業務用機械装置の機能は、次による。なお、機能の適用、警戒範囲等は特記による。
    - (1) 施設のドア、ガラス等の開閉又は破損を感知する機能
    - (2) センサーが感知した内容を表示する機能
    - (3) 火災発生を感知する機能
    - (4) ガス漏れを感知する機能
    - (5) 金庫盗難を感知する機能
    - (6) 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
    - (7) 非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能
    - (8) 施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能
    - (9) 警備の開始、解除の操作を行う機能
    - (10) 基地局に異常等の信号を送信する機能
    - (11) 一般公衆回線の断線を監視する機能
    - (12) 一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能
  - (b) 業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

#### 2.2.2 既存設備の使用

既存警備業務用機械装置を用いて機械警備業務を行う場合は、その旨を特記する。

## 2.2.3 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始(セット時)した時点より、防犯設備のセットが 解除された時点までとする。

## 2.2.4 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、施設の外部及び内部を 点検して、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

- (1) 現場に応じた緊急措置
- (2) 施設管理担当者への連絡
- (3) 基地局への連絡
- (4) 警察、消防署等への通報

### 別 表

#### 点検等及び確認整理表

(1) 官公庁施設の建設等に関する法律(以下「官公法」という。)第12条に規定する点検 (以下「官公法12条点検」という。)、官公法第13条に基づく支障がない状態の確認(以 下「官公法13条確認」という。)の全て、及び建築基準法(以下「建基法」という。) 第12条に規定する項目(以下「建基法12条項目」という。)の全てについて、以下の「法 律と告示の関係表」に対比させ法定周期を一覧表として記載した。

法律と告示の関係表

法	法		示 示	HUT ATT
条	項	告示番号	別表番号	概要
	第1項 第2項	第 282 号	_	敷地及び構造
		第 283 号	_	昇降機
			別表 1	換気設備
建基法		第 285 号	別表 2	排煙設備
第 12 条	第3項	第 200 万	別表 3	非常用の照明装置
<b>第12</b> 米	第4項		別表 4	給水設備及び排水設備
	<b>分</b> 4·快		別表 1	
		第 723 号	別表 2	防火設備
		<del>/13</del> 123 / <del>3</del>	別表 3	PUZCEX IIII
			別表4	
	第1項	第 1350 号	_	敷地及び構造
			別表 1	換気設備
官公法			別表 2	排煙設備
第 12 条	第2項	第 1351 号	別表 3	非常用の照明装置
			別表 4	給水設備及び排水設備
			別表 5	防火設備
官公法		第 551 号		確認
第 13 条		<i>&gt;</i> 17 001 77		<b>州旺</b> 即位

- (2) 「点検等及び確認整理表」の共通仕様書欄の「○」印は、当該法定点検項目のうち、建 基法第 12 条第 1 項から第 4 項に規定され、かつ、官公法 12 条点検又は官公法 13 条確認 を含む項目を示す。
- (3) 「点検等及び確認整理表」の共通仕様書欄の「b」印は、当該法定点検項目のうち、官 公法第12条第1項又は第2項に規定がなく、共通仕様書において定めていない項目を示

す。

- (4) 「点検等及び確認整理表」の共通仕様書欄の「○」印が記載されている点検項目については、共通仕様書第 2 編表 2.2.1 から表 8.4.2 及び第 5 編表 4.2.1 の備考欄に [12 条点検] と記載している。
- (5) 官公法第12条、第13条及び建基法第12条に基づく各々の点検又は確認の周期について表記は次による。
  - (a) 「6 M」は、6 月ごとに行うものとする。
  - (b) 「1 Y」は、1年ごとに行うものとする。
  - (c)「3 Y」は、3年ごとに行うものとする。
  - (d)「10Y」は、10年ごとに行うものとする。

別 表 点検等及び確認整理表

				官公庁施設の	建	官	官	共	
	基準法(		建設等に関す	基	公	公	通		
終改]	終改正 H28.11.1)				る法律	法	法	法	仕
別表	建築物			12	12	13	様		
7713	在来1	が一般地次の特定			(H20 国土交	条	条	条	書
					通省告示第	報	点	確	
					1350 号	告	検	認	
		(٧)		(最終改正	検				
					H29. 3. 31)	査			
						等			
	(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、 傾斜等の状況		— (1)	З Ү	1 Y	1 Y	0
	(2)	敷地	敷地内の排水の状況		· (2)	3 Y	1 Y	1 Y	0
一	(3)	令第 128 条に規定	敷地内の通路の確保の 状況			3 Ү			b
敷地及び	(4)	する通路(以下「敷地内の通路」は、	有効幅員の確保の状況			3 Y			b
び地盤	(5)	地内の通路」とい   敷地内の通路の   う。)   の状況	敷地内の通路の支障物 の状況			3 Ү			b
	(6)	塀	組積造の塀又は補強コ ンクリートブロック造 の塀等の耐震対策の状			З Ү			b

				, 况 ———————————————————————————————————						
	(7)			組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	— (3)		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(8)	Lines		擁壁の劣化及び損傷の 状況	<b>—</b> (4)		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(9)	・ 擁壁		擁壁の水抜きパイプの 維持保全の状況	— (5)		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(1)			基礎の沈下等の状況	二 (1)		З Ү	3 Y	1 Y	0
	(2)	基礎		基礎の劣化及び損傷の 状況	<u> </u>		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(3)			土台の沈下等の状況	(3)		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(4)	土台	(木造に限る)	土台の劣化及び損傷の 状況	二 (4)		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(5)		外壁、軒裏及び外壁の開 口部で延焼のおそれの ある部分の防火対策の 状況			3 Y			b	
	(6)			木造の外壁躯体の劣化 及び損傷の状況	<u> </u>		3 Y	3 Y	1 Y	0
建築物のぬ	(7)			組積造の外壁躯体の劣 化及び損傷の状況	(6)		3 Y	3 Y	1 Y	0
外部	(8)	外壁	躯体等	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣 化及び損傷の状況	二 (7)		3 Ү	3 Ү	1 Y	0
	(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣 化及び損傷の状況	(8)		3 Ү	З Ү	1 Y	0
	(10)			鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の外壁躯体の劣化 及び損傷の状況	<u> </u>		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(11)	外 壁	外装仕上げ 材等	タイル、石貼り等(乾式 工法によるものを除	<u> </u>		3Y/ 10Y	3 Ү	1 Y	0

				く。)、モルタル等の劣			ĺ				
				化及び損傷の状況							
				乾式工法によるタイル、							
	(12)			石貼り等の劣化及び損		二 (11)		3 Ү	3 Y	1 Y	0
	(12)			傷の状況		_ (11)			01	11	
				金属系パネル(帳壁を含							
	(13)			   む。)の劣化及び損傷の		二 (12)		3 Y	3 Y	1 Y	0
				   状況							
				コンクリート系パネル							
	(14)			(帳壁を含む。)の劣化		二 (13)		3 Y	3 Y	1 Y	0
				及び損傷の状況							
	(15)			サッシ等の劣化及び損		二 (14)		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(10)		窓サッシ等	傷の状況		_ (II)		01	01	1 1	
	(16)		W / / 4	はめ殺し窓のガラスの				3 Y			b
	(10)	_ _ _ 壁	固定の状況								
	(17)		壁	外壁に緊結	機器本体の劣化及び損		二 (15)		3 Y	3 Y	1 Y
			された広告	傷の状況							
	(18)		板、空調室	支持部分等の劣化及び		二 (16)		3 Y	3 Y	1 Y	0
			外機等	損傷の状況							
	(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷		三 (1)		3 Y	3 Y	1 Y	0
				の状況							
	(2)			パラペットの立ち上り		- (a)		2 V	3 Y	1 V	
	(2)		面の劣化及び損傷の状 三 (2)	3 Y	31	31	1 Y	0			
				笠木モルタル等の劣化							
三	(3)		回り(屋上面	及び損傷の状況		三 (3)		3 Y	3 Y	1 Y	0
屋上及び屋根		を除く		金属笠木の劣化及び損							
及   び 	(4)			傷の状況		三 (4)		3 Y	3 Y	1 Y	0
根根				   排水溝 (ドレーンを含							
	(5)			む。)の劣化及び損傷の		三 (5)		3 Y	3 Y	1 Y	0
				   状況							
	(6)			屋根の防火対策の状況				3 Y			b
	(7)	屋根		屋根の劣化及び損傷の		= (e)		9 W	9 W	1 V	
	(7)			状況		三 (6)		3 Y	3 Y	1 Y	0

	(8) 機器及び工作物 (冷却塔設備、広		ろで、一 作物	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の		三 (7)		3 Y	3 Y	1 Y	
				状況		_ (1)		51	51	1 1	
	(9)	, 告塔等)		支持部分等の劣化及び		= (o)		2 V	0 V	1 V	
	(9)			損傷の状況		三 (8)		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(1)		令第 112 条第 況	9項に規定する区画の状				3 Ү			b
				 第1項から第3項まで又は							
	(2)		   同条第 5 項カ	いら第8項までの各項に規				3 Y			b
			定する区画の	)状况							
	(0)		令第 112 条第	5 12 項又は第 13 項に規定				0.11			
	(3)		する区画の別	<b></b>				3 Y			b
		防火区		令第 112 条第 10 項に規							
	(4)	)	区 断 防火区画の 外周部	定する外壁等及び同条				3 Y			b
	(4)			第 11 項に規定する防火				31			D
				設備の処置の状況							
				令第 112 条第 10 項に規							
四				定する外壁等及び同条				3 Y			
建	(5)			第 11 項に規定する防火		四 (1)	3		3 Y	1 Y	0
建築物				設備の劣化及び損傷の							
の				状況							
部				木造の壁の室内に面す		四 (2)	3 1			1 Y	
	(6)			る部分の躯体の劣化及				3 Y	3 Y		0
				び損傷の状況							
				組積造の壁の室内に面							
	(7)	壁 の		する部分の躯体の劣化		四 (3)		3 Y	3 Y	1 Y	0
		の室内に面する部分		及び損傷の状況							
		に   面	躯体等	補強コンクリートブロ							
	(8)	する。		ック造の壁の室内に面		四 (4)		3 Y	3 Y	1 Y	0
	(0)	   分		する部分の躯体の劣化				01	01	11	
				及び損傷の状況							
				鉄骨造の壁の室内に面							
	(9)			する部分の躯体の劣化		四 (5)		3 Ү	3 Y	1 Y	0
				及び損傷の状況							

(1	10)			鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の壁の室内に面す る部分の躯体の劣化及 び損傷の状況	四 (6)	3 Y	3 Y	1 Y	0
(1	11)		一時間準耐 火基準に適	準耐火性能等の確保の 状況		3 Y			b
(1	12)	壁 の	合する準耐 火構造の	部材の劣化及び損傷の 状況	四 (7)	3 Y	3 Y	1 Y	0
(1		室内	壁、耐火構 造の壁又は	鉄骨の耐火被覆の劣化 及び損傷の状況	四 (8)	3 Y	3 Y	1 Y	0
(1	14)	に面する部分	準耐火構造 の壁(防火 区画を構成 する壁に限 る。)	給水管、配電管その他の 管又は風道の区画貫通 部の充填等の処理の状 況		3 Y			b
(1	15)	壁の室内	令第 114 条 に規定する 界壁、間仕 切壁及び隔 壁	令第114条に規定する界 壁、間仕切壁及び隔壁の 状況		3 Y			b
(1	16)	壁の室内に面する部分	令第128条 の5各項に 規定する建 築物の壁の 室内に面す る部分	室内に面する部分の仕 上げの維持保全の状況		3 Y			b
(1	17)			木造の床躯体の劣化及 び損傷の状況	四 (9)	3 Y	3 Y	1 Y	0
(1	18)		and the	鉄骨造の床躯体の劣化 及び損傷の状況	四 (10)	3 Ү	3 Y	1 Y	0
(1	19)	床	躯体等	鉄筋コンクリート造及 び鉄骨鉄筋コンクリー ト造の床躯体の劣化及 び損傷の状況	四 (11)	З Ү	3 ү	1 Y	0

(20)		一時間準耐 火基準に適	準耐火性能等の確保の 状況		3 Y			b
(21)		合する準耐火構造の	部材の劣化及び損傷の状況	四 (12)	3 Y	3 Y	1 Y	0
(22)	床	床、耐火構 造の床又は 準耐火構造 の床(防火 区画を構成 する床に限 る。)	給水管、配電管その他の 管又は風道の区画貫通 部の充填等の処理の状 況		3 Y			b
(23)		令第 128 条 の 5 各項に	室内に面する部分の仕 上げの維持保全の状況		3 Y			b
(24)	天井	規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕 上げの劣化及び損傷の 状況	四 (13)	3 Ү	3 Y	1 Y	0
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣 化及び損傷の状況	四 (14)	3 Y	3 Y	1 Y	0
(26)			区画に対応した防火設 備の設置の状況		3 Y			b
(27)	防火シの他ご	受備(防火扉、 /ャッターそ これらに類す Dに限る。)	居室から地上へ通じる 主たる廊下、階段その他 の通路に設置された防 火設備におけるくぐり 戸の設置の状況		3 Y			b
(28)	- ~ D V	NCIRO )	昭和48年建設省告示第 2563号第1第一号ロに 規定する基準について の適合の状況		3 Y			b
(29)	防火シの他ご	设備(防火扉、 シャッターそ これらに類す つに限る。)	防火扉の開放方向		3 Y			b

(30)		常時閉鎖又は作動した 状態にある防火設備(以 下「常閉防火設備」とい う)の本体と枠の劣化及 び損傷の状況		四 (15)		3 Y	3 Y	6 M	0
(31)		常閉防火設備の閉鎖又 は作動の状況		四 (16)		3 Y	З Ү	6 M	0
(32)		常閉防火設備の閉鎖又 は作動の障害となる物 品の放置の状況		四 (17)		3 Y	3 Ү		0
(33)		常閉防火扉の固定の状 況	•	四 (18)		3 Ү	3 Y		0
(34)	照明器具、懸垂物	照明器具、懸垂物等の落 下防止対策の状況		四 (19)		3 Y	З Ү	1 Y	0
(35)	等	防火設備の閉鎖の障害 となる照明器具、懸垂物 等の状況		四 (20)		3 Y	3 Y		0
(36)		採光のための開口部の 面積の確保の状況				3 Y			b
(37)		採光の妨げとなる物品 の放置の状況				3 Y			b
(38)	居室の採光及び換 気	換気のための開口部の 面積の確保の状況				3 Y			b
(39)		換気設備の設置の状況				3 Ү			b
(40)		換気設備の作動の状況		四 (21)		3 Ү	1 Y		0
(41)		換気の妨げとなる物品 の放置の状況				3 Y			b
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付け ロックウールでその含 有する石綿の重量が当 該建築材料の重量の0.1 パーセントを超えるも の(以下「吹付け石綿等」 という。)の使用の状況				3 Y			b
(43)		吹付け石綿等の劣化の		四 (22)		3 Y	3 Y	1 Y	0

				   状況					
				除去又は囲い込み若し					
				くは封じ込めによる飛					
	(44)			散防止措置の実施の状		3 Y			b
				況					
				囲い込み又は封じ込め					
	(45)			による飛散防止措置の	四 (23)	3 Y	3 Y	1 Y	0
				劣化及び損傷の状況					
	(1)	令第1	20 条第 2 項	令第120条第2項に規定		3 Y			1-
	(1)	に規定	ごする 通路	する通路の確保の状況		31			b
	(2)	廊下		幅の確保の状況		3 Y			b
	(3)			物品の放置の状況	五 (1)	3 Y	3 Y	1 Y	0
	(4)	111.7 -	-	出入口の確保の状況		3 Y			b
	(5)	出入口	1	物品の放置の状況	五 (2)	3 Y	3 Y	1 Y	0
	(6)	屋上店	5場	屋上広場の確保の状況		3 Y			b
	(5)	避難」	ニ有効なバル	避難上有効なバルコニ		0.11			
	(7)	コニー	-	一の確保の状況		3 Y			b
	(8)			手すり等の劣化及び損	<b>ブ (9)</b>	0 V	0 V	1 V	
	(8)	\rightarrow ##	したなわべり	傷の状況	五 (3)	3 Y	3 Y	1 Y	0
五	(9)	近無」	上有効なバル	物品の放置の状況	五. (4)	3 Y	3 Y	1 Y	0
避	(10)			避難器具の操作性の確	五. (5)	3 Y	3 Y	1 V	0
避難施設等	(10)			保の状況	ш (5)	31	31	1 Y	O
等	(11)			直通階段の設置の状況		3 Y			b
	(12)	階段	階段	幅の確保の状況		3 Y			b
	(13)	段	陷权	手すりの設置の状況		3 Y			b
	(14)			物品の放置の状況	五 (6)	3 Y	3 Y	1 Y	0
	(15)		階段	階段各部の劣化及び損	五. (7)	3 Y	3 Y	1 Y	0
	(15)		P自 权	傷の状況	ш. (1)	31	31	11	0
			屋内に設け						
	(16)	階 段	られた避難	階段室の構造の状況		3 Y			b
		段	階段						
	(17)		屋外に設け	屋内と階段との間の防		3 Ү			b
	(11)		られた避難	火区画の確保の状況		J 1			
	(18)		階段	開放性の確保の状況	五 (8)	3 Y	3 Y		0

(19)			令第123条第3項第一号に規定するバルコニー(以下単に「バルコニー」という。)又は付室(以下単に「付室」という。)の構造及び面積の確保の状況		3 Y			b
(20)		特別避難階段	階段室又は付室(以下 「付室等」という。)の 排煙設備の設置の状況		3 Ү			b
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況	五 (9)	3 Y	3 Ү	6 Y	0
(22)			付室等の外気に向かつ て開くことができる窓 の状況	五(10)	3 Y	3 Ү	1 Y	0
(23)			物品の放置の状況	五 (11)	3 Y	3 Y	1 Y	0
(24)			防煙区画の設置の状況		3 Y			b
(25)		防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷 の状況	五(12)	3 Y	3 Y	6 M	0
(26)	排煙設備等		可動式防煙壁の作動の 状況	五(13)	3 Y	3 Y	6 M	0
(27)	炭焼焼		排煙設備の設置の状況		3 Y			b
(28)	一	排煙設備	排煙設備の作動の状況	五 (14)	З Ү	3 Y	6 M	0
(29)			排煙口の維持保全の状 況	五(15)	3 Ү	3 Y	6 M	0
(30)		非常用の進	非常用の進入口等の設 置の状況		3 Ү			b
(31)	そのい	入口等	非常用の進入口等の維持保全の状況	五 (16)	3 Y	3 Y		0
(32)	他の設備等	非常用エレベーター	令第129条の13の3第3 項に規定する乗降ロビ ー(以下単に「乗降ロビ ー」という。)の構造及 び面積の確保の状況		3 Y			b

	(33)			昇降路又は乗降ロビー (以下「乗降ロビー等」 という。)の排煙設備の 設置の状況		3 Y			b
	(34)			乗降ロビー等の排煙設 備の作動の状況		3 Y			b
	(35)			乗降ロビー等の外気に 向かつて開くことがで きる窓の状況		3 Ү		1 Y	0
	(36)			物品の放置の状況		3 Y			b
	(37)			非常用エレベーターの 作動の状況		3 Y			b
	(38)			非常用の照明装置の設置の状況		3 Y		6 M	0
	(39)		非常用の照 明装置	非常用の照明装置の作動の状況	五 (17)	3 Y	3 Ү	6 M	0
	(40)			照明の妨げとなる物品 の放置の状況	五 (18)	3 Y	З Ү	6 M	0
	(1)		膜構造建築物の膜体、	膜体及び取付部材の劣 化及び損傷の状況	六 (1)	3 Y	З Ү	1 Y	0
	(2)	特殊	取付部材等	膜張力及びケーブル張 力の状況	六 (2)	3 Y	З Ү	1 Y	0
六	(3)	特殊な構造等	免震構造建 築物の免震 層及び免震	免震装置の劣化及び損 傷の状況 (免震装置が可 視状態にある場合に限 る。)	六 (3)	3 Ү	3 Ү	1 Y	0
/   そ	(4)		装置	上部構造の可動の状況	六 (4)	3 Y	3 Y		0
他	(5)	避雷討	· 设備	避雷針、避雷導線等の劣 化及び損傷の状況	六 (5)	3 Y	3 Ү	1 Y	0
	(6)		建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物と の接合部の劣化及び損 傷の状況	六 (6)	3 Y	3 Ү	1 Y	0
	(7)	煙突	りる産失	付帯金物の劣化及び損 傷の状況	六 (7)	3 Y	3 Y	1 Y	0
	(8)		令第 138 条	煙突本体の劣化及び損		3 Y	3 Ү	1 Y	0

	第1項第一 傷の状況 号に掲げる 付帯金物の劣化及び損		6.3		
(9)	煙突   傷の状況	3 Y	3 Y	1 Y	0
	植栽			1 Y	0
	柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、は り、けたの外観(木造)			1 Y	0
	柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、は り、けたの外観(組積造)			1 Y	0
	柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、は り、けたの外観(補強コンクリートブ ロック造)			1 Y	0
	柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、は り、けたの外観(鉄骨造)			1 Y	0
官	柱、小屋組、斜材、屋根版、床版、は り、けたの外観(鉄筋コンクリート造 及び鉄骨鉄筋コンクリート造)			1 Y	0
公	手すり、丸環等の外観及び固定			1 Y	0
法	塔屋の外観			1 Y	0
13	タラップ、庇、とい等の外観			1 Y	0
条	バルコニーの外観及び固定			1 Y	0
追	内装壁仕上げ材等の外観及び固定			1 Y	0
記	災害応急対策を行う拠点となる室、こ			大地	
分	れらの機能を維持するために必要な室			震の	
	又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通			発生	
	路の外観、固定、及び作動			時	
				大地	
	危険物を貯蔵し、又は使用する室の外			震の	
	観、固定、及び作動			発生	_
				時	
	不特定多数の者が利用する建物の部位				_
	エキスパンションジョイント金物等の 外観			1 Y	0
	屋上緑化設備の外観及び作動			3 M	0
	床及び階段の共通部材の外観及び固定			1 Y	0

	_			
屋外階段の外観及び固定			1 Y	0
床材料の外観及び固定			1 Y	0
仕上材料、下地の外観及び固定			1 Y	0
二重床			1 Y	0
階段等の材料の外観及び固定			1 Y	0
視覚障害者誘導用ブロック部材等の外 観及び固定			1 Y	0
点検口の部材の外観、固定及び作動			1 Y	0
排水溝の外観			1 Y	0
建具回りの外観			1 Y	0
静穏に必要な部材の外観			1 Y	0
建具の外観及び作動			1 Y	0
自動扉の作動			1 Y	0
防護柵の外観			1 Y	0
防煙壁の外観			6 M	0
案内表示の外観			1 Y	0
門扉の外観及び作動			1 Y	0
広告塔の外観			1 Y	0
駐車場、車路の外観			1 Y	0
歩道、玄関ポーチ等の外観			1 Y	0
水防板、水防壁、逆流防止弁その他の 水防設備の外観			1 Y	0

建築基準	生法(H20 国土交通省告示第 283 号(最終改正	官公庁施設	建 基	官	官	共
H28. 11. 0	01)	の建設等に	法	公	公	通
		関する法律	12 条	法	法	仕
表 2-2-2	建築物の昇降機の [点検] (1/6)		報	12	13	様
表 2-2-2	建築物の昇降機の [点検] (2/6)		告検	条	条	書
表 2-2-2	建築物の昇降機の[点検](3/6)		查	点	確	
表 2-2-2	建築物の昇降機の[点検](4/6)		等	検	認	
表 2-2-2	建築物の昇降機の[点検](5/6)					
表 2-2-2	建築物の昇降機の [点検] (6/6)					
(1/6)	かごを主索又は鎖で吊るエレベーター	規定なし	1 V			1-
	(第二号から第四号までに掲げるものを除く)		1 Y			b

(2/6)	油圧エレベーター		1 V			1
	(第三号及び第四号に掲げるものを除く)		1 Y	_	_	b
(3/6)	車いすに座ったまま使用するエレベーターで、か					
	ごの定格速度が 15 メートル以下で、かつ、その					
	床面積が 5.25 平方メートル以下のものであっ		1 Y	_	_	b
	て、昇降行程が4メートル以下のもの又は階段及					
	び傾斜路に沿って昇降するもの					
(4/6)	階段及び傾斜路に沿って一人の者がいすに座っ					
	た状態で昇降するエレベーターで、定格速度が9		1 Y	_	_	b
	メートル以下のもの					
(5/6)	エスカレーター		1 Y			ŀ
(6/6)	小荷物専用昇降機		1 Y	_	_	b

## 別 表 点検等及び確認整理表(設備)

(				第 285 号(	(最終改正 H28.11.1 ))
				(い) 査項目	(ろ)検査事項
れた居室(換気設	一 法第 28 条第 2 項	(1)		機械換気設備(中央	給気機の外気取り入れ口並 びに直接外気に開放された 給気口及び排気口への雨水 等の防止措置の状況
(換気設備を設けるべき調理室等を除く。	又は第3	(2)	機械換気設備	管理方 式の空 気調和	給気機の外気取り入れ口及 び排気機の排気口の取付け の状況
理室等を除く。)	項に基づき換気設備が設	(3)		設備を 含む。) の外観	各室の給気口及び排気口の 設置位置 各室の給気口及び排気口の
	けら	(4)			取付けの状況

官公庁施設 の建設等に 関する法律 (H20 国土交 通省告示第 1351 号(最終 改正 H29.3.31))
別表第1 換気設備
— (1)
- (2)

官	官	共
公	公	通
法	法	仕
12	13	様
条	条	書
点	確	
検	認	
		b
1 Y	1 Y	0
		b
1 Y	1 Y	0
	公法 12 条 点 検 1 Y	公 法 12 13 条 底 検 IY IY IY

		(5)			風道の取付けの状況	<b>—</b> (3)	1 Y	1 Y	1 Y	0
		(6)			風道の材質		1 Y			b
		(7)			給気機又は排気機の設置の	(4)	-1 W	1 17	C.M	
		(7)			状況	<b>→</b> (4)	1 Y	1 Y	6 M	0
		(8)			換気扇による換気の状況		1 Y			b
		(9)		機械換	各系統の換気量		3 Y			b
		(10)		気設備 (中央	各室の換気量		3 Ү			b
		(11)		管式気設含の性の がいまれる (できる) はんしょう (できる) はんしょう (できる) はんしょう (できる) はんしょう (できる) はんしょう (できる) はんしょう (できる) はんしょう (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) はんしょ (いき) は	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	— (6)	3 Y	1 Y	1 Y	0
		(12)			空気調和設備の設置の状況	<b>—</b> (7)	1 Y	1 Y	1Y /6M	0
		(13)		空気調和設備	空気調和設備及び配管の劣 化及び損傷の状況	— (8)	1 Y	1 Y	1Y /6M	0
		(14)	中央管理方式	の主要機器及	空気調和設備の運転の状況	<b>—</b> (9)	1 Y	1 Y	1Y /6M	0
		(15)	理方	び配管の外観	空気ろ過器の点検口		1 Y			b
		(16)	八の空気調和設	▽ノクト街に	冷却塔と建築物の他の部分 との離隔距離		1 Y			b
		(17)	調和		各室の温度		3 Y			b
		(18)	横	# <i>E</i> ##	各室の相対湿度		3 Y			b
		(19)		空気調和設備	各室の浮遊粉じん量		3 Y			b
		(20)		の性能	各室の一酸化炭素含有率		З Ү			b
		(21)			各室の二酸化炭素含有率		З Ү			b
		(22)			各室の気流		3 Y			b
	二 換 気	(1)			排気筒、排気フード及び煙突 の材質		1 Y			b
室等	換気設備を設け	(2)		美気設備 養械換気	排気筒、排気フード及び煙突 の取付けの状況	二 (1)	1 Y	1 Y	1 Y	0
; ;	けるべき調理	(3)	設備		給気口、給気筒、排気口、排 気筒、排気フード及び煙突の 大きさ		1 Y			b

	(4)		給気口、排気口及び排気フー		1 Y			b
	(4)		ドの位置		1 1			D
			給気口、給気筒、排気口、排					
	(5)		気筒、排気フード及び煙突の	二 (2)	1 Y	1 Y	1 Y	$\circ$
			設置の状況					
	(6)		排気筒及び煙突の断熱の状	二 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	$\circ$
	(0)		況	(3)	1 1	11	11	0
	(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電		1 Y			b
	(1)		線等との離隔距離		11			D
	(8)		煙突等への防火ダンパー、風		1 Y			1.
	(8)		道等の設置の状況		11			b
			煙突の先端の立ち上がりの					
	(9)	自然換気設備	状況(密閉型燃焼器具の煙突		1 Y			b
			を除く。)					
			煙突に連結した排気筒及び					
	(10)		半密閉式瞬間湯沸器の設置		1 Y			b
			の状況					
	(11)		換気扇による換気の状況		1 Y			b
	(12)	機械換気設備	給気機又は排気機の設置の	二 (4)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(12)		状況	(4)	1 1	11	1 1	0
	(13)		機械換気設備の換気量		1 Y			b
三	(1)		防火ダンパーの設置の状況		1 Y			b
法	(0)		防火ダンパーの取付けの状	三 (1)	1 W	1 V	C.VI	
28 冬	(2)		況		1 Y	1 Y	6 M	0
第 2	(3)		防火ダンパーの作動の状況	三 (2)	1 Y	1 Y	6 M	0
項又	(4)		防火ダンパーの劣化及び損	- (a)	1 W	1 1/	C.VI	
第二	(4)	7+ 1. F \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	傷の状況	三 (3)	1 Y	1 Y	6 M	0
居室等		・防火ダンパー 等	防火ダンパーの点検口の有					
<sup>寸</sup> 基   づ	(5)	守	無及び大きさ並びに検査口		1 Y			b
き換			の有無					
設備	(0)		防火ダンパーの温度ヒュー	- (A)	4 37	1 0		
が設	(6)		ズ	三 (4)	1 Y	1 Y		0
けら	(7)		壁及び床の防火区画貫通部		1 77			1
れ   た	(7)		の措置の状況		1 Y			b
		-						

(8)	連動型防火ダンパーの煙感 知器、熱煙複合式感知器及び		1 Y			b
	熱感知器の位置					
(9)	連動型防火ダンパーの煙感 知器、熱煙複合式感知器及び 熱感知器との連動の状況	三 (5)	1 Y	1 Y	6 M	0

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 H28.11.1) )

建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、

方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律(H20 国土交通省告示第 1351 号(最終改正 H29.3.31 )) 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

建	築基	準法					
(	H20	国土:	交通省份	告示第	頁 285 号		官公庁施設
(	最終	改正	H28.1	1.1)	)		の建設等に関する法律
別	表第	2	排煙設	備			(H20 国土ダ 通省告示第
				検	(い)	(ろ)検査事項	1351 号(最終 改正 H29. 3. 31 ) 別表第二 排煙設備
	の	_	(1)			排煙機の設置の状況	— (1)
	13 の 3	令第	(2)			排煙風道との接続の状況	一 (2)
	第 13	令第 123 条第 3	(3)		排煙機	煙排出口の設置の状況	
		第 3 項	(4)		の外観	煙排出口の周囲の状況	· (3)
第1項に規定する居室等	項に規定する昇降路又は乗降	項第2号に規定する階段室又は付室:	(5)	排煙機	<b>シ</b> ブグト作兄	屋外に設置された煙排出口 への雨水等の防止措置の状 況	
る居室等	ロビ	る階段室又は	(6)			排煙口の開放との連動起動 の状況	<b>—</b> (4)
	一、令第 126 々	令第	(7)		排煙機の性能	作動の状況	— (5)
	条の2	129条	(8)			電源を必要とする排煙機の	— (6)

		建	官	官	共
官公庁施設		基	公	公	通
の建設等に		法	法	法	仕
関する法律 (H20 国土交		12	12	13	様
通省告示第		条	条	条	書
1351 号(最終		報	点		目
改正				確	
H29.3.31 ))		告	検	認	
Elilaha fete		検			
別表第二 排煙設備		査			
DEVERY IM		等			
· (1)		1 Y	1 Y	6 M	0
· (2)		1 Y	1 Y	6 M	0
		1 Y			b
<b>—</b> (3)		1 Y	1 Y		0
		1 Y			b
· (4)		1 Y	1 Y	6 M	0
— (5)		1 Y	1 Y	6 M	0
· (6)		1 Y	1 Y	6 M	0
	•	1			

			予備電源による作動の状況						
(9)			排煙機の排煙風量			1 Y			b
(10)			中央管理室における制御及	(7)		1 W	1 17	CM	
(10)			び作動状態の監視の状況	— (7)		1 Y	1 Y	6 M	0
(11)		機械排	排煙口の位置			1 Y			b
(12)		煙設備	排煙口の周囲の状況	<b>一</b> (8)		1 Y	1 Y		0
(13)		の排煙	排煙口の取付けの状況	· (9)		1 Y	1 Y	6 M	0
(14)		口の外	手動開放装置の設置の状況	<b>→</b> (10)		1 Y	1 Y		0
(15)		観	手動開放装置の操作方法の 表示の状況			1 Y			b
(16)	排煙口	機械排煙設備	手動開放装置による開放の 状況	· (11)		1 Y	1 Y	6 M	0
(17)		の排煙	排煙口の開放の状況	一 (12)		1 Y	1 Y		0
(18)		口の性	排煙口の排煙風量			3 Y			b
(19)		能	中央管理室における制御及 び作動状態の監視の状況	— (13)		1 Y	1 Y	6 M	0
(20)			煙感知器による作動の状況	状況 — (14)	1 Y	1 Y		0	
(21)		機械排煙設備	排煙風道の劣化及び損傷の 状況	<b>一</b> (15)		1 Y	1 Y	6 M	0
(22)		の排煙	排煙風道の取付けの状況	一 (16)		1 Y	1 Y	6 M	0
(23)		風道(隠	排煙風道の材質			1 Y			b
(24)		蔽部分	防煙壁の貫通措置の状況	<b>一</b> (17)		1 Y	1 Y	6 M	0
(25)	排煙風道	及び埋 設部分 を除 く。)	排煙風道と可燃物、電線等と の離隔距離及び断熱の状況	— (18)		1 Y	1 Y		0
(26)	道		防火ダンパーの取付けの状 況	· (19)		1 Y	1 Y	6 M	0
(27)			防火ダンパーの作動の状況	· (20)		1 Y	1 Y	6 M	0
(28)		防火ダ 防火ダンパーの劣化及び損 ー (21)	1 Y	1 Y	6 M	0			
(29)			防火ダンパーの点検口の有 無及び大きさ並びに検査口 の有無			1 Y			b

	(30)			防火ダンパーの温度ヒュー	<b>一</b> (22)	1 Y	1 Y		0
-				ズ					
				壁及び床の防火区画貫通部 の措置の状況(防火ダンパー					
				が令第 112 条第 15 項に規定					
	(31)					1 W			1
	(31)			する準耐火構造の防火区画		1 Y			b
				を貫通する部分に近接する					
				部分に設けられている場合					
-				に限る。)					
	(32)		特殊な	排煙口及び給気口の大きさ		1 Y			b
-			構造の	及び位置					
	(33)		排煙設	排煙口及び給気口の周囲の	· (23)	1 Y	1 Y		0
_			備の排	<b>状況</b>					
	(34)	特	煙口及	排煙口及び給気口の取付け	· (24)	1 Y	1 Y	6 M	0
		殊	び給気	の状況					
	(35)	な	口の外	手動開放装置の設置の状況	<b>→</b> (25)	1 Y	1 Y		0
	(36)	構	観	手動開放装置の操作方法の		1 Y			b
	(00)	造		表示の状況		11			ь
	(37)	の	特殊な	排煙口の排煙風量		3 Y			b
	(38)	排	構造の	中央管理室における制御及	· (26)	3 Y	1 Y	6 M	0
	(36)	煙	排煙設	び状態の監視の状況	— (20)	91	11	OM	0
		風	備の排						
	(39)	道	煙口の	煙感知器による作動の状況	· (27)	1 Y	1 Y		0
			性能						
	(10)		特殊な	給気風道の劣化及び損傷の	(22)	4 **	- 11	2.11	(
	(40)		構造の	状況	— (28)	1 Y	1 Y	6 M	0
	(41)		排煙設	給気風道の材質		1 Y			b
	(42)		備の給	給気風道の取付けの状況	<b>—</b> (29)	1 Y	1 Y	6 M	0
			気風道						
			(隠蔽						
			部分及						
	(43)		び埋設	防煙壁の貫通措置の状況	<b>—</b> (30)	1 Y	1 Y	6 M	0
			部分を						
			除く。)						
	(44)		特殊な	給気送風機の設置の状況	— (31)	1 Y	1 Y	6 M	0
	(45)		構造の	給気風道との接続の状況	<b>一</b> (32)	1 Y	1 Y	6 M	0

			排煙設 備の給 気送風 機の外 観							
	(46)		特殊な	排煙口の開放と連動起動の 状況	— (33)		1 Y	1 Y	6 M	0
	(47)		構造の	作動の状況	· (34)		1 Y	1 Y	6 M	0
	(48)		排煙設備の給気送風	電源を必要とする給気送風 機の予備電源による作動の 状況	— (35)	-	1 Y	1 Y	6 M	0
	(49)		機の性能	中央管理室における制御及 び作動状態の監視の状況	— (36)		1 Y	1 Y	6 M	0
	(50)		特殊な	吸込口の設置位置			1 Y			b
	(51)		構造の	吸込口の周囲の状況	一 (37)		1 Y	1 Y		0
	(52)		排煙設 備の給 気送風 機の吸 込口	屋外に設置された吸込口へ の雨水等の防止措置の状況			1 Y			b
二 令第1	(1)	の付	避難階段  空及び非	排煙機、排煙口及び給気口の 作動の状況	二 (1)	=	1 Y	1 Y	6 M	0
13 の 3 第 13 項に規定する昇降路又は乗降ロビ令第123条第 3 項第二号に規定する階段室又は付室及び	(2)	タービー	エレベー -の乗降ロ -に設ける             	給気口の周囲の状況	二 (2)		1 Y	1 Y		0
でする昇降な足する階段	(3)		排煙風 道(隠蔽	排煙風道の劣化及び損傷の 状況	_ (3)		1 Y	1 Y	6 M	0
室又は	(4)	加	部分及	排煙風道の取付けの状況	(4)		1 Y	1 Y	6 M	0
第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー項第二号に規定する階段室又は付室及び令第129条の	(5)	圧防排	び埋設 部分を 除く。)	排煙風道の材質			1 Y			b
129 冬	(6)	煙	給気口	給気口の周囲の状況	<u></u>		1 Y	1 Y		0
かの	(7)	設	の外観	給気口の取付けの状況	(6)		1 Y	1 Y	6 M	0

(8)	備		給気口の手動開放装置の設	二 (7)	1 Y	1 Y		0
(0)			置の状況			- 1		
(9)			給気口の手動開放装置の操		1 Y			b
(0)			作方法の表示の状況		11			5
(10)		給気口	給気口の手動開放装置によ	<u> </u>	1 Y	1 Y	6 M	0
(10)		の性能	る開放の状況	_ (0)	11	11	O M	
(11)		*> 12.60	給気口の開放の状況	<u> </u>	1 Y	1 Y	6 M	0
(12)		給気風	給気風道の劣化及び損傷の	二 (10)	1 Y	1 Y	6 M	0
(12)		道(隠蔽	状況	(10)	11	11	O M	0
(13)		部分及 び埋設	給気風道の取付けの状況	二 (11)	1 Y	1 Y	6 M	0
(14)		部分を 除く。)	風道の材質		1 Y			b
(15)		給気送	給気送風機の設置の状況	二 (12)	1 Y	1 Y	6 M	0
(16)		風機の 外観	給気風道との接続の状況	二 (13)	1 Y	1 Y	6 M	$\circ$
(17)			給気口の開放と連動起動の 状況	二 (14)	1 Y	1 Y	6 M	0
(18)			給気送風機の作動の状況	二 (15)	1 Y	1 Y	6 M	0
		給気送	電源を必要とする給気送風					
(19)		風機の	機・排煙機の予備電源による	二 (16)	1 Y	1 Y	6 M	0
		性能	作動の状況					
			中央管理室における制御及					
(20)			び状態の監視の状況	二 (17)	1 Y	1 Y	6 M	0
(21)			吸込口の設置位置		1 Y			b
(22)		給気送	吸込口の周囲の状況	二 (18)	1 Y	1 Y		0
()		風機の	屋外に設置された吸込口へ					_
(23)		吸込口	の雨水等の防止措置の状況		1 Y			b
		遮煙開						
(24)		口部の	遮煙開口部の排出風速		1 Y			b
		性能						
(05)		## # \\\	空気逃し口の大きさ及び位		1 17			1
(25)		空気逃	置		1 Y			b
(26)		し口の	空気逃し口の周囲の状況	二 (19)	1 Y	1 Y		0
(27)		外観	空気逃し口の取付けの状況	二 (20)	1 Y	1 Y	6 M	0

			空気逃									
	(28)		し口の	空気逃し口の作動の状況		<u> </u>	(21)		1 Y	1 Y		b
	(==)		性能	127.100 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			<b>(</b> /					
	(29)		1 -tm	圧力調整装置の大きさ及び					1 Y			b
			圧力調	位置								
	(30)		整装置	圧力調整装置の周囲の状況		<u> </u>	(22)		1 Y	1 Y		0
	(31)		の外観	圧力調整装置の取付けの状		_	(23)		1 Y	1 Y	6 M	0
	(01)			況					11	11	O M	
			圧力調									
	(32)		整装置	圧力調整装置の作動の状況		_	(24)		1 Y	1 Y		0
			の性能									
三	(1)			手動降下装置の作動の状況		三	(1)		1 Y	1 Y	6 M	0
第	(2)			手動降下装置による連動の		三	(2)		1 Y	1 Y	6 M	$\circ$
126 欠		_		状況	-							
がのい	(3)	_		煙感知器による連動の状況	-	Ξ	(3)		1 Y	1 Y	6 M	0
第 1 項	(4)	可動	协防煙壁	可動防煙壁の材質					1 Y			b
令第 126 条の 2 第 1 項に規定する居室等	(5)			可動防煙壁の防煙区画		三	(4)		1 Y	1 Y	6 M	0
9 る 足	(2)			中央管理室における制御及		_	()	- **	- 11			
室等	(6)			び作動状態の監視の状況		三	(5)		1 Y	1 Y		0
- '1	(.)			自家用発電機室の防火区画			<i>(.</i> )					
	(1)			貫通措置の状況		四	(1)		1 Y	1 Y		0
	(2)			発電機の発電容量					1 Y			b
	(3)			発電機及び原動機の状況		四	(2)		1 Y	1 Y	1 Y	0
	(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の		m	(0)		4 17	- V	- W	
四	(4)	自	自家用	状況		四	(3)		1 Y	1 Y	1 Y	0
	(5)	自家用発電装置	発電装	始動用の空気槽の圧力		四	(4)		1 Y	1 Y		0
予備電源	(6)	1 電	置等の	セル始動用蓄電池及び電気		四	(F)		1 77	1 17	1 77	0
源	(6)	置	状況	ケーブルの接続の状況		ഥ	(5)		1 Y	1 Y	1 Y	0
	(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状		四	(6)		1 V	1 V	1 V	
	(1)			況		쁘	(U)		1 Y	1 Y	1 Y	0
	(8)			計器類及びランプ類の指示		四	(7)		1 Y	1 Y	1 Y	0
	(0)			及び点灯の状況		ഥ	(1)		1 I	1 1	1 I	)
	(9)			自家用発電装置の取付けの		四	(8)		1 Y	1 Y	1 Y	0

			状況						
			自家用発電機室の給排気の						
(10)			状況(屋内に設置されている	四 (9)		1 Y	1 Y		$\circ$
			場合に限る。)						
(11)			接地線の接続の状況	四 (10)		1 Y	1 Y	1 Y	0
(12)			絶縁抵抗			1 Y			b
(13)			電源の切替えの状況	四 (11)		1 Y	1 Y		0
(14)		自家用	始動の状況	四 (12)		1 Y	1 Y		0
(15)		発電装	運転の状況	四 (13)		1 Y	1 Y		0
(16)		光电表置の性	排気の状況	四 (14)		1 Y	1 Y		0
(17)		能	コンプレッサー、燃料ポン プ、冷却水ポンプ等の補機類 の作動の状況	四 (15)		1 Y	1 Y		0
(18)			直結エンジンの設置の状況	四 (16)		1 Y	1 Y		0
(19)			燃料油、潤滑油及び冷却水の 状況	四 (17)		1 Y	1 Y		0
(20)		<b>本</b> 处一	セル始動用蓄電池及び電気 ケーブルの接続の状況	四 (18)	1 Y	1 Y		0	
(21)	直結	直結エンジン	計器類及びランプ類の指示 及び点灯の状況	四 (19)		1 Y	1 Y		0
(22)	エンジン	の外観	給気部及び排気管の取付け の状況	四 (20)		1 Y	1 Y		0
(23)			V ベルト	四 (21)		1 Y	1 Y		0
(24)		接地線の接続の状況 四(22)	1 Y	1 Y		0			
(25)			絶縁抵抗			1 Y			b
(26)		直結工	始動及び停止の状況	四 (23)		1 Y	1 Y		0
(27)		ンジン の性能	運転の状況	四 (24)		1 Y	1 Y		0

建築基準法(H20 国土交通省告示第 285 号(最終改正 H28. 11. 1))

建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、 方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律(H20 国土交通省告示第 1351 号(最終改正 H29. 3. 31 )) 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

	築基準  20 国		省告示第 285	官公庁施設 の建設等に 関する法律	建基法	官公法	官公法	共通仕	
別表	長第 3	3 非常	用の照明装置	i L	(H20 国土交 通省告示第	12	12	13	様
			(V)		1351 号(最終	条	条	条	書
			( )		改正	報	点	確	
				(ろ)検査事項	H29. 3. 31) )	告	検	認	
			検査項目	(3)(), (3,4)	別表第三	検			
					非常用の 照明装置	查			
			II. MA 177 -	Harris es John		等			
器具	照	(1)	非常用の	使用電球、ランプ等	<del>-</del> (1)	1 Y	1 Y		0
	明		照明器具	照明器具の取付けの状況		1 Y			b
	_	(1)		予備電源への切替え及び点	<u> </u>	1 Y	1 Y	6 M	0
の蓄	電池内		予備電源	灯の状況					
の蓄電池及び自家用発電装置	蔵	(2)		予備電源の性能	<u> </u>	1 Y	1 Y		0
及び	形の	(3)	照度	照度の状況		1 Y			b
自家	蓄電	(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示		1 Y			b
用発	池、			の状況					
電装	電源			配電管等の防火区画の貫通	- (a)				
置	別置	(5)	配線	措置の状況(隠蔽部分及び	(3)	1 Y	1 Y		0
	形			埋設部分を除く。)					
				照明器具の取付けの状況及					
		(1)		び配線の接続の状況(隠蔽		1 Y			b
=	<u>:</u>			部分及び埋設部分を除く。)					
電源		(2)	配線	電気回路の接続の状況		1 Y			b
別置	Ì			接続部(幹線分岐及びボッ					
形の		(3)		クス内に限る。)の耐熱処		1 Y			b
蓄電				理の状況					
池及	1			予備電源から非常用の照明					
び 自	Ř I	(4)	配線	器具間の配線の耐熱処理の		1 Y			b
家用	[			状況(隠蔽部分及び埋設部					
発電				分を除く。)					
電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	Ē	(5)		常用の電源から蓄電池設備	三 (1)	1 Y	1 Y		0
			切替回路	への切替えの状況					
		(6)		蓄電池設備と自家用発電装	三 (2)	1 Y	1 Y		0

				置併用の場合の切替えの状 況					
四	(1)	配線	!及び	充電ランプの点灯の状況	四 (1)	1 Y	1 Y		0
蓄電池内蔵形の	(2)	充電ランプ		誘導灯及び非常用照明兼用 器具の専用回路の確保の状 況		1 Y			b
	(1)		活電池等	蓄電池室の防火区画等の貫 通措置の状況	五 (1)	1 Y	1 Y		0
_	(2)		等の状	蓄電池室の換気の状況	五 (2)	1 Y	1 Y		0
五	(3)		扒	蓄電池の設置の状況	五 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	0
源	(4)	<b>₩</b>	性蓄電	電圧		1 Y			b
置	(5)	蓄電池	池	電解液比重		1 Y			b
形の芸	(6)	他	の	電解液の温度		1 Y			b
電源別置形の蓄電池	(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫 通措置の状況	五 (4)	1 Y	1 Y		0
	(8)			キュービクルの取付けの状 況	五 (5)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(1)			自家用発電機室の防火区画 等の貫通措置の状況	六 (1)	1 Y	1 Y		0
	(2)			発電機の発電容量		1 Y			b
	(3)			発電機及び原動機の状況	六 (2)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水 の状況	六 (3)	1 Y	1 Y	1 Y	0
六	(5)		自安	始動用の空気槽の圧力	六 (4)	1 Y	1 Y		0
	(6)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	セル始動用蓄電池及び電気 ケーブルの接続の状況	六 (5)	1 Y	1 Y	1 Y	0
自家用発電装置	(7)	光電装置	表置等の 出	燃料及び冷却水の漏洩の状 況	六 (6)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(8)		況	計器類及びランプ類の指示 及び点灯の状況	六 (7)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(9)			自家用発電装置の取付けの 状況	六 (8)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(10)			自家用発電機室の給排気の 状況(屋内に設置されてい る場合に限る。)	六 (9)	1 Y	1 Y		0

(11)		接地線の接続の状況	六 (10)	1 Y	1 Y	1 Y	0
(12)		絶縁抵抗		1 Y			b
(13)		電源の切替えの状況	六 (11)	1 Y	1 Y		0
(14)	自家	始動の状況	六 (12)	1 Y	1 Y		0
(15)	自家用発電装置の	音、振動等の状況	六 (13)	1 Y	1 Y		0
(16)	電装	排気の状況	六 (14)	1 Y	1 Y		0
(17)	置 の 性 能	コンプレッサー、燃料ポン プ、冷却水ポンプ等の補機 類の作動の状況	六 (15)	1 Y	1 Y		0

建築基準法 (H20 国土交通省告示第 285 号 (最終改正 H28.11.1) )

建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、 方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律(H20国土交通省告示第1351号(最終改正H29.3.31))

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

建築	建築基準法											
(H20	0 国土3	交通省告示第 285	号(最終改正 H28.11.1 ))									
別表第4 給水設備及び排水設備												
	(١/١)											
			(ろ)検査事項									
		検査項目										
_	(1)		配管の取付けの状況									
   飲	(2)		配管の腐食及び漏水の状況									
  料  用	(3)	飲料用配管及	配管が貫通する箇所の損傷									
の配	(3)	び排水配管	防止措置の状況									
管設	(4)	(隠蔽部分及	継手類の取付けの状況									
備及	(5)	び埋設部分を	保温措置の状況									
飲料用の配管設備及び排水設備	(6)	除く。)	防火区画等の貫通措置の状									
水   設	(0)		況									
備	(7)		配管の支持金物									

官公庁施設
の建設等に
関する法律
(H20 国土交
通省告示第
1351 号 (最終
改正
H29.3.31) )
別表第四
給水設備
及び排水設
備
· (1)

建	官	官	共
基	公	公	通
法	法	法	仕
12	12	13	様
条	条	条	書
報	点	確	
告	検	認	
検			
查			
等			
1 Y		1 Y	0
1 Y	1 Y	1 Y	0
1 Y			b
1 Y			b
1 Y			b
1 Y			b
1 Y			b

	(8)		飲料水系統配管の汚染防止			1 17			,
	(8)		措置の状況			1 Y			b
	(9)		止水弁の設置の状況			1 Y			b
	(10)		ウォーターハンマーの防止			1 Y			b
	(10)		措置の状況			1 1			D
	(11)		給湯管及び膨張管の設置の			1 Y			b
	(11)		状況			1 1			D
	(1)		給水タンク等の設置の状況			1 Y			b
		飲料用の給水 一タンク及び貯	給水タンク等の通気管、水						
	(2)		抜き管、オーバーフロー管			1 Y			b
			等の設置の状況						
	(3)		給水タンク等の腐食及び漏		(1)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(0)	ホテンテ (以   下 「給水タン	水の状況		- (1)	11	11	11	<u> </u>
	(4)	ク等」とい	給水用圧力タンクの安全装			1 Y			b
=	(1)	うず」と <b>い</b>   う。) 並びに	置の状況			11			Б
	(5)	う。/ 並びに   給水ポンプ	給水ポンプの運転の状況	_	(2)	1 Y	1 Y	6 M	0
水の	(6)	WHO ZICKY Y	給水タンク及びポンプ等の			1 Y			b
配	(0)		取付けの状況						
横備	(7)		給水タンク等の内部の状況	_	(3)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(8)		給湯設備(ガス湯沸器を除	-	. (4)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(0)		く。)の取付けの状況		- (1)				
	(9)	給湯設備(循	ガス湯沸器の取付けの状況		(5)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(10)	環ポンプを含	給湯設備の腐食及び漏水の	-	(6)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	(==)	t.)	状況		- (0)				
	(11)		ガス湯沸器の煙突及び給排	-	. (7)	1 Y	1 Y	1 Y	0
	. ,		気部の構造						
	(1)		排水槽のマンホールの大き			1 Y			b
			2						
	(2)		排水槽の通気の状況			1 Y			b
三	(3)		排水漏れの状況	Ξ	E (1)	1 Y	1 Y	6 M	0
排水設備	(4)	排水槽	排水ポンプの設置の状況	-	£ (2)	1 Y	1 Y	1 Y	0
備	(5)		排水ポンプの運転の状況		(3)	1 Y	1 Y	1 Y	0
			地下街の非常用の排水設備						
	(6)		の処理能力及び予備電源の			1 Y			b
			状況						

(7)			雑用水の用途		1 Y			b
(8)	+11-14	<b>玉</b> 和田町	雑用水給水栓の表示の状況	三 (4)	1 Y	1 Y	1 Y	0
(9)		再利用配	配管の標識等		1 Y			b
(10)	'	備(中水含む。)	雑用水タンク、ポンプ等の 設置の状況	三 (5)	1 Y	1 Y	1 Y /6M	0
(11)			消毒装置	三 (6)	1 Y	1 Y		0
(12)		衛生器具	衛生器具の取付けの状況	三 (7)	1 Y	1 Y	1 Y	0
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状 況		1 Y			b
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設 置の状況		1 Y			b
(15)	そ		公共下水道等への接続の状 況		1 Y			b
(16)	他	111 (	雨水排水立て管の接続の状 況		1 Y			b
(17)		排水管	排水の状況	三 (8)	1 Y	1 Y	1 Y	0
(18)			掃除口の取付けの状況		1 Y			b
(19)			雨水系統との接続の状況		1 Y			b
(20)			間接排水の状況	三 (9)	1 Y	1 Y	1 Y	0
(21)		通复答	通気開口部の状況		1 Y			b
(22)		通気管  -	通気管の状況	三 (10)	1 Y	1 Y	1 Y	0

建築基準法(H20 国土交通省告示第 285 号(最終改正 H28.11.1))

建築設備等(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、

方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律(H20国土交通省告示第1351号(最終改正H29.3.31))

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

	基準法 定 H28.		建築基準法	·関係告示 723 号 )		官公庁施設の建設等に関するは決	建基法	官公法	官公法	共通仕
防火	設備					関する法律 (H20 国土交	12	12	13	様
						通省告示第 1351 号 (最終	条	条	条	書
						改正	報告	点検	確認	
別		(V)	検査項目	(ろ)検査事項		H29. 3. 31) )	検	1央	助心	
表						別表第五	查			
						防火設備	等			
			設置場							
	(1)		所の周	閉鎖の障害となる物品の放		· (1)	1 Y	1 Y		0
			囲の状	置の状況						
	(2)	防	況	   扉の取付けの状況		<b>—</b> (2)	1 V	1 Y	6 M	0
	扉	扉、枠及	原、枠及び金物の劣化及び損		(2)	1 Y	11	ОМ		
	(3)		び金物	傷の状況		— (3)	1 Y	1 Y	6 M	0
	(4)		危害防 止装置	作動の状況		— (4)	1 Y	1 Y		0
	(5)		煙感知器、熱煙	設置位置			1 Y			b
- RE			複合式							
防火扉	(6)		感 知 器	感知の状況		<b>一</b> (5)	1 Y	1 Y	6 M	0
771	(0)		及び熱	ZELVE - Z-PVDE		(0)			O M	
			感知器							
	(7)	連動	温度ヒューズ	設置の状況		— (6)	1 Y	1 Y		0
	(1)	連動機構	装置	以直约扒儿		(0)	11	11		
			WE	スイッチ類及び表示灯の状						
	(8)			況		<b>→</b> (7)	1 Y	1 Y		0
	(9)		連動制	結線接続の状況		— (8)	1 Y	1 Y		0
	(10)		御器	接地の状況		<b>—</b> (9)	1 Y	1 Y		0
	(11)			予備電源への切り替えの状 況		· (10)	1 Y	1 Y		0

	(12)		連動機	劣化及び損傷の状況		— (11)		1 Y	1 Y		0
	(13)		構 用 予 備電源	容量の状況		— (12)		1 Y	1 Y		0
	(14)		占 利 BB	設置の状況		<b>—</b> (13)		1 Y	1 Y		0
	(15)		自動閉	再ロック防止機構の作動の 状況		· (14)		1 Y	1 Y		0
	(16)		ı	防火扉の閉鎖の状況		<b>一</b> (15)		1 Y	1 Y	6 M	0
		総合	的な作動	防火区画(令第112条第9項							
	(17)	の状	況	の規定による区画に限る。)				1 Y			b
				の形成の状況							
			設置場	明然の時中しまて帰りのお							
	(1)		所の周	閉鎖の障害となる物品の放		二 (1)		1 Y	1 Y		0
			囲状況	置の状況							
			駆動装	軸受け部のブラケット、巻取							
	(2)		置 ((2)	りシャフト及び開閉器の取		二 (2)		1 Y	1 Y		0
			の項か	付けの状況							
	(3)		ら(4)の	スプロケットの設置の状況		(3)		1 Y	1 Y		0
			項まで	軸受け部のブラケット、ベア							
	(4)		の点検	リング及びスプロケット又		<b>→</b> (4)		4 17	4.17		
	(4)		につい	はロープ車の劣化及び損傷		<u> </u>		1 Y	1 Y		0
			ては、日	の状況							
		防	常的に								
<u> </u>		火	閉鎖す	ローラチェーン又はワイヤ							
防	(5)	シ	るもの	ロープの劣化及び損傷の状		二 (5)		1 Y	1 Y		0
火		ヤ	に限	況							
シ		ツ	る。)								
ヤ	(6)	タ		スラット及び座板の劣化の		<u> </u>		1 Y	1 Y	6 M	0
ッ	(0)	_	カーテ	状況		(0)		1 1	11	OM	
タ	(7)		ン部	吊り元の劣化及び損傷並び		二 (7)		1 V	1 17	CM	
_	(7)			に固定の状況		_ (1)		1 Y	1 Y	6 M	0
	(8)		ケース	劣化及び損傷の状況		(8)		1 Y	1 Y	6 M	0
			まぐさ								
	(9)		及びガ	劣化及び損傷の状況		二 (9)	1 Y	1 V	1 Y	6 M	0
	(0)		及びカーイドレー	- フォロス ∪ 1尺 例 <sup>v</sup> / 1八 1/L				11	1 1	O IVI	
			ール								

(10)			危害防止用連動中継器の配 線の状況	二 (10)		1 Y	1 Y		0
(11)		危害防	危害防止装置用予備電源の 劣化及び損傷の状況	二 (11)		1 Y	1 Y		0
(12)		止装置	危害防止装置用予備電源の 容量の状況	<u> </u>		1 Y	1 Y		0
(13)			座板感知部の劣化及び損傷 並びに作動の状況	二 (13)		1 Y	1 Y		0
(14)			作動の状況	二 (14)		1 Y	1 Y		$\circ$
(15)		煙 器、熱煙 式 器	設置位置			1 Y			b
(16)		及び熱感知器	感知の状況	二 (15)		1 Y	1 Y	6 M	0
(17)		温 度 ヒ ュ ー ズ 装置	設置の状況	二 (16)		1 Y	1 Y		0
(18)			スイッチ類及び表示灯の状況	二 (17)		1 Y	1 Y		0
(19)	機構	連動制	結線接続の状況	二 (18)		1 Y	1 Y		0
(20)	] "	御器	接地の状況	二 (19)		1 Y	1 Y		$\circ$
(21)			予備電源への切り替えの状 況	<u> </u>		1 Y	1 Y		0
(22)		連動機構用予	劣化及び損傷の状況	二 (21)		1 Y	1 Y		0
(23)		備電源	容量の状況	二 (22)		1 Y	1 Y		$\circ$
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	二 (23)	_	1 Y	1 Y		0
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	<u> </u>		1 Y	1 Y		0
(26)	松△	的护作動	防火シャッターの閉鎖の状況	(25)		1 Y	1 Y	6 M	0
(27)		総合的な作動 - の状況	防火区画(令第112条第9項 の規定による区画に限る。) の形成の状況			1 Y			b

	(1)		設置場 所の周 囲状況	閉鎖の障害となる物品の放 置の状況		三 (1)	1 Y	1 Y	0
	(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び 損傷の状況		三 (2)	1 Y	1 Y	0
	(3)		カーテ	耐火クロス及び座板の劣化 及び損傷の状況		三 (3)	1 Y	1 Y	0
	(4)		ン部	吊り元の劣化及び損傷並び に固定の状況		三 (4)	1 Y	1 Y	0
	(5)	耐火	ケース	劣化及び損傷の状況		三 (5)	1 Y	1 Y	$\circ$
	(6)	クロススクリーン	まぐさ 及びガ イドレ ール	劣化及び損傷の状況		三 (6)	1 Y	1 Y	0
三耐	(7)			危害防止用連動中継器の配 線の状況		三 (7)	1 Y	1 Y	0
耐火クロス	(8)		危害防	危害防止装置用予備電源の 劣化及び損傷の状況		三 (8)	1 Y	1 Y	0
スクリー	(9)		止装置	危害防止装置用予備電源の 容量の状況		三 (9)	1 Y	1 Y	0
\[ \sum_{\chi} \]	(10)			座板感知部の劣化及び損傷 並びに作動の状況		三 (10)	1 Y	1 Y	0
	(11)			作動の状況		三 (11)	1 Y	1 Y	0
	(12)		煙感知 器、熱煙 複合式	設置位置			1 Y		b
	(13)	連動機	感 知 器 及 び 熱 感知器	感知の状況		三 (12)	1 Y	1 Y	0
	(14)	機構		スイッチ類及び表示灯の状 況		三 (13)	1 Y	1 Y	0
	(15)		連動制	結線接続の状況	1	三 (14)	1 Y	1 Y	0
	(16)		御器	接地の状況	1	三 (15)	1 Y	1 Y	0
	(17)			予備電源への切り替えの状 況		三 (16)	1 Y	1 Y	0

	(18)		連動機	劣化及び損傷の状況	三 (17)	1 Y	1 Y	0
<u></u>	(19)		構 用 予 備電源	容量の状況	三 (18)	1 Y	1 Y	0
	(20)	-	自動閉鎖装置	設置の状況	三 (19)	1 Y	1 Y	0
	(21)		手 動 閉鎖装置	設置の状況	三 (20)	1 Y	1 Y	0
	(22)	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	三 (21)	1 Y	1 Y	0
				防火区画(令第112条第9項 の規定による区画に限る。) の形成の状況		1 Y		b
	(1)		設置場 所の周 囲状況	作動の障害となる物品の放 置の状況	四 (1)	1 Y	1 Y	0
ドレン	(2)		散水へッド	散水ヘッドの設置の状況	四 (2)	1 Y	1 Y	0
ンチャーその他水幕を形成する防火	(3)		開閉弁	開閉弁の状況	四 (3)	1 Y	1 Y	0
	(4)		排水設備	排水の状況	四 (4)	1 Y	1 Y	0
	(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質 並びに水量の状況	四 (5)	1 Y	1 Y	0
成する	(6)	ド		給水装置の状況	四 (6)	1 Y	1 Y	0
る防火設備	(7)	レンチャ		ポンプ制御盤のスイッチ類 及び表示灯の状況	四 (7)	1 Y	1 Y	0
	(8)	等		結線接続の状況	四 (8)	1 Y	1 Y	0
以下	(9)			接地の状況	四 (9)	1 Y	1 Y	0
「ドレンチャー等」という。)	(10)			ポンプ及び電動機の状況	四 (10)	1 Y	1 Y	0
	(11)	-	加圧送	加圧送水装置の予備電源へ の切り替えの状況	四 (11)	1 Y	1 Y	0
	(12)		水装置	加圧送水装置用予備電源の 劣化及び損傷の状況	四 (12)	1 Y	1 Y	0
	(13)			加圧送水装置用予備電源の 容量の状況	四 (13)	1 Y	1 Y	0
	(14)			圧力計、呼水槽、	四 (14)	1 Y	1 Y	0

				起動用圧力スイッチ等の付							
				属装置の状況							
	(15)		煙感知	設置位置							
			器、熱煙					1 Y			b
			複合式								
			感 知 器		1		_				
			及び熱	感知の状況				1 Y	1 Y		0
			感 知 器								
			(火災								
	( )	連動機構	感 知 器			- ( - <del>-</del> )					
	(16)		用ヘッ			四 (15)					
			ド等の								
			感 知 装								
			置を含								
			む。)								
	(17)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状		四 (16)		1 Y	1 Y		0
				況		L (10)					)
	(18)			結線接続の状況		四 (17)		1 Y	1 Y		0
	(19)			接地の状況		四 (18)		1 Y	1 Y		0
	(20)			予備電源への切り替えの状		四 (19)		1 Y	1 Y		0
				況		E (13)					
	(21)		連動機	劣化及び損傷の状況		四 (20)		1 Y	1 Y		0
	(22)		構用予備電源	容量の状況		四 (21)		1 Y	1 Y		0
_	(23)		自動作	設置の状況四					_		
			動装置			四 (22)		1 Y	1 Y		0
			手動作			四 (23)		1 Y	1 Y		0
			動装置								
	(25)	総合的な作動 の状況		ドレンチャー等の作動の状		四 (24)					
				況				1 Y	1 Y		0
				防火区画(令第112条第9項							
				の規定による区画に限る。)				1 Y			b
				の形成の状況							

建築基準法(H28 国土交通省告示第723 号 ) (最終改正 H28.5.2)

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準 並びに検査結果表を定める件

官公庁施設の建設等に関する法律(H20国土交通省告示第1351号(最終改正H29.3.31))

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を定める件

国家機関の建	染物の昇降機以外の建築設備の点検の項目事項等を	(正める件		
	全ての機器類の作動		1 Y/	
			6 M	,
	基礎、架台の外観		6 M	0
	分電盤、動力制御盤、その他電源			
	盤、受変電機器の外観及び固定		1 Y	
	端子盤の外観及び固定		1 Y	0
	照明器具、スイッチ、コンセント		1 Y	0
上	の外観及び固定			
記	監視カメラの外観及び固定		1 Y	0
以	自動火災報知装置の外観及び固		6 M	0
外	定		OM	
Ø	音声誘導装置の外観及び固定		1 Y	0
官	インターホンの外観及び固定		1 Y	0
公	トイレ等呼出装置の外観及び固		1 Y	
法	定			
第	太陽光発電装置の外観及び固定		1 Y	0
13	風力発電装置の外観及び固定		1 Y	0
条	構内情報通信網装置の外観及び		1 Y	0
(	固定		11	
確	構内交換機(PBX) の外観及び		1 1 1 1	0
認	固定			
)	拡声装置の外観及び固定		1 Y	0
	映像、音響装置の外観及び固定		1 Y	0
	情報表示装置の外観及び固定		1 Y	0
	テレビ共同受信装置の外観及び		1 Y	0
	固定			
	テレビ電波障害防除装置の外観		1 Y	
	及び固定			
	駐車場管制装置の外観及び固定		1 Y	0
	入退室管理装置の外観及び固定		1 Y	0
·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

航空障害灯の外観及び固定			1 Y	0
外灯の外観及び固定			1 Y	0
電光掲示板の外観及び固定			1 Y	0
構内配電線路の外観及び固定			1 Y	0
構内通信線路の外観及び固定			1 Y	0
熱源機器(冷凍機、冷却塔、ボイ			1 Y/	0
ラー等) の外観及び固定			6 M	
製缶類(オイルタンク、ヘッダー、			1 Y	0
熱交換器、膨張タンク等)の外観				
消火機器(消火器を含む)の外観			6 M	0
及び固定				
中央監視装置の外観及び固定			1 Y	0
自動制御機器の外観及び固定			1 Y	
井戸の外観、固定及び作動の状況			1 Y	0
浄化槽の外観、固定及び作動の状			1 Y	0
況				_